平成 24 年度

# 外務省政策評価書

(平成23年度に実施した施策に係る評価書)

平成 24 年 8 月 **外 務 省** 

[総括・概要]		
平成 24 年度の	政策評価の概観と評価の改善点・・・・・・・・・・・	3
評価結果一覧・		11
[実施計画に基	:づく事後評価 (施策の評価)]	
基本目標 I 地域別	<u>训外交</u>	
I — 1	アジア大洋州地域外交・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	19
I — 2	北米地域外交・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	55
I — 3	中南米地域外交・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	71
I — 4	欧州地域外交・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	83
I — 5	中東地域外交・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	101
I — 6	アフリカ地域外交・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	117
基本目標Ⅱ 分野別	<u>训外交</u>	
Ⅱ—1	国際の平和と安定に対する取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	129
II-2	国際経済に関する取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	159
I-3	国際法の形成・発展に向けた取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	181
II — 4	的確な情報収集及び分析、並びに情報及び分析の政策決定ラインへの	
	提供・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	193
基本目標皿 広報,	文化交流及び報道対策	
Ⅲ—1	海外広報,文化交流・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	201
Ⅲ—2	報道対策,国内広報, IT 広報・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	215
基本目標Ⅳ 領事政	<u>女策</u>	
<b>IV</b> — 1	領事業務の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	233
基本目標Ⅴ 外交写	<u>   施体制の整備・強化</u>	
<b>V</b> – 1	外交実施体制の整備・強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	249
V — 2	外交通信基盤の整備・拡充及び IT を活用した業務改革・・・・・・	255
基本目標Ⅵ 経済協	<u>3力</u>	
VI— 1	経済協力・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	263
VI—2	地球規模の諸問題への取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	271
基本目標Ⅷ 分担金	<u>を・拠出金</u>	
VII— 1	国際機関を通じた政務及び安全保障分野に係る国際貢献・・・・・	285
VII — 2	国際機関を通じた経済及び社会分野に係る国際貢献・・・・・・・	291
$\Delta I - 3$	国際機関を通じた地球規模諸問題に係る国際貢献・・・・・・・・	297
政府開発援助に係る	5未着手・未了案件	
(1) 未	着手案件	
	ビシャカパトナム港拡張計画【インド】・・・・・・・・・・・	305
	地方部インターネット利用拡充計画【ベトナム】・・・・・・・・	307

(2) 未了案件	
地中海道路建設計画【モロッコ】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	309
コロンボ市配電網整備計画【スリランカ】・・・・・・・・・・	311
次世代航空保安システム整備計画【フィリピン】・・・・・・・・	313
アッパーコトマレ水カ発電計画【スリランカ】・・・・・・・・	315
リハビリ・維持管理体制改善計画(水資源分野)【インドネシア】・	317
サイゴン東西ハイウェイ建設計画(第二期)【ベトナム】・・・・・	319
遼寧省鞍山市総合環境整備計画【中国】・・・・・・・・・・・・	321
山西省西龍池揚水発電所建設計画【中国】・・・・・・・・・・・	323
アスタナ上下水道整備計画【カザフスタン】・・・・・・・・・	325
[成果重視事業に関する政策評価]	
○国際機関邦人職員の増強(Ⅱ—1—5 国連を始めとする国際機関における我が国	
の地位向上,望ましい国連の実現)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	329
〇在外選挙人登録推進(IV―1 領事サービスの充実)・・・・・・・・・・・・・	331
○領事業務の業務・システムの最適化事業(Ⅳ—1 領事サービスの充実)・・・・・	337
〇内部管理業務用ホストコンピュータシステムの再構築(V—2 外交通信基盤の整	
備・拡充及び IT を活用した業務改革)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	339
〇在外経理システムの整備(V—2 外交通信基盤の整備・拡充及び IT を活用した業	
務改革)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	341
[事前評価]	
(1) 無償資金協力・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	344
(2) 有償資金協力・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	345
(3) 規制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	346

## [総括・概要]

### 平成 24 年度の政策評価の概観と評価の改善点

#### 1 はじめに

外務省の任務は、平和で安全な国際社会の維持に寄与するとともに、主体的かつ積極的な取組を通じて良好な国際環境の整備を図ること並びに調和ある対外関係を維持し発展させつつ、国際社会における日本国及び日本国民の利益の増進を図ること(外務省設置法第3条)であり、平成23年度においても、限られた投入資源(予算、定員)を効果的・効率的に活用し、与えられた任務を全うすべく政策を企画・実施しました。本書は、当省が企画・実施した政策の自己評価を取りまとめたものです。

政策評価制度は、その実施により、効率的で質が高い行政、成果重視の行政、 国民に対する行政の説明責任の徹底を実現することを目指しています。今年度 より、この政策評価の目的の実現に向けた取組を前進させるため、全府省一律 に目標管理型の政策評価を導入することとなり、当省も同評価を取り入れるこ ととなりました(下記3(4)参照)。

今年度の政策評価においては、目標管理型の政策評価を導入したことに伴い、 測定指標として定量的な指標を可能な限り設けましたが、その多くは外交政策 の一側面を示す指標であり、施策の進捗状況全般を示すものではありません。 政策の効果については、むしろ定性的な説明を中心とせざるを得ない場合が多 く、定性的な測定指標を設定するとともに、「施策に関する評価結果」において 外部要因などその他の考慮すべき点も分析、勘案した上で、総合的に評価を行 いました。

外務省による政策評価については、下記2において概要を説明します。平成 24年度政策評価書における評価の枠組みと改善点は3を参照願います。

#### 2 外務省の政策評価

#### (1)政策評価制度の導入

我が国の政策評価の制度は、平成9年12月の行政改革会議の最終報告で、行政機関が行う政策が効果を上げているかどうかを評価し、その結果を将来の政策の企画立案に結びつける仕組みを強化すべきだとの提言があったことをきっかけとして検討され、平成13年1月、中央省庁等改革の大きな柱の一つとして、国民本位の効率的で質の高い行政の実現などを目的として導入されました。同

年6月、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」(以下、政策評価法)」が制定され、平成14年4月1日から施行されました。この法律によって、すべての府省が、自らの行った政策について評価を行うことが義務づけられました。

#### (2)政策評価に関する基本的方針(基本計画・実施計画)

外務省は、政策評価法の制定・施行を受け、平成14年度から政策評価を実施しています。外務省は、政策評価法及び関連の閣議決定に基づいて、「外務省における政策評価の基本計画」(現行の計画期間は平成20年度から平成24年度まで。以下「基本計画」。)及び「平成24年度(平成23年度を対象とした)外務省政策評価実施計画」(平成23年4月1日から24年3月31日までに実施した施策を対象。以下「実施計画」。)を定めています。政策評価はこれらの計画に基づいて実施されています。

基本計画は、外務省における政策評価の基本的事項を定めています。この基本計画は、5年間の期間中、外務省が行う政策評価の目的、実施に当たっての基本的考え方、実施体制、政策への反映、情報の公開等の基本的事項等を定めています。毎年作成する実施計画は、政策評価の実施上の具体的項目、例えば対象となる施策、施策の目標等を定めています。

#### (3) 外務省の政策評価の実施体制

外務省が行う政策評価は、基本的には一次評価を個別の施策を所管する各部局(以下「施策所管部局」)が実施し、その二次評価を評価総括組織(考査・政策評価官、官房総務課、会計課及び総合外交政策局総務課、政策企画室)が担当することになっています。

#### ア 施策所管部局

施策所管部局は、毎年度の実施計画に基づき、それぞれの部局が担当する 外交政策について、年度末の時点で1年を振り返って自己評価を行います。 施策所管部局は、主に過去1年間の取組実績やその成果を施策の目標と照ら し合わせ、目標に向けた進ちょく状況を中心に分析、評価します。

イ 評価総括組織 (考査・政策評価官,官房総務課,会計課,総合外交政策局総務課,政策企画室)

考査・政策評価官室は、施策所管部局が実施した評価について助言・調整を行いつつ、取りまとめ作業を行います。取りまとめ後に考査・政策評価官は、官房総務課、会計課、総合外交政策局とともに、施策所管部局の評価結果に対する総合的な審査を行います。

#### ウ 学識経験を有する者の知見の活用

政策評価法では、各府省の自己評価が原則となっていますが、評価の客観性を確保するために、学識経験を有する者の知見を活用することが求められています。外務省でも、平成15年度から、政策評価法第3条第2項の規定に基づき、政策評価の厳格かつ客観的な推進のために、学識経験を有する者からの意見聴取の仕組みとして、政策評価及び外交に関する有識者からなる「外務省政策評価アドバイザリー・グループ(AG)」(注)を設置しています。AGよりは、外務省の評価方法の適正性や、基本的な方針などの策定・改定について意見を求めるほか、評価結果についても意見を聴取しています。今回の政策評価書作成に関しても、4月及び7月に同会合を開催し、今回の政策評価より導入される目標管理型の政策評価について意見を聴取し、個々の施策の評価について所見を述べていただきました。

また、AGメンバーより個々の施策評価について、所見の聴取を行い。同 所見を評価書に掲載しています(評価書における「学識経験を有する者の知 見の活用」欄参照)。

(注) AGメンバーは以下のとおり。

秋月	謙吾	京都大学大学院	教授
稲沢	克祐	関西学院大学専門職大学院	教授
添谷	芳秀	慶應義塾大学法学部	教授
中西	寬	京都大学大学院	教授
福田	耕治	早稲田大学政治経済学術院	教授
山田	治徳	早稲田大学大学院	教授

#### 3 平成24年度政策評価書における評価の枠組みと改善点

#### (1)基本計画

今回の政策評価は、平成 20 年度から平成 24 年度までの 5 年間を計画期間とする「基本計画」(平成 23 年 3 月 31 日改定が最新のもの)に基づき実施されています。この「基本計画」は、以前の「基本計画」の内容をおおむね踏襲しながらも、規制の事前評価、政策評価と予算との連携(注)等、政策評価をめぐる最近の動向も取り入れたものとなっています。

(注)予算の PDCA サイクルを確立し、政策評価の結果を予算編成に反映できるよう組み立てており、外務省の政策評価においては、政策評価の体系(基本目標-施策)と予算書・決算書の表示科目(項-事項)を合致させること

となっています。

## (2) 平成 24 年度(平成 23 年度を対象とした)外務省政策評価実施計画の概要

外務省は、平成23年4月、「平成24年度(平成23年度を対象とした)政策評価実施計画」を公表しました。今回の政策評価は、この実施計画に基づいて行われています。実施計画は、前年度に引き続き政策評価と予算との連携を念頭に作成しました。また、平成24年4月に、目標管理型の政策評価の導入に伴う必要な改定を行いました。

### (3) 政府開発援助 (ODA) に関する政策評価

政府開発援助(ODA)に関しては、外務省では政策評価法が施行される前から、国際的に確立した評価の手法も取り入れた評価を行っています。

我が国の ODA に関する評価は、①ODA の基本政策(国別及び、重点課題別の援助政策等)を対象とする政策レベル評価、②共通の目的を持った複数のプロジェクト等の集合体を対象としたプログラム・レベル評価、③個々のプロジェクトを対象とした事業評価があり、外務省では政策レベル評価及びプログラム・レベル評価を実施しています。

一方、政策評価書では、政策評価と予算との連携を踏まえ、ODA 全体についての評価を行いました(施策VI-1)。また、従来同様、政策評価法第7条第2項第2号イ及び口により事後評価が義務づけられている ODA に係る未着手・未了案件についても、当該案件の貸付を引き続き実施するか、貸付を中止するかを明らかにする形の評価を行いました。

外務省以外にも、ODA の実施機関である JICA(独立行政法人国際協力機構) や ODA 関係省庁が ODA に関する評価をそれぞれ実施しています。

(参考: ODA 評価に関する外務省及び JICA のホームページ・アドレス)

外務省→ http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/kaikaku/hyoka.html

JICA→ http://www.jica.go.jp/activities/evaluation/index.html

#### (4) 目標管理型の政策評価の導入

#### ア 目標管理型の政策評価の概要

平成24年3月27日に目標管理型の政策評価の導入が政策評価各府省連絡会議で決定され、外務省においても同政策評価を導入することとなりました。

目標管理型の政策評価とは、実績評価方式を用いた政策評価及びあらかじめ設定された目標の達成度合いについて評価する内容を含む、いわゆる「施

策」レベルの政策の事後評価をいいます。同政策評価は、施策レベルの政策全般をカバーして政策の目的、目標、達成手段等から成る政策体系を明確化した上で、事後に達成状況を確認して当初の想定を検証するもので、PDCAサイクルを通じたマネジメントの向上や説明責任の徹底に資することのできる特質を有しています。

目標管理型の政策評価の導入による主な改善点は次のとおりです。

- (ア)事前(施策の実施前)の施策目標の公表及びその達成手段(事務事業) との関係(政策体系)の整理等を目的とした事前分析表を導入したこと
- (イ) 焦点を絞った重要情報の提示による分かりやすい評価の推進等を目的 とした政策評価書を導入したこと
- (ウ)統一性及び一覧性を確保するため、事前分析表及び政策評価書とも各 府省共通の標準様式となっていること

なお、目標管理型の政策評価は、政策評価書については本年度より、また 別途取りまとめる事前分析表については、平成24年度に実施する施策を対象 とするものからの導入となります。

#### イ 施策レベルの評価の実施

従来課室単位の具体的施策レベルを基本として行っていた評価を、おおむ ね部局単位の施策レベルの評価に改めました。

なお、V-1~2については、課室単位での評価がそのまま施策レベルの評価となっています。また、WI-1~3の拠出金・分担金の評価についても課室による評価となっています。拠出金・分担金の評価は、全ての国際機関への拠出金・分担金を政務及び安全保障分野のもの、経済及び社会分野のもの及び地球規模の諸問題に係るものの3つの分野に分け、各分野の拠出金・分担金を施策としてまとめて評価しています。評価は各分野の拠出金・分担金より、主な拠出金・分担金を毎年度順次取り上げ評価することにより、各分野の全体の評価に代えています。

#### ウ 「標準様式」の評価シートの導入

目標管理型の政策評価の導入に伴い、評価書を「標準様式」に従ったもの としました。「標準様式」については、次の総務省のホームページを参照願い ます。

www. soumu.go. jp/menu news/s-news/56002. html

#### 4 評価の結果

施策所管部局による自己評価の結果は以下のとおりでした。目標管理型の政策評価は施策レベルでの評価であり、基本目標 I, II (うち, II-1~3), III, III, III (うち, II-2) の施策の評価結果は、個別の具体的施策の評価結果を総合的に勘案して評定を行いました。

施策レベルの評価では、「北米地域外交」、「中南米地域外交」、「アフリカ地域外交」、「国際法形成・発展に向けた取組」、「報道対策・国内広報・IT 広報」、「領事政策」、「地球規模の諸問題への取組」の各施策につき、積極的な評価が行われました。

具体的施策レベルで見た場合、昨年度に引き続き、施策を巡る厳しい状況により、「朝鮮半島の安定に向けた努力」、「未来志向の日中関係の推進及び日モンゴル関係の強化等」、「ロシアとの平和条約締結交渉の推進及び幅広い分野における日露関係の進展」の3つの具体的施策については、「一定の進展」があったとの評価にとどまりました。

また、東日本大震災に際し、世界各国の政府及び国民から多大な支援がなされ、アジア大洋州局、北米局を始めとする多くの施策所管部局が関係国との連帯、協力関係を確認することができたとの評価を行いました。また、東日本大震災により発生した風評被害を押さえるための対策を広報文化交流部及び外務報道官組織が中心となって実施し、成果を上げることができた旨の評価を行うとともに、引き続き対策を実施する必要があるとの方針を示しています。

#### (施策レベルの評価)

施策数	「達成」	「相当な進	「進展」	「一定の進展」	「殆ど進展
		展」			見られず」
20	_	7	13	_	_

#### (具体的施策レベルの評価)

具体的施	「達成」	「相当な進	「進展」	「一定の進展」	「殆ど進展
策数(注)		展」			見られず」
56	ı	25	28	3	

(注:具体的施策のない施策については、具体的施策の1つとして数えている。)

#### 5 今後の改善点

今回の政策評価では、目標管理型の政策評価の導入に伴い、可能な限り、定量的な測定指標を設け、また、年度ごとの目標もできるだけ具体的なものとなるよう工夫しました。今後とも、更なる工夫により、外交政策を国民の皆様により分かりやすく説明するよう努めるとともに、政策評価が有する意義(国民への説明責任(アカウンタビリティ)の推進や業務の自己改革のための一助)について、省員の認識を深め、より質の高い政策評価が実施されるようにしていきたいと考えます。

### 【評価結果】一覧

「目標を達成した。」
 ★★★★★
 「目標の達成に向けて相当な進展があった。」
 ★★★☆☆
 「目標の達成に向けて一定の進展があった。」
 ★★☆☆
 「目標の達成に向けてほとんど進展が見られなかった。」
 ★☆☆☆☆

目標管理型の政策評価は施策レベルでの評価であり、基本目標 I 、 I (うち、 II-1~3)、 II 、 IV 、 VI (うち、 VI-2 ) の施策の評価結果は、 個別の具体的施策の評価結果を総合的に勘案して評価を行いました。

#### 基本目標 I:地域別外交

施策 I - 1	アジア大洋州地域外交	***
I - 1 - 1	東アジアにおける地域協力の強化	****
I - 1 - 2	朝鮮半島の安定に向けた努力	***
I - 1 - 3	未来志向の日韓関係の推進	***
I - 1 - 4	未来志向の日中関係の推進及び日モンゴル関	****
1-1-4	係の強化等	
I - 1 - 5	タイ, ベトナム, カンボジア, ラオス, ミャン	****
1-1-5	マーとの友好関係の強化	
	インドネシア、シンガポール、東ティモール、	****
I - 1 - 6	フィリピン,ブルネイ,マレーシアとの友好関	
	係の強化	
I − 1 − 7	南西アジア諸国との友好関係の強化	****
I - 1 - 8	大洋州地域諸国との友好関係の強化	****

施策 I - 2	北米地域外交	****
I - 2 - 1	北米諸国との政治分野での協力推進	****
I -2-2	北米諸国との経済分野での協力推進	****
I - 2 - 3	米国との安全保障分野での協力推進	***

施策 I -3	中南米地域外交	****
I - 3 - 1	中南米地域・中米・カリブ諸国との協力及び交 流強化	****
I - 3 - 2	南米諸国との協力及び交流強化	****

施策 I - 4	欧州地域外交	****
I - 4 - 1	欧州地域との総合的な関係強化	****
I - 4 - 2	西欧及び中・東欧諸国との間での二国間及び国	****
1-4-2	際場裡における協力の推進	
I - 4 - 3	ロシアとの平和条約締結交渉の推進及び幅広	****
1-4-3	い分野における日露関係の進展	
I -4-4	中央アジア・コーカサス諸国との関係の強化	***

施策 I -5	中東地域外交	****
I − 5 − 1	中東地域安定化に向けた働きかけ	****
I - 5 - 2	中東諸国との関係の強化	****

施策 I -6	アフリカ地域外交	****
I - 6 - 1	TICAD プロセス及び多国間枠組みを通じたアフ	****
1-0-1	リカ開発の推進	
1-6-2	日・アフリカ間の相互交流及び我が国の対アフ	****
1-6-2	リカ政策に関する広報の推進	

### 基本目標Ⅱ:分野別外交

施策Ⅱ-1	国際の平和と安定に対する取組	****
II — 1 — 1	中長期的かつ総合的な外交政策の企画立案と	***
ш-т-т	対外発信	
Ⅱ - 1 - 2	日本の安全保障に係る基本的な外交政策	***
Ⅱ - 1 - 3	国際平和協力の拡充、体制の整備	***
Ⅱ — 1 — 4	国際テロ対策協力及び国際組織犯罪への取組	***
II - 1 - 5	国連を始めとする国際機関における我が国の	***
ш-1-5	地位向上,望ましい国連の実現	
<b>Π</b> − 1 − 6	国際社会における人権・民主主義の保護・促進	***
п-1-6	のための国際協力の推進	
Ⅱ — 1 — 7	軍備管理・軍縮・不拡散への取組	****
Ⅱ - 1 - 8	原子力の平和的利用のための国際協力の推進	***
Ⅱ - 1 - 9	科学技術に係る国際協力の推進	****

施策Ⅱ-2	国際経済に関する取組	****		
$\Pi - 2 - 1$	多角的自由貿易体制の維持・強化と経済連携の	***		
п-2-1	推進			
II - 2 - 2	Ⅱ-2-2 国際経済秩序形成への積極的参画			
II - 2 - 3	重層的な経済関係の強化	****		
II - 2 - 4	経済安全保障の強化	***		
II - 2 - 5	海外の日本企業支援	***		

施策Ⅱ-3	国際法の形成・発展に向けた取組	****
Ⅱ - 3 - 1	****	
II - 3 - 2	政治・安全保障分野における国際約束の締結・ 実施	****
Ⅱ-3-3 経済・社会分野における国際約束の締結・実施		****

施策Ⅱ-4	的確な情報収集及び分析、並びに情報及び分析	****
旭東山一4	の政策決定ラインへの提供	

## 基本目標皿:広報、文化交流及び報道対策

施策皿-1	海外広報,文化交流	****
Ⅲ-1-1	海外広報	***
Ⅲ-1-2	国際文化交流の促進	****
Ⅲ-1-3	文化の分野における国際協力	***

施策皿-2	報道対策, 国内広報, IT 広報	****
Ⅲ-2-1	適切な報道機関対策・国内広報の実施	****
Ⅲ-2-2	効果的な IT 広報の実施	****
Ⅲ-2-3	効果的な外国報道機関対策の実施	****

### 基本目標Ⅳ:領事政策

施策Ⅳ-1	領事政策	****
<b>Ⅳ</b> - 1 - 1	領事サービスの充実	****
<b>I</b> V − 1 − 2	海外邦人の安全確保に向けた取組	****
<b>I</b> V − 1 − 3	外国人問題への対応強化	****

## 基本目標V:外交実施体制の整備・強化

施策Ⅴ-1	外交実施体制の整備・強化	****
施策Ⅴ-2	外交通信基盤の整備・拡充及び IT を活用した	****

## 基本目標Ⅵ:経済協力

施策Ⅵ-1	経済協力	****
+左左3 <b>7</b> 0	ササロボの ** 明 E * の B **	

施策VI-2	施策Ⅵ-2 地球規模の諸問題への取組 ★★★★	
VI - 2 - 1	人間の安全保障の推進と我が国の貢献	****
VI - 2 - 2	環境問題を含む地球規模問題への取組	****

## 基

基本目標Ⅷ:分担金・拠出金					
施策Ⅷ-1	****				
施策Ⅷ-2	国際機関を通じた経済及び社会分野に係る国際貢献	***			
施策Ⅷ-3	国際機関を通じた地球規模の諸問題に係る国際貢献	****			

## [実施計画に基づく事後評価(施策の評価)]

## 基本目標 I 地域別外交

## 施策 I-1 アジア大平洋地域外交

#### 施策名 アジア大洋州地域外交

## 施策の 1 東アジアにおける地域協力の強化

#### 概要

日本の平和、安全、繁栄にとって不可欠である、豊かで安定し開かれた東アジアの実現のため、日米同盟を基軸としながら、二国間関係に加え、日・ASEAN、東アジア首脳会議(EAS)、ASEAN+3、日中韓などの多国間の様々な地域協力枠組みを活用し、「開放的で多層的なネットワーク」を強化

するとともに、地域共通の課題に取り組んでいく。

#### 2 朝鮮半島の安定に向けた努力

- (1)核、ミサイル等安全保障問題の解決に向けて取組む。
- (2) 拉致問題の解決や日朝関係の改善に向けて取組む。

#### 3 未来志向の日韓関係の推進

- (1) 政治分野の対話を促進する。
- (2)人的交流を拡大する。
- (3)日韓間の過去に起因する諸問題に取組む。
- (4)日韓間の懸案(竹島問題、排他的経済水域(EEZ)境界画定等)に対応する。
- (5)経済関係緊密化のための各種協議等(日韓経済連携協定(EPA)を含む)を推進する。
- (6) 安全保障分野における協力を推進する。

#### 4 未来志向の日中関係の推進及び日モンゴル関係の強化等

- (1) 日中間においては、幅広いレベル及び分野において対話と交流を積み重ね、懸案にも適切に対処しつつ、「戦略的互恵関係」の深化を通じ、地域及び国際社会全体の平和、安定、繁栄にともに貢献していく。
- (2) 日モンゴル間においては、極めて良好な政治的関係を維持・発展させるとともに、互恵的・ 相互補完的な経済関係の強化に向けて、双方による取組を行っていく。

### <u>5 タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマーとの友好関係の強化</u>

- (1) メコン河流域5か国(タイ,ベトナム,カンボジア,ラオス,ミャンマー)との間において、お互いの政府の要人往来をはじめとする二国間の対話・交流、インフラ海外展開等による経済外交を推進する。
- (2)各種の経済協議を通じた貿易投資環境の整備、同地域を広域的に開発することを目指すメコン地域開発の促進などの取組を通じて、二国間関係の強化や地域の安定と発展を図る。

## <u>6 インドネシア、シンガポール、東ティモール、フィリピン、ブルネイ、マレーシアとの友好関係の強化</u>

以下の事業を通じ、インドネシア、シンガポール、東ティモール、フィリピン、ブルネイ及びマレーシアとの関係を強化する。

- (1) 要人往来を始めとする様々なレベルでの対話・交流・協力の継続・推進
- (2) 各国とのEPAの協議・実施等経済分野での関係緊密化
- (3) 平和構築等,地域及び国際的課題に関する協力

#### <u>7 南西アジア諸国との友好関係の強化</u>

- (1) インドとの戦略的グローバル・パートナーシップを強化する。
- (2) 要人往来や首相・外相会談を含む様々なレベルでの対話・交流を継続・促進する。
- (3) 南西アジア地域の安定と繁栄に向けた様々な支援・協力を実施する。

#### 8 大洋州地域諸国との友好関係の強化

アジア大洋州地域の平和と安定に資するよう豪州及びニュージーランド (NZ) との様々なレベルでの対話を実施する。また、島嶼国の対日友好関係の深化と我が国の国際場裏における取組に対する支持と信頼を得るため、ハイレベルを含む人的交流を拡大し対話を行うとともに、平成24年5月に行われる第6回太平洋・島サミットの準備を行う。

#### 達成す べき目 標

#### アジア大洋州地域の安定と繁栄の確保を目指し、地域協力を推進するとともに、域内 諸国・地域間における未来に向けた友好関係を構築すること

#### <u>1 東アジアにおける地域協力の強化</u>

東アジア地域の地域協力を通じて地域の安定と繁栄を確保するとともに、域内各国との連携を強化すること

#### 2 朝鮮半島の安定に向けた努力

日朝間の諸懸案を包括的に解決すること、その上で、我が国と北東アジア地域の平和と安定に資する形での日朝国交正常化を実現すること

#### 未来志向の日韓関係の推進

良好な日韓関係を更に高い次元に発展させること、及びこれを通じての地域の平和と繁栄に寄与 すること

#### 未来志向の日中関係の推進及び日モンゴル関係の強化等

日中「戦略的互恵関係」の構築に向けた協力と交流の推進の発展・強化及び日中間に存在する諸 懸案を緊密な対話を通じ解決すること、及び日モンゴル関係を強化すること

5 タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマーとの友好関係の強化 我が国はメコン河流域 5 か国(タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマー)との間において、お互いの政府の要人往来をはじめとする二国間の対話・交流、インフラ海外展開等による経 済外交を推進すること,及び各種の経済協議を通じた貿易投資環境の整備,同地域を広域的に開発 することを目指すメコン地域開発の促進などの取組を通じて、二国間関係の強化や地域の安定と発 展を図ること

#### インドネシア、シンガポール、東ティモール、フィリピン、ブルネイ、マレーシアとの友好関 係の強化

各国との二国間関係を新たな高みに引き上げるための外交を展開すること

#### <u>南西アジア諸国との友好関係の強化</u>

南西アジア諸国との二国間関係を更に強化し、同地域全体の安定と繁栄に寄与すること、特に潜 在力の大きなインドとの間で戦略的グローバル・パートナーシップの前進に向けて連携を強化する こと

#### 大洋州地域諸国との友好関係の強化

豪州,ニュージーランドとの二国間関係を更に強化すること,及び太平洋島嶼国・地域との友好 協力関係を深化し、国際社会等における我が国の取組への支援を確保すること

- ① ハイレベルでの要人往来や各種協議を通じた所管国との関係強化
- 国際場裡での我が国に対する支持確保
- 人的交流を通じた対日理解促進・友好関係の構築

施策の	区分		21年度	22年度	23年度	24年度
施策の 予算 額・執		当初予算 (a)	2, 379, 373	2, 262, 731	1, 977, 899	2, 115, 032
行額等	予算の 状況	補正予算 (b)	△13, 361	671, 349	474, 458	_
	(千円)	繰越し等 (c)	140, 749	△671, 349		
		合計 (a+b +c)	2, 506, 761	2, 262, 731		
	執行額(日	F円, d)	2, 401, 982	2, 078, 004		

#### 施策に 関係す

- 東アジアにおける地域協力の強化
- 第178回国会所信表明演説(平成23年9月13日)

る内閣

(近隣諸国との二国間関係の強化)部分

の重要 第179回国会所信表明演説(平成23年10月28日)

政策 (施政

「ASEAN諸国との諸会合にも参加し,豊かで安定したアジアの未来を共に拓くための関係強化の在り方を 議論します。」

方針演

第180回施政方針演説(平成24年1月24日)

説等の (アジア太平洋の世紀を拓く外交・安全保障政策)部分

第180回国会外交演説(平成23年5月24日)

うち主 なも **の**)

(アジア太平洋地域での豊かで安定した秩序の形成)部分

#### 2 朝鮮半島の安定に向けた努力

-第66回国連総会一般討論演説(平成23年9月23日)

「北朝鮮の核及びミサイルの問題は、国際社会全体にとっての脅威であり、その解決に向けた北朝鮮の具 体的な行動を引き続き求めます。特に、拉致問題は、基本的な人権の侵害という普遍的な問題であり、国 際社会全体にとっての重大な関心事項。日本は、各国との連携も強化しながら、すべての被害者の一日も 早い帰国に向けて全力を尽くします。日朝関係については,日朝平壌宣言に則って,諸懸案の解決を図り, 不幸な過去を清算して, 国交正常化を追求していきます。これに向けた対話を行うため, 北朝鮮の前向きな 対応を求めます。」

-第180回国会施政方針演説(平成24年1月24日)

「今後の北朝鮮の動向については、昨年末の金正日国防委員会委員長の死去を受けた情勢変化を冷静に 見極め,関係各国と緊密に連携しつつ,情報収集を強化し,不測の事態に備えて,引き続き万全の態勢で 臨みます。拉致問題は,我が国の主権に関わる重大な問題であり,基本的人権の侵害という普遍的な問題 です。被害者全員の一刻も早い帰国を実現するため、政府一丸となって取り組みます。日朝関係について

は、引き続き日朝平壌宣言に則って、核、ミサイルを含めた諸懸案を包括的に解決し、不幸な過去を清算して、国交正常化を図るべく努力していきます。」

#### 3 未来志向の日韓関係の推進

·第180回国会玄葉外務大臣外交演説(平成24年1月24日)

「韓国は、基本的価値を共有する最も重要な隣国です。難しい問題が起きることもありますが、日韓両国が未来志向の考えの下で、大局的な見地から協力する必要があります。両国間関係を更に重層的で強固なものとすべく、引き続き首脳・閣僚を含む両国の人的往来や文化交流を活発化させます。竹島問題は、一朝一夕に解決する問題ではありませんが、いうまでもなく、韓国側に対して、受け入れられないものについては受け入れられないとしっかりと伝え、粘り強く対応していきます。」

「さらに、日韓・日豪交渉を推進し、日EUの早期交渉開始を目指すとともに、ASEAN+3かASEAN+6といった経済連携の枠組み作りにも積極的に貢献してまいります。」

#### 4 未来志向の日中関係の推進及び日モンゴル関係の強化等

-第180回国会施政方針演説(平成24年1月24日)

「また, アジア太平洋地域での安定と繁栄は, 中国の建設的な役割なしには語れません。これまでに首脳間で, 幾度となく日中両国の「戦略的互恵関係」を深めていく方針を確認してきました。これからは, その内容を更に充実させ, 地域の安定した秩序づくりに協力を深めていく段階です。国交正常化四十周年の機を捉え, 人的交流や観光促進を手始めに, 様々なレベルでの対話や交流を通じて, 互恵関係を深化させていきます。」

- ・政策推進の全体像(平成23年8月15日閣議決定)
- 2. 日本再生に向けた再始動 II. 新たな成長へ向けた国家戦略の再設計・再強化 国と国の絆の強化 「(前略)…日モンゴルEPA…(中略)の交渉開始に向け積極的に取り組む。」

#### 5 タイ, ベトナム, カンボジア, ラオス, ミャンマーとの友好関係の強化

・外務大臣による外交演説(平成24年2月28日)(「フルキャスト・ディプロマシー」の展開と協力フロンティアの拡大)

「日本は、ミャンマーの持続的発展と民主化、国民和解の進展のために、国際社会において主導的な役割を果たしていく考えです。」

・第180回国会外交演説(平成24年1月24日)(アジア太平洋地域での豊かで安定した秩序の形成)

「今年は日メコン首脳会議を日本で開催し. メコン地域諸国との協力を一層深化させます。」

「昨年末のミャンマー訪問では、政府首脳に対し、民主化・国民和解に向けた最近の動きを評価し、政治犯の釈放を含む更なる努力を強く求めました。」

#### 6 インドネシア, シンガポール, 東ティモール, フィリピン, ブルネイ, マレーシアとの友好関係の強化

第180回国会外交演説(平成24年1月24日)

「これらの(注:アジア太平洋の)国々との協力関係を強化する」

·新経済成長戦略(平成22年6月18日閣議決定)

第3章(3)「アジア経済戦略」他

- •包括的経済連携に関する基本方針(平成22年11月9日閣議決定)
- ・「包括的経済連携に関する基本方針」に基づく人の移動検討グループ設置(平成22年11月15日国家戦略担当大臣決定)

#### 7 南西アジア諸国との友好関係の強化

-第180回国会施政方針演説(平成24年1月24日)

「・・・インド,・・・など主要各国の首脳と個別に会談し,個人的な信頼関係を築きながら,二国間関係を進展させてまいりました。今後とも・・・関係の強化に努めます。」

•第180回国会外交演説(平成24年1月24日)

「インドとは、昨年末の野田総理の訪問の成果を踏まえ、「戦略的グローバル・パートナーシップ」を更に発展させます。」

「アフガニスタンの安定を図る上で,パキスタンを含む周辺地域の安定も重視していきます。」

・インド世界問題評議会(ICWA)主催 野田総理大臣講演『人と人の「絆」に基づく「戦略的グローバル・パートナーシップ」』(平成23年12月28日)

「国際社会の中で,アジア地域の力が増大し,新たな秩序が生まれつつあります。今後,基本的価値と戦略的利益の共有に立脚した両国(注:日本とインド)のパートナーシップを更に深化・成熟させ,広くアジア,ひいては国際社会に貢献していくことが,我々の使命であります。」

・玄葉外務大臣による外交演説(「フルキャスト・ディプロマシー」の展開と協力フロンティアの拡大)(平成24年2月28日)

「・・・・日本はパキスタンにおいて,円借款とゲイツ財団の資金の組み合わせを活用したポリオ撲滅事業という画期的な資金活用を始めたところです。これはいわば,パキスタンで成果が出た分だけ,返済はゲイツ財団が行うという,そういう仕組みを作り上げたということであります。」

- 第18回国際交流会議「アジアの未来」野田総理大臣スピーチ(平成24年5月24日)

「域内のルールメークの基盤となるのが、開放的な地域協力です。ASEANとの間で進めている域内の連結性強化の取組はその一例であり、これを、改革が進んでいるミャンマーを経て、成長著しい南アジア地域まで繋げることによって、更なる地域の発展が期待できます。」

・第18回国際交流会議「アジアの未来」玄葉外務大臣スピーチ(平成24年5月24日) 「ASEANの連結性については、4月に東京で日本・メコン地域諸国首脳会議を開催いたしましたけれども、 ミャンマーも含めメコンの連結性を強化していく方針が合意をされて、陸の回廊がインド洋、更に成長著しい、南アジア地域までつながる可能性も見えてまいりました。」

#### 8 大洋州地域諸国との友好関係の強化

-第180回国会施策方針演説(平成24年1月24日)

「近隣諸国との二国間関係の強化を同時並行で進めることが我が国外交の基礎体力を高めます。既に、米中だけでなく、韓国、ロシア、インド、オーストラリアなど主要各国の首脳と個別に会談し、個人的な信頼関係を築きながら、二国間関係を進展させてまいりました。今後とも、北方領土問題など各国との懸案の解決を図りつつ、関係の強化に努めます。」

-第179回国会施政方針演説(平成23年10月28日)

「先般の日韓首脳会談では、経済連携協定の実務者協議を加速することで合意しました。更に今後、日豪 交渉を推進し、日EU、日中韓の早期交渉開始を目指すとともに、環太平洋パートナーシップ協定、いわゆ るTPP協定への交渉参加についても、引き続きしっかりと議論し、できるだけ早期に結論を出します。」

施策に	アジア大洋州地域外交						
関する 評価結 果	目標の達成状 況	「目標の達成に向けて進展があった。」					

*			L							
施策に 関する			こおける地域協力の強化							
対する 評価結 果	目標の達成状 況		「目標の達成に向けて相当な進展があった。」							
測定指	(1)	(参考排	<b>上</b> 旨標)	基準値			実績値			目標値
標	日・		の貿易(総額)	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	_
		(単位:	: 億ドル)	1, 583						_
	年度こ	ごとの目標			_	_	_	_	_	
	(2)	ASEANを	中心とする各種地域	協力の進	展		年度ごと	の月標		
		I	首脳・外相会談等			中心と	<b>一大人により</b>			
	基準	_	する各地域協力枠組							
	施の捗況(績策進状実)	23年度 24年度 25年度	1年を通じア・ ASEAN+3、 東の、 東の、 東の、 東の、 大別の深いでは、 大別の深いでは、 大別の深いでは、 大別の深いでは、 大別の深いでは、 大別の深いでは、 大別の深いでは、 大別の深いでは、 大別のでは、 大別の深いでは、 大別のでは、 大別のでは、 大別のでは、 大別のでは、 大ののででは、 大ののででは、 大ののでは、 、ののでは、 大ののでは、 大ののでは、 大ののでは、 大ののでは、 大ののでは、 大ののでは、 大ののでは、 、ののでは、 大ののでは、 大ののでは、 大ののでは、 大ののでは、 大ののでは、 大ののでは、 大ののでは、 、 大ののでは、 大ののでは、 大ののでは、 大ののでは、 大ののでは、 大ののでは、 大ののでは、 大ののでは、 大ののでは、 大ののでは、 大ののでは、 大ののでは、 大ののでは、 大ののでは、 大ののでは、 大ののでは、 大ののでは、 、 大ののでは、 、 大ののでは、 大ののでは、 大ののでは、 、 大ののでは、 、 大ののでは、 、 大ののでは、 、 大ののでは、 、 、 大ののでは、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	首別では示会年でA議りにしていた。 脳が4日すで交宣ASで、ASでにしていて、 会具月・歴は流言関はASにいる会協来 議体にA史よ分」例で+評米議力か	議(EAS)の各枠組 性体的に進展した・・・ASEAN間の強とない。 を強化する。 を強化する。 を強化する。 を強化する。 を強化する。 を強化する。 を強化する。 を強化する。 を強化する。 を強化する。 を強化する。 を強化する。 を強化する。 を強化する。 を強いない強とない。 は、ASEAN連結性をしまる。 は、ASEAN連結性をしまる。 と対象のでは、の重要ない。 は、ASEAN連続力の正式。 を融協力のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のというの実務分野の を強いたのの実のの実施ののよう。				地域協力	
		26年度					同上			
		27年度					同上			
	目標	-	首脳・外相会談等 する各地域協力枠組 に推進する。							
	(3)	日中韓3	Eか国協力の進展				年度ごとの目標			
	基準	_	首脳・外相会談等 における協力の強化	;		-				
	施の捗況(策進状)実		日中韓三国間協力 中韓三国間協力 中華三国間協力 中華 不動じて 日本で開催されて 観光 の 一種	ルに記述は   中文   中文   で   で   で   で   で   で   で   で   で   で	されたで幅容とは広と安けるかのではない。	ど, 月に済 月経済野首 再		三か国協	力を強化	する。
	l ∖ <del>天</del> 績)	24年度					同上			
	小兵 /	25年度					同上			
		26年度					同上			
		27年度					同上			
							<u> </u>			

	目標	_	首脳・外相会談等を通じた、日中韓三か国 における幅広い分野での協力を強化する。	
	(4)	地域の多	安定と繁栄を目指したその他の協力の進展	年度ごとの目標
	基準	_	首脳・外相会談等を通じた、各地域協力枠 組みにおける協力の強化	
	施策 の進 渉沢	23年度	アジア協力対話 (ACD) では, 第10回外相会合がクウェートにて開催され, ACDが10周年を迎えたことを受け, 貿易・投資, 金融, 文化, エネルギー, 教育, 環境, 防災, 食料安全保障等の分野において引き続き協力を強化していく重要性を確認した。	首脳・外相会談等を通じた、各地域協力枠組みにおける協力を強化する。
	(実	24年度		同上
	績)	25年度		同上
		26年度		同上
		27年度		同上
	目標	_	首脳・外相会談等を通じた、アジア対話協力(ACD)などの各地域協力枠組みにおける協力を強化する。	
施策に 関評価 果	評価系	苦果に関	【総括】 アジア太平洋地域は、近年世界的に最も成の の不安定要因を抱えている。我が国家の大化していくことは重要外交の基軸としなが ASEAN、ASEAN+3、EAS等の様々な枠組みを活用 ワーク」を強化していくことは有効の安を追している。とは有効の安強化していくことは有効の安進の は、日本さらにはアジア太平洋全体の安進の は、日本さらにはアジア太平洋全体ののようには 別定指標(1(2)、(3)、(4))がりまた。 は、おいてEAS首脳宣言や日・ASEAN間の「バをアジーとなるととができた。このように「国と地では、地域共通の課題に対するように「国とができた。」は、アジーとは、大学によるでは、は、大学によるでは、は、大学によるでは、は、大学によるできないは、大学によるできない。  「は、大学によるできないます」によるでは、大学によるでは、大学によるでは、大学によるできないます。  「は、大学によるでは、大学によるできないます。」によるでは、大学によるいは、大学には、大学によるいは	域のリスクを最小化し、成長の機会ら、地域の諸国と連携しつつ、日・ 目し、「開放的で多層的なネットに、統合を進め、成長するASEAN 栄にとって重要性を増しており、引いくことが有効である。 おり、特に上記の地域協力の枠組み おり、等各種共同声明が発出されるこことが 続き進展させ、地域の共通利益に定域の地域協力を通じて地域の安定と

限られた予算や人的資源を活用し、上述のとおり施策に大きな進展が見られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であったといえる。

#### 【課題】

- (1)地域の安定と繁栄の確保に向け、幅広い分野における具体的な地域協力の取組を進展させていく。具体的には日・ASEAN、ASEAN+3、EAS、日中韓等様々な枠組みを活用して協力をより一層強化していく。
- (2) 平成27年までの「ASEAN共同体」の実現を目指し統合努力を進めているASEANに対し、連結性強化や防災協力、青少年交流等の分野における協力を推進しつつ、格差是正、均衡のとれた発展についても支援を行い、日・ASEAN関係を一層強化・深化させていく。
- (3) 今後10年間のASEAN+3協力の大局的方向性を示す「東アジア協力に関する第二共同声明」に沿って,食料安全保障,金融協力等の広範な分野でASEAN+3協力を引き続き推進する。
- (4) EASについては、東アジア地域の包括的な経済連携(RCEP)、アジアの広域開発などを通じて、域内の経済連携、インフラ整備、人の交流を促進するとともに、防災、海上安全保障、エネルギー、教育等の分野で具体的な協力を推進していくとともに、米露の参加によって地域の全ての主要国が参加するフォーラムとなったEASを、地域の共通理念や基本的なルールを確認し、具体的協力につなげる首脳主導のフォーラムとして発展させていく。
- (5) 日中韓協力については、平成23年9月にソウルに設立された日中韓協力事務局も活用しつつ、今後とも経済、環境、防災など幅広い分野における日中韓三国間の未来志向の協力を進めていく
- (6) 重要な域外国との貴重な対話の場であるアジア協力対話(ACD)を活用し、 我が国が重視する環境への取組を積極的に発信する。

### 【今後の方針】

限られた予算や人的投入資源を効率的に活用しつつ、各枠組みにおいて地域協力を着実に進展させ、既存の枠組みを活用し、「開放的で多層的なネットワーク」を強化していく。

施策に 関する	2 朝鮮半島の安定に向けた努力						
  評価結    果	目標の達成状 況		「目標の達成に向けて一定の進展があった。」				
測定指標	(1)	北朝鮮0	)核・ミサイル問題解決に向けた進展	年度ごとの目標			
125	基準	_	国際社会と連携しつつ核、ミサイルといった諸懸案解決に向けた動きを前進させる。				
	施の捗況(績策進状)実)	23年度	北朝鮮は、平成22年11月に安保理決議第 1718号及び1874号や六者会合共同声明に違反 するウラン濃縮計画の存在を公表したことに 加え、平成24年4月には類似の安保理決議に違 反して「人工衛星」と称するミサイルを発射 するなど、核、ミサイル等の安全保障上の問 題の解決に向けた具体的な行動をとっていない。我が国は米国や韓国を含む関係各国と緊 密に連携し対応した。	日本独自の取組に加え六者会合, 首脳会合等で米国、韓国などの関係 各国と北朝鮮の抱える懸案事項に関 する共通認識を構築する。			
		24年度		同上			
		25年度		同上			
		26年度		同上			
		27年度		同上			
	目標	_	国際社会と連携しつつ核、ミサイルといった諸懸案解決に向けた動きを前進させる。				
	(2)	拉致問題	<b>顧解決や日朝関係の改善に向けた進展</b>	年度ごとの目標			
	基準	_	国際社会と連携しつつ拉致問題の解決に向 けた動きを前進させる。				
	施の捗況(績策進状)実)	23年度	平成20年6年 10年6年 10年6年 10年6年 10年6年 10年6年 10年6年 10年6年 10年6年 10年7年	日本独自の取組に加え六者会合、首脳会合等で米国、韓国などをはじめとする関係各国と北朝鮮の抱える懸案事項に関する共通認識を構築する。			
		24年度		同上			
		25年度		同上			
		26年度		同上			
	<u> </u>	27年度	同晩な人には様しつつせなのほのなった。	同上			
	目標	_	国際社会と連携しつつ拉致問題の解決に向 けた動きを前進させる				

#### 施策に 関する 評価結 果

評価結果に関 する総括

#### 【総括

北朝鮮の核問題及びミサイル問題は我が国の平和と安全に対する直接の脅威であるのみならず、国際社会の不拡散体制に対する深刻な挑戦であり、一刻も早い解決が必要である。また、拉致問題は、我が国の主権と国民の生命・安全に関わる重大な問題であり、すべての拉致被害者の一刻も早い帰国を実現するため全力を尽くして取り組む必要がある。拉致、核、ミサイルといった諸懸案を外交的手段を通じて包括的に解決した上で、日朝国交正常化を実現することは、日朝双方のみならず、地域の平和と安定にも大きく寄与するものである。

測定指標(2(1)~(3))及び以下に示すとおり、施策を巡る厳しい状況にも関わらず、「核、ミサイル等安全保障問題の解決に向けて取組む。拉致問題の解決や日朝関係の改善に向けて取組む。」との目標に向けて一定の進展が見られた。
(1)

ア 核、ミサイル等の安全保障上の問題については、北朝鮮は平成24年4月に「人工衛星」と称するミサイルを発射するなど引き続き挑発行為を繰り返しており、情勢は依然として緊迫している。北朝鮮は、平成22年3月、韓国哨戒艦沈没事件を引き起こし、さらに11月下旬には韓国延坪島を砲撃し、民間人を含む韓国人4名を死亡させた。また、同月、訪朝した米国人科学者にウラン濃縮施設や「軽水炉」の建設現場を案内するなどして、ウラン濃縮計画を公表した。このように、北朝鮮の挑発行為は依然として日本を含む地域全体の平和と安定に対する重大な脅威となっている。特にウラン濃縮計画を含む北朝鮮の核開発は、安保理決議第1718号及び第1874号や平成17年の六者会合共同声明に違反しており、国際社会全体の平和と安定を脅かすものである。

イ これらの北朝鮮の行為は決して容認できるものではない。哨戒艦沈没事件に対しては、平成22年7月に哨戒艦の沈没をもたらした攻撃を非難する旨の安保理議長声明が採択された。また北朝鮮のウラン濃縮計画の公表及び延坪島の砲撃を受け、12月には日米韓外相会合が開催され、北朝鮮の行為を強く非難し、北朝鮮の挑発的行為には三か国全てが結束して対応することが確認された。また、4月のミサイル発射後も国連安保理でこれを強く非難する議長声明が発出された。このように、我が国は、関係国と連携しつつ、北朝鮮に対して毅然とした対応をとることで、我が国の断固たる姿勢を北朝鮮に示すことができた。こうした点は国際社会に対して北朝鮮問題の重要性を改めて示す上でも役立った。

(2) 拉致問題については、①国連総会において、拉致問題を含めた北朝鮮の人権状況を非難する北朝鮮人権状況決議の採択を実現したことや、②G8首脳会合や米国・韓国等との首脳・外相会談等を通じ、拉致問題解決に向けた国際的な連携を強化できたこと、特に5月のG8ドーヴィル・サミットでは、北朝鮮問題についての日本の主張を参加国が支持した結果、首脳宣言に拉致問題が明示的に言及されるなど、北朝鮮に対して強いメッセージが発せられ、一定の成果があった。なお、日朝関係については、平成20年8月の日朝実務者協議で合意された拉致問題に関する全面的な調査を開始するよう繰り返し要求しているものの、いまだ北朝鮮側は具体的な行動を開始していない。

上記取組を実施する上で,限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し,投入 資源に見合った成果が得られた。

#### 【課題】

拉致,核,ミサイルといった諸懸案を包括的に解決し,日朝平壌宣言に基づき不幸な過去を清算して国交正常化を図る必要がある。六者会合を通じた北朝鮮の核放棄に向けて,関係国と緊密に連携しつつ,同時に国連安保理決議に基づく措置や日本独自の措置を着実に実施していく必要がある。

#### 【今後の方針】

拉致,核,ミサイルといった諸懸案を包括的に解決し,日朝平壌宣言に基づき不幸な過去を清算して,国交正常化を図る方針である。諸懸案の解決に向け関係国と緊密に連携しつつ,同時に国連安全保障理事会決議に基づく措置や日本独自の措置を着実に実施し,北朝鮮に対して,諸懸案の解決に向けた具体的行動をとるよう求めていく。

施策に	3 未来志向の日韓関係の推進											
関する 評価結	± ┃日標の達成状 ┃											
果	況 		「目標の達成に向けて進展があった。」									
測定指			凶会談の開催回数	基準値			実績値			目標値		
標	(電話	舌会談除く	()	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	_		
				4	4					_		
	  年度に	ごとの目標	票値		基準値 と同程	同左	同左	同左	同左			
					度							
	(2)	未来志向	句の日韓関係の構築				年度ごと	の目標				
	基準	_	「シャトル首脳外 日韓関係の更なる深									
	の進 捗状	23年度	平成23年には3度 の首脳会談、2回の 外相会談がそれぞれ 交流も活発に行われ 韓間の対話・交流か	首脳·外相会談等の実施を通じ, 政治分野のみならず安保・文化面な どを含めあらゆる分野における関係 を深化させる。								
	況(実	24年度					同上					
	( <del>天</del>  績)	25年度					同上					
		26年度					同上					
		27年度					同上					
	目標	_	「シャトル首脳外 分野における, 良好									
			せる。									
	(3)日韓の連携、協力を通じた地域の平和と安定への寄与							年度ごとの目標				
	基準	_	アジア地域の安定 協力	首脳・外相会談等の実施を通じ,								
	施の捗況(績)	23年度	日本と韓国の間に共に事場ではいいます。これではいます。これではいまからはいまからはいまからはいまからはいまからはいまからはいまからはいまから	三 貢献 新協力 る代子 でいます 時間 かいこう いっこう いっこう ほうこう はいい こう いっこう いっこう いっこう いっこう いっこう いっこう いっこう	協力関係の共一の関係の対し、大学のは、大学のは、大学の対し、大学の対し、大学の対し、大学の対し、大学の対し、大学の対し、大学の対し、大学の対し、大学の対し、大学のいいが、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは	が構ロスの日でうた。	アジア地		等に向け			
		24年度			-		同上					
		25年度					同上					
		26年度					同上					
		27年度					同上					
	目標	_	│ アジア地域の安定 │カする。	こに向け二	.国間で連	護携・協						
施策に関連価	評価系		【総括】 国は隣し無いのでは、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は	ほした、んちょうにあた。 ほんかい こう こう きょう おいまい おいまい 日本むたウ 、	「力策こ栄 韓博度日で万 うしととに サ大の韓同人 ヤていはと ミ統外間時が トいっ,っ ツ領相のに来	ルくた日で トと会人開場首こ国韓極 の談の催す脳と際両め 9間も往さる外、社国で 月で行来れな	交さ会の重の日わはたど」らにみ要国韓れ毎「等におなで連首年日民をはけらあ総脳様の韓間	通にるずるの会会々の交分で北共に、の談な人流野の東に行野くおでのます。	き問題ア いわで まり がまり いっこ でいっこう いっこ いっこ いっこ いっこ でいっこ いっこ でいっこう いっこう いっこう いっこう いっこう いっこう いっこう いっこう	ki		

することに一致し、日韓EPAについても可能な限り早期に交渉再開に合意できるよう交渉再開に必要な実務的作業を本格的に行っていくことで一致するなど、EPA交渉締結交渉再開に向けた一定程度の前進も見られた。以上に鑑み、未来志向の日韓関係の強化に向けて、進展があったものと評価できる。(測定指標3 (1) ~ (3))

限られた予算や人的投入資源を活用し、上述のとおり施策に着実に進展が見られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

#### 【課題】

- (1)「シャトル首脳外交」の着実な実施に努める必要がある。
- (2) 竹島問題等日韓間の懸案については、我が国の立場を主張し、粘り強い努力を継続するとともに、各種交流事業の拡充に一層努めながら、大局的な観点から未来志向の日韓関係の強化を図る必要がある。
- (3) 北朝鮮の拉致問題や核・ミサイル問題における日韓間の連携・協力を更に強化する必要がある。
- (4) 日韓EPA交渉の早期再開に向け、引き続き努力していく必要がある。

#### 【今後の方針】

大局的な観点からの未来志向の日韓関係の更なる発展と, 北東アジア地域の安定と繁栄へ向けた連携・協力の強化を併せて進展させる。

施策に 関する	4 未来志向の日中関係の推進及び日モンゴル関係の強化等									
関する 評価結 果	目標の達成状  況		「目標の達成に向	けて一定の	けて一定の進展があった。」					
測定指			「日モンゴル間の首				実績値 目			
標	脳, タ  談を院		D実施回数(電話会	22十1文	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	_
	以 C M	<b>κ \</b> /		9 (日 中) 6 (日 モ)	8 (日 中) 2 (日 モ)					
	年度こ	ごとの目様	票値		8回程度 (日 中) 2回程度 (日 モ)	同左	同左	同左	同左	
	(2)	日中にお	おける「戦略的互恵			けた取組	年度ごとの目標			
	基準	22年度	1 頻繁ないける 類準に 海洋に 毎年に 毎年に 毎年に 毎年に 毎年に 毎年に 毎年に 毎年	協力の具体 の発展 発化による 定の締結に	的進展 国民感情 向けた協	議の実				
				1 総理訪中を成功裏に実施する。						
	施の捗況(績策進状)実)	23年度	首会重す し援サ問中洋捜な広係りかの一て基東11の関いと行日脳談ねる平てがミしの協索どいを、ら発致おづ京月第係てでっ中会や、な成は寄ッた際議・、分グ例後展しりきでに2のも一た関談戦12ど23、せト。に」救大野レえ押にた、、日は回み日致。係・略月着年中らの海、の助きで一ばし向。平平中、締な中しは懇対末実3国れ際洋両立(なのド、すけま成成映領結ら両て、談話にな月かたにの首上SA成協ア拡るたた223像事交ず国お平(等は進にらほは分脳げ》、果カッ大た相、年年交分渉、でり	電の野展発物か,野がに「ををプすめ互各56流野が地対話様田を生心,温で「合浤得更するの協種月月事で行域話会々総見し両5家は日意のたにる日,力交のに業もわ・及談な理せた面月宝,中しの。進こ中日の流両はが日れ地びを政大た東にに総17高た締絡めと絡中強事国北行中た球協	「食店」という。「食用では、「食用では、「食用では、「食用では、「食用では、「食用では、「食用では、「食用では、「食用では、「食用では、「食用では、「食用では、「食用では、「食用では、「食用では、「食用で、食用で、食用で、食用、食用、食用、食用、食用、食用、食用、食用、食用、食用、食用、食用、食用、	,をを「災か日地総べ中合は経て金融いく合月ま送二題す外積訪」にい中を理ル海す,済お融市て行意にた条国にる相み問「際支韓慰訪海上る幅関」面場もっには,約間つこ	そる2約3 (4び進5約6 の。東 HL 国め の 東締第D)既交る犯締日 の 東統年での であるのである。 であるのである。 であるのである。 であるのである。 であるのである。 であるのである。	僚 けつ かい かい かい かい うない かい うない かい うない かい うない かい うない かい	繁 開開レニ業年 定 発すべ施着向 で で で り に の に ・ で り で り で り で り で り の に り の に り の り の り の り の り の り の り の	を実現すする 対応 大き きょう なた 者 実準 移 実準 移 実施 美 実施
		24年度					2 東シ の海」と る。 東日 協力を推	ナ海を「 するため 本大震災 進する。	頼平の を和協 契 を ダ を く く く く く く く く く く く く く く く く く	カ・友好 推進す した日中

		•		
				5 両国国民間の相互理解を増進す   る。
				る。   6 地域・グローバルな課題に関す
				る対話・協力を強化する。
		25年度		上記1, 2, 4, 5, 6と同じ
		26年度		同上
		27年度		同上
	目標	_	日中「戦略的互恵関係」を一層深化させる。	
	(3)	日モンコ		年度ごとの目標
			1 ハイレベル対話促進,経済関係促進,人	
	基準	22年度	的交流・文化交流の活性化、地域・地球規模 課題への取組における連携強化の推進 2 日モEPA締結に向けた協議の推進	
	施の捗況(績策進状実)	23年度	日モンゴル関係は、平成22年11月のエル関係は、平成22年11月の工が関係は、中の関係に、中の関係に、中の関係に、中の関係に、中の関係に、中の関係を関係を、中の関係を、、中の関係を、、・のの関係を、、・のの、のの、のの、のの、のの、のの、のの、のの、のの、のの、のの、のの、の	1 ハイレベル対話促進,経済関係 促進,人的交流・文化交流の活性 化,地域・地球規模課題への取組に おける連携強化を推進する。 2 日モEPA締結に向けた協議を推 進する。
		24年度		1 同上 2 日モEPA締結に向けた交渉を推 進する。
		25年度		上記1と同じ
		26年度		同上
		27年度		同上
	目標	_	日モ関係を一層深化させる。	
施策に 関す価結 果	する総	<b>ま果に関</b> 注括	【総括】 日中関係は、経済関係や人的交流がまで 日中双方にとりもっとも重要して、 野第二、第三の経済と国として、 戦の増進や東シナ海を「平恵的を 類の増進した日中協力、 を契機とした日中協力ならが に国間関係の強化のみならが、 の強に対する。 である。 モンゴルなが必要である。 モンゴルは、中アースを豊田にといる によびである。 モンゴルは、中アースを の間といる である。 モンゴルながしての の間といる により により により により により により により により により により	とつとなっている。日中両国は、世係を更に深めるべく、政日中両国は、世係をするための協力、東日本進等の両国民間の相互信頼の増進等の際経済・金融情勢等の地域・グラーンの場合がある戦略的重要性に加え、石炭、よる戦略のの有力な相手国として、

温家宝総理の来日(平成23年5月:日中韓サミット)や野田総理の訪中(同年12月)等のハイレベル交流に加え、海洋分野では「日中高級事務レベル海洋協議」の立上げ合意、日中海上捜索・救助(SAR)協定への原則合意(ともに12月の野田総理訪中時)等を達成した。また経済分野では、日中両国の金融市場の発展に向けた相互協力の強化や、省エネ・環境分野における一層の協力の推進、日中社会保障協定の早期締結に向けた協議の加速化に一致した。日中間のオープンスカイの早期実現や観光、知的財産の保護などについても、協力を推進していくことで一致した。また、領事分野でも日中受刑者移送条約の第2回締結交渉が行われた(11月)。

平成23年の日中間の人的交流は、全体として約499万人(日本政府観光局及び中国国家旅遊局統計)で来日者・訪中者の合計は、東日本大震災の影響により前年比約40万人減少しているものの、青少年の相互訪問は4,000人規模で実施され、同年12月には、日中両国は「日中青少年交流活動に関する覚書」に署名し、平成24年に5,000名規模の青少年交流を促進すべく努力することで合意した。また、経済においても、平成23年の日中貿易額(香港を除く)は5年連続で日米貿易額を上回っており、経済関係は平成23年においても拡大した。

モンゴルとの間では、平成22年11月のエルベグドルジ大統領の来日の際に一致した「戦略的パートナーシップ」の構築の具体化、特に、両国間の戦略的対話の促進、経済分野における互恵的・相互補完的な関係の強化を目指し、平成23年1月には玄葉国家戦略担当大臣(当時)がモンゴル訪問、7月にバリにおいて松本大臣(当時)とザンダンシャタル外交・貿易大臣との間で外相会談を行った他、外交関係樹立40周年の節目の年である平成24年に入り、1月に一川防衛大臣(当時)のモンゴル訪問、3月にはバトボルド首相が訪日(実務訪問賓客)する等、ハイレベルの対話の機会が頻繁にもたれた。3月のバトボルド首相と野田総理との首脳会談では、経済連携協定(EPA)交渉開始に合意した他、モンゴルの鉱物資源開発等、経済分野における幅広い両国の協力について意見交換が行われる等、多くの成果があった。

日台関係は非政府間の実務関係として維持されている中、平成23年も、9月に交流協会と亜東関係協会との間で民間投資取決め、11月にオープンスカイを実現する民間航空取決めが署名され、実務関係が大きく進展した。また、3月の東日本大震災に際しては、台湾の緊急援助隊28名が現地で捜索活動にあたった他、台湾各界から約200億円の義捐金、560トンの緊急援助物資が届けられる等、破格の支援を受け、双方の友好感情増進に大きく寄与した。

また、上述のとおり資源の投入量に見合う適切な成果が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

#### 【課題】

平成24年は日中国交正常化40周年,平成25年は日中平和友好条約締結35周年という節目の年である。これらの機会をとらえ,戦略的互恵関係の一層の深化を図るとともに,関係が緊密になる中で生じうる問題に対し,両国が大局的観点から適切に処理していく必要がある。

また、双方の国民感情は、引き続き大幅に改善の余地がある状況が続いており、 周年事業等の機会を活用し、人的・文化交流、特に次世代を担う青少年を対象とし た交流や行事を活発に行い、相互理解、信頼を増進して、国民感情の改善を図って いくことが重要である。

日・モンゴル関係については、平成22年11月に合意した「戦略的パートナーシップ」構築に向け、ハイレベル対話促進、経済関係の促進、人的交流・文化交流の活性化、地域・地球規模の課題への取組における連携強化の4本柱の下で、具体的な関係強化を図っていくことが重要である。特に平成24年は、鉱物資源開発における協力や日・モンゴルEPA交渉のプロセスを通じた互恵的・相互補完的経済関係の構築を目指しつつ、両国外交関係樹立40周年の節目の年を、一層の関係強化の契機とする必要がある。

#### 【今後の方針】

日中関係については、平成23年12月の野田総理訪中の際に、野田総理から表明した「日中国交正常化40周年に際する日中『戦略的互恵関係』の一層の深化に向けた6つのイニシアティブ」(①政治的相互信頼の増進、②東シナ海を「平和・協力・友好の海」とするための協力の推進、③東日本大震災を契機とした日中協力の推進、④互恵的経済関係のグレードアップ、⑤両国国民間の相互信頼の増進、⑥地域・グローバルな課題に関する対話・協力の強化)に基づく協力と交流を着実に進め、「戦略的互恵関係」の一層の深化、両国国民間の相互理解の増進を図っていくことを重点として考えている。

日・モンゴル関係については、平成24年3月のバトボルド首相訪日に際して行わ

れた野田総理との首脳会談の成果を踏まえ、「戦略的パートナーシップ」構築の具体化、特に、経済連携協定交渉プロセスの円滑な開催、鉱物資源開発における協力の進展を通じた経済関係の強化を目指すとともに、外交関係樹立40周年を通じた両国国民の相互理解・信頼醸成の深化を目指す。

施策に 関する		<u> </u>	トナム,	カンボジア,	ラオス,	ミャンマ	'一との友	:好関係の	強化		
評価結果	目標 <i>0</i> 況	D達成状	┃ ┃「目標	の達成に向け	†て相当な	進展があ	った。」				
測定指	(1)	外交青書	事に記載	ぱのある要人	基準値			実績値			目標値
標	往来数	文(政務官	ミレベル	/以上)	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	_
					30	31					_
	年度こ	ごとの目標	票値			基準値 と同程 度	同左	同左	同左	同左	
	(2)	要人往	主来を通	通じた二国間間	関係の強化 年度ごとの目標						
	基準	_	様々 等の実	なスキームを 施	通じての	各種会談	▪協議				
	施の捗況(績策進状)実)	23年度	イ首月相をは府が間たが被治性た、於力20②ン相)(通東及なの。発害水、。(:の12投ラ(,10じ日びさ連ま生を対有、第東新」資	外ッ8ワ月て本国れ帯たし受策効(4京たをや持務ク月ナ)、大民た、、けを性(回)な採貿続大・)・の着震かこ協メタ、積、(日にど択易可臣タ、マ訪実災らとカコイ我極効(メてジしの能のイズウ日にに物も関ンなが的率)コ、ョた促性(ライン)等成際資表係地と国に性(ン平)。進の(1)では、1)では、1)では、1)では、1)では、1)では、1)では、1)では、	「イ・・多果し、りを也でが支の(首なで)、「ないで、ないでが支の(首なを)、では後援観(脳27定メ)。3トイの上メ援会認は我旧し点(会年めコ人月ナンハげコ金談す大が、たか(談またン間)	)ム・イたン等等る規国復こら (で「連の、首ミレ。地のをこ模企興とも 4の東結安ト相々べ特域多通とな業及は有 月日京性全ン(ンルに諸大じが洪もび、益 21メ戦の保	ル10マの,国なて出水大今必で(日コ略強障ン)一対本の支二来被き後要あ、シー化及副・外話年政援国(害なの)った、協(、び)	流等るニニョー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	実で、ほのでは、またでは、またでは、またでは、またでは、またでは、またでは、またでは、また	会談の発するには、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	来,会談等におけ
		24年度						新たな3 的な視点	本の柱をより協力	具体化しを実施すたな行動	, 中長期 るため,
		25年度							点から日	画に基づ メコン協	
		26年度						同上			
		27年度						同上			
	目標	_		なスキームを 施し, 各国と							
	(3)	経済協	協議の実	ミ施と貿易投資	資環境の整	<u></u> と備		年度ごと	の目標		
	基準			資委員会。フ	* * *	***					
		1									

施の捗況(績策進状)実)	23年度	二国間の経済対話の枠組みを通じて、促生を通じて、促生を通じて、促生を通じてのという。我が国は、日本のでは、一年のでは、一年のでは、一年のでは、一年のでは、一年のでは、一年のでは、一年ののでは、一年ののでは、一年ののでは、一年ののでは、一年ののでは、一年ののでは、一年ののでは、一年ののでは、一年のでは、日本のでは、一年のでは、日本のは、日本のでは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本の	各種投資委員会、フォーラムの着 実な実施を通じて、同地域への日本 企業の進出を一層促進するため、二 国間のみならず、メコン地域全体で 具体的な貿易投資環境に係る議論を 進める。
小豆 /	24年度		「東京戦略2012」にて策定された 新たな3本の柱を具体化し、中長期 的な視点より協力を実施するため、 閣僚級会合にて新たな行動計画を策 定する。
	25年度		上記の新行動計画に基づき、中長期的な視点から日メコン協力をより 推進させる。
	26年度		同上
_	27年度		同上
目標	_	各種投資委員会、フォーラムを実施し、メコン地域の貿易投資環境を整備し、経済関係の緊密化に取り組む。	
(4) の促進		ン地域開発支援の強化及びメコン地域との交流	年度ごとの目標
基準	22年度	首脳、外相会談等を通じた日メコン協力の強化する。我が国のメコン地域開発支援により、ASEAN統合を促進する。アジア大洋州地域の重要なプレイヤーであるASEAN全体と我が国との関係を強化する。	
施の策進	23年度	第4ネシア・スター (7月21日 ) 1日 (17年) 2日 (17年) 2	国

	捗状 況 (績)		2012」を採択した。①メコン連結性の強化, ②投資や貿易の促進, ③人間の安全保障及び 環境の持続可能性の確保という3本の柱を策 定。)	
		24年度		「東京戦略2012」にて策定された 新たな3本の柱を具体化し、中長期 的な視点より協力を実施するため、 閣僚級会合にて新たな行動計画を策 定する。
		25年度		上記の新行動計画に基づき,中長期的な視点から日メコン協力をより 推進させる。
		26年度		同上
		27年度		同上
	目標	_	首脳、外相会議を通じ、日メコン協力を強化する。メコン地域の発展を支援することを通じて、地域の平和と安定の強化に取り組んでいく。	
施関評果	<ul><li>評す</li></ul>	諸果に 関	【 はいきない はいきない はいきない はいきない はいい はいい はいい はいい はいい はいい はいい はいい はいい は	このが体国をはいいである。 このが体国格国が交をる国、

# 【課題】

平成21年に採択された「東京宣言」に代わる平成27年までの新たな日・メコン協力の柱の具体化、また、日本企業のグローバル展開の要のひとつとなっているメコン地域に対し、中長期的な視点から、協力を進めるため、具体策の着実な実施が必要である。

# 【今後の方針】

今後ともメコン地域諸国5か国との友好関係の強化,経済関係の緊密化に取り組むとともに,これらの国々の発展を支援することを通じて,2015年のASEANの統合を支援し,地域の平和と安定の強化に取り組んでいく。

施策に関する	係の強	<b></b>	シア,	シンガオ	ポール,	東ティモ	≣ール, フ	<b>י</b> ィリピン	′, ブルネ	イ、マレ	ーシアと	の友好関
評価結 果	目標の達成状 況		「目	「目標の達成に向けて相当な進展があった。」								
測定指	(1)	要人の行	主来数	(日本側	側は外	基準値			実績値			目標値
標		放務三役,		国は元首	首,首	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	_
	脳、ダ	ト務大臣)				14	21	_	_	_	_	_
							基準値	同左	同左	同左	同左	
	年度こ	ごとの目標	票値				と同程 度					
		要人行 協力の継続	売・促			年度ごとの目標						
	基準	_				議,会談						
	施の捗況(績策進状)実)		月及マス月体ア催訪等た首に施か月及ピ施か)びレー)的大の日、「脳」し、「びンしら	や9ーホー式統合時のAS会数(マとフとた学ア月シルグ果領意のあEA議多ニレのィの。生キ)アタス(訪,「るN及く国一次リ海ままノ,・東マ例日9戦要関びの間シ官ピ洋たで	・玄イテン:時月略人重閣二関ア級ン協・・フ葉ンイ同6のの的往脳僚国係(協(議閣幅イ外トモ首月3アハ来戦会間の11諱3)傍広	「「大」」と、「大」」と、「大」」と、「大」」と、「大」」と、「大」のでは、「大」が、「大」が、「大」が、「大」が、「大」が、「大」が、「大」が、「大」が			国間関係を強化する。 2 次官級協議等事務レベル協議の 実施による政策対話を強化する。			
		24年度							同上			
		25年度							同上			
		26年度							同上			
	L	27年度							同上			
	目標	_				3議,会談 ・交流・						
	(3)	各国と				等経済分			年度ごと	の目標		
	基準	_	進			を含む経済						
			レを境とド受祉(験実一者ののネけ士平合施イ	シ実整経シ入侯戏格しンアに備済アれ補21者たドと実等関EPた者年数。ネの施に係み着の度を	間で、 関を を を を を で、 す強日 が の まる 化日 が の の は も の の の の の の の の の の の の の	PAの PAの Aの 大い 大い 大い 大い 大い 大い 大い 大い 大い 大い	の動じまかお試り、 分やてたとAT 野ビこ、AT いる は いる いる がいる がいる がいる がいる に のの のの のの のの のの のの のの のの のの	、ネら・基介格国研 タ 黄ス各イづ護し家修 首員環国ンき福た試を 都	フィリピ アとの経 施する。 2 法的	゚ン, ブル ゚済連携(	、シンガ ネイ及び EPA)を 整備 等 る。	マレーシ ま実に実

施策の地域には		スタープラン作成を進めているほか、中部ジャワ石炭火力発電所を日系企業が受注した。 マレーシアでは、我が国が円借款や教員派遣を通じて支援するマレーシア日本国際工科院(MJIII)が9月に開校した。	
績)	24年度		1 インドネシア,シンガポール,フィリピン,ブルネイ及びマレーシアとの経済連携(EPA)を確実に実施する。 2 法的枠組みの整備等を通じた二国間関係を強化する。3 日・インドネシアEPA,日・フィリピンEPAに基づく看護師及び介護福祉士候補者受入れについては合格率の更なる向上のための施策を講じる。
	25年度		同上
	26年度 27年度		同上 同上
目標	-	EPAの着実な実施を含む経済関係緊密化を促 進する。	INIT
(4)	平和標	- 構築等, 地域及び国際的課題に対する協力	年度ごとの目標
基準	_	東ティモールの国づくり支援、フィリピン・ミンダナオ和平プロセス平和構築への積極的関与等による平和構築に関する支援・関与、災害対応支援、民主主義の普及・定着への貢献等	
施の捗況	23年度	東ティースの 東ティースの 国連東ティースの 国連東ティースの 国連東ティースの 国連東京の 国の 国の 国の 工の 一、 、会 に会 にの のの での のの での にの のの での にの のの での にの のの のの での にの のの のの のの のの のの のの のの のの の	1 東ティモールの国づくりを支援する。 2 フィリピン・ミンダナオ和平プロセスを支援する。 3 地域・国際的課題への対応のための協力・支援を実施する。

	(実 績)	24年度		1 東ティモールの国づくりを支援 する。特に大統領選挙及び国民議挙 監視団の派遣と平和裡で円滑な 登かが行う。 2 平和場を行う。 2 アイリピックを ででする。 3 本の対応のた のはカ・支援関連を のはカ・支援の のはカ・支援の のはカ・大 の協力・主義 がの民主主義 がのまからに がいて がいて のに がいて のに がいて のに がい のに がい の の の の の の の の の の の の の の の の の の
		25年度		1 東ティモールの国づくりを支援する。 2 フィリピン・ミンダナオ和平プロセスを支援する。 3 地域・国際的課題への対応のための協力・支援を実施する。
		26年度		同上
		27年度		同上
	目標	_	平和構築に関する支援・関与,災害対応支援,民主主義の普及・定着への貢献等を実施する。	
施関評果にる結	<ul><li>評す</li><li>価系</li></ul>	<b>吉果に</b> 関	【総括】 ・ で と で と で と で と で と で と で と で と で と で	や的 各場と一我るに安様 にす 大下3 大名

- ウ 地域の平和と安定を支援する観点から、インドネシアが主催するバリ民主主義フォーラムへの協力(選挙訪問団派遣)、東ティモールの国づくりへの継続的な支援(大統領選挙への監視団派遣(平成24年3月)、初の円借款供与(平成24年3
- 月)), ミンダナオ和平プロセスへの積極的関与(開発専門家派遣,経済協力の実施,和平交渉支援)を行っている。
- (2) EPAの着実な実施を含む経済分野での関係緊密化

ア 成長著しい東南アジア諸国との関係強化の観点から、日系企業の支援を含む経済外交を進めており、インドネシアでは、中部ジャワ石炭火力発電所の受注という成果が得られたほか、首都圏投資促進特別地域のマスタープランに係る調査及び報告書の作成作業を進めている。また、マレーシアでは9月にマレーシア日本国際工科院 (MJIIT)が開校し、中長期的な親日派育成及び、ASEANにおける日本式工学教育の拠点として人材育成と地域の発展に資するほか、ブルネイとの間でのLNG契約延長交渉の妥結、国づくり支援を開始した。

イ EPAについては、相手国との間で分野別小委員会での協議を行い、経済関係を強化した。インドネシア及びフィリピンからの看護師・介護福祉士候補者の受入れについては、看護師47名、介護福祉士36名が国家試験に合格しており、前年の看護師16名合格から増加した。

上述のとおり施策に相当な進展が見られ、予算等の投入資源に見合った成果が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

#### 【課題】

- (1)要人往来については、引き続き我が国から東南アジア島嶼国各国への要人訪問をより頻繁に実現することが課題である。
- (2)経済面では、インフラ需要が多いこの地域において、日系企業を支援する枠組みの強化、個別案件での支援に引き続き取り組むことが必要である。EPAに基づく看護師・介護福祉士候補者の受入れについては、国家試験合格率の向上や協定見直しに向けた作業を進める必要がある。
- (3) 地域の安定や我が国の安全保障を確固たるものとすべく,いまだ不安定な諸国・地域への支援を維持・強化していく必要がある。また、同様の観点から、自然災害への対応(東日本大震災を踏まえた知見の共有を含む)、民主主義の普及・定着のための取組(バリ民主主義フォーラムへの積極的関与)、地域統合の推進(BIMP-EAGAとの協力強化)等、国際的・地域的課題に対応するための協力・連携

#### 【今後の方針】

を引き続き強化していく必要がある。

各国との関係強化を進めるために、首脳・外相レベルを含めた幅広い対話・具体的な協力に取り組むとともに、インフラ海外展開やEPAの円滑な実施や見直しを進める。

施策に	7 南	西アジア	諸国との友好関係の							
関する 評価結 果	目標 <i>0</i> 況	D達成状	「目標の達成に向け	て相当な	進展があ	った。」				
測定指		要人往到	K数(外交青書に基	基準値			実績値       目標値			
標	づく)			22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	_
				11人	11人					_
	年度こ	ごとの目標	票値		_	基準値 と同程 度	同左	同左	同左	
	(2) 化	インドと	この戦略的グローバル				年度ごと	の目標		
	基準	_	各種会談・協議等	ナーシッ	プの強化					
	施の捗況(績策進状実)	23年度	臣用ルロ図ドン実2議野障るム協とド化係障力野のしの一つ訪ド施月を田面こンカとのにを、を昭訪、協バた問外しに行総でとバのも戦向よ経強理に脳を・具含間他務なの海一間展、的たー、してえ外実一的3略4官、ン安し業ど国ロジ強化いン、相にトに回対月級各ド全た大、交一ョ化・くン、相にりに回対月級各ド全た大、交一ョ化・くト国会実ナはの記に政種試保他動多様バンす学ご	別院談に一、首を外務協議門の旅く立がしる協会、しシ12脳含務協議時分経構の60・をた交議更、ッ月会む次議をに野済想具周パ発め流等に日ブの談2官、実はで面(体年一出、等	様はイの野や回対12施、のでM的をトし政幅々各ン一田、の話月し政協はIC成迎ナ、治広な種ド層総10外,にた治力、)果え一日・い機事戦の理月相4日。・をデにをるシイ安分	リシな機会を活は各種事業のでは、1 1 1 2 2 2 3 2 3 2 3 2 3 3 3 3 3 3 3 3				
		24年度					同上			
		25年度					同上			
		26年度					同上			
		27年度					同上			
	目標	_	各種会談・協議等を  ローバルパートナー							
		要人往3					年度ごとの目標			
	基準	_	首脳・外相会談及 級及び戦略的実務者 交流計画などの交流	招へいや	21世紀青					

	施の捗況(績策進状)実)	23年度	野田総理のインドラス (12月) (11年) (12月) (12月) (11年) (12月) (11年) (12月) (11年)	首脳、閣僚級の要人往来、各種会談・協議及び交流事業を着実に実施する。
		24年度		同上
		25年度		同上
		26年度 27年度		同上
-		27平及	┃ ┃ 首脳・外相会談及び各種協議,並びに交流	间上
	目標	_	事業を実施する。	
	(4) 力の実		ジア地域の平和と繁栄に向けた様々な支援・協	年度ごとの目標
:	基準	I	災害への人道・復旧支援, 開発及び民主化 支援等の実施	
	施の捗況(績策進状)実)	23年度	8月に大洪水が発生したパキスタンに対対 で、JICAを通じた3,500万円相当の1,000万円相当の の緊急無償を行うとは、平成23年1月ント を行うととで、大きの大きの大きの大きの大きの大きの大きの大きの大きの大きの大きの大きの大きの大	1 災害に対し、迅速かつ適切な支援・協力を実施する。 2 南西アジア地域の平和と繁栄に資する開発及び民主化支援を実施する。
		24年度		同上
		25年度 26年度		同上 同上
		27年度		同上
		47 十戊		비ㅗ

災害への人道・復旧支援、開発及び民主化 目標 支援等を実施する。 施策に 評価結果に関 【総括】 関する する総括 南西アジア地域各国は、世界最大の民主主義国であるインドをはじめ、概ね高い

評価結 果

経済成長を実現し,新興国として国際社会での存在感を高めつつあり,また,我が 国にとってはシーレーン(海上交通路)上の要衝に位置し地政学的な重要性を有す るほか,約16億人の域内人口を擁する潜在的な市場として経済面での関心も高まっ ている。特に年率8%を上回る経済成長を遂げているインドは、12億を超える人口 を擁する大国であり、民主主義や市場経済、法の支配と行った我が国と共通の価値 を有しており、我が国にとって、アジア地域ひいては国際社会の平和と繁栄のため に協力すべきパートナーとして、安全保障や経済等幅広い分野での更なる関係強化 が求められる。

-方,南西アジア地域各国は依然として貧困,民主化の定着,テロ等の課題を抱 え、また、洪水や地震等の自然災害にも脆弱である。こうした状況の中、我が国が 南西アジア地域の経済・社会開発や、民主化・民主主義の定着や平和構築を支援 し、さらにはしばしば発生する自然災害に対して迅速な人道・復旧支援を行うこと は、同地域の安定と繁栄に資するものであると同時に、我が国にとっても極めて重 要である。

上記測定指標(7(1)~(4))及び以下に示すとおり、「南西アジア諸国 との二国間関係を更に強化し、同地域全体の安定と繁栄に寄与すること、特に潜在 力の大きなインドとの間で戦略的グローバル・パートナーシップの前進に向けて連 携を強化すること」との目標に向けて相当な進展があり、施策は有効に実施され た。

平成23年度は、野田総理のインド訪問(平成23年12月)や、ジグミ・ケサル・ ブータン国王王妃両陛下(同11月),ティンレイ・ブータン首相(同9月),クリ シュナ・インド外相(同10月), シュレスタ・ネパール副首相兼外相(平成24年1 月),ナシーム・モルディブ外相(同月)の訪日を始めとするハイレベルの要人往 来が実現した。また、国際会議等の機会を活用して各国首脳・外相等との会談を 行った。更に、安全保障、経済等の分野で次官級協議や局長級対話等を実施したほ か、各種招へいや21世紀青少年大交流計画(JENESYS)プログラムを通じて、国会 議員や青少年等の様々なレベルでの交流を促進した。

新興国として国際社会で発言力を強めるインドに関しては、野田総理のインド訪 問時に、政治・安全保障面で、海上安全保障分野での協力を強化することで一致し た他、経済面では、デリー・ムンバイ間産業大動脈構想(DMIC)に関する協力の進 展、インド南部のインフラ整備など、多くの具体的成果を挙げるとともに、「国交 樹立60周年を迎える日インドの戦略的グローバル・パートナーシップ強化に向けた ビジョン」と題する共同声明を発出し、日インド関係をより一層強化するため、政 治・安全保障、経済、文化・学術交流等幅広い分野で協力を強化していくことで合 意した。また、外務次官対話、外務次官級政務協議や第1回の開催となった日米印 協議など、事務レベルでも様々な協議が実施された。

テロ対策の重要国であるパキスタンに関しては、平成23年9月の国連総会の機会 に外相会談を行い,地域の安定やテロ対策,両国の経済関係強化などについて意見 交換を行った。また,前年に引き続き,同年8月に同国南部で発生した大洪水に際 し、JICAを通じた3,500万円相当の緊急援助物資の供与や国連機関と協力し1,000万 ドルの緊急無償支援を行った他,同年9月にはポリオ拡大防止・撲滅のための無償 資金援助を実施した。

内戦終結後、国民和解や復興に取り組むスリランカに関しては、平成23年5月に 菊田外務大臣政務官(当時)がスリランカを訪問し,ラージャパクサ大統領やピー リス外相らと会談し、国民和解等に向けて更なる努力を働きかけ、同国の取組を支 援する旨を伝達した。また、平成23年1月から2月にかけて同国で発生した洪水被害 に際し,テント等の救援物資を供与するとともに,国際機関やNGOを通じた支援を 実施したほか,同9月に道路及び灌漑施設の復旧のため70億円の円借款の供与を決 定した。

近年、日本企業の進出が増加しているバングラデシュに関しては、平成23年8月 のムヒト財務大臣、同9月のカーン商業大臣の訪日など、経済関係のハイレベルの 要人往来が実現した。

内戦終結後、新憲法制定を始めとする民主化・和平プロセスに取り組むネパール に関しては,シュレスタ副首相兼外務大臣の訪日の際に,玄葉外務大臣から,同国 の和平プロセスの早期完了と民主主義の定着を重視しており、同国の取組への支援 |を継続したい旨を伝達した。

平成23年に外交関係25周年を迎えたブータンに関しては、同年5月に菊田外務大臣政務官がブータンを訪問し、9月にはティンレイ首相及びペンジョール上院議長が訪日した。また、同年11月にはご成婚間もないジグミ・ケサル国王及びジツェン・ペマ王妃両陛下が東日本大震災後初の国賓として訪日され、宮中行事、国会演説、被災地訪問等を通じ、同国に対する国内の理解や親近感が高まり、様々なレベルで両国関係の一層の深化を促す気運を高めた。

以上のように投入資源量に見合った成果が得られたことから、施策は適切かつ効率的に実施された。

#### 【課題】

- ・南西アジア諸国との間で要人往来や各種協議、招へい・交流事業を継続し、良好な二国間関係を引き続き維持するとともに、政治、経済、文化等多分野における協力関係を更に深化させる。特に、インドとの戦略的グローバル・パートナーシップの強化に努める必要がある。
- ・南西アジア地域の安定と繁栄に向けた様々な支援・協力の継続、特に、パキスタン、スリランカ、ネパール、ブータンにおける平和構築や民主化定着、国民和解への支援を継続していくことが重要である。また、経済・社会開発への支援や、洪水・地震等の自然災害への迅速な人道・復旧支援も実施していく必要がある。

#### 【今後の方針】

南西アジア諸国、特にインドの重要性が益々高まる中、要人往来、各種協議、経済協力等を通じ、引き続き日印戦略的グローバル・パートナーシップの着実な強化を図るとともに、南西アジアの安定と繁栄に向け民主化定着・平和構築等の支援に向け具体的施策を継続していく。

施策に 関する			或諸国との友好関係の	の強化						
アラマス 評価結 果	目標 <i>0</i> 況	D達成状	「目標の達成に向け	て相当な進展があった。」						
測定指標	(1)	要人の征	主来数	基準値	20 = =	1 04 <del></del>	実績値	I 00		目標値
175				22年度 34	23年度 11	24年度	25年度	26年度	27年度	_
	年度で	ごとの目相	票値		11件程 度	基と度平島ミの (洋サッ年)	基と度平島ミ中僚の (洋サッ間会年) (神・) にいる (神・) にいる (神・) といる (	11件程度	基準値 と同程 度	
	(2)	大洋州	州地域各国との友好は				年度ごと	の目標		
	基準	_	1 ハイレベルでの 化 2 太平洋・島サミ 太平洋島嶼国との関	ットプロ						
	施の捗況(績策進状)実)	23年度	要連(ナ貿ジが月月外(年・・識・(・(・(・代))) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	(4) - I 、が務政臣時。 項(サ) - 文(1) - I 、が務政臣時。 項(4) - 、関(1) - 、 で相) ・ 工外月イ日臣官訪の	ー( ) テる務当( ) ミ 開,設 交ソ8ポィと官時9ク 催10に 第ン月リカとの) 月口 に月係 第1豪) エウも訪() ネ 向,る 30	貿,PN・に豪11,シード11署 回易プ外フ,(「菊アーた月名 会相」務ィ我8 田 有)	往 来太年 ま ま ま に ツ	現する 島 開催 に 向 け に り け り り り り り り り り り り り り り り り り	イレベル の関 6 6 た協議	は、平成、平洋・
		24年度					裏に開催	する。	島サミット	
		25年度					往来を実		イレベル	じの安人
		26年度 27年度					同上 同上			
	目標	-	ハイレベルでの要 化する。太平洋・島 じ,太平洋島嶼国と	サミット	プロセス	等を通				

施策に 関する 評価結 果 評価結果に関 する総括

#### 【総括】

豪州, ニュージーランドとの幅広い分野での友好及び協力関係を推進し, 二国間関係を更に強化することは, アジア大洋州地域の平和と安定や資源の安定確保に資する。また, 太平洋島嶼国には, 親日的な国が多く, 国際社会での協力や水産資源の供給の面で, 日本にとって重要なパートナーである。太平洋島嶼国との外交関係を強化することは, 国連改革等, 国際場裏において我が国の考えに対し有力な支持を得るために極めて重要である。

上記測定指標 8 及び以下に示すとおり、「豪州、ニュージーランドとの二国間関係を更に強化すること、及び太平洋島嶼国・地域との友好協力関係を深化し、国際社会等における我が国の取組への支援を確保すること」との目標に向け相当な進展があり、施策は有効に実施された。

日本と豪州は、共に米国の同盟国であり、基本的価値と戦略的利益を共有するアジア太平洋地域における戦略的パートナーである。近年、日豪関係は貿易・投資関係のみならず、安全保障分野も急速に進展している。安全保障分野では、4月にPKOや国際緊急援助活動における我が国自衛隊と豪州軍の協力を促進する日豪物品・役務相互提供協定(ACSA)が国会で承認されるとともに、日豪政府間の秘密情報の共有を促進する日豪情報保護協定に関する交渉が妥結した。経済分野では、日豪EPAの第13回及び第14回交渉を開催した他、ギラード首相来日に際して発出された首脳共同ステートメントにおいては、オーストラリアから日本へのエネルギー・鉱物資源の安定供給の継続が保証され、一層の協力関係の強化が達成された。

東日本大震災においては、豪州から緊急支援及び資金援助を含む支援が寄せられた。豪州は、緊急捜索・援助隊72名及び救助犬2匹を被災地に派遣した。また空軍の保有する輸送機C-17全4機のうち出動可能な3機全てを日本に派遣した。また、豪州政府から日本赤十字を通じて1000万豪ドル(約8億円)の義援金等が寄付された。さらに震災の翌月には、公式実務賓客としてギラード豪首相が外国首脳として初めて被災地を訪問し、被災者を激励した。

また日本とNZも互いにアジア太平洋地域の先進民主主義国の一員として基本的価値を共有しており、良好な二国間関係を維持している。平成23年度は、気候変動、アフガニスタンや太平洋島嶼国における協力、TPP協定交渉など多岐にわたる問題について、意見交換を行った。東日本大震災においては、NZは、52名からなる救助隊を被災地に派遣した。また、NZ政府からは、日本赤十字を通じて100万NZドル(約6000万円)の義援金が送られた。豪、NZとの幅広い分野での友好及び協力関係を推進し、二国間関係を更に強化することは、アジア太平洋地域の平和と安定や資源の安定確保に資する。

太平洋島嶼国・地域とは、平成24年5月に開催の第6回太平洋・島サミットに向けての準備プロセスが進められたほか、6月には、プナ・クック諸島首相が来日し、外交関係開設の書簡への署名と交換が行われるなど、様々な要人往来を通じ、日本と太平洋島嶼国の関係が一層強化された。

上述のとおり限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し、投入資源量に見合った成果が得られたことから、施策は効率的に実施された。

#### 【課題】

豪州及びNZとは、これまでの対話の結果を着実に実施するとともに、協力分野を 拡充することにより、二国間関係のより一層の強化に努める必要がある。

太平洋島嶼国との関係では、平成24年5月に開催する第6回太平洋・島サミット開催後のフォローアップを視野に入れつつ、太平洋島嶼国地域の安定と発展に向けた貢献やハイレベルでの要人往来の強化を通じ、友好協力関係を深化させ、国際社会における我が国の取組への支持を確保する必要がある。

#### 【今後の方針】

今後も目標達成に向けて、取組をさらに強化していく。我が国として豪州、NZ及び太平洋島嶼国との協力関係をより強化していく。特に第6回太平洋・島サミット開催後のフォローアップを以てこれら国との協力関係強化を効率的且つ効果的に実施していく。

# 学識経 験を有 の知見

の活用

(外務省政策評価アドバイザリー・グループ・メンバーの所見)

〇測定指標の設定,および施策に関する評価結果の記述とも、おおむね妥当である。とりわけ,「課題」の記述は的確である。ただ、アジア太平洋外交の場合、対象国による外交課題や問題の性質の違いが大きいことが必要に応じてもう少し強調されてもよいだろう。

〇一定の進展が見られるとの評価は妥当と考える。ただし、北朝鮮との関係において金正日総書記の死去および本年4月のミサイル(ロケット)発射に伴う対応が適切であったかの評価、また、韓国との関係で歴史、領土問題をめぐる対応の評価等が必要ではないかと思われる。

〇「測定指標」のうち、年度ごとの目標の記述に具体的施策間で相違がある。望ましい記述は、 I ー 1 ー 4 のように年度ごとの目標が具体的であり事後に検証可能な記述である。一方で、 I ー 1 ー 1 のように、年度ごとの目標が「強化する」を「同上」としたのでは目標達成に向けて進展があったのかどうかが検証できない。

「施策に関する評価結果」の記述では、「目標達成に向けて一定の進展があった」と同等の記述をしている中にも、その進度が異なると感じるものがある。たとえば、I-1-2「朝鮮半島の安定に向けた努力」の記述からは「進展」は読みとれず、また、国民感覚からいっても「進展がなかった」と記述すべきところではないか。一方で、I-1-4については、「一定の進展があった」ということが評価の記述から読み取れるところである。

〇施策段階においては、事業レベルに比し定量的指標化が難しいことは事実であるが、たとえば「関係各国」や「各種」、「等」などの表現が用いられている部分については、定量化が可能ではないか。また「要人の往来」がどのような成果をもたらしているのか、最終成果の把握は困難だとしても、相手国での報道状況や交流の内容(e.g. 訪問企業数、市民との交流機会数)のような中間成果については測定可能ではないか。

「交流計画」の参加者に対し意識調査等を行い、参加前と参加後のわが国に対する印象の変化を 測るなどの試みが必要ではないか。

評価の神髄がcheck→actionにあることに鑑みれば、評価を通じ改善点を見つけるという点での 指標の活用が望まれる。

# 価うにてし料他を過お使たその情

報

政策評

## 1 東アジアにおける地域協力の強化

- ・日・ASEAN特別外相会議(概要)(平成23年4月9日)
- http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/ASEAN/j\_ASEAN/tgk\_1104.html
- ・日・ASEAN外相会議(概要)(平成23年7月21日)
- http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/ASEAN/j\_ASEAN/gaisho\_1107.html
- **┃・第14回日・ASEAN首脳会議(概要)(平成23年11月18日)**
- http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/ASEAN/j ASEAN/shuno 14th.html
- ・日・ASEAN共同宣言(バリ宣言)

#### (概要)

http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/ASEAN/j\_ASEAN/pdfs/bali\_declaration\_jp\_g1111.pdf (仮訳) http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/ASEAN/j\_ASEAN/pdfs/bali\_declaration\_jp\_1111.pdf (英文) http://www.mofa.go.jp/region/asia—

paci/ASEAN/conference/pdfs/bali\_declaration\_en\_1111.pdf

- 第14回ASEAN+3首脳会議(概要)(平成23年11月18日)
- http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/ASEAN/ASEAN+3/shuno\_14th.html
- ·第12回ASEAN+3外相会議(概要)(平成23年7月21日)
- http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/ASEAN/ASEAN+3/gaisho\_1107.html
- 東アジア首脳会議(EAS)参加国外相協議(概要)(平成23年7月22日)
- http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/eas/gk1107.html
- ・第6回東アジア首脳会議(概要)(平成23年11月19日)
- http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/eas/shuno\_6th.html
- ・互恵関係に向けた原則に関する東アジア首脳会議(EAS)宣言
- (仮訳) http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/eas/shuno\_6th\_gokei.html
- (英文) http://www.mofa.go.jp/region/asia-paci/eas/pdfs/declaration\_1111\_2.pdf
- ・ASEAN連結性に関する東アジア首脳会議 (EAS) 宣言
- (仮訳) http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/eas/shuno\_6th\_ASEAN.html
- (英文) http://www.mofa.go.jp/region/asia-paci/eas/pdfs/declaration\_1111\_1.pdf
- 第4回日中韓サミット (概要) (平成23年5月22日)
- http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/jck/summit2011/jck\_gaiyo.html 〈成果文書〉

#### 首脳宣言

(仮訳) http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/jck/summit2011/declaration.html (英文) http://www.mofa.go.jp/region/asia-paci/jck/summit1105/declaration.html 原子力安全協力

```
(仮訳) http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/jck/summit2011/nuclear_safety.html
  (英文) http://www.mofa.go.jp/region/asia-paci/jck/summit1105/nuclear_safety.html
 再生可能エネルギー及びエネルギー効率の推進による持続可能な成長に向けた協力
  (仮訳) http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/jck/summit2011/energy.html
  (英文) http://www.mofa.go.jp/region/asia-paci/jck/summit1105/energy.html
 防災協力
  (仮訳) http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/jck/summit2011/disaster management.html
  (英文) http://www.mofa.go.jp/region/asia-paci/jck/summit1105/disaster management.html
                    (平成23年11月19日)
日中韓首脳会議(概要)
 http://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/s_noda/ASEAN_11/jck_1111.html
・申鳳吉(シンボンギル)日中韓協力事務局長の玄葉外務大臣への表敬訪問(平成24年4月26日)
 http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/24/4/0426_02.html
 アジア協力対話 (ACD) 第10回会合 (概要) (平成23年10月)
 http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/honsho/seimu/hamada-k/kuwait1110.html
  朝鮮半島の安定に向けた努力
• 平成24年版外交青書
・HP掲載の下記資料
 http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/n_korea/data.html (基礎データ)
 http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/n_korea/abd/index.html (日朝関係)
 http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/n_korea/6kaigo/index.html (六者会合 (北朝鮮の核問題
 http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/n korea/kakumondaj/index.html (北朝鮮の核問題)
  未来志向の日韓関係の推進
· 平成24年版外交青書
外務省HP掲載の下記資料
 http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/korea/data.html (基礎データ)
 http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/korea/pdfs/josei.pdf (最近の韓国情勢)
 http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/korea/pdfs/kankei.pdf (最近の日韓関係)
 http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/korea/pdfs/keizai.pdf (韓国経済の現状と日韓経済関係)
 http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/korea/visit/index.html (要人往来)
 http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/korea/cv/index.html (要人略歴)
 http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/korea/kaidan/index.html (首脳·外相会談等)
 http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/korea/koryu/index.html (日本と韓国間の交流)
 http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_korea/index.html (日韓経済連携協定)
 http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/takeshima/index.html (竹島問題)
 http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/nihonkai_k/index.html (日本海呼称問題)
  未来志向の日中関係の推進及び日モンゴル関係の強化等
・外務省ホームページ(http://www.mofa.go.jp/mofaj/)
 中国: http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/china/index.html
 -中国における「元気な日本」キャンペーン:
  http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/china/genkinanihon/index.html
 - 2012年日中国交正常化40周年記念事業 - 日中国民交流友好年~新たな出会い,心の絆~:
  http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/china/jc40th/index.html
 モンゴル: http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/moNGOlia/index.html
 - 日本・モンゴル外交関係樹立40周年:
  http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/moNGOlia/jm40/index.html
 台湾: http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/taiwan/index.html
 香港: http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/hongkong/index.html
 マカオ: http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/macao/index.html
平成24年版外交青書(外交青書2012)
  <u>タイ,ベトナム,カンボジア,ラオス,ミャンマーとの友好関係の強化</u>
【メコン】
・グリーン・メコン・フォーラム (概要) (平成23年6月24日)
http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/j_mekong_k/gmf1106.html
・日メコン外相会議第4回会合(概要)(平成23年7月21日)
http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/j_mekong/1107_kg.html
・メコン河下流域開発 (LMI) 閣僚級フレンズ会合 (概要) (平成23年7月22日)
 http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/j_mekong/lmi_1107.htm
```

```
・メコン地域における官民協力・連携促進フォーラム第2回日メコン全体会合(概要)(平成23年
11月11日)
 http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/j_mekong_k/kanminf/gaiyo_2011.html
・日本・メコン地域諸国首脳会議第3回会合(概要) (平成23年11月18日)
http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/j_mekong_k/s_kaigi03/s_kaigi03.html
【タイ】
・日・タイ外相会談(概要) (平成23年4月9日)
 http://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/g_matsumoto/ASEAN1104/ith gk.html
・菊田外務大臣政務官のタイ訪問(概要)(平成23年5月23-25日)
 http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/honsho/seimu/kikuta/thailand1105/gaiyo.html
・菊田外務大臣政務官の国連アジア太平洋経済社会委員会(ESCAP)第67回総会への出席
 http://www.mofa.go.jp/mofai/press/release/23/5/0520_08.html
・タイ医療支援チーム(第2チーム)の菊田外務大臣政務官表敬(平成23年6月3日)
 http://www.mofa.go.jp/mofai/press/release/23/6/0603 07.html
・ポラメティ・タイ国家経済社会開発庁副長官による中野外務大臣政務官表敬(平成23年9月27
日)
 http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/honsho/seimu/nakano/thailand 1109.html
・タイにおける洪水被害に際する山根副大臣とウィラサック在京タイ大使の会談(平成23年10月20
日)
 http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/23/10/1020_05.html
・日・タイ外相会談(概要)(平成23年11月11日)
 http://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/g_gemba/apec_2011/j_thailand_1111.html
・日・タイ首脳会談(概要)(平成23年11月18日)
 http://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/s_noda/ASEAN_11/thailand_1111.html
・玄葉外務大臣とキティラット・タイ副首相の会談(平成23年11月28日)
 http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/23/11/1128_06.html
・キティラット・タイ副首相の野田総理表敬(平成23年11月28日)
 http://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/s_noda/1111_thailand.html
・日・タイ外相電話会談(平成23年12月23日)
 http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/23/12/1223_01.html
・インラック・タイ王国首相の公式実務訪問(概要と評価)(平成24年3月7日-9日)
 http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/thailand/visit/1203_gai.html
・日・タイ首脳会談・総理主催夕食会 (概要) (平成24年3月7日)
 http://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/s_noda/1203_thai.html
【ベトナム】
・チュン・ベトナム外務次官による松本外務大臣表敬(概要) (平成23年4月9日)
 http://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/g_matsumoto/ASEAN1104/jvi_hk.html
・グエン・フー・ビン駐日ベトナム社会主義共和国大使による伴野外務副大臣表敬(平成23年4月
 http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/23/4/0428_04.html
・ホアン・チュン・ハイ・ベトナム副首相と松本大臣との会談(概要)(平成23年5月25日)
 http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/23/5/0525_04.html
・チュオン・タン・サン・ベトナム共産党書記局常務の訪日(平成23年6月1-4日)
 http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/23/5/0527_04.html
・松本外務大臣とチュオン・タン・サン・ベトナム共産党書記局常務の会談(概要)(平成23年6
月1日)
 http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/23/6/0601_07.html
・チュオン・タン・サン・ベトナム共産党書記局常務による菅総理大臣表敬 (平成23年6月2日)
 http://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/s_kan/vietnam_1106.html
・日・ベトナム外相会談 (概要) (平成23年7月22日)
 http://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/g_matsumoto/ASEAN1107/vietnam_gk1107.htm
 高橋外務副大臣のベトナム訪問概要 (平成23年8月10-12日)
 http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/honsho/fuku/takahashi/vietnam1108/gaiyo.html
・ハイ・ホーチミン市党委書記の藤村官房長官表敬(概要) (平成23年10月12日)
 http://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/others/vietnam_1110.html
・山口外務副大臣のベトナム訪問(概要)(平成23年10月19-21日)
 http://www.mofa.go.jp/mofaj/annaj/honsho/fuku/vamaguchj-t/vjetnam1110.html
・グエン・タン・ズン・ベトナム社会主義共和国首相の来日(平成23年10月30日-11月2日)
 http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/vietnam/visit/pm 1110/index.html
・日・ベトナム首脳会談(平成23年10月31日)
 http://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/s noda/vietnam1110/gaiyo.html
【カンボジア】
・日・カンボジア外相会談(概要)(平成23年4月9日)
 http://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/g_matsumoto/ASEAN1104/jca_gk.html
```

・日・カンボジア外相電話会談(平成23年12月23日) http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/23/12/1223\_02.html

#### 【ラオス】

- ・ポンサワット・ラオス国家主席府付き大臣と松本外務大臣との懇談(概要)(平成23年4月9日) http://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/g\_matsumoto/ASEAN1104/jla\_ko.html
- ・トンルン・ラオス副首相兼外務大臣夫妻の外務省賓客訪日(概要)(平成23年8月2-4日) http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/laos/visit/thongloun sisoulith1108.html
- ・松本外務大臣とトンルン・シースリット・ラオス副首相兼外務大臣の会談 (平成23年8月2日) http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/23/8/0802 03.html
- ・トンルン・シースリット・ラオス副首相兼外務大臣による菅総理大臣表敬(平成23年8月3日) http://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/s\_kan/lao\_1108.html
- ・玄葉外務大臣とソムサワート・ラオス副首相との会談(平成23年11月28日) http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/23/11/1128\_07.html
- ・ソンプー・ラオス日本友好議員連盟会長一行と中野外務大臣政務官との懇談(概要)(平成24年2月22日)

http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/honsho/seimu/nakano/laos\_1202.html

- ・トンシン・タンマヴォン・ラオス人民民主共和国首相の来日(平成24年3月14日~18日)
- http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/laos/visit/1203.html
- ・岡田副総理によるトンシン・タンマヴォン・ラオス首相表敬 (平成24年3月15日) http://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/others/laos\_1203.html
- ・日・ラオス首脳会談 (概要) (平成24年3月16日)

http://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/s\_noda/1203\_laos.html

#### 【ミャンマー】

- ・ミョー・ミン・ミャンマー外務副大臣による松本外務大臣表敬(概要)(平成23年4月9日) http://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/g\_matsumoto/ASEAN1104/jmy\_hk.html
- ・日・ミャンマー外相会談 (概要) (平成23年6月6日)

http://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/g\_matsumoto/hungary1106/j\_myanmar\_gk.html

- ・菊田外務政務官のミャンマー訪問(概要) (平成23年6月27-29日)
- http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/honsho/seimu/kikuta/myanmar1106/gaiyo.html
- ・菊田外務大臣政務官とミャンマー政府要人との会談(平成23年6月28日)

http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/23/6/0628\_09.html

- ・ワナ・マウン・ルイン・ミャンマー外務大臣の来日(平成23年10月20-22日) http://www.mafa.go.jp/mafai/grapa/ralagag/22/10/1014-02 html
- http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/23/10/1014\_02.html
- ・藤村官房長官とワナ・マウン・ルイン・ミャンマー外務大臣との会談について (概要) (平成23年10月20日)

http://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/others/myanmar\_1110.html

・日・ミャンマー外相会談及びワーキング・ディナー (概要) (平成23年10月21日)

 $http://www.\ mofa.\ go.\ jp/mofaj/kaidan/g\_gemba/myanmar1110.\ html$ 

・日ミャンマー首脳会談(概要) (平成23年11月18日)

http://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/s\_noda/ASEAN\_11/myanmar\_1111.html

・玄葉外務大臣のミャンマー訪問(結果概要)(平成23年12月25-26日) http://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/g gemba/myanmar1112.htm

# 6 インドネシア、シンガポール、東ティモール、フィリピン、ブルネイ、マレーシアとの友好関係の強化

- ・外務省ホームページ(http://www.mofa.go.jp/mofaj/)
- ・首相官邸ホームページ(http://www.kantei.go.jp)

#### 7 南西アジア諸国との友好関係の強化

#### 【インド】

- ・日インド首脳会談(概要)(平成23年9月23日)
- http://www.mofa.go.jp/mofai/area/india/visit/1109 sk.html
- ・野田総理夫妻のインド訪問(概要と評価)(平成23年12月28日)

http://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/s noda/india 1112/gaiyo.html

・共同声明「国交樹立60周年を迎える日インド戦略的グローバル・パートナーシップの強化に向けたビジョン」(平成23年12月28日)

http://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/s\_noda/india\_1112/joint\_statement\_jp2.html

・インド世界問題評議会 (ICWA) 主催 野田総理後援『人と人の「絆」に基づく「戦略的グローバル・パートナーシップ」』 (平成23年12月28日)

http://www.kantei.go.jp/jp/noda/statement/2011/1228icwa.html

野田総理とインド首脳等との懇談(平成24年3月27日)

http://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/s\_noda/india\_1203.html

・日インド外相会談(概要) (平成23年6月6日)

http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/india/visit/1109\_sk.html

- ・第5回日インド外相間戦略対話(概要)(平成23年10月29日) http://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/g\_gemba/india\_1110.html 【パキスタン】
- ・日パキスタン外相会談(概要)(平成23年9月20日)

http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/pakistan/visit/1109\_gk.html【スリランカ】

・菊田外務大臣政務官のスリランカ、ブータン及びブルネイ訪問(概要)(平成23年5月3日~8日)

http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/honsho/seimu/kikuta/visit1105/gaiyo.html【ネパール】

- ・日ネパール外相会談(平成24年1月31日) http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/24/1/0131\_02.html
- ・藤村官房長官とシュレスタ・ネパール副首相兼外相との会談(平成24年2月2日) http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/asia.html 【ブータン】
- ・菊田外務大臣政務官のスリランカ、ブータン及びブルネイ訪問(概要)(平成23年5月3日~8日)

http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/honsho/seimu/kikuta/visit1105/gaiyo.html

- ・日ブータン首脳会談 (平成23年9月26日)
- http://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/s\_noda/1109\_bhutan.html
- ・ジグミ・ケサル・ブータン王国国王王妃両陛下の国賓来日(平成23年11月15~20日) http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/bhutan/visit/jigme1111/index.html
- 8 大洋州地域諸国との友好関係の強化
- ·平成24年度版外交白書

# 施策 I-2 北米地域外交

#### |施策名 | 北米地域外交

#### 施策の 1 北米諸国との政治分野での協力推進

# 概要 (1) 日米,日加政府間(首脳・外相レベルを含む)での共通の諸課題に関する協議・政策調整 を実施する。

(2) 日米・日加両国間における重層的な交流・対話を実施する。

#### 2 北米諸国との経済分野での協力推進

- (1) 米国
- ア 日米首脳会談・外相会談等を通じた日米経済関係を強化する。
- イ 日米間の各種経済対話を通じた貿易・投資の促進に向け取組む。
- ウ 個別経済問題に対処する。
- (2) カナダ

日加経済枠組みに基づき、日加両国の協力を推進するとともに、日加経済関係の潜在力を最大限に引き出すための具体的な諸施策を進めていく。

#### 3 米国との安全保障分野での協力推進

- (1) 安全保障分野に関する日米間の緊密な協議を実施する。
- (2) 在日米軍再編等の着実な実施を推進する。
- (3) 日米地位協定についての取組を行う。

#### 達成す べき目 標

# 我が国外交の基軸である日米同盟関係の深化及び日加関係を更に推進すること

#### 1 北米諸国との政治分野での協力推進

日・北米諸国が直面する政治面での共通の諸課題についての両国政府間の緊密な連携を一層強 化すること

#### 2 北米諸国との経済分野での協力推進

日・北米諸国の持続可能な経済成長に資する各種の政策分野での協調を推進すること

#### 3 米国との安全保障分野での協力推進

日米安保体制の信頼性を向上すること。在日米軍の円滑な駐留を確保すること。もって我が国 の安全保障を確保すること。

施策の 予算	区	分	21年度	22年度	23年度	24年度
額・執		当初予算 (a)	229, 635	231, 188	341, 993	292, 519
行額等	予算の 状況	補正予算 (b)	0	0	0	
	(千円)	繰越し等 (c)	0	0		
		合計 (a+b +c)	229, 635	231, 188		
	執行額(-	千円, d)	183, 749	164, 061		

#### 施策に 関係す

## 1 北米諸国との政治分野での協力推進

·第180回国会施政方針演説(平成24年1月24日)

## る内閣 の重要 政策

(施政

「・・・私は、アジア太平洋地域の安定と繁栄を実現するため、日米同盟を基軸としつつ、幅広い国や地域が参加する枠組みも活用しながら、この地域の秩序とルールづくりに主体的な役割を果たしていくことが我が国の外交の基本であると考えます。・・(中略)・・日米同盟は、我が国の外交・安全保障の基軸にとどまらず、アジア太平洋地域、そして世界の安定と繁栄のための公共財です。21世紀にふさわしい同盟関係に深化・発展させていかなければなりません。」

方針演 化・発展させていかなければなりません。」 説等の ・第180回国会外交演説(平成24年1月24日)

#### 説等の うち主 なも

**の**)

「21世紀の国際環境の変化に対応し、アジア太平洋地域での豊かで安定した秩序作りに資する日米同盟の在り方について、不断に検討し続けていきます。日米同盟は、日本の外交・安全保障の基軸であり、アジア太平洋地域と世界の安定と繁栄のための公共財です。日米両国は様々なレベルで信頼関係を深めてきました。これに基づき、安全保障、経済、文化・人的交流を中心に日米同盟を一層深化・発展させます。」

# 2 北米諸国との経済分野での協力推進

•第180回国会外交演説(平成24年1月24日)

「日米同盟は、日本の外交・安全保障の基軸であり、アジア太平洋地域と世界の安定と繁栄のための公共財です。日米両国は様々なレベルで信頼関係を深めてきました。これに基づき、安全保障、経済、文化・人的交流を中心に日米同盟を一層深化・発展させます。」

・第178回国会における野田内閣総理大臣所信表明演説(平成23年9月13日)

「日米同盟は、我が国の外交・安全保障の基軸であり、アジア太平洋地域のみならず、世界の安定と繁栄のための公共財であることに変わりはありません。半世紀を越える長きにわたり深められてきた日米同盟関係は、大震災での「トモダチ作戦」を始め、改めてその意義を確認することができました。首脳同士の信頼関係を早期に構築するとともに、安全保障、経済、文化、人材交流を中心に、様々なレベルでの協力を強化し、21世紀にふさわしい同盟関係に深化・発展させていきます。」

# 3 米国との安全保障分野での協力推進

·第180回国会施政方針演説(平成24年1月24日)

「特に, 日米同盟は, 我が国の外交・安全保障の基軸にとどまらず, アジア太平洋地域, そして世界の安定と繁栄のための公共財です。二十一世紀にふさわしい同盟関係に深化・発展させていかなければなりません。普天間飛行場の移設問題についても, 日米合意を踏まえ, 引き続き沖縄の皆様の声に真摯に耳を傾け, 誠実に説明し理解を求めながら, 沖縄の負担軽減を図るために全力で取り組みます。」

第180回国会外交演説(平成24年1月24日)

「また, 安全保障面においては, 昨年の「2+2」の結果に基づき, 幅広い分野での具体的協力を推進していきます。その際, 在日米軍が, 我が国に必要な抑止力の確保に不可欠な役割を担っていることを踏まえ, 普天間飛行場の移設を含む在日米軍再編については, 沖縄の皆様の御理解を得るべく政府として全力を挙げて取り組んでいく考えです。沖縄の負担軽減については, これまでも米軍属に対する裁判権の行使に関する運用について, 日米合同委員会において新たな枠組みに合意するなど, 努力を重ねて参りました。引き続き一つ一つ目に見える成果を積み重ねていく決意です。」

施策に	北米地域外交				
関する 評価結 果	目標の達成 状況	「目標の達成に向けて相当な進展があった。」			

施策に 関する	· WALLE			
評価結果	目標(	の達成	「目標の達成に向けて相当な進展があった。」	
測定指標	(1) 進展	共通の	諸課題における日米・日加両政府間の協力関係の	年度ごとの目標
	基準	22年度	日米両首脳間では、累次に亘り、安全保障、経済、文化・人材交流を三本柱として、日米同盟を更に深化・発展させていくことで一致しており、二国間のみならず、アジア太平洋地域における課題、さらにはグローバルな課題について、緊密に連携した。 日加首脳間では、政治・平和・安全保障分野に関する新たな協力枠組みに合意するとともに、さらなる連携を確認した。	
		23年度	日米間の音楽では、大学のは、大学のでは、大学のは、大学のでは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学の	日米同盟を21世紀にふさわしい 形で更に深化・発展に協力してい く。 日本とカナダの間では、政治・ 平和及び安全保障分野における協 力関係を更に深化・発展させ、引 き続き、日加間で緊密に協力して いく。
	施の捗況(績策進状)実)	24年度		日来記述 (ACSA) (A

目標	25年度 26年度 27年度 -	日米同盟を, 21世紀にふさわしい形で更に深 化・発展させる。 カナダとの緊密な連携をより一層強化する。	日米同盟を21世紀にふさわしい形で更に深化・発展させ、引き続き、日米間で緊密に協力していく。 日本とカナダの間では、政治・平和及び安全保障分野における協力関係を更に深化・発展させ、引き続き、日加間で緊密に協力していく。 同上 同上
	日米・	日加間の相互理解の進展	年度ごとの目標
基 進	23年度	重層的なおいます。 ・対話の大とびきとなった。 ・大田田の大とびきとでは、大田田の大とで、大田田の大とで、大田田の大とで、大田田の大とで、大田田の大きので、大田田の大きので、大田田の大きので、大田田の大きの大田の大きの大田の大きの大田の大きの、大田田の大きの大田の大田の大田の大田の大田の大田の大田の大田の大田の大田の大田の大田の大田の	日米・日加間でより重層的で効果的な交流・対話事業を実施する。日米間では、平成24年日米桜寄贈百周年事業の成功に向け着実に準備作業を進める。
	24年度		より重層的で効果的な交流・対 話事業を実施する。日米桜寄贈百 周年事業の成功を受け、更なる交 流の機運を高める。 日米・日加間でより重層的な効
	25年度 26年度		果的な交流・対話事業を実施する。
	27年度	7 B U L = 10 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1	同上
目標	_	重層的な日米・日加の交流・対話を推進し, 幅広い層における日米・日加間の相互理解をよ り一層高いレベルに引き上げる。	

施策に 関する 評価結 果 評価結果に関する総括

【総括】

- 1 米国
- (1) 日米両国は基本的価値及び戦略的利益を共有する同盟国である。日米同盟は、我が国の外交・安全保障の基軸であり、アジア太平洋地域のみならず、世界の安定と繁栄のための共有財産である。また、日米安保体制を中核とした日米同盟は、冷戦後も依然として不安定な要素が存在するアジア太平洋地域において、日本及び同地域の平和と繁栄の礎として不可欠な役割を担っている。これらの点をかんがみれば、我が国と米国が直面する共通の諸課題について、両国政府間の緊密な連携を一層強化することは必要不可欠である。
- (2)測定指標1及び以下に鑑み、23年度においては米国との政治分野での協力が一層推進され、目標達成に向けて、相当な進展があったと考える。
- ア 日米間の首脳・外相を始めとする様々なレベルでの意見交換を累次の機会に実施し(平成23年度は、首脳会談3回、首脳電話会談5回、外相会談7回、外相電話会談6回を実施)、二国間の課題のみならず、朝鮮半島情勢やミャンマーなどのアジア太平洋地域情勢、そしてアフガニスタン、パキスタン、イランといったグローバルな日米両国の共通の諸課題について、両政府間で緊密な連携が図られた。
- イ 平成23年9月の野田政権発足以来、日米首脳は累次に亘り、安全保障、経済、文化・人的交流を中心に、日米同盟を21世紀にふさわしい同盟関係に更に深化・発展させていくことで一致してきており、このような日米同盟の更なる深化・発展のため、首脳・外相会談を始めとする個別の会談の際に、各分野における具体的中身につき意見交換が積み重ねられた。
- ウ この他, 諸政策への決定に直接参画または影響力を有する各界の人物を招へいし, 民間有識者等様々なレベルでの日米間の対話・交流の強化を行った。23年度も, 昨年に引き続き米国から元戦争捕虜 (POW) を招へいし, 玄葉外務大臣への表敬をはじめ, 政府関係者への表敬機会や各地方都市での一般の方々との交流機会等を設け, 日米両国民の幅広い層におけるより深い相互理解と信頼関係の構築に貢献した。
- エ 特に日米桜寄贈百周年を迎える平成24年、米国では、タイダル・ベイスンの景観整備、全米桜植樹プロジェクト、全米桜祭り(於:ワシントンDC)等が行われ、本邦においても、日米桜フェスティバル(於:恵比寿)や日米交流作文コンクール等の記念事業を実施したほか、事業認定を通じた国内イベントとのタイアップなども行い、日米交流の歴史を再確認するとともに、一層の日米交流の機運の上昇に貢献した。

#### 2 カナダ

- (1) 我が国とカナダは、基本的人権の尊重、民主主義、自由及び市場経済の推進といった共通の価値観に基づく良好な二国間関係を有しているが、更なる発展の潜在力があり、二国間関係を一層強化する必要がある。世界が直面する諸課題について、G8・太平洋国家である日加両国がより効果的に対処することができるよう、二国間のパートナーシップを更に拡大及び深化させることは重要である。我が国の安全と繁栄を確保するためには、国際社会全体の繁栄が不可欠であるとの認識の下、我が国は、国際社会が直面する課題の解決に向けて、国際協調を進めつつ、積極的に取り組んできているが、そのためにも我が国と基本的価値観を共有し、国連をはじめとする国際機関等において積極的に活動するカナダとの関係を維持・強化することは重要である。
- (2) 測定指標1及び以下の理由に鑑み、平成23年度においてはカナダとの政治分野での協力が一層推進され、政策の目標達成に向けて、相当な進展があったと考える。ア 平成23年5月のG8ドーヴィル・サミットの際に日加首脳会談、平成23年7月のASEAN関連外相会議の際に日加外相会談が行われたのに続き、同年9月の国連総会の際には野田政権発足後初の日加首脳会談が行われた。
- イ 更に、平成24年3月には、ハーパー首相の訪日(ベアード外相等も同行)が実現し、日加首脳会談、外相会談をそれぞれ行うとともに、首脳間で青少年交流及び科学技術協力等を含む日加共同成果を発表し、日加関係の緊密さを証明するとともに、今後も日本とカナダの緊密な連携を一層強化していく両国の姿勢を象徴するものであった。
- ウ また、政治面以外でも、民間有識者を含む重層的な対話・交流を実施した。
- 3 限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し、日米・日加間の首脳・外相を始めとする様々なレベルでの意見交換を累次の機会に実施し、また、様々なレベルにおける二国間の交流事業を時宜に合わせて実施したことにより、両国政府間の緊密な連携を一層強くすることができた。このように投入資源量に見合った成果が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

# 【課題】

# 1 米国

日米首脳間・外相間で累次にわたり一致してきているとおり、日米同盟を安全保障、経済、文化・人的交流を中心に21世紀にふさわしい同盟関係に更に深化・発展させていくため、日米間で緊密に協力していく必要がある。

#### 2 カナダ

我が国の国益に合致した成果を得るためには、引き続き、普遍的価値を共有するアジア太平洋地域のパートナー及びG8のメンバーであるカナダとの協力を推進する必要がある。

#### 【今後の方針】

引き続き、日米・日加両国が直面する政治面での共通の諸課題についての両国政府間の緊密な連携、及び民間有識者を含む様々なレベルでの日米・日加間での対話・交流を一層強化していく。

施策に	2 1	<b>化米諸国</b>	との経済分野での協力推進	
関する 評価結 里	目標の達成 状況		「目標の達成に向けて相当な進展があった。」	
測定指	(1)	米国と	の経済分野での協調の深化	年度ごとの目標
標	基準	22年度	世界経済の情勢変化が進む平, 時間 という は は ない は は ない は は ない は は ない が が が が が が が が が が が が が が が が が が	
	施の捗況(績策進状)実)	23年度	(でブダ接)(で、人口を は方) (で、大田で、大田で、大田で、大田で、大田で、大田で、大田で、大田で、大田で、大田	日米間の各種の経済対話・協力等を進め、二国間経済アジアを進め、二国間経済アジアとともに、アジアの経済統合をはじめ世界の経済が課題に関する協力を強化していく。

		24年度		日米間の各種の経済対話等を進め、クリー・イン・イン・イン・イン・イン・イン・イン・イン・イン・イン・イン・イン・イン・
		25年度		日米間の各種の経済対話・協力 等を進め、二国間経済関係を更に 深化させるとともに、アジア太平 洋地域の経済統合をはじめ世界の 経済的課題に関する協力を強化し ていく。
		26年度		同上
		27年度		同上
	目標	_	1 日米首脳会談・外相会談等の機会を捉えた 具体的成果を積み上げる。 2 日米間の各種経済対話を実施する。	
	(2)	カナダ	との経済分野での協調の深化	年度ごとの目標
N I N	基準	22年度	り組んでいくこと、資源開発に関する連携を緊密化すること等につき一致したことを受け、平成23年2月には、日加EPAの可能性に関する共同研究を開始することで一致し、これまで2度の共同研究会合が開催されるなど、両国の経済関係強化に向け着実な進展を得た。	
	施の策進	23年度	(1) 5月のG8ドーヴィルでの菅総理大臣とハーパー首相との首脳会談,9月の面国連総会談,の野田総理大臣とハーパー首相との首脳会談,自相との両首脳による電話会談において,日加EPA共同研究を早期に終了し,交渉開始に向けて取り組むことで一致,これを受けて3月に,約1年間に亘る共同研究を経て,共同研究報告書を発表し共同研究は終了した。(2)3月の日加首脳会談において,両首脳は,EPA交渉を開始することで一致するとともに,天然ガスを含むエネルギー・鉱物資源所間は,EPA交渉を開始することについても一致における民間による協力促進のためにでも更なる取り組みを進めることについても一致した。	日加経済枠組みの下, 平成19年 10月まで実施した日加共同研究の 結果を踏まえ, 日加EPAの共同研究 の早期終了を含め個別の協力を強 化していく。
)	捗状 () ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( (	24年度		日加EPA交渉の開始及び交渉の進展に努める。また、天然ガスを含むエネルギー、鉱物資源分野における民間による協力促進のために政府間でも更なる取り組みを進める等、個別の協力を強化していく。

	25年度		日加EPA交渉の進展に努める。 また、天然ガスを含むエネル ギー、鉱物資源分野における民間 による協力促進のために政府間で も更なる取り組みを進める等、個 別の協力を強化していく。
	26年度		同上
	27年度		同上
目標	_	1 日加EPAを前進させる。 2 日加間の各種経済対話を実施する。	

施策に 関する 評価結 果 評価結果に 関する総括

#### 【総括】

# 1 米国

(1) 日米間の安定的・協調的な経済関係の維持・強化は、我が国外交の基軸である日米同盟の深化のために不可欠な要素の一つである。BRICS(ブラジル、ロシア、インド、中国、南アフリカ)等の新興経済諸国が影響力を増している中で、日米両国が、世界をリードする先進技術等を活かしつつ、世界経済の成長に向けて経済面での協力のあるべき姿を世界に示すことは、世界経済全体の安定と繁栄のためにも不可欠である。日米間の貿易・投資を促進することは、対日投資の拡大と、米国における日本企業の経済活動を一層促進させる上で不可欠である。多岐にわたる分野で緊密化している日米経済関係は、外務省が、総合的な外交政策の視点から、バランスよく円滑な関係を運営していくことが日米同盟の深化の観点から不可欠である。

(2) 測定指標2及び以下に鑑み、23年度においては米国との経済分野での協調・協力が一層推進され、目標達成に向けて、相当な進展があったと考える。

平成23年4月の日米外相会談後の共同記者会見で、震災後の復興に向けた官民パートナーシップを進めていくことを発表、同パートナーシップは、米国政府等が主導し、日本政府が支援する「トモダチ・イニシアティブ」へと発展し、この下で被災地をはじめとする日米の青年交流やクリーンエネルギー、起業等に関する協力が進められている。また、平成23年11月のホノルルAPECの際の日米首脳会談においては、両首脳が、アジア太平洋地域の経済統合実現のための協力を日米で共に進めていくことで一致、野田総理から、日本政府として、TPP交渉参加に向けて、関係国との協議に入ることとした旨伝達、オバマ大統領からは、日本の決定を歓迎する旨の発言があり、これを受け、平成24年2月には、米国との協議を開始した。

また、日米経済調和対話の下では、平成23年2月から翌年1月にかけて、多岐にわたる項目について協議を行い、同取組の主な成果を確認する「協議記録」を公表した。

# 2 カナダ

(1)カナダは、我が国にとって農産品等資源の安定的な輸入先となっている。最近ではエネルギー資源確保の観点からその重要性が高まっており、良好な経済関係の維持は不可欠である。我が国とカナダとはこれまで友好な関係を維持してきているが、経済関係については、その潜在力が十分に引き出されていないとの認識があり、日加経済関係の更なる進化・活性化の実現が望まれており、カナダ側と具体的な案件について協力関係を深めていく必要がある。

(2) 測定指標2及び以下に鑑み、23年度においてはカナダとの経済分野での協調・協力が一層推進され、目標達成に向けて、相当な進展があったと考える。

平成24年3月に、約1年間に亘る共同研究を経て、日加EPA共同研究報告書が発表された。同月には、日加首脳会談において、野田総理とハーパー首相が日加EPA交渉を開始することで一致した。さらに、同会談では天然ガスを含むエネルギー・鉱物資源分野における民間による協力促進のために政府間でも更なる取組を進めることについても一致するなど、二国間関係の更なる活性化と深化に向け着実な成果が得られた。

3 限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し、個別経済問題の政治問題化の回避や日米・日加各種経済対話の実施を通じて、米国・カナダとの経済関係を円滑にマネージするとともに協調・協力を進め、日米・日加経済関係をより一層強固なものとすべく努めた。このように、投入資源量に見合った成果が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

#### 【課題】

世界経済の情勢変化が進む中、我が国及び米国・カナダをとりまく国際経済環境は 転機を迎えている。これを踏まえ、日米・日加それぞれの取組が我が国の経済成長及 び復興、ひいては世界経済の成長につながるよう対北米地域経済政策を強化していく 必要がある。

経済面において日米関係を強化・発展させることは両国及びアジア太平洋地域の成長・繁栄のみならず、日米同盟の深化の観点からも極めて重要である。日米両国の持続可能な経済成長に資する各種の政策分野での協調を推進するという目標は、長期的に評価を行い、その達成の度合いを検証する必要があるため、引き続き同様の目標を維持していくことが適当である。

カナダは、我が国にとって長きにわたる政治・経済面での重要なパートナーであり、農産品の安定的な供給、エネルギー資源の確保といった観点からも重要性が高まっている。そのような中、次官級経済協議や貿易投資対話等の実施を通じ、日加経済枠組みに基づく個別の協力を促進するとともに、日加EPA交渉の前進により二国間関係の更なる活性化と更なる深化を図る必要がある。

#### 【今後の方針】

米国に関し、日米間の各種の経済対話・協力等を進め、二国間経済関係を更に深化させるとともに、アジア太平洋地域の経済統合をはじめ世界の経済的課題に関する協力を強化していく。

カナダに関し、日加経済枠組みの下、平成23年3月から約1年間に亘る共同研究の結果を踏まえ、日加EPA交渉の開始に向けた取組を含め個別の協力を強化していく。

施策に	3 >	米国との	の安全保障分野での協力推進		
評価結 果	目標の達成 状況		「目標の達成に向けて進展があった。」		
測定指	(1)	日米安	保体制の信頼性の向上のための施策の推進	年度ごとの目標	
標	基準	-	地域の安全保障環境の認識を共有し,右に基づく,同盟深化の協議プロセスにおいて幅広い分野における日米安保協力の推進。		
		23年度	日米両国は6月に日米安全保障協議委員会を開催し、この際に発表された共同発表において、日米安保50周年を契機に進めてきた日米同盟深化のための協議プロセスの成果として、日米間の共通の戦略目標の見直し・再確認を行うとともに、安全保障・防衛協力、在日米軍再編、震災対応といった幅広い分野における具体的な進展と今後の協力の方向性を確認した。	日米間で緊密な協議を実施し, 幅広い分野における日米安保協力 を着実に推進することで, 一層日 米安保体制の信頼性を向上させ る。	
	施の捗況(績 策進状 実)	24年度		4月及び昨年6月に発出した日 米安全保障協議委員会(「2+ 2」)共同発表の着実な実施に向けた協議を継続するとともに、多 様な事態に対応できるよう幅広い 分野における安全保障・防衛協力 を推進することで、日米安保体制 の信頼性を向上させる。	
		25年度		日米間で緊密な協議を実施し、幅 広い分野における日米安保協力を 着実に推進することで、一層日米 安保体制の信頼性を向上させる。	
		26年度		同上	
		27年度	D.V.明·Z. 取 家 C	同上	
	目標	_	日米間で緊密に協議し,より一層日米安保体 制の信頼性を向上させる。		
	(2)	在日米	軍の安定的な駐留のための施策の進展	年度ごとの目標	
	基準	_	日米両国の緊密な協議のもと在日米軍の再編 の着実な実施及び日米地位協定についての取組		
		23年度	在日米軍の再編にいては、6月きに別する会にでは、1000年にの正常では、1000年では、	在日米軍の再編に関する合意の 着実な実施に努め、在日米軍の活 動が在日米軍の施設・区域周辺の 住民に与える負担を軽減し、在日 米軍の安定的な駐留を確保する。	

	施の捗況(績策進状)実)		日米地位協定については、11月に、日米地位協定については、11月に、日米の務中の犯罪について、一定の場合に日本を行使することを可能とする新た、12月は日米合同委員会で合意をは、30月は、10月のでは、10月のでは、10月のでは、10月のでは、10月のの職事運転による通数わないいよう、2月には、嘉手納飛行場の騒音を改った場で実施予定であった岩国飛行場がで実施予定機による訓練をがあった岩国の米軍航程による訓練をグアムは、10月の米軍航程による訓練をがある。	
		24年度		4月及び昨年6月に発出した日 米安全保障協議の 高員会なも「2+ 2」)共同所 が議の が表表するまと、 に、 は、 に、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、
		25年度		在日米軍の再編に関する合意の 着実な実施に努め、在日米軍の活 動が在日米軍の施設・区域周辺の 住民に与える負担を軽減し、在日 米軍の安定的な駐留を確保する。
		26年度		同上
		27年度		同上
	目標	_	在日米軍の再編に関する合意を着実に実施する。在日米軍の活動が在日米軍の施設・区域周辺の住民に与える負担を軽減し、在日米軍の安定的な駐留を確保する。	
施策に関価結果		· 結果に る総括	【総括】 1 日本周辺地域においては、北朝鮮情勢等安全が国は、自らの防衛力のみでは自国の安全が脅かできない以上、日米安保条約を引き続き堅持するその抑止力の下で我が国の安全を確保することが日米安保体制を中核とする日米同盟を深化させる確保していくことが必要である。 2 日米安保体制の信頼性の向上と在日米軍の安(1)安全保障分野に関する日米間の緊和組を消滅を扱び(3)日米地位協定についての負担軽減ををめぐる政治的状況の安定とそれによる日米安保とり有効である。	されるようなあらゆる事態には対処ことで、米軍の前方展開を確保し、必要である。このような観点から、とともに在日米軍の安定的な駐留を 定的な駐留の確保のためには、 定のないである。ことが有効かつ重要である。とは、ひいては日米安保体制

3 上記測定指標3及び以下にかんがみ、23年度においては米国との安全保障分野で の協力が一層推進され、目標達成に向けて進展があったと考える。

日米両国の同盟深化の協議プロセスについては、日米両国平成23年6月に日米安全保障協議委員会(「2+2」)を開催し、この際に発表された共同発表において、日米安保50周年を契機に進めてきた日米同盟深化のための協議プロセスの成果として、日米間の共通の戦略目標の見直し・再確認を行うとともに、安全保障・防衛協力、在日米軍再編、震災対応といった幅広い分野における具体的な進展と今後の協力の方に性を確認した。安全保障・防衛協力に関しても、日米は平成23年6月の「2+2」において、幅広い分野における協力を深化・拡大していくことで一致した。具体的には、警戒監視等運用面での協力、弾道ミサイル防衛(BMD)、拡大抑止、宇宙、サイバー、三か国間・多国間協力、人道支援・災害救援、情報保全、装備・技術協力等の分野において、これまでの協力の成果を確認するとともに、今後の方向性を示したの分野において、これまでの協力の成果を確認するとともに、今後の方向性を示したの分野において、これまでの協力の成果を確認するとともに、今後の方向性を示したの分野において、これまでの協力の成果を進めている能力向上型迎撃ミサイルの別一3ブロックIIAについて、将来米側から第三国移転の要請があった場合に、日本が事前同意を付与し得る場合の判断基準を明確化した。

在日米軍の再編については平成23年の「2+2」共同発表をもって、「ロードマップ」を補完した。引き続き在日米軍再編に関する日米合意を着実に実施していくことを確認し、普天間飛行場の移設に関しては、その代替の施設をキャンプ・シュワブの辺野古崎地区及びこれに隣接する水域に設置し、滑走路の形状をV字型とすることを確認した。また、これらの合意においては、沖縄の負担軽減のための措置について、音するとともに、普天間飛行場の代替の施設の建設と在沖海兵隊の移転について、平成26年より後のできる限り早い時期に完了させることを確認した。さらに、平成24年2月には、日米両政府は、在日米軍再編に関し、抑止力を維持しつつ、できるだけ早期に沖縄の負担を軽減するために、在沖縄海兵隊の移転及びその結果として生じる嘉手納以南の土地の返還の双方を普天間飛行場移設の進展から切り離すことについて、日米間で公式な議論を開始した。

日米地位協定については、平成23年11月に、日米地位協定上、米側に第一次裁判権のある米軍属の公務中の犯罪について、一定の場合に日本側が裁判権を行使することを可能とする新たな枠組みに日米合同委員会で合意した。また、同年12月には、公の催事における飲酒の場合も含め、飲酒後の自動車運転による通勤はいかなる場合であっても公務として取り扱わないよう、日米合同委員会合意を改正した。また、同年10月及び12月には、4月に発効したHNSに係る特別協定に基づき、嘉手納飛行場の騒音軽減のため、同飛行場で実施予定であった岩国飛行場所属の米軍航空機による訓練を、また、平成24年2月には、嘉手納飛行場所属の米軍航空機による訓練をグアム等に移転し、一定の効果が得られた。

以上のような施策は日米安全保障条約の信頼性向上、在日米軍の安定的駐留に大き く資するものである。

4 限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し、日米安保体制の信頼性の向上及び在日米軍の安定的な駐留の確保に向けた成果を得ることができた。このように、投入資源量に見合った成果が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

#### 【課題】

引き続き日米安全保障条約に基づく日米安保体制の信頼性を一層高めつつ,在日米軍の活動が施設・区域周辺の住民に与える負担を軽減し,在日米軍の安定的な駐留を確保していく必要がある。

#### 【今後の方針】

今後も、我が国及び国民の安全と繁栄を確保するとの目標に向け、日米安保体制の 信頼性の向上と在日米軍の安定的な駐留の確保のための施策を継続的に検討・実施す る。

#### 学識を 験を る の の 活用

(外務省政策評価アドバイザリー・グループ・メンバーの所見)

〇おおむね妥当。ただ、米国とカナダに対する外交を一括して評価しているところに違和感が残る。日本外交が目標とすべきことも両国との間では異なるのではないか。

〇普天間基地問題と米軍再編問題を切り離したことは評価できる。しかし全体としては過去の懸案が継続しているわけであり、問題の処理を急ぐ必要がある。また、TPPやエネルギーに関する協力 も具体化を急ぐべきである。

〇「測定指標」の記述の中で、「基準」の記述について具体的施策間で相違がある。望ましくは、 I-2-1(1)のように基準年度における具体的な状況を記述するものである。 「施策に関する評価」の「目標達成状況」や「総括」の記述の中には、基準→進捗状況→達成状況→課題→今後の方向性のロジックができていないところがある。たとえば、I-2-3について、「目標の達成に向けて進展があった」とされているが、果たしてそうか。「基準」の記述が簡略化されていることと年度ごとの目標が具体的でないために判断しかねる。むしろ、【総括】の記述を見る限り、「一定の進展があった」として、その分、ほとんど記述のない【課題】と【今後の方向】を充実させることが望まれる。

〇施策段階においては、事業レベルに比し定量的指標化が難しいことは事実であるが、たとえば 「様々」や「累次」などの表現が用いられている部分については、定量化が可能ではないか。また 「交流事業」や「記念事業」などについては、参加者数の定量化は容易であり、「相互理解の進 展」の度合についても意識調査等を行うことで把握に努めることが望ましいと思われる。

なぜ「米国における対日世論調査」の結果が用いられていないのか。重要な成果指標足りうると 思われる。

評価の神髄がcheck→actionにあることに鑑みれば、評価を通じ改善点を見つけるという点での 指標の活用が望まれる。

#### 政策評 1 北米諸国との政治分野での協力推進 価を行 ・首相官邸 ホームページ

- 価を行 **う**過程 におい
- ・外務省 ホームページ
- 「平成24年版外交青書」

#### て使用 した資 料その情 報

2 北米諸国との経済分野での協力推進

- · 「平成24年版外交青書」
- ・ 外務省 ホームページ
- 3 米国との安全保障分野での協力推進
- 「平成24年版外交青書」
- ・外務省 ホームページ

担当部 北米局	作成責任者名	課長 吉田	1 88	政策評価実施時	平成24年4月
局名		之		期	

## 施策 I-3 中南米地域外交

#### 施策名 中南米地域外交

- 施策の概 1 中南米地域・中米・カリブ諸国との協力及び交流強化
- 要 (1)経済連携協定(EPA)等の法的枠組の運用や政府間等の対話を通じた中米・カリブ諸国との 経済関係の強化
  - (2) 国連改革や気候変動等国際社会の課題に係る取組や国際機関等の選挙における我が国に対 する中米・カリブ諸国の支持獲得・協力推進
  - (3)人物・文化交流事業への取組を通じた相互理解の促進
  - (4) 地域国際機関を含む多国間フォーラムを通した中南米全体との関係の強化

#### 2 南米諸国との協力及び交流強化

- (1) 経済連携協定(EPA)や投資協定等の法的枠組みの構築・運用や政府間等の対話を通じた 経済関係の強化
- (2) 国連改革や気候変動等国際社会の課題に係る取組や国際機関等の選挙における我が国に対 する南米諸国の支持獲得・協力推進
- (3) 南米諸国出身の在日外国人の逃亡犯罪人問題に対する取組の推進及び日ブラジル社会保障 協定、子弟の教育問題等への取組の側面支援

#### 達成すべ 中南米諸国との経済関係を始めとする多面的で裾野の広い交流の増進を通じた協力関 き目標 |係を構築すること

<u>中南米地域・中米・カリブ諸国との協力及び交流強化</u>

メキシコ、中米諸国、ドミニカ共和国、キューバ及びカリブ共同体(カリコム)諸国との経済関 係を強化すること、国際社会の諸課題に関する協力関係を強化すること及び相互理解を促進する こと並びに多国間フォーラムを通し、中南米全体との関係を強化すること

南米諸国との協力及び交流強化

南米諸国との経済関係を強化すること、国際場裏における協力関係を強化すること、相互理解を 促進すること

施策の予	区	分	21年度	22年度	23年度	24年度
施策の予 算額・執 行額等		当初予算 (a)	106, 873	103, 414	85, 520	80, 071
	予算の 状況	補正予算 (b)	-	-	-	-
	(千円)	繰越し等 (c)	-	-		
		合計 (a+b +c) 106,873		103, 414		
	執行額(日	F円, d)	91, 008	74, 979		

施策に関 1

中南米地域・中米・カリブ諸国との協力及び交流強化

係する内 ・第180回国会施政方針演説(平成24年1月24日)

閣の重要┃「アジア太平洋の世紀がもたらす「チャンス」。それは、言うまでもなく、世界の成長センター 政策(施|として、これからの世界経済の発展を牽(けん)引していくのがこの地域であるということです。 政方針演この地域の力強い成長を促し、膨大なインフラ需要や巨大な新・中間層の購買力を取り込んでい くことは、我が国自体に豊かさと活力をもたらします。日本の再生は、豊かで安定したアジア太 説等のう ち主なも 平洋地域なくして、あり得ません。」 **の**)

・第177回国会外交演説(平成23年1月24日)

「・・・中南米・・・各地域の新興国へのトップセールスを自ら先頭に立ってやります。」

#### 南米諸国との協力及び交流強化

・第177回国会施政方針演説(平成23年1月24日)

「ことしは、決断と行動の年です。昨年合意したインド、ペルーとの経済連携協定は着実に実施 します。」

「また、国際社会で存在感を高めるブラジル、メキシコなど新興国を初めとする中南米諸国と は、資源開発を含む経済分野を中心に関係を深めていきます。」

第177回国会外交演説(平成23年1月24日)

「国際社会で存在感を飛躍的に増大させているブラジル、メキシコ等の新興国をはじめとする中 南米諸国との間でも更に連携・協調を深めていきます。」

施策に関	中南米地域外3	ž
結果	目標の達成状 況	- 「目標の達成に向けて相当な進展があった。」

施策に関する評価										
まる計画 結果	目標 <i>0</i> 況	D達成状	「目標の達成に向け	て相当な	進展があ	った。」				
測定指標			リブ地域諸国との首 会談の実施数					実績値		
		X = 71 163		21年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	_
					6					_
	年度こ	ごとの目	票値		基準値 と同程 度	同左	同左	同左	同左	
	(2)	貿易・技	<b>投資の増大等に見ら</b> 材				年度ごと	の目標		
	基準	22年度	メキシコとの間で 大に向け協議した。 の間で経済交流促進	日墨EPA改正議定書の批准に向け						
		23年度	メキシコとの間できたEPA改正議定書(名(同議定書は平成た。)。また、中米向けての議論を深め地評議会を立ち上げては、11月、官民合し、そのフォローア	D交渉を終 24年 4 月 との間果 た結果ある 同経済ミ	冬了し、 に発 発 経 済 で い シ コ リ ョ ン ョ ン ョ フ リ ョ ン ラ と ラ フ リ リ ョ フ リ リ ョ シ ョ シ ョ シ ョ ン ラ ン ラ ン ラ ン ラ ン ラ ン ラ ン ラ ン ラ ン ラ ン	月に署 促進に いて現 に関し	た交渉を	進展させ 済交流促	官書の批准 るととも 進に向け	,中米と
	施の捗況(績 策進状 実)	24年度					のため, して協議 で立ち を立ち官民	メキシコ を重ねる 係強化の げる。平 合同ミッ	かつ効果的 会中の外 を中めの年 かの年 が が が が が が が が が が が が が が が が が が が	員会を通 国との間 地協議 のカリブ 遣のフォ
		25年度					するため ると共に	にメキシ ,中米カ 促進のた	nつ効果的 コ側と協 リブ諸国 めの対話	議を重ね
		26年度					同上			
		27年度					同上			
	日墨EPAを円滑かっ メキシコ側と協議を ブ諸国との間で経済 引き続き促進してい (3)国際社会の諸課題に関する協			重ねると 交流促進	共に,中	米カリ				
					= 1		年度ごと	の目標		_
	基準	22年度	地域会合等も活用 から、気候変動等に 解・支持を求めた。							

	23年度	中米カリブ諸国との間で要人往来等の機会を活用し、気候変動や国連改革等につき我が国の立場への理解・支持を求めた。また、ポストMDGsの議論やNPDIにつき、特にメキシコと緊密に協力した。	気候変動、国連改革等について、 中米カリブ諸国に対して我が国の立 場への理解・支持を求める。
施の捗況(績策進状)実)	24年度		気候変動、国連改革等について、中米カリブ諸国に対して我が国の立場への理解・支持を求める。ポストMDGsの議論やNPDIにつき、特にメキシコと緊密に協力する。
小兵 /	25年度		バイ,マルチの双方を活用した, 我が国の立場の説明,支持の拡大を 引き続き進めていく。
	26年度		同上
	27年度		同上
目標	_	バイ、マルチの双方を活用した、我が国の 立場の説明、支持の拡大を引き続き進めてい く。	
(4)	要人往	・ 来の実績と成果,交流関係の具体的な進展	年度ごとの目標
基準	22年度	国家元首から若手外交官までの多岐にわた るレベルで人物交流を行った。	
施の捗況(績策進状)実)	23年度	アとテリストラー では、	日本と中米カリブ地域の間での政府要人の往来を達成するとともに、積極的に若手外交官を招聘する。
	24年度		  同上 
	25年度		■ 重層的なレベルでの人物交流を引き続き強化する。
	26年度		同上
	27年度		同上
目標	_	重層的なレベルでの人物交流を引き続き強化する。	
	<u> </u>	IU 7 'O 0	

	(5) 強化	多国間	フォーラムを活用した中米カリブ諸国との関係	年度ごとの目標
	基準	22年度	日・カリコム外相会議,日本・中米「対話と協力」フォーラム等を通じて,マルチでの 影響力の強化を図った。	
	施の捗策進状	23年度	7月に我が国において第14回日本・中米 「対話と協力」フォーラムが開催され、中米 諸国との間で二国間関係のみならず、国際場 裏における協力強化について活発な意見交換 を行った。また、8月には山花外務大臣政務 官(当時)が第5回FEALAC外相会合に出席 し、我が国のアジア・中南米に対する政策を 発信すると共に、外相会合に出席していた多 数の中南米諸国閣僚と会談を行った。この 他、FEALAC及びカリコムの枠組において多と の若手行政官を我が国に招へいし、アジアと 中南米の交流強化に貢献した。	日本・中米「対話と協力」フォーラムやカリコム若手外交官招へいを通じ、我が国と中米カリブ諸国との関係強化を図る。
	(況) (表)	24年度		FEALAC高級実務者会合、FEALAC環境ビジネス会合、日本・中米「対話と協力」フォーラム等を通じ、中南米諸国との関係を強化すると共にアジアと中南米の間の協力を促進する。
		25年度		FEALACや日本・中米「対話と協力」等のマルチのフォーラムを引き続き積極的に活用する。
		26年度		同上
		27年度		同上
	目標	_	FEALACや日本・中米「対話と協力」等のマルチのフォーラムを引き続き積極的に活用する。	
			【総括】 1 中南米地域は、メキシコ・ブラジル等の新な資源・エネルギーを背景に高い経済的潜官民族の別のことが重要。また、33か国が地域国際機会において一定の影響力を強化する。大きで中南米地域と協力見にとは重要。 2 大震災の影響も有り、測定指標ではいる。での対話を活発に行うことは重要。 2 大震災の影響も有り、測定指標ではいたの対話を活発に行うことは重要。 2 大震災の影響も有り、測定指標ではいた。ないが現所のとおり平成23年度には、時間経済関係の進展があった。 (1)経済関係の進展があった。 (1)経済関係の進度の進済関係の進行のにより、表別の進済を表別のによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりに	を有する新興市場として注目されて 連携した市場開拓等経済関係の強化 連携した市場開拓等経済関係の強化 機関等を軸にまとまっており,国組む上 が、が相レベルの交流及び事務レベル が、外相レベルの交流及び事務レベルの会談こそ少なかったと目標の による本人資源に見合った。 はた予算の中、投入資源に見合った。 はた予算の中、投入資源に見合った。 はたではまであっラーも でしまが開催された。 にも、呼ばされた。 にも、ではまであるの効果も にしまが開催された。 にも、中米と にしている。 はた、中米と にしている。 にしてい。 にしている。 にして、 にしている。 にしている。 にしている。 にしている。 にしている。 にしている。 にしている。 にしている。 にしている。 にしている。 にしている。 にしている。 にしている。 にしている。 にしてい。 にしている。 にしている。 にしている。 にしている。 にしている。 にしている。 にしてい。 にしてい。 にして、 にして、 にして、 にして、 にして、 にして、 にして、 にして、

#### (2) 国際場裏における連携

チンチージャ・コスタリカ大統領、ラミレス・メキシコ下院議長、サントス・ニカラグア外相等の来日や山根副大臣、加藤政務官の中南米訪問を通じ、中南米諸国との国際場裏における協力について活発な意見交換を行い、協力強化に進展が見られた。特に気候変動、安保理改革、ポストMDGs、NPDI等の分野において積極的に連携することができた。

(3) 人物・文化交流事業への取組を通じた相互理解の促進

平成23年度は、チンチージャ・コスタリカ大統領やラミレス・メキシコ下院議長を筆頭に多数の閣僚が訪日した他、アジア中南米協力フォーラム(FEALAC)の枠組においてアジア8か国、中南米9か国より計17名の若手行政官を、カリコム若手外交官招へいの枠組においてカリブ諸国7か国より若手外交官を我が国に招へいし、政治・経済のみならず文化面においても積極的な交流を図った。

(4)地域国際機関を含む多国間フォーラムを通じた中南米地域との関係の強化平成23年7月に我が国は第14回日本・中米「対話と協力」フォーラムを主催し、中米諸国から次官級の出席を得た他、山花外務大臣政務官(当時)がブエノスアイレスで開催された第5回FEALAC外相会合に出席し、我が国の中南米との協力につき説明すると共に、多数の中南米諸国からの出席者と会談を行った。

#### 【課題】

平成23年を通し、中南米では相次いで地域・準地域機構が誕生する等、政治・経済 状況に変化が見られる。かかる変化を常に把握し、中米カリブ諸国との間で経済関 係及び国際場裏での協力関係を強化していく必要がある。

#### 【今後の方針】

中南米地域全体の動きを的確に把握し、要人往来等の交流も活用しながら、中米 カリブ諸国との経済関係と国際場裏における協力関係を更に強化していく。

施策に関する評価	-		との協力及び交流強化	<u></u>						
結果	目標 <i>0</i> 況	の達成状	「目標の達成に向け	て相当な	進展があ	った。」				
測定指標			国との首脳会談と外	<u> </u>			実績値			目標値
	旧会部	炎の実施数	义	21年度 5	23年度 8	24年度	25年度	26年度	27年度	_
	年度こ	ごとの目标	 票値	5	基準値 と同程	同左	同左	同左	同左	_
	( - )			度			<i></i>			
	(2)	南米諸国	国との経済関係強化の ペルーとのEPAが		7 7 1	ジマトの	年度ごと	の目標		
	基準	22年度	投資協定が実質合意 との間でリチウム開 声明に署名した。	に至った 発に係る	ほか, ボ 言及を含	リビア む共同				
		23年度	ペルーとのEPAが 協定が署名に至った 共同研究を開始した 我が国との対話の枠 合意した。	:ほか, コ :。また,	ロンビア メルコス	とのEPA ールと	ア投資協 きを進め	ルーEPAZ 定の早期 るととも 交流促進	発効に向 に, 南米	けた手続 諸国との
	施の捗況(実	24年度					効に向け EPA共同の り組みを 米諸国と ての議論	ロナまで、アンドのでは、アンドのでは、アンドのでは、アンルで	日・コロ 月終了に向 共に,引 済交流促 。また,	ンビア 可けた取 き続き南 進に向け 発効済み
	績)	25年度					定の早期 米諸国と の対話を	終えた二 発効で 引き が 引き が める。	指すとと 済 <mark>交流</mark> 促 促進して	もに, 南 進のため いく。ま
		26年度					同上			
		27年度	+ vi + 40 = 1				同上			
	目標	_	発効を目指すととも	交渉を終えた二国間の経済関係協定の早期 終効を目指すとともに、南米諸国との間で経 等交流促進のための対話を引き続き促進して いく。						
	(3)	南米諸	国との国際場裏におり				年度ごと	の目標		
	基準   22年度   バイ, 等我が		所管する4か国の バイ、マルチ双方の 等我が国の立場への めの働きかけを行っ	機会にお 理解・支	いて、気	候変動				
	施の捗況	23年度	サントス・フン シントス・ナントス・ナントス・ナック ア ア 大 で と の が の が の が の が の が の が の が の が の が の	「(3月) 「外)チ大子の機動・ アカー・ アカー・ アカー・ アカー・ アカー・ アカー・ アカー・ アカー	の(ン大時ジ捉連協訪4ビ臣)ルえ・カ日月ア(の訪,安にを)外3メ問様保向	は,務月ル等々理けじブ大)コのな改ためう臣, 我レ 働	不拡散等	革 環境 で の 立場 へ	,南米諸	国に対し

	(実 績)	24年度		国連改革、環境・気候変動、軍縮 不拡散等について、南米諸国に対し て我が国の立場への理解・支持を求 める。
		25年度		バイ,マルチの双方の機会を活用した,我が国の立場の説明,支持の拡大を引き続き進めていく。
		26年度		同上
		27年度		同上
	目標	_	バイ,マルチの双方の機会を活用した,我 が国の立場の説明,支持の拡大を引き続き進 めていく。	
	(4) 展	南米諸国	国出身の在日外国人を巡る諸問題への取組の進	年度ごとの目標
	基準	22年度	ブラジルとの間で、第3回司法作業部会を開催したほか、社会保障協定への署名を行った。	
	施の捗況	23年度	逃亡犯罪人問題, 我が国での就労や子弟の教育をめぐる問題, 社会保障問題等の課題に対し, 国内関係省庁, 地方自治体, 関係国政府等との連携を深めつつ取り組んだ。「不処罰は許さない」との観点から, 司法作業の場所を選している協議を通じブラジル社会保育協定の適用を要請している案件のフォローを引き続き実施した。さらに, 3月1日に発効した日・ブラジル社会保障協定について, 厚生労働省及び在京大使館・総領事館と協力し, 在日ブラジル人に対する事前説明会を実施した。	南米諸国出身の在日外国人を巡る 諸問題に関し、対話の機会の構築に 向けて取り組む。
	沉 (実 績)	24年度		南米諸国出身の在日外国人を巡る 諸問題に関し、二国間条約の締結に 向けた協議を含め、対話の機会の構 築に向けて取り組む。
		25年度		南米諸国出身の在日外国人をめぐる諸問題に関し、司法作業部会等の対話の機会を通じて、両国間の連携を深めていく。
		26年度		同上
		27年度		同上
	目標	_	南米諸国出身の在日外国人をめぐる諸問題 に関し、司法作業部会等の対話の機会を通じ て、両国間の連携を深めていく。	
施策に関する評価結果	評価系する系	古果に関 総括	【総括】 1 南米は、世界最大の日系人社会を有し、民事、一个人主人、世界最大の日系人社会を有し、民事、一个人主人、一个人、一个人、一个人、一个人、一个人、一个人、一个人、一个人、一个人、一个	地域の各国とは二国間及び国際場裏いる。この外交資産を維持・強化ある。また、我が国は、エネル的に補完関係にあり、これらの国々に、南米諸国出身の在日外国人は約100に取り組むことが急務となっていは、EPAその他の枠組みを通じた経い・有識者まで幅広いレベルでの交流地域国際機関等との関係の強化や多

- 2 測定指標及び下記のとおり、本件施策の目標の達成に向けて相当な進展があった。
- (1)日・ペルーEPAの発効、日・コロンビア投資協定署名、日・コロンビアEPA共同研究の実施等の経済関係協定締結に向けた取組において著しい成果を達成した。また、エネルギー・鉱物資源の安定的確保に向けた対話の推進等を通じ、経済関係強化に向けた取組に大きな進展が見られた。
- (2) サントス・コロンビア大統領、ピニェラ・チリ大統領をはじめとするハイレベルの要人往来や各種の二国間対話の実施等を通じ、国際場裏における協力が進んだ。
- (3)在日ブラジル人を巡る諸問題の解決に向けて迅速かつ精力的に取り組んだ結果、司法分野作業部会における協議を通じ、両国法制度等への相互理解が更に進んだ。また、日・ブラジル社会保障協定は平成24年3月に発効した。

#### 【課題】

- (1)世界的にも高い経済成長率を誇る南米諸国に日本の企業の関心が高まる一方で、南米諸国の間に外資系企業国有化、輸入規制及び資源管理強化といった保護主義の兆しが見られる中で、南米諸国との間での経済関係協定締結や対話を通じた投資・ビジネス環境の安定を引き続き確保していく必要がある。
- (2) 南米諸国の国際社会における発言力の高まりや太平洋同盟及びラテンアメリカ・カリブ諸国共同体(CELAC) といった新たなサブリージョナルグループの設立の動き等を踏まえつつ、引き続き国連総会等の国際会議の場、また、地域国際機関等との対話の場等において、グローバルな課題における日本の立場への支持取り付けを行っていく必要がある。
- (3) 首脳レベルを含むあらゆるレベルでの要人往来を実現し、二国間の対話・交流を深め、一層の関係強化を図る必要がある。

#### 【今後の方針】

南米地域における政治・経済潮流を踏まえ、経済関係の強化を加速し、国際場裏での更なる関係強化、相互理解の一層の進展を目指す。

## 学識経験を有する者の知見の活用

(外務省政策評価アドバイザリー・グループ・メンバーの所見)

○中南米地域の国際政治上の重要性は高まることが予想され、日本は従来のメキシコ、ペル一等 諸国との緊密な関係に加えて、ブラジル、アルゼンチン等の大西洋岸諸国とも関係をより緊密に すべきであろう。また日系人人口との交流はさらに推進されるべきである。

- 〇「測定指標」に関する記述,「施策の評価」に関する記述については,各記述の対応関係,ロジックともにバランスが取れている。
- 〇施策段階においては、事業レベルに比し定量的指標化が難しいことは事実であるが、たとえば「関係各国」や「各種」、「等」などの表現が用いられている部分については、定量化が可能ではないか。また「首脳・外相会談」や「要人往来」がどのような成果をもたらしているのか、最終成果の把握は困難だとしても、相手国での報道状況や交流の内容(e.g. 訪問企業数、市民との交流機会数)のような中間成果については測定可能ではないか。

「人物・文化交流事業」の参加者に対し意識調査等を行い、参加前と参加後のわが国に対する 印象の変化を測るなどの試みが必要ではないか。

評価の神髄がcheck→actionにあることに鑑みれば、評価を通じ改善点を見つけるという点での 指標の活用が望まれる。

東日本大震災時における各国からの支援に対し、言及が無いのはなぜか。これも日頃の外交活 動の賜物ではないか。

#### 中南米地域・中米・カリブ諸国との協力及び交流強化 を行う過 ・日・メキシコEPA改正議定書の署名 程においれtp://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/23/9/0923\_01.html て使用し・日・メキシコEPA合同委員会の開催 た資料そ http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/24/2/0223\_02.html の他の情 ・フェラーリ・メキシコ経済大臣の訪日 http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/24/2/0223\_06.html ・ラミレス・メキシコ下院議長の訪日 http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/23/6/0608\_02.html ・チンチージャ・コスタリカ大統領の訪日 http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/costarica/visit/pm1112.html http://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/s noda/costarica111208.html http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/23/12/1208 06.html ・第14回日本・中米「対話と協力」フォーラム http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/23/7/0708\_05.html ・第5回FEALAC(アジア中南米協力フォーラム)外相会合 http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/latinamerica/kaigi/FEALAC/FEALAC\_2011.html ・山根外務副大臣のニカラグア、キューバ、グアテマラ訪問 http://www.mofa.go.jp/mofaj/annaj/honsho/fuku/yamane/guatemala1201.html ・山花外務大臣政務官のハイチ訪問 http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/honsho/seimu/yamahana/us-haiti1105/gaiyo.html ・山根外務副大臣のハイチ訪問 http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/honsho/fuku/yamane/haiti1109/gaiyo.html ・カリコム若手外交官招聘 http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/honsho/seimu/kato/caricom1202.html 南米諸国との協力及び交流強化 ・日・チリ外相会談(平成22年4月) http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/22/4/0426\_05.html ・日・エクアドル首脳会談(平成22年9月) http://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/s\_kan/ecuador\_1009.html ・日・エクアドル外相会談(平成22年9月) http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/22/9/0906\_01.html ・日・ブラジル外相会談(平成22年9月) http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/brazil/visit/1009\_gk.html ・日・コロンビア外相会談(平成22年9月) http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/colombia/visit/1009\_gk.html ・日・チリ首脳会談(平成22年11月) http://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/s\_kan/APEC\_10/chile\_sk.html ・日・チリ外相会談(平成22年11月) http://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/g\_maehara/APEC\_10/ch\_gk.html ・日・ペルー経済連携協定の交渉完了に関する共同声明 |http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j\_peru/kk\_ks.html(外務省南米課作成,平成22年11月 14日) ・日本・ボリビア共同声明 (http://www.kantei.go.jp/jp/kan/statement/201012/08nichibolivia.html, 外務省南米課作 成. 平成22年12月8日) ・日・コロンビア投資協定の実質合意 (http://www.mofa.go.jp/mofai/press/release/22/12/1222 03.html (外務省南米課作成. 平成 22年12月22日)

担当部局中	中南米局	作成責任者名	中米カリブ課長	政策評価実施時	平成24年4月
名			野口泰	期	

## 施策 I-4 欧州地域外交

#### 施策名 欧州地域外交

#### 施策の 概要

#### 1 欧州地域との総合的な関係強化

- (1)欧州地域(各国、欧州連合(EU)、北大西洋条約機構(NATO)、欧州安全保障協力機構(OSCE)、欧州評議会(CoE))との政治対話及びアジア・欧州間の対話・協力を継続・促進する。
- (2) 欧州各国との社会保障協定,租税条約,刑事共助条約及び税関相互支援協定等の締結・改正協議を継続する。
  - (3) 欧州への日本の専門家の派遣等による知的交流を促進する。
- 2 西欧及び中・東欧諸国との間での二国間及び国際場裡における協力の推進
- (1) 西欧及び中・東欧諸国との対話を継続・促進する。
- (2) 二国間及び国際社会の共通の諸課題に関する政策調整・協力を強化する。
- (3) 人的・知的交流, 民間交流を維持・促進する。

#### 3 ロシアとの平和条約締結交渉の推進及び幅広い分野における日露関係の進展

- (1) 首脳会談,外相会談等のハイレベルな政治対話を積極的に推進する。
- (2) 平和条約締結交渉の推進,四島交流,四島住民支援事業等を実施する。
- (3) 日露間の貿易経済関係の拡大・深化に向けた取組を実施する。特に、エネルギー、極東・東シベリア開発や、ロシア経済近代化における互恵的な協力を着実に進展させる。
- (4)地球規模の問題及び主要な地域問題に関する協力・対話を実施する。アジア太平洋地域における日露協力の可能性を含めた両国外務省間の協議を実施する。
- (5) 防衛当局間のハイレベル交流、部隊間交流、外交・防衛当局間での協議を実施する。治安当局間による交流を実施する。
- (6) 各種招へい事業,交流事業等を実施する。

#### 4 中央アジア・コーカサス諸国との関係の強化

- (1) 中央アジア・コーカサス各国との政治対話等を継続・推進する。
- (2)「中央アジア+日本」対話の枠組みにおける種々のレベルでの対話等を着実に実施する。
- (3)様々なスキームの活用等による人的交流を維持・推進する。

#### 達成す べき目 煙

## 基本的価値と国際社会での責任を共有する欧州各国及び主要機関、ロシア、中央アジア・コーカサス諸国との関係を強化すること

#### 1 欧州地域との総合的な関係強化

基本的価値を共有する欧州との共通の認識を醸成し、協力関係、法的枠組み、人的ネットワークを構築し、欧州地域との関係を総合的に強化すること

#### 2 西欧及び中・東欧諸国との間での二国間及び国際場裡における協力の推進

西欧及び中・東欧諸国との二国間関係及び国際場裡における友好な関係を継続・促進すること、 並びに共通の課題に関する協力関係を継続・促進すること

#### 3 ロシアとの平和条約締結交渉の推進及び幅広い分野における日露関係の進展

領土問題を解決して平和条約を締結し、日露関係の完全な正常化を図ることを目指すとともに、 幅広い分野における日露関係を進展させること

#### 4 中央アジア・コーカサス諸国との関係の強化

中央アジア・コーカサス諸国との二国間関係を更に強化すること、中央アジア地域内協力を促進すること

施策の 予算 額・執	区分	<b>宁</b>	21年度	22年度	23年度	24年度
が発 額・執 行額等		当初予算 (a)	1, 355, 684	1, 307, 567	1, 119, 646	1, 090, 826
	予算の 状況	補正予算 (b)	0	0	0	
	(千円)	繰越し等 (c)	0	0		
		合計 (a+b +c)	1, 355, 684	1, 307, 567		
	執行額(千	<del>-</del> 円,d)	1, 260, 335	1, 202, 258		

施策に

1 欧州地域との総合的な関係強化

関係す

•第180回国会施政方針演説(平成24年1月24日)

る内閣

「日EU(EPA)の早期交渉開始を目指します。」 ・第180回国会外交演説(平成24年1月24日)

の重要 政策(施 政方針 演説等

のうち

主なも

**ഗ**)

政策(施「更に,日韓・日豪交渉を推進し,日EU(EPA)の早期交渉開始を目指すとともに,ASEAN+3やASEAN+6と 政方針 いった経済連携の枠組作りにも積極的に貢献してまいります。」

2 西欧及び中・東欧諸国との間での二国間及び国際場裡における協力の推進

・第177回国会外交演説(平成23年1月24日)

「欧州は,基本的価値を共有するパートナーであり,英国,ドイツ,並びに本年のG8及びG20議長国であるフ ランスを始めとする欧州諸国や統合を深める欧州連合(EU)等と緊密に連携します。」

#### 3 ロシアとの平和条約締結交渉の推進及び幅広い分野における日露関係の進展

•第174回国会所信表明演説(平成22年6月11日)

「日露関係については、政治と経済を車の両輪として進めつつ、最大の懸案である北方領土問題を解決して 平和条約を締結すべく、精力的に取り組みます。」

-第177回国会施政方針演説(平成23年1月24日)

「ロシアとは、資源開発や近代化など経済面での協力、そして、アジア太平洋地域及び国際社会における協力を拡大します。一方、北方領土問題を解決して平和条約を締結するとの日露関係の基本方針を堅持し、粘り強く交渉していきます。」

•第177回国会外交演説(平成23年1月24日)

「ロシアとの関係では、最大の懸案である北方領土問題を解決すべく精力的に取り組んでまいります。同時に、アジア太平洋地域のパートナーとしてふさわしい日露関係を構築するために、あらゆる分野において関係を発展させるべく努力します。このような考え方に基づき、なるべく早い時期にモスクワを訪問し、ロシア側と実りある意見交換を行いたいと考えています。」

#### 4. 中央アジア・コーカサス諸国との関係の強化

・第177回国会外交演説(平成23年1月24日)

「特にレアアースを含む鉱物資源については、(中略)カザフスタン等との間で協力関係を強化することで一致しています。今後も、官民連携の下、多角的な資源外交を推進し、資源国との間で協力関係を強化します。」

施策に 関する 評価結 果

#### 欧州地域外交

目標の達成状 況

#### 「目標の達成に向けて進展があった。」

施策に	1 欧	州地域と	の総合的な関係強化							
関する 評価結 果	目標の 況	達成状	「目標の達成に向けて	相当な進	展があっ	た。」				
測定指 標	(1) ①政治	- 安保公	↑野における協議・対	基準値			実績値目			目標値
1示	話の実	施回数		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	_
	②シン  回数	゚゙ポジウム	、セミナー等の開催	①8 ②2	①20 ②3	①10 ②5				_
	③知的交流事業における派遣者数		34	<b>3</b> 2	34					
	年度ごとの目標値				_	_	112	同左	同左	
							②3 ③3			
	(2)欧州地域との総合的な対話・協			<u>/</u> 引力の進展	l E		年度ごと	の目標		
	日EU定期首脳協議や 基準 - 合(ASEM)における協 際機関との関係強化									
	施の捗況(績策進状)実)	23年度	(首そるに局野((事会話ガ(5イてた(で積開ク(は外題復う形セ相のつ月導展))協・ に、 に、 に、 に、 に、 に、 に、 に、 に、 に、	A対プロレ対は問し会NA教は催。我(E)国た罪るので伝経、欧、実ASにに実及象口E)べ話、、た合TO育、会まが、とと、対支対開統済有州同務M、出務びとセ外ルを510他)のを12議た国、のし11策援話催的・意間外者諸ア席者政しス相に実月月、に基支月及、が、「TOF」にを・さ安金義の相会国ジす会	治たを協お施にに12参金援のび具ら、関いに関行協れ全融なコ会合とである。 特別語のし松日月加をし外2体要、係様フすっ力た保危意ン合にの側とが東始、てた本・のし通た相月的員、はくうるたにAS障機見せの出連調と口 大寸日広。外NNでじ。理の協を、よなン会。おEN上が交ン準席携整も	ーをるEL範(務ATO)ので、事のの方派(全人表)の第のら換り備し、至い、対有こ政な(大高外治ア)会Eと遺(か合に()で10課のをスプ、協の、い有と務分(臣級相対フ)、タしし(アにてオ)(回)回行の口外カー10)のするのでは、「おいかのでは、「おいかのでは、「おいかのでは、「おいかのでは、「おいかのでは、「おいかのでは、「ないが、」では、「ないが、「ないが、」では、「ないが、「ないが、」では、「ないが、「ないが、」では、「ないが、「ないが、「ないが、」では、「ないが、「ないが、「ないが、「ないが、」では、「ないが、「ないが、「ないが、「ないが、「ないが、」では、「ないが、「ないが、「ないが、「ないが、「ないが、「ないが、」」では、「ないが、「ないが、「ないが、「ないが、」では、「ないが、「ないが、「ないが、「ないが、」では、「ないが、「ないが、「ないが、「ないが、」では、「ないが、「ないが、「ないが、「ないが、」では、「ないが、「ないが、「ないが、」では、「ないが、「ないが、」では、「ないが、「ないが、」では、「ないが、」では、「ないが、」では、「ないが、」では、「ないが、「ないが、」では、			議の実施を成功者	
		24年度					回首脳会	合の実施	弱議及びAS 記をはじめ 記に実施す	とした

日EU定期首脳協議 回外相会合の実施を 25年度 政治対話を成功裡に	はじめとした
日EU定期首脳協議 26年度 会合の実施をはじめ 話を成功裡に実施す	とした政治対
	とした政治対
目標 - 欧州の各国及び国際機関との関係を強化する。	
(3) 欧州各国との法的枠組み構築に関する協議の進展 年度ごとの目標	
社会保障協定,租税条約,税関相互支援協定	
(1) 社会保障協定については、スイスとの社会保障協定が3月に発効した。また、スウェーデンとの間で政府間交渉を実施し(10月)、オーストリア、スロバキアとの間では当局間協議を実施した。 (2) 租税条約(協定)については、マン島との租税情報交換協定(9月)、ケイマン諸島との租税協定(11月)、オランダとの租税条約、スイス及びルクセンブルクとの租税条約改正議定書(いずれも12月)が発効した。ポルトガルについては政府間交渉を実施し(6月)、署名を行った(12月)。この他、ジャージー及びガーンジーとの租税協定について署名を行い(12月)、リヒテンシュタインとの間で政府間交渉を実施した(3月)、また、ドイツとの間で租税協定改正の政府間交渉を実施した(12月)。 (3) 税関相互支援協定については、ドイツとの間で11月に政府間交渉を実施した。イタリアとの協定が、平成24年4月に発効した。	
24年度 同上	
25年度 同上	
26年度 同上	
27年度 同上	
目標 - 欧州各国との法的枠組みを整備する。 佐藤 ごよの足標	
(4) 人的ネットワーク構築の進展       年度ごとの目標         基準       日本の専門家の派遣等による知的交流の促進	
及び指畴プログプムの美胞	'卑 <i>性  -</i> しった
(1) 2月にベルギーで「東アジアの安全保障」をテーマとする日EU共同シンポジウムを開催した。 (2) 「東アジア地域の安全保障環境~日欧間の認識共有に向けて」をテーマに、欧州5か国に安全保障分野の専門家4名を派遣し、セミナー等を開催した。 (3) 3月に東京で「欧州債務危機と今後の欧州統合の行方」をテーマに有識者の参加も得て日EU政策策定者セミナーを開催した。	
(実績)     日EU共同シンポジウェック       1     門家の派遣等による       3     進し、また、招聘プ	知的交流を促
施する。	

		26年度		同上
		27年度		同上
	目標	_	人的交流を円滑に実施する。	
11-1-	/-			

#### 施策に 関する 評価結 果

評価結果に関する総括

#### 【総括】

我が国と欧州地域とは、民主主義、法の支配及び人権といった基本的価値を共有し、国際社会の安定と繁栄に向けて主導的な役割を果たすパートナーである。また、世界経済や気候変動、安全保障の問題をはじめとする地球規模の課題の解決を目指すに当たり連携・協力が不可欠であり、欧州の各国及び主要機関と幅広い分野における重層的な対話や交流により共通の認識を醸成していくとともに、緊密な協力関係、法的枠組み、人的ネットワークの構築に向け包括的な関係強化を図ることが極めて重要である。

上記測定指標及び以下のとおり、「基本的価値を共有する欧州との共通の認識を 醸成し、協力関係、法的枠組み、人的ネットワークを構築し、欧州地域との総合的 関係を強化すること」との目標の達成に向けて相当な進展があり、施策は有効に実 施された。

- (1) 日・EU間では、第20回定期首脳協議において日EU関係を包括的に強化するために、日EU・EPA及び政治分野等に関する拘束力のある協定の交渉のためのプロセスを開始することに合意し、両協定の交渉の範囲及び野心のレベルを定めるための議論(スコーピング)が行われた。また、個別分野における日・EU協力案件についてのフォローアップや新規案件発掘のための作業を行った。
- (2) 安全保障分野においては、日・NATO高級事務レベル協議等を通じた政策対話を継続するとともに、アフガニスタンにおけるNATO・PRT (地方復興チーム) との連携やアフガニスタン国軍に対する識字分野での支援を実施した。また、NATO外相会合の際のアフガニスタン会合及びOSCE外相理事会への参加、OSCE選挙監視ミッションへの人的貢献等を通じて、NATO、OSCEとの間で平和構築分野における具体的な協力を推進した。
- (3) 法的枠組みに関しては、スイスとの社会保障協定、マン島との租税情報交換協定、ケイマン諸島との租税協定、オランダとの租税条約、スイス及びルクセンブルクとの租税条約改正議定書をそれぞれ発効させたほか、ポルトガル、ジャージー、ガーンジーとの租税協定にそれぞれ署名を行ったことにより、欧州諸国との法的枠組み整備が進展した。
- (4) 知的交流・草の根交流は、グローバルな世界における欧州とアジアをテーマとしたシンポジウムや日・NATO関係に関するセミナーを開催したことに加え、99名の欧州青少年、高校生の訪日交流を実施したことにより促進された。
- (5) アジアと欧州の対話に関しては、第10回ASEM外相会合及びその準備プロセスとしての全体高級実務者会合、経済、文化等各種分野にかかる専門家会合等への参加と協力を通じ、非伝統的安全保障上の課題や北朝鮮の核問題等アジア・欧州の共通の課題に関する議論に積極的に関与し、両地域の対話と協力の推進に貢献した。さらに、アジア側調整国の一つとして、主導力を発揮した。

| 限られた予算及び人的資源を、不要不急の出張取り止め、テレビ会議の活用及び |他の用務を兼ねた出張の調整等を通じ、効率的に活用することにより、上記のとお |り施策が相当程度進展した。

#### 【課題】

リスボン条約発効後、新体制の発足により存在感を増すEUと、特に世界経済や、安全保障の問題、軍縮・不拡散、気候変動といった国際社会の喫緊の課題への対応において協力を一層促進する必要がある。また、平成22年に11年振りに新たな「戦略概念」(「新戦略概念」)を採択し、その役割を再定義したNATO及び11年振りに同年に首脳会合を開催したOSCE等との安全保障面での政策対話を促進し、平和構築分野における具体的協力を推進する必要がある。さらに、日欧間の協力関係の基盤を強化すべく、法的枠組みの整備、知的交流を着実に進め、人的交流を拡充しなければならない。

#### 【今後の方針】

- (1) 欧州地域との政治面での対話と具体的な協力を継続・進展させる。
- (2)安全保障分野においては、グローバルな安全保障上の課題の解決と我が国を 含む東アジアの安全保障環境に関する認識共有のため、あらゆるレベルでの政策対 話及び具体的協力を継続・進展させる。

- (3) 法的枠組みの整備においては、引き続き条約・協定の早期締結・発効に向け
- 交渉を継続・実施する。 (4)アジア・欧州間の協力においては、調整国の一つとしてASEMの各種会合の成功に貢献し、関連する国際会議や各種専門家会合等への積極的な参加や、アジア欧 州財団(ASEF)との協力を引き続き行っていく。

施策に 関する	こ 自然人の「									
関する 評価結 果	目標の 況	達成状	「目標の達成に向けて	相当な進	展があっ	た。」				
測定指		(参考指		基準値			実績値			目標値
標	首脳	間・外相	間協議の数	23年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	_
				38	38					_
	年度こ	<u>`との目標</u>	植		_	_	_	_	_	
	(2)	政府間対	<b>計話の進展</b>				年度ごと	の目標		
	基準	23年度	要人往来や国際会議 ル間の対話を設定し、 談を19件実施した。							
	施策の進	23年度	要人往来(菅総理の 訪日等)や国際会議( の機会に、政府ハイレ 首脳会談を19件、外相 た、日独150周年を迎 子殿下の訪独も実現し	ル間の対話を実施する。			イレベ			
	排況 (績)	24年度		英・独等をはじめとする欧州諸国 と可能な限り多くの政府ハイレベ ル間の対話を実施する。			イレベ			
	限/	25年度						限り多く( を実施す	の政府ハー でる。	イレベル
		26年度			同上					
		27年度					同上			
	目標	_	可能な限り多くの政 実施する。							
	(3)二国間及び国際社会の共通の諸課題に関する政策調整・協力の進展							の目標		
	基準	23年度	次官級・局長級協議 機会を通じて二国間及 題に関する政策調整を							
	+ <i>t= frt</i> +	23年度	V4 (ヴィシェグラ-ランド, ハンガリー及 地域的枠組みとの対話 を33件実施, これらの 国際社会の共通の諸課 行った。	びスロバ や, 次官 機会を通	(キア) と  級・局長   じて二国	いった 級協議 ]間及び		間及び国	ルの協議  際社会の  策調整を	共通の
	施の捗況(:策進状 実	24年度					て,環境 及び国際	分野等を	ルの協議 中心に, 通の諸課 行う。	二国間
	績)	25年度					て, 二国	間及び国	ルの協議 ]際社会の (策調整を	共通の
		26年度					同上			
		27年度					同上			
	目標	_	頻繁な事務レベルの び国際社会の共通の諸 行う。							

	(4)	民間の人	的・知的交流の進展	年度ごとの目標
	基準	23年度	有識者や一般市民、政府関係者等の参加を得て、シンポジウムや調査・研究等を15件実施し、民間の人的・知的交流の促進に積極的に取り組んだ。また、各国との周年関連事業を成功裏に実施した。	
		23年度	民間の有識者や経済界、一般市民、政府関係者等の参加を得て、日バルト・セミナーや日独フォーラムなどのシンポジウム、日英関係強化に関する共同事業などの調査・研究等を15件実施し、民間の人的・知的交流の促進に積極的に取り組んだ。 また、日バルト三国新たな外交関係設立20周年及び日独交流150周年の関連事業を成功裏に実施した。	日バルト・セミナーや日独 フォーラム等を通じて民間の人 的・知的交流を推進するととも に、日バルト三国新たな外交関係 設立20周年や日独交流150周年の関 連事業を成功裡に実施する。
	施策 の進 捗状	24年度		日スペイン・シンポジウムや日 独フォーラム等を通じて、民間の 人的・知的交流を推進する。
	が に 実 績)	25年度		日英21世紀委員会や日独フォーラム等を通じて民間の人的・知的交流を推進するとともに、日本スペイン交流400周年を成功裡に実施する。
		26年度		日英21世紀委員会や日独フォーラム等を通じて民間の人的・知的交流を推進するとともに、日スイス外交関係樹立150周年を成功裡に実施する。
		27年度		日英21世紀委員会や日独フォーラム等を通じて、民間の人的・知的交流の推進する。
	目標	_	シンポジウム、調査・研究等を通じて民間の 人的・知的交流を推進する。	
施策に 関する 評価結 果	評価結する総	果に関 括	【総括】 EU加盟国をはじめとする欧州諸国と我が国は、いった基本的価値を共有するパートナーである。 栄、またグローバルな課題の解決に貢献するため間関係を構築し、国際場裡においてさらなる協力	我が国が、国際社会の平和と繁 )には、これらの諸国と緊密な二国
			我が国と西欧及び中・東欧諸国は良好な関係にり、要人往来や国際会議等の機会を捉えての政府での人的・知的交流等を通じて積極的な対話を行る政策調整を強化したことにより、これらの諸国た。 こうした関係強化のためには、行政による政府	fハイレベル間の協議や民間レベルfい、さらには共通の諸課題に関するとの関係強化に相当の進展があっ
			の知的・人的交流の支援が必要であり、相当の対	
			また,政府間の対話については国際会議の機会は単価の見直し等によってコスト削減を図ったこに活用し,上記のとおり施策が相当進展すること	ことにより、限られた資源を効率的
			【課題】 現状では,西欧及び中・東欧諸国からの活発な れに比して日本側要人の訪欧はレベル・回数とも	
			【今後の方針】 国際会議等のあらゆる機会を利用して日本側要 ル間の対話の促進に努める。	長人の訪欧を追求し,政府ハイレベ

	3 ロシアとの平和条約締結交渉の推進及び幅広い分野における日露関係の進展						
関する 評価結 果	目標 <i>の</i> 況	)達成状	「目標の達成に向けて一定の進展があった。」				
	(1)	政治対	付話の深化	年度ごとの目標			
測定指標	基準	_	首脳・外相会談を含むハイレベル政治対話の 成功裏の実施及び議員や議会対話の成功裏の実 施				
	施の捗況(績策進状実)	23年度	日露両政府間においては2回の首脳会談及び 3回の外相会談を実施し、事務レベルでの協議 や対話が活発に行われた。7月にはナルで ・ロシア大統領府長官が訪日し、菅総理 (当時)表敬及び同長官と枝野官房長官(当時) との会談が同長官と枝野宮房外務省事別による日露戦略有ま1月に行い、 のトップによる日露戦略有する重要な行い、 のトップが戦略等について意見交換を行ったが の下の大臣(当時) を当時) が一との信息で、 が一との間でのに で のに、 が のにより のに のに のに のに のに のに のに のに のに のに のに のに のに	首脳・外相会談を含むハイレベル政治対話を成功裏に実施する。 議員や議会対話を成功裏に実施する。			
		24年度		同上			
		25年度		同上			
		26年度		同上			
		27年度		同上			
	目標	_	首脳会談を始めとするハイレベル対話を実施するとともに、議会・議員間交流を進展させる。				
	(2)	立和名	· 	ケウベーの口標			
		T1117	<b>€約交渉</b>	年度ごとの目標			
	基準		・耐文/少 平和条約締結交渉の継続,四島交流・四島住民支援事業等の実施	年度ことの目標			

		カ,生態系保全等の分野においても協力が進展 している。	
	24年度		  同上
	25年度		同上  同上
	26年度		同上
	27年度	ΔΣ 1 BB BΣ Φ ΔΣ ½ 1 μ ½ 1 1 ± ½ 1	同上
目標	_	領土問題の解決に向けた協議を継続する。関連省庁・自治体・団体等との密接な連携を基盤とした関連事業を円滑に実施する。北方領土問題を解決し、平和条約を締結する。	
(3)	貿易経済	そ分野における協力の推進	年度ごとの目標
基準	_	貿易経済日露政府間委員会, 日露経済諮問会 議等各種会議・会合の成功裏の実施	
施の捗況(績策進状)実)	23年度	日露にないるでは、 田露には、 田露には、 田家には、 田家には、 田家には、 田家には、 田家には、 田家には、 田家には、 田家には、 田家には、 田のに、 田のに、 田のに、 田のには、 田のには、 田のには、 田のには、 田のには、 田のには、 田のには、 田のには、 田のには、 田のには、 田のには、 田のには、 田のには、 田のには、 田のには、 日のには、 一本本に、 日のには、 ののには、 一本本に、 日のに、 のに、	貿易経済日露政府間委員会、日露経済諮問会議等各種会議・会合を成功裏に実施する。
	24年度		同上
	25年度		同上
	26年度		同上
	27年度		同上
目標	一 一	エネルギー,極東・東シベリア開発やロシア 経済近代化における互恵的協力を含めた日露貿 易経済関係拡大に向けた取組を実施する。	173-2
(4)	国際舞台	における協力	年度ごとの目標
/	,, <sub>0</sub> ,,,	地球規模の課題及び主要地域問題に関する協	

施策 の進 捗状 況		北朝鮮やイラン等の重要な国際問題につき, 首脳レベルを含め多様なレベルで精力的に協議 を行った。また、アフガニスタンの問題につい ては、麻薬取締官研修の実現へ向けた協力も行 われた。	地球規模の問題及び主要な地域 問題に関する協力・対話を実施す る。アジア太平洋地域における日 露協力の可能性を含めた両国外務 省間の協議を実施する。
(実	24年度		同上
績)	25年度		同上
	26年度		同上
	27年度		同上
目標	1,42	地球規模の課題及び主要地域問題に関する協力・対話といった国際舞台における協力を推進する。	17.1
(5	)防衛・治	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	年度ごとの目標
基準	T -	防衛当局間・部隊間交流, 外交・防衛当局間 協議, 及び治安当局間交流の推進	
施策の進歩状況		防衛交流の分野では、9月にロシア海軍艦艇が訪日し、共同訓練を実施した。また、治安当局間では、10月に海上保安庁巡視船がサハリンを訪問し、ロシア国境警備局との間で日露合同訓練を実施した。	共同訓練及び相互訪問を成功裏 に実施する。
(実	24年度		同上
績)	25年度		同上
	26年度		同上
	27年度		同上
目標	_	防衛当局間・部隊間交流、外交・防衛当局間協議、及び治安当局間交流といった防衛・治安分野における関係を発展させる。	
(6	)文化・国	民間交流の進展	年度ごとの目標
基準	_	文化交流事業、日露青年交流事業及び草の根 交流事業等招へい・交流事業等の推進	
施の捗況(績		両国間の相互理解の促進及び相手国をよく知る人材の育成は、将来の日露関係発展の基礎として重要である。23年度には、2日間で延べ1万人以上の来客を集めた「JーFEST現代日本文化フェスティバル2011」がモスクワで開催されるなど、活発な文化交流が行われた。また、両国間で拡大することにつき意見の一致を見ている日露青年交流事業の枠組みの下で約450名の両国の青年が交流を行い、そのうち東日本大震災で被災した約80名の青少年をロシアへ派遣した。	各種スキームによる招へい,文 化交流事業,日露青年交流事業及 び草の根交流事業を成功裏に実施 する。
	24年度		同上
	25年度		同上
	26年度		同上
	27年度		同上
目標	_	各種スキームによる招へい,文化交流事業, 日露青年交流事業及び草の根交流事業を成功裏 に実施する。	
施策に 評価 関する する 評価結 果	結果に関 総括	【総括】 アジア太平洋地域の戦略環境が変化する中、日 トナーとしてふさわしい関係の構築に向けてあら とは、両国の戦略的利益に合致する。また戦後65	ゆる分野で協力と連携を深めるこ

ままとなっている北方領土問題を解決して平和条約を締結することは、日露両国の 戦略的利益に合致するのみならず、アジア太平洋地域の安定と繁栄にとって極めて 重要である。

上記測定指標及び以下に示されているとおり日露関係をめぐる厳しい情勢にもかかわらず、領土問題解決に向けた環境整備に進展が見られ、「領土問題を解決して平和条約を締結し、日露関係の完全な正常化を図ることを目指すとともに、幅広い分野における日露関係を進展させること」との目標の達成に向けて一定の進展があり、施策は有効に実施された。

平成23年度には2回の首脳会談及び3回の外相会談を実施する等,活発な政治対話が行われた。また,日露外務省事務方のトップによる日露戦略対話を11月に行い,日露双方が戦略的関心を有する重要な国際問題及び二国間関係等について意見交換を行った。

平和条約交渉について、日露両国は原則的な立場を主張し合いつつ、協議を続けた。5月のG8ドーヴィル・サミットの際に行われた菅総理(当時)とメドヴェージェフ大統領(当時)との首脳会談では、日露両国は静かな環境下で領土問題についての協議を継続していくことで一致した。

また、野田政権の発足後、11月のホノルルAPECにおいて野田総理とメドヴェージェフ大統領(当時)との首脳会談が行われ、両者は問題解決の必要性を再確認するとともに、お互いに相手を尊重しつつ、議論を続けていくことで一致した。玄葉外務大臣とラヴロフ外相との間では、9月の国連総会及び11月のホノルルAPECの際に外相会談が行われるとともに、1月に東京で行われた外相会談において、両国の立場は大きく異なるが、相互信頼の雰囲気が高まっていることを踏まえ、この問題を棚上げすることなく、静かな環境の下で両国間のこれまでの諸合意及び諸文書、法と正義の原則に基づき問題解決のための議論を進めていくことで一致した。

経済面については、日露経済関係は着実に拡大しており、日露貿易額は平成23年過去最高の約307億米ドルとなった。エネルギー分野では、日本企業が参加する石油・天然ガスのプロジェクト(サハリン・プロジェクト)が順調に進んでいるほか、日露両国企業により、ウラジオストクにおける液化天然ガス(LNG)のプラント建設等について共同調査が実施された。また、東日本大震災後、ロシアから日本に対し、LNGの追加的供給や東シベリアでのガス田開発等を含む提案が行われた。近く発効することが期待される日露原子力協定をはじめ、原子力分野の協力も進められている。

エネルギー分野に加え、自動車、機械製造等の分野で日本企業のロシア市場への進出も進んでいる。日本企業のロシアにおける活動を容易にするために、「貿易経済に関する日露政府間委員会」を通じてロシア政府に種々の働きかけを行い、具体的プロジェクトの推進のための支援を強化している。その他、日本センターが、両国企業へのビジネス支援活動や地域経済交流に貢献している他、将来日露経済交流の分野で活躍する人材の発掘・育成のため、経営関連講座、訪日研修、日本語講座などを実施している。

その他、国際場裡における日露協力として、様々な分野で両国外務省間の協議が実施されたことに加え、防衛・治安分野における協力や、人的・文化的交流も着実に進展した。

限られた予算・人的投入資源を効率的に活用し、上記のとおり活発な政治対話を 行うとともに、幅広い分野での日露関係の進展を一層進めることができた。

#### 【課題】

アジア太平洋地域におけるパートナーとしてふさわしい日露関係の構築に向けて あらゆる分野で協力と連携を深める必要がある。

領土問題解決に向けた平和条約交渉を、強い意思をもって継続する。領土問題解 決に向けた環境整備を一層推進する必要がある。

#### 【今後の方針】

アジア太平洋地域におけるパートナーとしてふさわしい関係を構築すべく,政治,経済,文化、国際場裡での協力等あらゆる分野において協力と連携を深めていく。また、北方四島の帰属の問題を解決して平和条約を締結するとの方針にのっとり、強い意思をもって平和条約交渉を行っていく。

施策に 関する	スートスプングローのプス品目との内外の出口										
評価結 果	目標の況	達成状	┃ 「目標の達成に向けて ┃	進展があ	った。」						
測定指 標	中央ア	(参考指 ジア・コ	標) ローカサス諸国との貿	基準値			実績値			目標値	
	易額	:億円)		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	_	
	( - 12	//2/1 3/		933	1, 285	1, 641				_	
	年度ご	との目標	植		_	_	_				
	(2)	各国との	対話・交流等の進展				年度ごとの目標				
	基準	_	要人往来,政務協議				T 1 (2)				
	施の捗況(策進状)実	23年度	(当時)のアルメニア問,浜田外務大臣政務 ノフ・キルギス第一副 議等を実施した。 また,「中央アジア	訪問(徳永外務大臣政務官 ア及びアゼルバイジャン訪 務官のキルギス訪問、ババ 副首相の訪日等)、政務協 ア青年招聘(招聘テーマ: 「NIS外交官等招聘」を実					招聘を		
	績)	24年度					同上				
		25年度					同上				
		26年度					同上				
		27年度	西人分女 水效物镁	同上							
	目標		要人往来,政務協議		で美施り	ক .	<u> </u>				
	(3) 基準	「中央ア	′ジア+日本」対話の進 ┃「中央アジア+日本」		'			年度こ	との日標		
	<u></u>	23年度	12月,東京で「中央 6回高級実務者会合( で協力を深化させるこ 同対話の第4回外相会 された。	アジア+ SOM) が と, 平成	日本」対 開催され、 24年秋に	5分野 東京で			·日本」対	話SOMを	
	施策 の進 捗状 況	24年度					回外相会	:合を実施			
	(実 績)	25年度					催する。		本」対話		
		26年度					合を開催	する予定			
		27年度					「中央ア 催する予		本」対話	iSOMを開	
+	目標		「中央アジア+日本	」対話を	実施する	0 0					
ル東で 東で 一様 一様 一様	平価結		【総括】が乗り上では、   一国化会力密のと   上更であると   のとは、   のとが、   のは、   の	隣ど安引に好。とつ「下中接の定き関なまこて」の央す価に続わ関たろ有」とアる値ときっ係。 , 益 おジ	地観り支てを同我と、りア政を重援お維地がな、、地学共要すり持域国り、「域学共要すりはが得、中内	大であき地つ豊こも 央協 変つりで域つ富れ。 アカ 重つ,あー中なに ジを でするでは、 ジを でした。 ア仮	要な位置をとなった。 という ない いっぱい いっぱい いっぱい いいい かいい かいい かいい かいい かいい かいい かいい かいい か	とは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	Nる。 この 的 に ア め 道 の 的 に ア め 道 の と に は た 促 そ は に と の こ と の こ	かいにするというというというというというというというというというというというというというと	

- (1) ハイレベル訪問(徳永外務大臣政務官(当時)のアルメニア及びアゼルバイジャン訪問(5月),ババノフ・キルギス第一副首相の訪日(8月),浜田外務大臣政務官のキルギス訪問(本年1月)等),各国外務省との政務協議が実施され、我が国と中央アジア・コーカサス諸国との相互理解が促進された。
- (2) 平成23年10月のキルギス大統領選挙にはOSCE監視団に我が国要員を派遣し、 民主化努力に協力した。
- (3)「中央アジア+日本」対話の枠組みでは、第6回高級実務者会合(SOM)を開催して5分野で強力を進めること及び平成24年秋に東京で同対話・第4回外相会合を開催することが合意された。

限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し、上記のとおりの成果を上げることができた。また、その施策の実施に際しては投入資源の無駄をなくすよう努めた。

#### 【課題】

- (1) 平成24年が我が国と中央アジア・コーカサス諸国との外交関係樹立20周年であることを活用して更なる関係強化を図る必要がある。
- (2)中央アジア諸国については、2014年のアフガニスタンからの米軍撤退を見据え、地域協力の促進は地域全体の安定に資するとの観点も踏まえ、平成24年秋に東京で予定されている「中央アジア+日本」対話・第4回外相会合において協力の深化を図ることが求められる。

#### 【今後の方針】

- (1) 積極的なハイレベル訪問, 政務協議の実施に努力する。
- (2)「中央アジア+日本」対話・第4回外相会合の実施に向けて中央アジア諸国 との関係を密にする。
- (3) 中央アジア周辺国情勢及び主要国の動向をフォローする。

# 学識経有を名別の活用

(外務省政策評価アドバイザリー・グループ・メンバーの所見)

- OEUのユーロ危機に関する我が国の評価と対応について触れられていないが、それはまさにグローバルな問題であり、我が国のグローバル外交の重要課題でもあるはずなので、何らかの記述があって然るべきではないか。
- 〇「測定指標」については、「施策の評価結果」を具体的に説明できる指標が設定されていることが望ましい。たとえば、I-4-2では、【課題】、【今後の方針】に「日本側要人の訪欧」という記述があるのだから、測定指標にも当該数値がわかるもの(「日本側要人の訪欧数」)を記載すべきではないか。

「施策に関する評価結果」の記述では、特に、「一定の進展があった」とされる具体的施策の 【課題】と【今後の方向】欄について、より具体的に記述を充実させる必要がある。I-4-3に ついて望むところである。

〇施策段階においては、事業レベルに比し定量的指標化が難しいことは事実であるが、たとえば「関係各国」や「各種」、「等」などの表現が用いられている部分については、定量化が可能ではないか。「シンポジウム、セミナーの開催数」については、参加者数もモニターすれば更に望ましい。参加者のこれら催しに対する評価についてモニターが行われればなお良し。また「要人の往来」がどのような成果をもたらしているのか、最終成果の把握は困難だとしても、相手国での報道状況や交流の内容(e.g. 訪問企業数、市民との交流機会数)のような中間成果については測定可能ではないか。

評価の神髄がcheck→actionにあることに鑑みれば、評価を通じ改善点を見つけるという点での指標の活用が望まれる。

政策評	1 欧州地域との総合的な関係強化
価を行	「EU情勢と日EU関係」(http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/eu/index.html)
う過程	「北大西洋条約機構(NATO)の概要」(http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/NATO/gaiyo.html)
におい	「欧州安全保障協力機構(OSCE)」(http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/OSCE/gaiyo.html)
て使用	
した資	2 西欧及び中・東欧諸国との間での二国間及び国際場裡における協力の推進
料その	平成23年版外交青書
他の情	外務省ホームページ(各国・地域情勢:欧州)
報	
	3 ロシアとの平和条約締結交渉の推進及び幅広い分野における日露関係の進展
	「われらの北方領土」2010年版
	外務省ホームページ各ページ
	4 中央アジア・コーカサス諸国との関係の強化
	平成23年版外交青書(http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/bluebook/index.html)
	1,7,41,7,51,7,51,7,5

担当部 欧州局	作成責任者名	政策課	政策評価実施時	平成24年4月
局名		倉光 秀彰	期	

## 施策 I-5 中東地域外交

#### 施策名 中東地域外交 施策の 中東地域安定化に向けた働きかけ 概要 (1) 大規模なデモ等が発生した中東諸国の安定化に向け、今後の同諸国の改革努力の支援を含 め、国際社会と連携する。 (2) イスラエル・パレスチナ間の対話と交渉の促進のため両者及び関係諸国に政治的な働きかけ を行う。対パレスチナ支援及び信頼醸成措置を推進する。 (3) イラクの安定・復興に貢献する。 (4) アフガニスタンの安定・復興に貢献する。 (5) イランとの良好な関係を基盤とした働きかけを行う。 (6) 中東・北アフリカ諸国の諸改革及び安定的な移行に向けた自助努力を支援する。 中東諸国との関係の強化 (1)中東諸国・イスラム世界との交流・対話を深化させる。 (2) 自由貿易協定、投資協定等を通じた物品・サービス貿易を推進する。閣僚級の経済合同委員 会等の枠組みを活用した投資・エネルギー分野における経済関係強化を支援する。 (3) 湾岸協力理事会(GCC) 諸国側の要望に応える形での人造りに協力する。 中東・北アフリカ地域の平和と安定、経済的発展に貢献すること、及び中東における我 達成す べき目 が国の国際的な発言力を強化すること 標 <u>1 中東地域安定化に向けた働きかけ</u> 中東和平を実現させ、イラク及びアフガニスタンの復興に貢献するとともに、イラン核問題に対 処すること 中東諸国との関係の強化 対話を通じた相互理解を促進するとともに、中東地域産油国(特に、GCC)との間で経済・エネ ルギー分野にとどまらない重層的な関係を構築すること 施策の 区分 21年度 23年度 24年度 22年度 予算 当初予算 164, 146 155.935 123, 630 136, 254 額・執 (a) 行額等 補正予算 0 0 0 予算の (h) 状況 繰越し等 (千円) (c) 合計(a+b 164, 146 155, 935 +c執行額(千円, d) 115.592 94, 374 施策に 中東地域安定化に向けた働きかけ 関係す 第176回国会所信表明演説(平成22年10月1日) る内閣 「また,アフガニスタン・パキスタン支援,イランの核問題・・・国際社会が直面する課題へも日 米が協力して対処することで一致をいたしました。」 の重要 ・第177回国会施政方針演説(平成23年1月24日) 政策 「環境問題,保健・教育分野での・・・,包括的な中東和平,テロ対策やPKOを含む平和維持,平 (施政 和構築にも,各国と連携して取り組みます。」 方針演

説等の

うち主

なも の) 中東諸国との関係の強化

特に言及なし。

施策に 関する 評価結 戦況 「**目標の達成**」「**目標の達成に向けて進展があった。」** 

	1人 ルし										
施策に	1 中東地域安定化に向けた働きかけ										
関する 評価結 果	目標の状況	D達成	「目標の達成に向けて	進展があ	った。」						
測定指			平実現の取り組みに係	<u> </u>			実績値			目標値	
標	る我が国要人の往訪数及び中東和平 関係諸国要人の往来数			22千皮	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	_	
		日女人		4	6	###				_	
	年度で	ごとの目	標値			基準値 と同程 度	厄左	同左	同左		
			スチナ支援指標:年度	基準値			実績値			目標値	
	毎対 <i>/</i>	パレスチ	ナ支援総額(万ドル)	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	_	
				6, 887	10, 560	5, 862				_	
		ごとの目					約 6,000	同左	同左		
			スチナ支援指標:パレ 係るパレスチナ及び関	基準値			実績値			目標値	
			数(回廊、東アジア協	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	_	
		イレベル会		4	4						
	年度こ	ごとの目	標値			6	同左	同左	同左		
	(4)	中東和	平の実現に向けた我が	国の具体的	的取組と凡		年度ごと	の目標			
	基準	22年度	相とドせ招立8パ東働担ハースハ促化し廊団始のンまか。、へ場月レ和き当イ対チイ進、て」地し観プーンである。で、へ場月レ和き当イ対チイ進、で」地し観プーンでは、大大時明外・響行をでチ建協業水とお路た、クーンでは、大が月にし、一次の十つでは、大が月に、一次の十つでは、大が月に、一次の十つでは、大が月に、一次の十つでは、大が月に、一次のい光健して、このでは、一次のい光健して、このでは、一次のい光健して、このでは、一次のい光健して、このでは、一次のい光健して、こので、一次のい光健して、こので、一次のい光健して、こので、一次のい光健して、こので、一次のい光健して、こので、一次のい光健して、こので、一次のい光健して、こので、一次のい光健して、こので、一次のい光健して、こので、一次のい光健して、こので、一次のい光健して、こので、一次のい光健して、こので、一次ので、一次ので、一次のでは、一次ので、一次のでは、一次ので、一次ので、一次のでは、一次	ま府)和が〔・る飯地けした..のた月工チ億金た首と平国当工各村にをてめ①④7。にしナ円協11相のに要時ジ国政派行はの中地分「,,自,カ月の会つ人)プ・府遣っ,日小方野平野土治12を	に訪談いのがト地代した7・企自で和菜地政月実は日をて往イを域表,。月パ業治のと市造府に施フを行の訪ス訪の(政 にレ支,協繁場成の10しァ実っ我面ラ問指中府 はス援⑤力栄・事財億た	イ現たがでエし導東と ,チ・財にの農業政円。ヤさ。国はル,者和し パナ貿政注回産を支の一 本の,・中に平て レ・易 カ 業開援ノ	イス=	7.T.W. (*)	トレスチナ	而当事	
			我が国は、イスラエされる立場を活かし、の共存共栄と域内協力ラエル・パレスチナへ立したパレスチナ国家 ③信頼醸成、に取り組	イスラエ の促進に の政治的 を建設す	ル, パレ 向けて, 働きかけ るための	スチナ ①イス , ②自	者とのハ	イレベル	マステナン協議,対 協議,対 張成措置等	パレス	

施の捗況(積策進状)実)	23年度	・ では、	
	24年度		当事者間を中心とした信頼醸成の分野に重点を置きつつ、我が国の中東和平支援を行う。対パレスチナ支援についても、パレスチナ自治政府の財政に資するような形をはじめとする支援を行う。
	25年度		イスラエル・パレスチナ両当事者とのハイレベル協議,対パレスチナ支援,信頼醸成措置等を実施する。
	26年度 27年度		同上 同上
目標	-	イスラエル・パレスチナ間の対話と交渉の促進のための両者及び関係諸国への政治的働きかけ、対パレスチナ支援、信頼醸成措置を実施する。	

(5)	イラク	・アフガニスタンの復興の進展	年度ごとの目標
基準	22年度	イラク: イラクでは平成22年に主要政治勢力が参加する新政権が樹立した。治安状況は平成19年夏以降改善傾向にある。米軍は平成23年12月に徹退した。石油生産量は平成15年以前のレベルに回復し、欧米企業等が積極的に進出している。このような中、我が国は、アフガニスタン自身の治安能力向上、元タリバーン末端兵士の社会への再統合支援、アフガニスタンの持続的・自律的発展のための支援という協力方針の下、国際社会と連携しつつ、同国を積極的に支援した。	
		アフガニスタン: 平成21年11月に日本は新たなアフガニスタン支援策を発表した。そこでは①アフガニスタン自身の治安能力の向上, ②元タリバーン末端兵士の社会への再統合, ③アフガニスタンの持続的・自立的発展のための支援の3つを柱とし, 今後のアフガニスタンの情勢に応じて, 平成21年から概ね5年間で, 最大約50億米ドル程度までの規模の支援を行うことを決定した。	
施のなり	23年度	イラク:11月,マーリキー首相が訪日し、野田総理と首脳会談を実施した。「新たな段階」に引き上げ、これ関係を下いるでで、野田とでの接触した。「新たなスへと日イラクの経済関係をしての経済関係をして、野田総理は、石、約670倍及び保健の分野の新規4年の円借款の供与に必要な措置をとることを表した。アフガニスタン:平成21年11月に発表した、同年から概ね5年間で最大約50億ドル程度いっては、平成24年3月までに、「アフガニスタンに教9.14億ドル(内23年度は約2.8億ドル)、「元タリバースタンに内23年度は約500万ドル)、「アフガニスタンは、平成24年3月までに、「アフガニスタリバーの規模の支援を行うとの新たなの支援」に約9.14億ドル(内23年度は約500万ドル)、「アフガニスタン市続の大きの大きの大きの大きに対して、177フェスタンの持続的・自立的発展のための支援」に対1.76億ドルの持続的・自立的発展が大きに実施してきている。	イラク:イラク政府関係者招聘, 政策協議,日イラク政府関係者招聘, の枠組み構築,日本企業進出支援 等を実施する。 アフガニスタン:平成26年完了を 目標に,平成23年7月に開支と 開支権限の移譲に資するが 中心に着実なンをいことを目指 す。
捗状 況 (実 績)	24年度		イラク:昨年度マーリキー首相訪日時に表明した円借款を着実に実施することにより、治安の安定を目指すとともに、日本企業の進出を促していく。アフガニスタン:東京会合での成果を踏まえ、引き続きアフガン支援を着実に実施していく。
	25年度		(大学の) (大学の

	26年度		同上
	27年度		イラク:同上
	27千及		アフガニスタン: -
		イラク: イラクを中東における穏健・安定勢力 として発展させる。	
目標	_		
		アフガニスタン:東京会合での成果をふまえア  フガニスタン支援を着実に実施する。	
(6)	イラン	の核問題への対処	年度ごとの目標
基準	22年度	我が国は、イランの核問題の外交的解決に向け、国際社会と協調しつつ、「対話」と「圧力」のアプローチを取り、政治レベルの対話や特使派遣も活用し、独自の関係に基づいた働きかけを行った。(他方、イランへの「圧力」が、イランとEU3+3との間の建設的な「対話」に必ずしも結び付いていない。)	
施の捗況(策進状)実	23年度	イランとの伝統的な信頼関係を基盤とした働きかけとして、日・イラン次官級協議を始めとし、イラン要人との会談の機会を捉え、イランの核問題に対する国際社会の懸念を伝達し、イランによる懸念払拭のための前向きな取組を促した。また、12月には玄葉大臣からサーレヒ・イラン外相に問題解決を訴える書簡を送った。さらに、政治、軍縮、人権、領事の分野における事務レベルの対話を着実に実施してきており、これらの対話を通じてイランに対して働きかけを行った。	「対話」と「圧力」のアプローチの下、国際社会と協調しながら問題の解決に努力していく。
績)	24年度		日・イラン定期協議(政治(次官級・局長),人権,領事)を実施する。飯村政府代表によるイラン訪問,働きかけを実施する。
	25年度		同上
	26年度		同上
	27年度		同上
目標	_	「対話」と「圧力」のアプローチの下、イランに対する働きかけを継続し、イランとEU3+3の間の信頼関係を醸成するとともに、問題の平和的・外交的解決を目指す。	
	中東・	北アフリカ諸国の諸改革及び安定的な移行に向けの支援	年度ごとの目標
基準	<u>ля л.                                   </u>	ドーヴィル・パートナーシップの枠組みや二 国間支援を通じた中東・北アフリカ諸国の諸改 革及び安定的な移行に向けた自助努力への支援 の実施	
		ア エジプト 5月徳永外務大臣政務官(当時)が政変後最初の日本政府要人として訪問し,政府・各政党 関係者と意見交換を行った。7月には,力議 で,日・エジプト戦略対話第一回次官級協議,日・エジプト人権対話第一会を開催。11月 降実施された人民議会選挙においては,選挙を行った。 イ リビア 旧政権拠点のトリポリ陥落後,9月に医療支援として200万ドルの緊急無償資金協力を実施りた。1月には,官民合同経済使節団をトリポリに派遣し,リビア復興事業への日本の参加の可	

	施の捗況(績策進状)実)	23年度	ウ 10月の高い 10月の 10月の 10月の 10月の 10月の 10月の 10月の 10月の	
		24年度		ドーヴィル・パートナーシップの枠組みや二国間支援を通じた中東・北アフリカ諸国の諸改革及び安定的な移行に向けた自助努力を支援する。
		25年度		同上
		26年度		同上
		27年度		同上
	目標	_	中東・北アフリカ諸国の諸改革及び安定的な 移行に向けた自助努力を支援する。	
施関評果にる結		店 ま に る 総 括	【総括】 1 中東地域東外の地中あいたの地中あいたの地中あいたのでででであるとのででである。で要が、開期によるをあります。の地中あいたのの地中あいたのの地中あいたのの地中のの地中のの地中のの地中のの地中のの地中のの地中のの地中のの地中のの地	体平我。お たっ大事、平玄も進にののにサテ係の界、 は 間し口が、 でののに、 でののに、 でのののに、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では

限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し、上記のとおりの進展があり、施策は効率的に執行されるとともに、要人往訪の際に各種の会談や講演会を組み合わせることにより、スケジュールの合理化に努めた。

## 2 イラク

イラクは、我が国に対し安定的にエネルギーを供給する重要なパートナーであり、 我が国企業の進出を後押しするためにも、行政が積極的に関わる必要性は高い。ま た、イラクの安定と平和は中東地域全体の安定につながるため、イラクの復興支援を 行うことは重要である。

マーリキー・イラク首相訪日の際には、日イラクの経済関係を強化していくことで一致し、日イラク投資協定の原則合意に至るなどの有益な成果を挙げることができた。(測定指標 1 (5))

23年度におけるイラク復興支援に対する予算額は、22年度に比べ減少しているにも関わらず上述のとおり昨年度と同等もしくはそれ以上の結果を残しており、効率性・効率的は極めて高いと考えられる。

# 3 アフガニスタン

アフガニスタンの安定は国際社会の喫緊の課題であり、我が国の安全保障にも深く 関わる問題であり、アフガニスタンの安定・復興のため我が国が支援を強化する必要 性は高い。

測定指標1(5)のとおり日本の対アフガン支援額の累計は年々着実に増加しており、国際社会からも高い評価を得ており、有効性は高い。

また、予算額は年々減っている中、我が国の対アフガン支援は効果的に実施していることから国際社会の高い評価を得られている。

# 4 イラン

我が国が輸入する原油・LPGの8割以上、LNGの約2割がホルムズ海峡を通過していることを考え合わせれば、我が国の安定的なエネルギー供給を確保するため、外交的に働きかけを行う必要性は極めて高い。

我が国はイランと歴史的に培ってきたパイプを有しており、玄葉外相からの書簡送付等の様々な働きかけを実施し、サーレヒ・イラン外相からも返書を受け取っており、有効な活動を行っている。(測定指標1(6))

予算額は0.03億円とかなり少額であるが、右を効果的・効率的に活用し上述のとおり大きな成果を残すことができた。

5 いわゆる「アラブの春」でエジプト、チュニジア、リビア、イエメンの長期政権が崩壊し、これらの国々では選挙の実施や新内閣の発足など政治改革プロセスが進展しつつある。他方、シリアでは現在も各地で反政府デモが頻発し、政府側により市民への弾圧が続けられている。以上のような動きに対し、我が国は国際社会とともに、暴力の停止を呼びかけ、「法の支配」と表現の自由の確立に向けた自立的な改革を支援する形で関与してきており、中東・北アフリカ地域の平和と安定に寄与していくことが必要である。

測定指標1(7)及び以下に示すとおり、中東・北アフリカ地域の平和と安定に向けた、施策を有効に実施した。

# (1) エジプト

平成23年5月徳永外務大臣政務官(当時)が政変後最初の日本政府要人として訪問し、政府・各政党関係者と意見交換を行った。7月には、カイロで、日・エジプト戦略対話第一回次官級協議、日・エジプト人権対話第一会合を開催。11月以降実施された人民議会選挙においては、選挙関連のセミナー実施や選挙資材整備への協力を行った。

# (2) リビア

平成23年3月、深刻化するリビア情勢を受け、避難民支援として500万ドルの緊急無償資金協力を実施。旧政権拠点のトリポリ陥落後は、9月に医療支援として200万ドルの緊急無償資金協力を実施した。平成24年1月には、官民合同経済使節団をトリポリに派遣し、リビア復興事業への日本の参加の可能性について意見交換した。

# (3) チュニジア

平成23年10月の制憲国民議会選挙に際して浜田外務大臣政務官を団長とする選挙監視団を派遣したほか、同選挙に先立ち専門家3名を派遣し、日本の民主化経験等に関するセミナーを開催した。モロッコに対しても、選挙に関するセミナー等開催し、同国の民主化を後押しした。

# (4) シリア

政権側による市民弾圧が継続していることから、平成23年5月に経済協力を見直し、9月・12月及び平成24年3月にはアサド政権に関係する個人及び団体に対し資産 凍結等の措置を実施した。平成24年2月には難民・国内避難民等への支援として300 万ドルを拠出した。

# (5) その他

平成23年5月のサミットにおいて立ち上げられたドーヴィル・パートナーシップの枠組みを通じて、国際社会と連携しつつ中東・北アフリカ諸国の改革と移行を後押ししている。平成23年9月の国連総会において野田総理は、10億ドルの円借款供与を表明。平成24年3月には、若年層の雇用創出及び民主化プロセス支援のため、関係国際機関を通じて総額約8000万ドルを拠出した。

これらの施策は限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し、実施した。

# 【課題】

- 1 イスラエル・パレスチナ間では平成22年9月に直接交渉は再開されたが、2回目の交渉が行われたのを最後に、交渉が行われていない。両当事者及び国際社会により、直接交渉再開に向けた努力が続いているが、我が国も、国際社会と協力して、和平実現の環境作りに引き続き貢献していく必要がある。
- 2 イラクの治安情勢は、大幅に改善しつつあるものの、大規模連続爆発テロの発生等、依然予断を許さない情勢が続いている。米軍の撤収後は、イラク自身で安定を確保することが重要である。また、イラクの復興支援や経済・ビジネス関係強化の面では、我が国が引き続き役割を果たしていく必要がある。
- 3 アフガニスタンの復興は着実に進展しているが、今なお膨大な復興支援需要がある。また、治安は不安定の度合いを増しており、我が国を含む国際社会による支援が引き続き必要である。
- 4 イランの核問題に関する協議(EU3+3とイランの協議)に進展が見られない中、問題の解決に向けた創造的な取組が重要となっており、我が国も、イランとの良好な関係を活用し、イランに対する積極的な働きかけを強化・継続する必要がある。「アラブの春」で旧政権の打倒という目的が達成された国々では、反政府運動にしていた諸勢力が今後選挙や政治改革を通して互いに利害調整をしながらも協力し、新たな政治体制を築くという困難な課題に取り組むこととなる。反政府運動の上要因となった高い失業率や経済格差等の問題を短期間で解決することは容易ではないため、新体制に対しても市民の不満が表面化する可能性があり、またイスラム政治勢力の台頭が新たな社会構築においていかなる影響を及ぼしていくのかについても不透明であることから、日本を含む国際社会はこれら国々の今後の動きを注視しつつ、民主化の実現、政治・経済社会改革の進展を支援していく必要がある。

# 【今後の方針】

「中東地域安定化に向けた働きかけ」について

- 1 チュニジア、エジプトに端を発した民衆運動は、中東情勢が大きく動く歴史的変革期に入っていることを示す。これを我が国のみならず、世界の安定と発展のために導いていくためには、各国政府による政治、経済、社会改革が不可欠である。現在各国政府が進める改革努力を注視しつつ、改革のための支援を国際社会と協力して実施していく考え。また、リビアを始めとする戦闘、騒乱が発生している国への対応においては、国連、G8を含め、国際社会と連携していく。
- 2 中東和平の進展にはイスラエル・パレスチナ双方による和平努力が必要である。 両当事者の交渉再開に向け国際社会とともに環境作りを行うとともに、政治的働きかけや双方間の信頼醸成などを柱として和平推進を引き続き積極的に働きかける考え。 また、パレスチナ自治政府の国家建設に向けた努力を支えるために、支援を継続する。
- 3 イラクの安定と復興のため効果的な支援を実施し、二国間の経済・ビジネス関係を強化していく。その際に、治安情勢の変化や政治情勢に留意する。
- 4 アフガニスタンの安定と復興のため、平成21年11月に発表した対アフガニスタン 支援策に基づき、支援を実施していくとともに、7月の東京会合に向けて国際社会と 協力していく。
- 5 イランの核問題の解決に向けたEU3+3とイランの協議の再開及び双方の信頼醸成に向け、イランとの良好な関係を活用し、独自の働きかけを継続していく。

施策に	2 -	1 古 学 国	との関係の強化							
関する		の達成								
評価結 果	状況		「目標の達成に向けて	進展があ	った。」					
測定指標			国との関係強化に係る	基準値		1	実績値	1		目標値
標			中東和平青年招へい, 交流, イスラム世界と	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	_
	の未済		合、日本・アラブ経済	4	6					_
	年度。	ごとの目	標値			基準値 と同程 度	同左	同左	同左	
			国との関係強化に係る	基準値			実績値			目標値
	安人( 	の往訪・	<b>仕米</b> 叙	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	_
	年度:	ごとの目	標値	20	16	基準値 と同程 度	同左	同左	同左	_
	(3)	経済条	約の締結	基準値			実績値	<u> </u>	<u> </u>	目標値
				23年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	_
	左 庄 :	- L O D	+亜 /古	1	1	0	0	0	0	_
		ごとの目	<del> 信値</del> イスラム諸国との交流	. 対話の:	アル アル	2	<u>2</u> 年度ごと	2	2	
	(4)		10月に中東和平青年			アラブ	十茂こと	の日保		
	基準	22年度	女性交流(招へい), ブ経済フォーラム, 3 来への対話セミナーを らの取組を通じ, 官民	12月に第2回日本・アラ 5月にイスラム世界との未 それぞれ実施した。これ たを問わず我が国と中東・ で対話、さらには経済界						
	施の捗況(績策進状)実)	23年度	い日協アと日と有得者ン界世日会関現き (問根区問をジ協相臣の11をア会をの及の識でた・と界及議が状議 日当、外、、実アカ、、要に施づ係問見3来、ルに一対体8開広びを 側)田副ル方し務臣ルムのに施づ係問見3来、ルに一対体8開広びを 側)田副ル方し務臣ルムのにを考にし有後つ らイ務臣ンCG。臣バオ・日ラ双交ヨ訪や日対コ(の議重信はた識、た のス大の訪理中、ラトエをエ方流ル問施、話ミ於展論視す、。者中。 往ラ臣イ問事東ハクマジ実ルの事ダ国設第」関:望をする中中を東 訪エ政ス、長諸ッ・ニプ現・信業ンのの2セ係アを深る良東東招和 とル務ラ玄(国サイ・トし	頼と,女視回ミ者ン開め我いの,待平し,官工葉当側ンスモ外醸し工性察「ナ,マくたが機民アし等でパのル外時か・ラロ相成てジ法を日一青ン能。国会主ジ,に、レチ,務)らヨエッをを,プ律実本を年)カ同のと化ア中及 伴スュパ大のはルルコは	図日ト家施と,,で開時姿なに,東ぼ  野チニレ臣チケダ副外の本及協しイ政一開発に勢っ関欧地す  外ナジスのュフン首務た女び会たス府般催」イをたす米域影  務自アチトニィ計相・。性チ等。ラ関のしをスイ。る,の響  副治訪ナルジ・画兼協	2法ュ関2ム係参,メラス3有国変等 大区問自コアチ・国力月律二係月世者加「イムラ月識際革に 臣訪,治訪訪ュ国防大に家ジ者29界,も若 世ム7者機のつ 山 問ニ際	女性交流 の未来対 要人の往	で実施,    話のヨル	ヘイダに  る。  日ム合中	世界と 開催,

	24年度		中東和平青年招へい、日アラス 女性交流の実施、未来対話東京会 合開催、第3回日・アラブ経済 フォーラム、要人の往訪・往来 よる中東諸国との関係を強化す る。
	25年度		日アラブ女性交流の実施
	26年度		同上
	27年度		同上
□ <del>1</del> #		我が国と中東・イスラム諸国との相互理解を	
目標	_	深化させる。	
		易協定,投資協定等を通じた物品・サービス貿易 ・エネルギー分野における経済関係強化	年度ごとの目標
		1. 二国間投資協定 クウェートとの投資協定については、4月から計3回の交渉会合を開催し、11月には協定案 につき実質合意に至った。	
基準	22年度	2. 租税条約 (1) 平成22年2月に署名を行ったクウェート との租税条約については、5月に我が国の国会 承認を得て、発効に向けてクウェート側の国内 手続の進捗を働きかけた。 (2) サウジアラビアとの租税条約について は、必要な両国の確認作業を了し、11月に東京 において、前原外務大臣(当時)及びアッサー フ・サウジアラビア財務大臣との間で署名を 行った。	
		1. GCCとの自由貿易協定交渉 平成21年から交渉が延期されているGCCとの自 由貿易協定交渉は、9月にニューヨークにおい て行われた日GCC戦略対話において、外相レベル で交渉の再開が原則合意された。 2. 二国間投資協定	クウェートとの投資協定締結 はじめとして各種経済条約の締結 に向け交渉を推進する。
	23年度	(1) イラクとの投資協定については、平成23年1月に両国間で投資協定の交渉を開からことで意見が一致したことを受け、9月から計3回の交渉を行い、11月には原則合意について、2) サウジアラビアとの投資協定について、3月にまいて開催した、すが一の妥合において、3月には、サバーハ・クウェートの高。(3) また、3月には、サバーハ・クウェートである。(3)また、3月には、サバーハ・クウェートが高いる。(3)また、3月には、サバーハ・クウェートが高いる。が異名さいの下、山根かり・エートンの投資協定が署名された。	
施策 の進		3. 租税条約 (1) サウジアラビアとの租税条約については、日本及びサウジアラビア両国の必要な国内手続を完了し、9月1日に発効した。 (2) オマーンとの租税協定については、11月に東京会合で交渉を行い基本合意に至った。	

 	24年度		1. 二国間投資協定 1. 二国間投資協定 1. 1 2 3 5 6 5 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6
	25年度		税条約については、年度内の早期 発効に向けてクウェート側の国内 手続の進捗を働きかける。 (2) 平成23年11月に原則合 意に至ったオマーンとの投資協定 については、日オマーン双方の必 要な確認作業を経た上で、早期の 署名を目指す。 各種経済条約の締結に向け交渉
			を推進する。
	26年度		同上
	27年度	夕廷奴这条约办统处上点过去让七米火土了	同上
目標		各種経済条約の締結に向け交渉を推進する。 域産油国(特にGCC諸国)との経済関係強化に向	
		議・事業の実施	年度ごとの目標
基準	22年度	カタールとの合同経済委員会の開催,大型インフラ輸出の支援・推進,要人往来の促進,交 流事業等を通じた関係強化	
施の捗況(績策進状実)		(1)11月にサウジアラビアとの間で租税条約に署名した他、同月、クウェートとの間の投資協定に関して基本合意に達する等、経済条約、日・カタール合同委員に高された。東京で開東部でもの進展が見られた。東京で開東を進めることができた。(2)初等があることができた。(2)初等があることができた。(2)初等があることができた。(2)が大学校への協力を進りがカタールの日本人学校への規模をでの協力(UAE)及びカタールの日本人学校への規模を受入(サウジアラビア)のより、留学生受入(サウジアラビアとの関係を開発がある。の別のの関係を関係をした。また、計算が、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は	毎年秋頃に予定されているカ タール側閣僚の訪日機会を捉え て、合同経済委員会を開催し、大 型インフラ輸出の推進に資する協 議の実施に努める。
	24年度		同上
	25年度		同上
	26年度		同上
	27年度		同上
目標	_	閣僚級による二国間合同委員会を開催すると ともに、大型インフラ輸出を推進し、各国との 関係強化を行う。	
	1		

# 施策に 関する 評価結 果

評価結果に 関する総括

# 【総括】

1 中東和平問題やアフガニスタン復興等に関与をするためには、中東諸国からの理解と支持を得ることが不可欠であり、中東諸国との積極的な対話・交流を行うことが必要である。

加えてエネルギーの確保は我が国にとって死活的に重要な課題であり、この分野における中東諸国の重要性は当面減じることはなく、同地域との関係は中長期的視点で 考える必要がある。

2 測定指標 2 (1) ~ (6) 及び以下が示すとおり、目標達成に向けて進展があった。

日本側からは 伴野外務副大臣(当時)のイスラエル,パレスチナ自治区訪問,浜田外務大臣政務官のチュニジア訪問,山根外務副大臣のイスラエル,パレスチナ自治区,ヨルダン訪問,玄葉外務大臣のトルコ訪問,緒方JICA理事長のチュニジア訪問,を通じて,中東諸国との意見交換及び関係強化を図った。また,中東諸国側からはケフィ・チュニジア外務大臣,ハッサン・ヨルダン計画・国際協力大臣,バラク・イスラエル副首相兼国防相,エル・オトマニ・モロッコ外務・協力大臣,アムル・エジプト外相をはじめとする多数の要人の訪日を実現した。

イスラム世界との未来への対話セミナー、日アラブ女性交流、中東和平青年招聘、 中東民主化に関する有識者会議等の交流事業を活発に行い、対外広報とともに、相互 理解の深化と関係者間のネットワークの拡大を図ることができた。

3 限られた予算や人的資源を活用し、上記のとおり施策に進展があったことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

# 【課題】

1 中東各国は、近年着実に経済成長を遂げており、我が国にとり従来のエネルギー供給地としてだけではなく、魅力的な市場及び投資先として大きく変貌しつつある。また、このような中東各国と日本が共に発展することは、我が国が積極的に推進する経済外交の目指すところでもある。中東各国との伝統的な石油・天然ガスの安定的貿易関係の維持に加え、インフラ整備のための日本の先進技術の活用を促進し、科学技術の振興や人材育成に貢献していくことが重要である。このような背景の下、引き続き中東各国との経済・教育・科学技術・文化等に関する重層的な関係を構築し、相互の利益を増進していくことが課題となる。

2 湾岸のエネルギー産出国は、既にODAを卒業しているか、近い将来ODAを卒業する予定であり、ODA以外の方法による協力のあり方を、引き続き模索することが課題である。

# 【今後の方針】

1 対話を通じた相互理解については、重層的関係の構築に資するという中長期的な 観点から、事業のあり方を随時見直しつつ継続していく必要がある。特に、平成23年 以降の中東・北アフリカ諸国における政変を受けて、今後はより一層効果的な枠組み を模索していく必要がある。

2 経済関係条約は引き続き早期の締結に努めるとともに、我が国の進める経済外交の観点から、合同委員会やフォーラム等の枠組み等を活用し、経済関係強化の支援や 人造り協力を継続していく。また、中東地域の平和的な民主的体制への移行への後押 しも今後の関係強化において重要な視点となる。

# 学験をる知りの活用

(外務省政策評価アドバイザリー・グループ・メンバーの所見)

〇おおむね妥当。民主化の側面が明示的に強調されてもよいだろう。

〇中東地域が世界政治の焦眉の課題となっていることに鑑み、日本は更に同地域への働きかけを強めるべきである。特に政治的対話を増進し、紛争の平和的解決、社会の安定に資する施策を包括的に検討し実施すべきである。

〇「測定指標」に関する記述,「施策の評価」に関する記述については,各記述の対応関係・ロジックともにバランスが取れている。

〇わが国の行為に関する指標や記述は見られるが、これらに対する相手国の評価についての記述が 見られない。たとえば「野菜市場・農産業団地間の道路事業が完工し、土地造成事業を開始」とあ るが、これらがどのような事業で、それらに伴いどのような効果が見込まれるのか、またどのよう に評価されているのか。 「本邦招へい、研修、留学生受入、青年交流」については、参加者数もモニターすれば更に望ましい。参加者のこれら催しに対する評価についてモニターが行われればなお良し。また「要人の往訪、往来」がどのような成果をもたらしているのか、最終成果の把握は困難だとしても、相手国での報道状況や交流の内容(e.g. 訪問企業数、市民との交流機会数)のような中間成果については測定可能ではないか。

評価の神髄がcheck→actionにあることに鑑みれば、評価を通じ改善点を見つけるという点での指標の活用が望まれる。

政策評	1 中東地域安定化に向けた働きかけ
価を行	・外務省ホームページ
う過程	・外交青書
におい	・衆議院・参議院ホームページ
て使用	
した資	<u>2 中東諸国との関係の強化</u>
	外務省ホームページ(トップページ>各国・地域情勢>中東)
他の情	
報	

担当部 中東アフリカ局	作成責任者名	中東第一課長	政策評価実施時	平成24年4月
局名		長岡 寛介	期	

# 施策 I-6 アフリカ地域外交

### 施策名 アフリカ地域外交 施策の 1 TICADプロセス及び多国間枠組みを通じたアフリカ開発の推進 (1) TICADIVで打ち出した「横浜行動計画」(成長の加速化, MDGs達成, 平和の定着・グッドガバナンス, 概要 環境・気候変動問題への対処等)の実施と「フォローアップ・メカニズム」を活用した進捗状況のモニタリン (2) G8プロセスをはじめとする多国間枠組みにおけるアフリカ問題への取組に対する積極的参画 (3) その時々のアフリカの状況に応じた適時・適切な支援の実施 日・アフリカ間の相互交流及び我が国の対アフリカ政策に関する広報の推進 (1) 各種招へい、交流事業等を通じた様々なレベル・分野での人物交流の促進 (2) 我が国政府高官や民間企業関係者等のアフリカ訪問の積極的な実施(TICADプロセス等の機会を捉えた 政務の積極的なアフリカ訪問及び貿易投資促進官民合同ミッション等の実施) (3) アフリカン・フェスタ等のアフリカ関連イベント,シンポジウムや要人往来の機会を捉えたメディア等 を通じた広報活動の展開 達成す アフリカ開発の促進,アフリカ地域外交を通じた国際社会での我が国のリーダーシップの強化, べき目 及びアフリカとの二国間・多国間での協力関係の強化 標 TICADプロセス及び多国間枠組みを通じたアフリカ開発の推進 (1) TICADプロセス及び多国間枠組みを通じ、アフリカ諸国の開発を推進すること、及び平和と安定の実現の ための支援を推進すること (2) アフリカへの協力に関する関係各国等との関係を維持・強化すること 日・アフリカ間の相互交流及び我が国の対アフリカ政策に関する広報の推進 アフリカ諸国の対日友好・協力姿勢を確保すること、及び日本国内でのアフリカへの関心を喚起すること 施策の 23年度 21年度 22年度 予算 額・執 95, 633 87,620 69, 170 63,659 当初予算(a) 予算の 0 0 0 補正予算(b) 行額等 状況 0 0 繰越し等(c) (千円) 合計(a+b+ 95.633 87.620 執行額(千円、d) 52. 133 65.846 TICADプロセス及び多国間枠組みを通じたアフリカ開発の推進 施策に 関係す ・第66回国連総会一般討論演説(平成23年9月23日) る内閣 「そのため、「ミレニアム開発目標」については、保健・教育分野への貢献を引き続き重点的に行います。ま た、2013年に「第5回アフリカ開発会議」を開催し、アフリカの発展に貢献致します。また、気候変動分野で の重要 は、途上国支援につき、来年までのコミットメントを履行し、2013年以降も継続的に支援します。」 ・第180回国会外交演説(平成24年 1 月24日) 政策 (施政 「人間の安全保障の実現が課題となっているアフリカにおいて、開発支援と貿易投資の拡大、平和と安定への 方針演 貢献,グローバルな課題への対応を三本柱とする外交を着実に展開します。また,来年,横浜で第五回アフリ 説等の うち主 なも カ開発会議(TICAD V)を開催します。」 တ) 日・アフリカ間の相互交流及び我が国の対アフリカ政策に関する広報の推進 特になし。

施策に関する	アフリカ地域	外交
関する 評価結 果	目標の達成状 況	「目標の達成に向けて相当な進展があった。」

果	沈		・日保の足及に同いて相当な足及がのうた。」							
施策に	1 T	ICADプロ	セス及び多国間枠組みを違	通じたアフ	リカ開発の	の推進				
関する 評価結	目標 <i>0</i> 況	D達成状	「目標の達成に向けて相談	当た准屈が	あった					
果					- CO					
測定指			リカ民間直接投資残高 直,億ドル)	基準値 平成14-	平成15-	平成16-	実績値 平成17-	平成18-	平成19-	目標値 平成20-24
標	( )	(ひか・千十名庫、応じル)			19年	20年	21年	22年	23年	午成20-24 年
	<del></del>				23	33	42	52	62	34
		年度ごとの目標値 (2)「横浜行動計画」の実施状況,			ローアップ	プ・メカ			_	
		ニズム」の運営状況					年度ごと	の目標		
	44.14	「横浜行動計画」(平成20年~24年)の履行 (TICADIVで採択された「横浜行動計画」は、「横 <u>集進</u> ― 浜宣言」を踏まえ、TICADプロセスの下でアフリカの				、「横				
	基準	_	成員音] を踏また、110Aに  成長と発展を支援するたる  もの。)							
			「横浜行動計画」につい次進捗報告書の通り、引きた。同計画の目標の内、のDAの倍増については、ODAの倍増については、ODAのを達成している。因の数を達成している。因	き続き順調 平成24年ま DA実績が平 の約18億ド	な進捗がる での対ア 成22年に ルを上回	みられ フリカ は, 20.5 り, この				DA倍増,民 誠実に実施
	施策 の進 捗状 況 (実 績)  23年度  公約を達成している。因みに平成20年からの年間総 (平成20年~平成23年)の平均値(約18.1億ドル) も同目標を上回った。また、対アフリカ民間投資の付 増支援については、平成22年までの5か年の平均値 52億ドルとなり、現時点で目標である平成20年-24年 の5か年の平均値34億ドルを上回っている。					ドル)で 投資の倍 平均値が				
		24年度					同上			
		25年度					_			
		26年度 27年度					_			
	日堙	24年度	TICADIVの公約である平			リカODA				
			倍増、民間投資倍増支援等 リカ協力における他の諸国				左座ごに	<b>Д</b>		
		メリアン		参加、第三国との対アフリカ			年度ごとの目標			
	基準	_	政策協議の実施			-				
			5月に開催されたドーでリカ共同宣言を策定。同じわらず同月に第3回TICALをダカールで開催したこの	宣言で, 我)閣僚級ファ とが歓迎さ	が国が震ジャローアッ れた。	災にも関 プ会合	極的に行		ミットの作	
	施の捗況	23年度	この他、APF(アフリカラム)やアフリカ・クリデナーとの協議に積極的I関する日中・日韓・日米カに関する日中韓政策協議(局長経政策協議(局長級)、ア(局長級)を実施した。	アリング・ こ参画した 政策協議 ( 局長級) 級) , アフ	ハウス会で ほか, ア 局長級), アフリア リカに関	合等,他フリアファック ファイン ファイン ファイン ファイン ファイン ファイン ファイン かいまれる かいまい かいまい かいまい かいまい しゅうしゅう かいまい かいしゅう しゅうしゅう しゅう				
(実績) 24年度						合, TICA 準備会合 ーとの協 に行う。	D高級実務 ,G8サミ 議等を通し	者会合,「 ミット(米 シ,政策協	- アップ会 ICAD閣僚級 ),他ドナ 議を積極的	
		25年度								英),他ド 議を積極的

目標	26年度 27年度 -	他ドナーとの協議を通じ政策協議を積極的に行う。 G8サミットの他国際的なフォーラムに積極的に参加 する。	国際的なフォーラムへの参加や第三国との政策協議を引き続き積極的に行う。
(4)	その時々	々の状況に応じた支援の実施	年度ごとの目標
基準	_	アフリカ諸国からの支援ニーズに対する迅速な対応	
施の捗況(績策進状)実)	23年度	TICAD IV及びそのフォローアップにおいて打ち出したインフラ、MDGs、気候変動に関する支援等種々の施策について着実に実施した。アフリカの平和と安定に対する貢献については、PKO(国連平和維持活動)訓練センター支援に加え、平成23年に過去60年間で最悪の干ばつによる食糧危機が発生したアフリカの角への支援や23年度中に大統領選挙等を実施した国に対し、資金協力や監視団派遣等、時宜に応じた支援を行った。また、平成23年7月に独立した南スーダンに関しては、UNMISS(国連南スーダン共和国ミッション)に自衛隊を派遣し、インフラ分野で南スーダンの国造りに貢献した。	TICADフォローアップやアフリカの平和と安定のための支援等アフリカからの支援ニーズに引き続き迅速に対応する。
	24年度		アフリカからの支援ニーズに引き続き 迅速に対応する。
	25年度		同上
	26年度		同上
	27年度		同上
目標	_	アフリカからの支援ニーズに引き続き迅速に対応する。	

# 施策に 関する 評価結 果

する総括

# 評価結果に関 【総括】

アフリカにおける貧困削減や経済社会開発,平和と安定等は国際社会全体の課題であり,我が国も国際社会の責任ある一員としてアフリカ開発を支援していく必要がある。また,約10億人の人口を擁するアフリカは、豊富な天然資源を背景に、近年好調な経済成長を達成するなど、潜在的成長可能性が高い地域であり、我が国がアフリカの成長を後押しし、官民連携を推進しつつ貿易・投資を拡大していくことは、我が国自身の経済発展にも資する。これに加えて、アフリカは国連加盟国の4分の1以上を占める54か国を擁しており、アフリカ諸国との関係を強化し、信頼と支持を得ることは、我が国が国際社会の平和と安定のためより積極的な役割を果たしていく上で極めて重要である。

上記測定指標及び以下のとおり、TICADプロセス及び多国間枠組みを通じたアフリカ開発の推進に向け、施策を効果的に実施し、大きな成果が得られた。

- (1)「横浜行動計画」については、いずれの分野においても、順調に実施されてきている。 平成24年までの対アフリカODAの倍増については、ODA実績が平成22年には、20.5億ドルに達 し、倍増目標の約18億ドルを上回り、この公約を達成している。因みに平成20年からの年間総 額(平成20年~平成23年)の平均値(約18.1億ドル)でも同目標を上回った。また、対アフリ カ民間投資の倍増支援については、平成21年までの5か年の平均値は52億ドルとなり、現時点 では目標の34億ドルを上回っている。今般の大震災を乗り越えて、これまで同様、国際社会の 平和と安定のため積極的役割を果たしていく旨アフリカ諸国にコミットした。
- (2) G8ドーヴィル・サミットを始めとする様々な国際的フォーラムに積極的に参画し、国際社会と協調したアフリカ開発及びアフリカの平和・安定に向けた取組の重要性を強調した。さらに、G8各国や中・韓との三国間政策協議やインドとの政策協議を実施し、対アフリカ協力の方向性について議論した。
- (3) アフリカの角における干ばつ向けの緊急支援を迅速に実施したほか、民主化プロセスにおける、アフリカ諸国からの支援ニーズに対し迅速な対応を行った。

また、限られた予算や人的資源を以下の取組等により効率的に活用した。

アフリカ開発の関係者は、54のアフリカ諸国、開発パートナー(ドナー国、地域・国際機関等)、NGO等多岐にわたるが、こうした多数の関係者を包含するTICADプロセスを通じ、アフリカ開発にかかる議論を効率的に行い、支援策を維持・強化できた。

カ開発にかかる議論を効率的に行い、支援策を維持・強化できた。 さらにTICADのフォローアップ・プロセスにおいては、在京アフリカ外交団及び共催者との協 議の定期的開催により、アフリカの声、開発パートナーの声を効果的かつ効率的に反映することができた。

# 【課題】

- 1 多国間枠組みにおける議論と取組に引き続き積極的に参画し、MDGs達成へ向けた国際社会による対応を促すとともに、南北スーダンの関係改善やソマリアにおける平和構築支援等、具体的な取組を進めていく必要がある。
- 2 下記の分野等につき、一層の取組を進める必要がある。
- (1) 社会的・政治的安定に基づくアフリカの活力ある包括的かつ持続可能な経済成長の支援。
- (2) 飢餓や疾病への取組強化、MDGsの達成に向けた一層の努力、
- (3) 気候変動に関連するアフリカ支援の強化、グリーン成長戦略に関するアフリカとの協力の促進等

# 【今後の方針】

TICADフォローアップ・メカニズムを効果的に運用し、平成25年6月に予定されているTICAD Vに向け、一層積極的にアフリカ開発支援を推進していく。

TICADIV及びG8サミット等において表明した我が国の対アフリカ支援の方向性を着実に具体化しつつ、今後の多国間枠組みでの取組に浸透させるべく、G8プロセス等を通じて然るべくフォローアップを行う。同時に、新興援助国との対話を引き続き実施していく。

施策に	2 日・アフリカ間の相互交流及び我が国の対アフリカ政策に関する広報の推進										
関する 評価結 果	目標 <i>0</i> 況	D達成状	「目標の達成に向けて相談	当な進展が	あった。」						
測定指	(1)	アフリ	カン・フェスタ入場者数	基準値						目標値	
標				22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	_	
				21万人	21万人	==	=-		<u></u>	_	
	年度こ	ごとの目	票値		基準値と 同程度	问左	同左	同左	同左		
	(1)	日・ア	フリカ間の人物交流の実施	<u> </u>			年度ごとの目標				
	基準	22年度	岡田外務大臣(当時)が 訪問したほか、副大臣・記 訪問した。アフリカから ナ及びジブチの大統領ほか 国民議会議長が訪日した。	政務官レベ は,ガーナ か, 3 か国	ルがのべ! , ガボン,	5 か国を ボツワ					
	の 排況 (績)	23年度	第3回TICAD閣僚級フォ 松本外務大臣(当時)が 務副大臣が6か国、外務力 計国を訪問した。 アフリカからは、トーコカ、ルワンダ、コンゴ共和 及びエチオピアの6か国7 から国民議会議長が訪日	セネガルを 大臣	訪問した! が 6 か国の ほか, 南フ ゴ, モー	まか, 外 のアフリ アフリ リタニア	ルな課題への対応を軸とした対アフリカ 外交の促進に資する活発な要人往来を 施する。				
		24年度					同上				
		25年度					同上				
		26年度					同上				
		27年度					同上				
	目標		①アフリカにおける平和。 貿易投資の拡大③グロール た対アフリカ外交の促進し 施する。	バルな課題	への対応る	を軸とし					
	(2)	日本国	内でのアフリカへの関心度		年度ごと	の目標					
	基準	_	広報活動の実施								
	施の捗況	23年度	アフリカ及び国内から関係者、有識者を講師と 資促進フォーラム」を開作のき国内の関心を喚起 につき国内の関心を喚起や歴史等を国民に幅広く経 進することを目的に毎年間フェスタ」を平成23年11 の観客が訪れた。	して迎え「 催し、アフ した。また 紹介し、対 開催してい	アフリカ! リカでの! アフリカ! アフリカ! る「アフリカ!	貿易・投 ごが か が が が が が と が と に し り の と を り の と の り の を り の と り り し り し し し し し し し し し し し し し し し	ム」や「	リカ貿易・ アフリカン 続き活発が	・フェス	タ」を通	
		24年度					活動を実		を通じ引き	き続き広報	
		25年度					同上				
		26年度					同上				
	目標	27年度	引き続き活発な広報活動	動え宝歩士	- Z		同上				
施策に		生里に関	うさ続き活発な仏報活動  【総括】	助を夫他9	ক .						
関評無	評価結果に関する総括		はの大きなでは、 を持ている。 を持ている。 ででは、 でででででででででででででででででででででででででででででででで	カな対め対従を おンこの算をレア、アっよ TIけポは関や得ベフ我フてり CAOジ本心人るルリがリ、高 IV主ウ件を的こにカ国カ日い 要ム「喚投	と留外に政本水 フ行のア起入はま交対策国準 オ事開フす資 の催りる源でのでいるができます。 ア機等力になる ア機等力になる ア機等力になる ア機等力になる アール・アール という アール・アール・アール・アール・アール・アール・アール・アール・アール・アール・	こハハ仔しおき、ツ会を者と効重るで感進い上、プを通国」率要。はとめてげ、・捉じのと的でアも信でア・デス・対のに、対のに、対のに、が、、対のに、が、できまった東して終した。	57 5 5 7 5 5 7 5 5 7 5 5 7 5 5 7 5 7 5	理協史いは状くの人活力の種的力やく、にこれを主動姿達招な関文必我関との未を勢成へいる。本を勢成へいるでは、いいのでは、いいでは、いい	継をが国ると、ア進開権向やも維社あ国正要、フめす保け交あ持会る民確で、リるるすて流り・に。とこる相事に深て、よ理る、かとこる出事業	I・ピル ると アさて 政を 合にで、進組 フせも 策促 閣ア びが合 リてア へし 僚ア びが合	

国内での日本に関する広報を効率的に実施することができた。

# 【課題】

アフリカ諸国との対日友好・協力関係を増進し、日本国内でのアフリカへの関心を一層喚起 していく必要がある。

## 【今後の方針】

我が国の対アフリカ外交政策への国民の理解と支持を得るために、広報のタイミングやツー ル等に更に意を用いていく。同様に日・アフリカ間の頻繁な要人往来に裏付けられた良好な関 係の維持・増進に努めると共に、国際会議の場及び外国メディア等を利用した対外広報を積極 的に実施していく。

# 学識経 験を有する者 の知見 の活用

(外務省政策評価アドバイザリー・グループ・メンバーの所見)

〇おおむね妥当。達成すべき目標として掲げた「アフリカ地域外交を通じた国際社会での我が国のリーダー シップ強化」について評価があるとよい。

OTICADの枠組みは日本にとって貴重な資産であるので、過去の実績を踏まえつつ改善し、アフリカ地域での日 本のプレゼンスを高めるべきである。また.人的・文化交流をより一層強める努力がなされるべきである。

○測定指標のうち、基準の記述が不ぞろいであり、また、年度ごとの目標との関係で適切でないと思料される ものがある。たとえば、I-6-2(2)の基準「広報活動の実施」は基準にはなっていない。

〇わが国の行為に関する指標や記述は見られるが、これらに対する相手国の評価についての記述が見られな これらに伴いどのような効果が見込まれるのか,またどのように評価されているのか。

「各種招へい、交流事業等」については、参加者数もモニターすれば更に望ましい。参加者のこれら催しに 対する評価についてモニターが行われれば一層望ましい。また「要人の往訪、往来」がどのような成果をもた らしているのか, 最終成果の把握は困難だとしても, 相手国での報道状況や交流の内容 (e.g. 訪問企業数, 市 民との交流機会数)のような中間成果については測定可能ではないか。

評価の神髄がcheck→actionにあることに鑑みれば、評価を通じ改善点を見つけるという点での指標の活用が 望まれる。

### 政策評 TICADプロセス及び多国間枠組みを通じたアフリカ開発の推進

# 価を行

TICADIVの概要 う過程

TICADフォローアップ・メカニズム(年次進捗報告書2010年版, TICAD閣僚級フォローアップ会合等)

第66回国連総会一般討論演説 第180回国会外交演説

におい て使用

した資 他の情

報

平成23年版及び平成24年版外交青書

料その

- G8ドーヴィル・サミット首脳宣言、共同声明の関連部分 第3回TICAD閣僚級フォローアップ会合(概要)(外務省プレスリリース)
- 「アフリカの角」への人道支援に関する閣僚レベル・ミニ・サミット(概要)
- 第4回アフリカに関する日中韓政策協議(概要)(外務省プレスリリース)
- 英国主催ソマリア首脳級会合について(概要)
- スーダン~多様性に満ちた国(外務省ホームページ「わかる!国際情勢」)

# 2 日・アフリカ間の相互交流及び我が国の対アフリカ政策に関する広報の推進

- · 第3回TICAD閣僚級フォローアップ会合(概要)(外務省プレスリリース)
- ・菊田外務大臣政務官のモーリタニア、セネガル及びマリ訪問について(概要)
- 松本剛明外務副大臣のジブチ出張(概要)
- ・ 松本外務副大臣のエチオピア訪問・AU閣僚執行理事会出席 (概要)
- 日・アンゴラ外相会談(外務省プレスリリース)
- ・ 松本外務大臣のワッド・セネガル大統領表敬
- 日・セネガル外相会談
- ヌコアナ=マシャバネ・南アフリカ共和国国際関係・協力大臣の来日(外務省プレスリリース)
- ニャシンベ・トーゴ共和国大統領の来日(結果概要)
- 髙橋外務副大臣の赤道ギニア訪問・AU閣僚執行理事会出席(概要)
- 菊田外務大臣政務官の南スーダン及びスーダン(北スーダン)訪問(概要)
- アフリカ貿易・投資促進官民合同ミッション(概要)
- ハマディ・モーリタニア外務大臣の来日(概要)
- 日・エチオピア外相会談(外務省プレスリリース)
- アフリカ貿易・投資促進フォーラム (概要)
- アフリカ貿易・投資促進フォーラム加藤政務官挨拶
- アフリカン・フェスタ2011 (概要) (外務省プレスリリース)
- 加藤敏幸外務大臣政務官の南部アフリカ諸国訪問(概要)
- ・山根外務副大臣のエチオピア訪問・AU閣僚執行理事会出席(概要)
- 平成23年版及び平成24年版外交青書

担当部	アフリカ審議官組織	作成責任者名	アフリカ第一課長	政策評価実施時期	平成24年4月
局名			赤松 武		

# 基本目標Ⅱ 分野別外交

# 施策Ⅱ-1 国際の平和と安定に対する取組

### 施策名 国際の平和と安定に対する取組

# 施策の

概要

# 1 中長期的かつ総合的な外交政策の企画立案と対外発信

- (1) 委託調査,会合の実施等を通じた外部有識者及びシンクタンクと連携を強化する。
- (2) 中長期的・戦略的外交政策の対外発信を行う。

# 日本の安全保障に係る基本的な外交政策

アジア太平洋地域の平和と安定を確保するため、ASEAN地域フォーラム(ARF)を活用する。また、二国間対 話の実施や民間レベル(トラック2)の枠組みへの参加など,安全保障分野における協力関係を進展させるよ

日本国民の生命及び財産の保護、海上輸送の安全確保のために、ソマリア沖・アデン湾海賊問題に対する取 組を行う。

# 3 国際平和協力の拡充、環境の整備

国際社会の平和と安定に向け、自衛隊、警察等と連携しつつ、国連PKO等への派遣を始めとする国際平和協力 の推進・拡充を図るとともに、国連を始めとする国際社会の取組・議論に積極的に貢献を行う。

国際平和協力分野の人材の裾野を拡充するため、平和構築人材育成事業の実施を始め、国内基盤の整備・強 化を実施する。

# 国際テロ対策協力及び国際組織犯罪への取組

多様化・複雑化する国際テロ及び国際組織犯罪の防止のために、国際社会の一致した継続的取組が重要であ ることから、我が国は①国内対策の強化、②幅広い国際協力の推進、③途上国の対処能力向上支援、を基本方 針に掲げている。具体的には、二国間に加え、国連、G8等の多国間枠組みも利用し、国際テロ及び国際組織 犯罪に対処するための国際的な法的枠組みの強化や、途上国の国際テロ及び国際組織犯罪分野への対処能力向 上支援等に取り組む。

国連を始めとする国際機関における我が国の地位向上、望ましい国連の実現 安保理改革及びその他の国連改革の議論を推進させる。これらの改革に関する我が国の立場・考え方に対す る理解を促進し、支持の拡大を図る。同時に、これらの改革推進のための国内体制の強化、広報を通じた理解の 促進及び人材育成を図る。国連等国際機関において、邦人職員の数の増加と質的向上を目指し、必要な措置を とる。

# 国際社会における人権・民主主義の保護・促進のための国際協力の推進

- (1) 国連の各種人権フォーラム(国連総会第3委員会,人権理事会等)における議論への積極的参加や関係 機関への拠出、人権対話等を通じた人権・民主主義の保護・促進に向けた取組を行う。
- (2) 社会的弱者(児童、女性及び障害者等)の権利の保護・促進を目的とした国際協力に積極的に参加す る。
- (3)主要人権条約を履行する。
- (4) 第三国定住による難民の受入れ、難民認定申請者及び難民に対する支援の実施及び右に係る関係省庁、 国連難民高等弁務官(UNHCR), 国際移住機関(IOM), NGO等との連携を進める。

# 軍備管理・軍縮・不拡散への取組

北朝鮮やイラン等の核問題に直面する中で、我が国及び国際社会の平和と安全を確保していくためには、軍 縮・不拡散体制の維持・強化が重要である。その重要性にかんがみ,我が国は,(1)核兵器については,核 兵器不拡散条約 (NPT) 体制の強化 (2015年NPT運用検討会議に係る取組), 国連総会での核軍縮決議の提出・ 採択,包括的核実験禁止条約(CTBT)の早期発効に向けた働きかけ,国際原子力機関(IAEA)の保障措置の強 化等、核軍縮・不拡散に向けた取組を積極的に行う。(2)生物・化学兵器については、生物兵器禁止条約 (BWC)及び化学兵器禁止条約(CWC)の普遍化,国内実施の強化等を含む国際レジームのための取組に貢献す る。(3)通常兵器については、武器の取引や使用等を規制する国際的な枠組みの普遍化・強化への貢献・実 施のほか、対人地雷・クラスター弾等の不発弾・小型武器等に関する被害国への支援を国際的な枠組みと協調 しつつ行う。(4)大量破壊兵器(WMD)等の不拡散については、関連国連安保理決議を着実に履行するととも に、国際輸出管理レジームの強化に向けた取組、拡散に対する安全保障構想 (PSI) への貢献、セミナー等の開 催によるアジア地域を中心とした働きかけ等を実施する。

# 原子力の平和的利用のための国際協力の推進

東京電力福島第一原子力発電所の事故に関する各国への正確な情報提供や各国からの支援を調整する。右事 故を受けて開催された原子力安全を中心課題とする一連の国際会議に対応する。同事故の収束に向けたIAEAを はじめとする国際機関からのミッション受入れの調整を行う。国際的な原子力安全及び核セキュリティ強化の ための各国及び国際機関との協力を推進する。

# 9 科学技術に係る国際協力の推進

我が国の優れた科学技術を外交に活用し、我が国と世界の科学技術の発展に貢献する「科学技術外交」,「宇宙外交」を推進する。具体的には、科学技術協力協定下の二国間対話等を通じた二国間科学技術協力や、宇宙、核融合、大量破壊兵器の不拡散、地球規模課題への対応などの分野における二国間・多国間科学技術協力を実施する。

# 達成す べき目 標

# 国際の平和と安定に寄与し、我が国の安全と繁栄の確保に資すること

1 中長期的かつ総合的な外交政策の企画立案と対外発信

有識者との意見交換及び研究の成果を取り込みつつ、中長期的な外交政策を立案すること

2 日本の安全保障に係る基本的な外交政策

アジア太平洋地域の平和と安定を確保すること及び海上の安全を確保すること

3 国際平和協力の拡充、環境の整備

国際社会の平和と安定に向けて我が国の国際平和協力を推進・拡充するとともに、国際社会の取組・議論に 積極的な貢献を行うこと、及びそれを実現するための国内基盤を整備・強化すること

4 国際テロ対策協力及び国際組織犯罪への取組

国際テロ対策に貢献すること、国境を越える組織犯罪への対処のための国際的な連携・協力を強化すること

5 国連を始めとする国際機関における我が国の地位向上、望ましい国連の実現

国連において我が国の地位を向上させるとともに、国際機関においてより多くの邦人職員の意思決定プロセスへの参画を促進すること、これを通じ我が国の国益と国際社会共通の利益に資する望ましい国連の実現に貢献すること

6 国際社会における人権・民主主義の保護・促進のための国際協力の推進

国際社会における人権・民主主義を保護し、促進すること

7 軍備管理・軍縮・不拡散への取組

大量破壊兵器,ミサイル及び通常兵器への取組を通じ,我が国及び国際社会全体の平和と安全を確保するこ と

8 原子力の平和的利用のための国際協力の推進

IAEA等の国際機関及び関係国間との共同取組を通じ、原子力安全・核セキュリティを強化するとともに原子力の平和的利用を確保し推進すること

9 科学技術に係る国際協力の推進

我が国及び国際社会の科学技術を発展させること

施策の	×	分	21年度	22年度	23年度	24年度
予算	マ笠の	当初予算(a)	1, 690, 547	1, 901, 686	1, 785, 313	1, 712, 540
額・執	予算の 状況	補正予算(b)	0	△9, 037	△89, 836	-
行額等	(千円)	繰越し等(c)	0	△2, 203		
	(111)	合計 (a+b+	1, 690, 574	1, 890, 446		
	執行額(	千円、d)	1, 616, 627	1, 763, 963		

施策に 関係す る内閣

の重要

(施政

方針演

説等の

うち主

なも

**の**)

政策

1 中長期的かつ総合的な外交政策の企画立案と対外発信

特になし。

2 日本の安全保障に係る基本的な外交政策

•第177回国会外交演説(平成23年1月24日)

「我が国はアジア太平洋地域において,米国やアジア諸国と協力・連携しながら積極的に外交を展開し,地域の平和と繁栄に貢献します。」

「3月には,地域の災害対応能力の向上のため,ASEAN地域フォーラム(ARF)災害救援実動演習を共催します。」

「海洋国家である我が国にとって,海上航行の安全確保は重要な課題です。自衛隊等による海賊対処行動やソマリア周辺国の海上保安能力向上に向けた支援を継続します。」

•第177回国会施政方針演説(平成23年1月24日)

「ASEAN、豪州、インド等とも関係を深め、開かれたネットワークを発展させていきます。」

# 3 国際平和協力の拡充、環境の整備

・第65回国連総会における菅総理一般討論演説(平成22年9月24日)

「本年初め、未曾有の被害に見舞われたハイチにおいて、日本は現地の国連PKOに自衛隊施設部隊を派遣しています。」「東ティモールについては、先般、国連PKOへの軍事連絡要員の派遣を決定したところです。日本は、今後も、国連PKOや災害救援活動に積極的に参加します。」

・平成23年度以降に係る防衛計画の大綱(平成22年12月17日閣議決定)

「我が国は、国連平和維持活動や、人道支援・災害救援、海賊対処等の非伝統的安全保障問題への対応を始め、国際的な安全保障環境を改善するために国際社会が協力して行う活動により積極的に取り組む。」

・ 菅総理による外交に関する講演「歴史の分水嶺に立つ日本外交」(平成23年1月20日)

「民主党政権になって、国連PKOに対しても、そのルールの中で許されたものについては積極的に対応していきたいと考え、従来50人程度であった派遣人員も現在は380人を超える派遣の状況になっております。今後も開発援助等に加え、国連平和活動、さらにはソマリア沖を含めた海賊対処活動、災害救難活動などの分野で、我が国にふさわしい貢献を促進してまいりたいと思います。」

・第177回国会所信表明演説(平成23年1月24日)

「PKOを含む平和維持・平和構築にも、各国と連携して取り組みます。」

・第66回国連総会における野田総理一般討論演説(平成23年9月23日)

「国連の「南スーダン共和国ミッション」に対しては、日本の得意分野で是非とも貢献したいと考えます。」

• 第180回国会施政方針演説(平成24年1月24日)

「先日、南スーダンでの国連平和維持活動に、自衛隊の施設部隊を送り出しました。」

# 4 国際テロ対策協力及び国際組織犯罪への取組

・第180回国会における野田総理大臣施政方針演説(平成24年1月24日)

「テロやサイバー攻撃(中略)など、国民の生命・身体・財産を脅かす緊急事態については、常に緊張感と万全の備えを持って危機管理対応を行います。」

- 第66回国連総会における野田総理大臣一般討論演説(平成23年9月23日)

「テロの根絶と、テロの源泉の撲滅にも、一層の貢献に努めます。」

# <u> 5 国連を始めとする国際機関における我が国の地位向上, 望ましい国連の実現</u>

•第180回国会外交演説(平成24年1月24日)

「新しい国際秩序の構築に際しては、国連の強化は不可欠であり、我が国は、国連の組織改革と機能強化に取り組んできました。特に、安保理改革の実現及び日本の常任理事国入りを目指し、積極的に取り組みます。また、国連を始めとする国際機関の邦人職員の増強、中でも幹部職員の増強に力を入れてまいります。」

-第66回国連総会一般討論演説(平成23年9月23日)

「国連の役割は、これまで以上に重要になっています。こうした諸課題に対し、国連がより有効な手立てをとれるよう、日本は、国連の実効性と効率性を更に高め、その機能を強化するための支援を続けます。

国連強化のためには、安保理の改革が不可欠です。停滞している改革作業を加速させなければなりません。全ての加盟国は、「この改革が国連の信頼性に関わる問題である」との危機感を持って、改革に積極的に取り組むべきであります。日本は今会期において、志を同じくする国々とともに、改革の実現に向けた真の交渉を開始させ、具体的成果を得ることを目指します。」

# 6 国際社会における人権・民主主義の保護・促進のための国際協力の推進

•第177回国会外交演説(平成23年1月24日)

「人権人道分野においては、普遍的価値である人権及び基本的自由が、我が国は勿論、世界各国・地域で保障されることが重要であり、引き続き国連や二国間人権対話等の場を通じて働きかけていきます。また、難民問題の解決に向け、今年度より開始した第三国定住による難民受け入れを積極的に進めていきます。」

第180回国会外交演説(平成24年1月24日)

「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約」(ハーグ条約)については,昨年五月の閣議了解を受け,政府として 今国会に条約及び国内担保法案を提出することを目指します。」

# 7 軍備管理・軍縮・不拡散への取組

·第180回国会所信表明演説(平成24年1月24日)

「軍縮・不拡散、気候変動などの「人類の安全な未来」への貢献・・(中略)・・・にも努めてまいります。」

「・・・(中略)・・・テロ対策や大量破壊兵器の拡散防止,・・・(中略)・・・地域で対話を深めていくべきテーマには事欠きません。」

「今後の北朝鮮の動向については、・・・(中略)・・・核やミサイルを含めた課題の包括的な解決を図るため、昨年末以来の情勢変化を冷静に見極め、関係各国と緊密に連携して対処します。」

- 第180回国会外交演説(平成24年1月24日)

「核軍縮・不拡散分野では、2010年核兵器不拡散条約(NPT)運用検討会議で採択された行動計画の着実な実施にを促進するとともに、日豪両国が主導してきた「軍縮・不拡散イニシアティブ(NPDI)」を推し進め、核リスクの低減を通じた「核兵器のない世界」の実現に向けて国際社会の議論を主導します。不拡散の分野では、日本は特に北朝鮮とイランの核問題の現状に、深刻な懸念を有しています。・・・(中略)・・・この問題の解決に当たっては、効果的な制裁及び原油価格の安定の必要性に留意し、国際社会と連携しつつ我が国としても能動的に役割を果たしていきます。」

・民主党マニフェスト2010

「「核兵器のない世界」を実現するため,核兵器数の削減,核関連条約の早期実現,大量破壊兵器の不拡散に取り組むとともに,北東アジア地域の非核化をめざします。」

# 8 原子力の平和的利用のための国際協力の推進

•第180回国会外交演説(平成24年1月24日)

「原子力安全については、東京電力福島第一原子力発電所事故を踏まえ、事故の徹底検証から得られる知見と教訓を国際社会と共有し、国際的な原子力安全の向上に貢献していくことは我が国が果たすべき責務と考えます。その一環として、今年後半に国際原子力機関(IAEA)との共催で、原子力安全に関するハイレベルの国際会議を日本で開催します。」

# 9 科学技術に係る国際協力の推進

- ・「科学技術に関する基本政策について(答申)」(平成22年12月24日)
- Ⅲ. 4. 世界と一体化した国際活動の戦略的展開
- (1)アジア共通の問題解決に向けた研究開発の推進
- (2)科学技術外交の新たな展開
- •「宇宙基本計画」(平成21年6月2日)

第2章2(3)宇宙外交の推進

第3章2(3)外交に貢献する宇宙開発利用の推進と宇宙のための外交努力

- •第178回国会所信表明演説(平成23年9月13日)
- 「宇宙空間の開発・利用の戦略的な推進体制の構築など、新しい日本のフロンティアを開拓するための方策を検討していきます。」
- •第180回国会所信表明演説(平成24年1月24日)

「無限の可能性を持つ「宇宙」は、政府を挙げて取り組んでいく人類全体のフロンティアです。産官学の英知を結集して、 挑戦を担う「人づくり」への投資を強化するとともに、こうした内外のフロンティアを「夢」から「現実」に変え、日本再生の原 動力とするための方策を国家ビジョンとして示します。」 施策に 関する 評価結 果

# 国際の平和と安定に対する取組

目標の達成状 況

「目標の達成に向けて進展があった。」

施策に 関する	1 中長期的かつ総合的な外交政策の企画立案と対外発信										
評価結 果	目標の記 況	達成状	┃  「目標の達成に向けて進展フ 	があった。」	J						
測定指		重要な国	際的課題に関する調査・	基準値			実績値			目標値	
標	研究	明明金木	・ 研究事業費等補助金によ	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	_	
	る報告		[明九尹未貝守悟切立によ	420	640					_	
		<u>と</u> の目標	峰值		基準値と 同程度	同左	同左	同左	同左		
			委託,研究会	基準値			実績値			目標値	
		成果とし	,て作成・配布された報告	22年度	23年度	24年度	25度	26年度	27年度	_	
	書の数			210	200					_	
	年度ご	との目標	<b>握値</b>		基準値と 同程度	同左	同左	同左	同左		
			の発行部数	基準値			実績値			目標値	
	(上段)	ま日本語	語版、下段は英語版)	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	_	
				7, 000	7, 000					_	
				5, 000	5, 000					_	
	年度ご	との目標	<b>軽値</b>		基準値と 同程度	同左	同左	同左	同左		
	(4) 強化	委託調査	E, 会合の実施による外部有i	哉者及びシン	及びシンクタンクとの連携			年度ごとの目標			
	基準	_	外部有識者及びシンクタン	ンクとの連携							
	施策の 進 洗 後 洗 後 浅 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	23年度	その時々の重要な国際的課題に関する調査研究・政策提言事業への補助や委託、研究会の実施などを通じて、国内外の有識者・研究機関との有機的かつ積極的な連携が図られた。 各国の大統領・首相経験者等がグローバルな課題につき議論し政策提言することを目的とする会合(元老会議、通称「OBサミット」)が、23年度にはケベックシティで総会を開催し、水資源を巡る危機や、大量破壊兵器に関する声明を提出した。					究・政策提言事業への補助等を通 じて有益な情報を収集し、外交政 策の企画立案に役立てる。			
		24年度					同上				
		25年度					同上				
		26年度					同上				
		27年度					同上				
	目標	_	中長期的・戦略的外交政策	策の企画立案を強化する							
	(5)	中長期的	]・戦略的外交政策の対外発(	信の強化			年度ごとの目標				
	基準	_	中長期的・戦略的外交政策	策の対外発信	の実施						
	施策の 洗渉 洗漬 ( 減)		23年度当初には、平成22年 る外交青書を発刊し、幅広り、日本の外交 た。 大臣等による発信効果のできた。特に外務大臣中期的な計画に基づく戦略的本の豊かさはアジア太平洋の180回国会における玄葉外務日)、(「我が国のグロールキャスト・ディプロマシー」拡大~(2月28日)等)。	く 国 民 民 民 民 民 民 に の の な と も に い を に い の を に い の を に い の を に い が と に い が に に い が に に い が に に い に に い に に い に に い に に い に い に い に に い に に い に に い に に い に に い に に い に に い に に に に に に に に に に に に に	広報するこの の作成を補 一チ電いた 12月14日) 寅説」(1月 の取組~	とに 生に が せない に ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( (	交青書の 強化する	発刊等に	対策スピー こより対外		
		24年度					同上				

	l	25年度		同上
		26年度		同上
		27年度		同上
	目標	_	中長期的・戦略的外交政策の対外発信を強化する。	
施関評果	評価 (語) (語) (語) (語) (語) (語) (語) (語) (語) (語)		【総括】 我が国を取り巻く国際環境の変動に伴い、国際社会の体的で、我が国を取り巻く国際環境の変動に伴い、国際社会の体的でで、我が国が自らのどまなの政策企画機能のの政策でした。このため、我が国外交の政策でした。このため、我が国外交の政策でした。の成果もなる。このため、我は国内外からのでは、中央では、対して、おいる。とが必要ととが必要とない。 一定を政策を立る。とおり、日標達成には、外ので政策を立て、が必要とおの自標をでは、外ので、大の政策を立て、がの者が、対し、大の政策を対し、がの者が、大の政策がある。と対のでは、よるるでは、よるのでは、よいのででは、よいのでは、大がの発信のでは、よいのででは、大がの対策を対し、大のでは、大の政策がある。と対の、大の政策を対し、大の政策を対し、大の政策を対し、大の政策を対し、大の政策を対し、大の政策を対し、大の政策を対し、大の政策を対し、大の政策を対し、大の政策を対し、大の政策を対し、大の政策を対し、大の政策を対し、大の政策を対し、大の政策を対し、大の政策を対し、大の政策を対し、大の方針、大の方針、大の方針、大の方針、大の方針、大の方針、大の方の方の方の方の方の方の方の方の方の方の方の方の方の方の方の方の方の方の方	な化総と 研り要研青極た以入 有育る と者案外 た・そタのシ達得 との の で と 要 明 に る 前 の で に る 前 の で に る 前 の で に る 前 で と で で で で で で で で で で で で で で で で で

施策に							
関する 評価結 果	目標の達成状  況		「目標の達成に向けて進展があった。」				
測定指	(1)	RFや各E	国との安保対話を通じた地域安全保障の促進	年度ごとの目標			
標	基準	_	ARFや各国との安保対話を通じた地域安全保障の促進				
	施進況績	23年度	ARFでは、これまでの会合を通じ、参加国自身を当事者とする問題(南シナ海情勢、朝鮮半島情勢、ミャンマー問題等)を含め率直な意見交換を行う慣行が生まれつつあるとともに、具体的な信頼醸成措置(年次安保概観の提出するともに、具体的な信頼醸されている。また、我が国は、1月までの関連会合等に参加している。また、我が国はてアリードの関連会会期間会合(ISM)の共同議長国をつとめアムには信頼醸成に関する優先分野のリード国としての取りをもにつとめている。3月には、リードコとしての取りともにつとするために国際ワードのよりにおける信頼醸成措置」を東京にて開催した。さらに、日仏、日豪等の二国間の安全保障(海上安保を含む)について率直な意見交換を行った。	第18回ARF閣僚会合を成功裏に実施し、また、ARF対テロ会期間会合を主催する。 各国との安保対話を実施する。			
		24年度		アジア太平洋地域の平和と安全 を確保するため、ARF各種会合を通 じた協力を推進する。 各国との安保対話を実施する。			
		25年度		同上			
		26年度		同上			
		27年度		同上			
	目標		アジア地域の平和と安定を確保する。				
			沖・アデン湾における民間船舶の安全な航行の確保	年度ごとの目標			
	基準	1	ソマリア沖・アデン湾の海賊対策への的確な対処				
	施策の 状実 ()		平成21年6月に海賊対処法が成立して以来、我が国はアデン湾に護衛艦2隻とP-30 哨戒機2機を展開し、6月にはジブチに自衛隊の活動拠点を設置。海上自衛隊の護衛艦2隻は、3月末までに、累計343回の護衛活動で2467隻の商船を護衛した。加えてP-30哨戒機(2機)は、653回任務飛行を行い、警戒監視や他国艦艇への情報提供を行った。また、国際場裏においては、ソマリア沖海賊対策コンタクトグループ及びその作業部会会合に出席・議論に積極的に参加した他、第4回コンタクトグループ会合では議長国を務める等、我が国の立場が国際社会における議論に反映されるよう努めた。	海賊対処法に基づく海賊対処行動を含む多層的な海賊対策の取組を継続する。			
		24年度		同上			
		25年度		同上			
		26年度		同上			
		27年度		同上			
	目標		ソマリア沖・アデン湾における民間船舶の安全な航を確保する。				
施策に関する評価結果	評価結果に関する総括		【総括】 依然として不透明・不確実な要素が残るアジア太平洋地域には、同地域における米国の存在と関与を前提とした上で、ベル(トラック2)の枠組みを重層的に用いて同地域の安全信頼醸成を促進し、安全保障環境を向上させていくことが必ついて議論するアジア太平洋地域における数少ない政府間対種の関連会合等の開催を通じ、相互の信頼関係を高め、安全させる必要がある。	二国間及び多国間の対話や民間レ 保障環境に影響を及ぼす各国との 要である。ARFは、安全保障問題に 話の場であり、閣僚会合を始め各			

また、我が国は、海に囲まれ、かつ、主要な資源の大部分を輸入に依存するなど外国貿易の 重要度が高く、船舶航行の安全確保は日本の経済社会及び国民生活にとって極めて重要であ る。なかでも、日本関係船舶の主要航路の一つであるソマリア沖・アデン湾において昨今多発 急増している海賊は、我が国のみならず、国際社会にとっても脅威であり、日本政府としての 対応が必要となる課題と言える。

上記測定指標及び以下のとおり、「アジア太平洋地域の平和と安定を確保すること及び海上の安全を確保すること」との目標達成に向けて進展があり、施策は有効に実施された。

我が国は、第18回ARF閣僚会合を始めほぼすべてのARF関連会合等に参加した。特に、我が国は平成23年7月まで海上安全保障会期間会合(ISM)の共同議長国をつとめ、現在は信頼醸成に関する優先分野のリード国をマレーシアとともにつとめている。平成24年3月には、リード国としての取り組みの参考とするために国際ワークショップ「海上安全保障における信頼醸成措置」を東京にて開催した。また我が国は各国との間で二国間の安全保障対話を行い、率直な意見交換を行った。さらに政府間対話のみならず、安全保障に関する率直な意見交換の場として、ミュンヘン安全保障会議、アジア安全保障会議(通称:「シャングリラ・ダイアローグ」)、アジア太平洋安全保障協力会議(CSCAP)といった、民間主催の会合を始めとする、各国の安全保障や防衛分野の会議に積極的に参加することにより、アジア太平洋地域の平和と安定のための基盤となる信頼醸成の促進に努めている。

こうした我が国の具体的行動は、関係国相互の信頼関係を高め、安全保障分野における協力 関係を進展させるものであり、アジア太平洋地域の安全保障環境を周知させるとともに同地域 の平和と安定の確保という目標の達成に向けて進展があったと言える。

ソマリア沖・アデン湾の海賊対策については、海上自衛隊の護衛艦2隻は、平成24年3月末までに、累計343回の護衛活動で、2467隻の商船を護衛した。加えてP-3C哨戒機(2機)は、653回任務飛行を行い、警戒監視や他国艦艇への情報提供を行った。

我が国は、ソマリア沖海賊問題の根本的な解決に向けて、平成24年3月末までに、 周辺国の海上取締り能力向上のために、国際海事機関(IMO)の基金に対し累計1、460万ドルを拠出、また海賊の訴追支援のための国際信託基金に対し累計350万ドルを拠出した。これらの多層的な取組の結果、海洋国家として、ソマリア沖・アデン湾の海賊対策に適確に対処する(法的枠組みの整備を含む)という目標の達成に向けて進展があったと言える。

これらの施策の実施にあたり、国際社会、関係省庁、民間企業、有識者等と連携することにより、限られた予算や人的投入資源を効率的に活用した。

# 【課題】

ARFを行動指向型の組織へと変化させるべく引き続き、海上安保や災害救援といった具体的な協力を積極的に進めていく必要がある。また、ARFは「信頼醸成」の段階から「予防外交」の段階に前進していることから、今後は予防外交(具体的な行動)に本格的に取り組むための機能強化が必要である。また、各国との安全保障分野での協力関係について、更なる進展を図る必要がある。

ソマリア沖海賊対策については、国際社会がこれに取り組み、これまで一定の成果を挙げているが、海賊による攻撃の発生件数は年間約240件に達しており、またその発生海域も拡大し、依然として船舶の航行の安全に大きな脅威となっている。今後も、取組を強化していくとともに、国際社会と協力の上、同問題の根本的な解決に向けて、更なる進展を図る必要がある。

# 【今後の方針】

アジア太平洋地域の平和と安定を確保するため、ARFにおいて、優先的に取り組むべき5つの分野(テロ対策及び国境を越える問題、災害救援、不拡散及び軍縮、海上安全保障、平和維持活動)等における協力推進に向けた貢献等を適切に実施する。また、各国との安全保障対話や民間レベル(トラック2)の枠組みを通じ、安全保障分野における協力関係を進展させる。

ソマリア沖海賊対策を着実に進展させるため、我が国自衛隊による海賊対処活動の継続に必要な支援・諸外国との協力体制の構築、周辺国への海上保安能力向上支援のさらなる強化等を実施する。また、関連国際会合に積極的に出席し、我が国による貢献を周知するとともに、諸外国との連携体制を更に強化する。さらには、本問題の根本的な解決に向けて、諸外国と協力しながら、二国間及び国際機関を通じた支援や施策を効果的に実施し(国際機関への拠出も含む)、我が国として持てる力を活かし、適切に貢献する。

施策に	3 国	祭平和協	。 3力の拡充,環境の整備	
関する 評価結 果	目標の達成状 況		「目標の達成に向けて進展があった。」	
			コ協力法に基づく要員派遣・物資協力の推進、国際社会の取 極的な貢献	年度ごとの目標
	基準	22年度	4つの国連PKOへの派遣に加え、新たに1つの国連PKOに 要員を派遣し、スーダンに住民投票監視団を派遣。	
	施策の 進捗( 領)	23年度	これまで実施してきた国連兵力引き離し監視隊 (UNDOF), 国連ハイチ安定化ミッション(MINUSTAH), 国連東ティモール統合ミッション(UNMIT)への派遣に加え、国連南スーダン共和国ミッション(UNMISS)への要員派遣を実施した。また7月, 国連PKO等に対する協力の在り方について「PKOの在り方に関する懇談会」の中間取りまとめを発出し, 国際平和協力法改正の要否を含めて検討を開始した。9月には、日米共催で国連平和維持活動幹部要員訓練コースを開催した。また、国連PKO特別委員会等の国際的な議論に積極的に貢献した。	国際社会の平和と安定に向けて 我が国の国際平和協力を推進・拡 充するとともに、国際社会の取 組・議論に積極的な貢献を行う。 また、それを実現するための国内 基盤を整備・強化する。
		24年度		同上
		25年度		同上
		26年度		同上
		27年度		同上
	目標	_	国際社会の平和と安定に向けて我が国の国際平和協力を 推進・拡充するとともに、国際社会の取組・議論に積極的 な貢献を行う。またそれを実現するための国内基盤を整 備・強化する。	
	(2)	平和構築	・ 足人材育成事業の日本人修了生の就職実績	年度ごとの目標
	基準 21年度		19年度の本事業の日本人修了生(15名)は、21年度に研修終了後、国際機関(4名)、PKO・国連政治ミッション(1名)、政府機関(4名)等に就職した。	
	施策の 進捗(記 績)	20 1 12	これまで、本事業の日本人修了生の約9割は国連PKOミッション(UNMIS、国連アフガニスタン支援ミッション (UNAMA)等)や平和構築に関連する国際機関等(国連難民高等弁務官事務所(UNHCR)、国連開発計画(UNDP)等)に就職した。 21年度の日本人修了生(15名)は、23年度に研修終了後、国際機関(7名)、政府機関(4名)等に就職した。	国際平和協力分野の裾野を拡大 するため、平和構築の現場で活躍 できる人材を育成する。
		24年度		同上
		25年度		同上
		26年度		同上
		27年度		同上
	目標	_	国際平和協力分野の裾野を拡大するため、平和構築の現 場で活躍できる人材を育成する。	
施策に 関する 評価結 果	する   する総括  価結		【総括】 冷戦終結後、世界各地で紛争が多発し、平和構築への取組 国連PK0等の要員数も増大するとともに、その任務も多様化しては、国連PK0等への人的貢献等を強化することが必要不可欠 効果的、効率的な活動の実現等に向けて国際社会の取組、議が重要である。さらに、国連PK0、国際機関等における文民のめ、平和構築の現場で活躍できる文民専門家の長期的かつ安上記測定指標及び以下のとおり、「国際社会の平和と安定推進・拡充するとともに、国際社会の取組・議論に積極的なするための国内基盤を整備・強化すること」との目標達成に実施された。	ていることを踏まえ、我が国としてである。また、国連PKO等のよりはにおいて、積極的に貢献する事の役割が飛躍的に増大しているた定的な育成が急務である。 に向けて我が国の国際平和協力を貢献を行うこと、及びそれを実現

国連兵力引き離し監視隊(UNDOF), 国連ハイチ安定化ミッション(MINUSTAH), 国連東ティモール統合ミッション(UNMIT)への派遣に加え, 国連南スーダン共和国ミッション(UNMISS)への要員派遣を実施。7月には, 国連PKO等に対する協力の在り方について「PKOの在り方に関する懇談会」の中間取りまとめを発出し, 国際平和協力法改正の要否を含めて検討を開始した。このように、我が国は, 国際平和協力法に基づく積極的な貢献を推進し, その基盤を整備・強化することができた。また, 9月には日米共催で国連平和維持活動幹部要員訓練コースを開催し, 国連PKO特別委員会等の国際的な議論に参加し, 国際社会の取組・議論に積極的に貢献することができた。

外務省は、平成19年9月に立ち上げ、平成22年8月にコースを改編した「平和構築人材育成事業」において、これまでに日本及びアジアの文民185名(23年度には29名)を育成した。

国際平和協力に関する活動の全般においては、我が国の政策の分析や国際社会における取組に関する情報収集、有識者との政府内外のネットワーク構築など、ソフト面の取組も重視し、低コストで高い成果をあげるなど効率的に施策を実施した。

## 【課題】

引き続き国連PKOをはじめとする国際平和協力活動に対する人的・物的貢献を積極的に実施し、また、そのための環境整備を進めていく必要がある。さらに、国際社会の取組・議論に積極的に貢献し、国際社会の平和と安定に貢献していくことが求められる。また、24年度で6期目となる平和構築人材育成事業については、中長期的視点から国際平和協力のための人材育成に資するよう事業内容の充実を図ることが必要である。

# 【今後の方針】

- (1)国連PKOへの協力は、国際社会の平和と安定への貢献の最も有効な手段の一つであるとの認識の下、更なる人的・物的貢献について検討し、また、そのための環境整備を進めていくとともに、国際社会の取組・議論に積極的に貢献していく。
- (2) 我が国の平和構築への取組を一層強化するため、引き続き平和構築人材育成事業を推進 していく。

施策に	4 国际	祭テロ対										
関する 評価結 果	目標のi 況	達成状	「目標の達成に向けて進展	があった。」								
測定指			関連条約締結促進セミ	基準値			実績値			目標値		
標	ナー参加 	加国数 (	(国際機関は除く。)	22年度	23年度	24年度	25度	26年度	27年度	_		
				5	4					_		
	年度ご	との目標	植		ı	7	基準値 と 同程度	同左	同左			
	(2)	国際的な	テロ対策協力の強化		年度ごと	の目標						
	基準 一 二国間・多国間のテロ対策協議の実施											
	施策の 進捗状	23年度	グローバル・テロ対策フ 各種作業部会の会合に参加 合、各国とのテロ対策協議 会合でも積極的に議論に参	した他, 国連 , ASEANやARF	やG8専門	家会	積極的に	参画する	)多国間枠 ) とともに も を実施っ	,各国		
	況(実 績)	24年度					同上					
		25年度					同上					
		26年度					同上					
		27年度			144   14		同上					
	目標	_	国際テロに対処するため, 化する。		t the side of the							
	(3) i	金上国等	に対するテロ対処能力向上	年度ごと	の目標							
	基準	22年度	特に東南アジア地域を対 援に取り組んだ。									
	施策の		中央アジア諸国を対象に本邦においてテロ防止関連条約 結促進セミナーを実施するなど、途上国のテロ対策法制 整備のための支援に貢献した。				上国のデ る。		ミナーを シカ向上を			
	進捗状況(実	24年度					同上					
	績)	25年度							同上			
		26年度					同上					
		27年度	   国際テロに対処するため。	国際社会し	の油堆・技	1 十 七 24	同上					
	目標	_	化する。		の建筑・励	カクを強						
		国際組織	は犯罪対策における国際協力。				年度ごと	の目標				
	基準	_	二国間・多国間での国際			- <del></del>		3.7.1°.4.5		日本マクログ中		
	施策の 進捗状	23年度	た。人身取引に関する政府 ン)も行った。	積極的に参加 めの情報交換	し, 各国と 枠組み設定	のマ も進め	犯罪対策 的に参加 する。	協力のた	間での国 : めの協議 終的な連携	に積極		
	況 (実 績)						同上					
		25年度					同上					
		26年度					同上					
		27年度	FIRM 40 4th YE FE 1 - 1 he - 1 - 2	1 4 <b>5</b> 100 11	<b>人</b> L の 生 114	<del>. 14. 1.</del>	同上					
	目標 - 国際組織犯罪に対処するため、国際社会との連携・協力 を強化する。											

# 評価結果に関 する総括

# 【総括】

国際テロ対策協力および国際組織犯罪への取り組みは国際社会にとり重要な課題であり、各国の行政機関が緊密に連携して行うことが肝要である。

上記測定指標のとおり、国連やG8、地域フォーラム、二国間等において、国際テロ対策及び国際組織犯罪対策のための議論に積極的に参加、本邦でのセミナーの開催等によって途上国のテロ対策能力向上支援にも貢献した。各国及び国際機関との協力、情報共有・交換の機会は確実に増加しており、国際社会によるテロおよび犯罪への対処能力は向上しているなど、「国際テロ対策に貢献すること、国境を越える組織犯罪への対処のための国際的な連携・協力を強化すること」との目標達成に向けて進展があり、施策は有効であった。

また、国境を越えるテロや組織犯罪に対し国際社会と協力することにより、効果的かつ効率的な対処ができた。

#### 【課題】

テロ対策は複雑で息の長い取組が必要とされるため、継続性を維持しつつも、柔軟で多面的なアプローチによる取組を発展させることが課題である。

国際組織犯罪対策については、我が国が未締結である関連条約締結に向けて引き続き努力することが必要であり、国内における人身取引対策の強化や途上国における犯罪防止対策事業などで、より積極的なイニシアティブをとっていくことが課題である。

#### 【今後の方針】

自国の安全確保のみならず、国際社会の平和と安定に貢献するという見地からも、各国と協力して国際テロ及び国際組織犯罪対策に積極的に取り組む。

施策に 関する			とする国際機関における我	が国の地位向	上,望まし	い国連の	実現			
評価結	目標 <i>(</i>  況	の達成状	「目標の達成に向けて進展	があった。」						
測定指			t会協力人材バンクシステ	基準値		1				目標値
標	の増加	加及び情報	・機関における邦人職員数 現提供の推進	20年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	①25年 度 ②-
	①国際  在)	祭機関にお	おける邦人職員数(1月現	①708人	①765人			_	_	①814人
	②空原		-ル配信件数(上段)及び 、数(下段)	② 198, 118件 1, 101人	② 191, 960 件 1, 296人					2-
	年度	ごとの目標	震値		①- ②着実な 配信件数 及び登録 件数の確 保	①- ②同左	①814人 ②同左	②同左	①- ②同左	
	(2)	安保理改	な革及びその他の国連改革の				年度ごと	の目標		
	施の捗	22年度	本学院保らド 積の 善各9がく公る府発取考 審アな21年2012年2012年2012年2013年2月渉2期安ドにをし 任る、相とと換をの、国る政的ででに」年実保)お通た・安各会、をを主国中際理分なく、す財極とツ財的展 保内と、らまの京交すを方たへィグ参買 のと成4たた見話」なじ対行積にの現理外いじ。 非保国合そ確行催連心社解野参、有別が参任の改相て、 常理にをの認うしで的会をに加当国地参にの現理外いじ。 非保国合そ確行催連心社解野参、方にの現理外いじ。 非保国合そ確行催連心社解野参、方にのは、12-2013年2012-2013年2013年2013年2013年2013年2013年2013年2013年	発務の関を連資 席に的しと。,ま渉割影すてじ算言め政す開総源 の関に,しさ11たにを響るは,で。た治る催会管 双す働同てら月,,果力こ,事は同。的Gし第理 方るき提安にに「我たをと国務14年9気4た5及 拡提か案保,,安がし高に連総年1月運(。委び 大案けに理率「保国てめ貢総長ぶ	月及を日 員共 及をを多改直安理はい、献会のりかび高本 会通 び、行く革か保改積る我し第予のは月るブ の度 業がた国気実改に的こ国。委削年安にこう 審の 方国。か選質革関にのの 員減度	ではよう いまり はまらが的にす参よ立 会イ比保はとう 議改 法はまらが的にす参よ立 会イ比理、をル へ革 のGた支大な関る加う場 でニ減非安ね、 の等 改4、持き非す政しな・ のシと	の立場に 進し、支 行財政	安保理改革等についての我が国 の立場に対する加盟国の理解を促 進し、支持を拡大する。 行財政を含む国連のマネジメン ト改革のための各国との連携を強 化する。		
		24年度 25年度 26年度 27年度	安保理改革及びその他の				国え国促の選が間、の進が間の安立しュ国をはいる。	「脳・外革等 はではいいではいいでは、 はないではいいでは、 はいでは、 もいでは、 もっとは、 もっとは、 もっとは、 もっとは、 もっとは、 もっとは、 もっとは、 もっとは、 もっとは、 もっとは、 もっとは、 もっとは、 もっとは、 もっとは、 もっとは、 もっとは、 もっと。 もっと。 もっと。 もっと。 もっと。 もっと。 もっと。 もっと。	国会には、 国会には大一を をのい国すプ 活み連 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	幾ての理 やてンドン・
	目標	_	整備する。			,				

	・国連の活 を通じた活	活動及び我が国の国連政策に関する研究・諮問・啓発・広報 活動の進展	年度ごとの目標
基準	22年度	国連の活動及び我が国の国連政策についての理解促進のため、広報キャンペーン「いっしょに国連」を始め、メールマガジンの発信等様々な啓発、広報活動を行った。また国連・マルチ外交研究会、安保理学界ネットワーク会合の開催、国連機関の活動を評価する委託調査の実施、国連改革に関するパブリックフォーラムの開催等を通じて有識者やNGOとの連携を深めた。	
施策の進	23年度	国連の活動及び我が国の国連政策に関して、広報キャンペーン「いっしょに国連」を始め、様々な啓発、広報活動を行った。また、国連・マルチ外交研究会(5回)、安保理学界ネットワーク会合の定期的な開催(3回)、国連改革に関するパブリック・フォーラムの開催(1回)等を通じて有識者やNGOとの連携を一層深め、改革推進に向けて、関係者の理解促進に貢献した。	関係団体との連携を強化し、各種研究会等の定期的な実施等による国連政策に関する研究・諮問・啓発・広報活動を実施する。
歩状 況	24年度		関係団体との連携を強化し、各種研究会等や、より効果的かつ頻繁な情報発信に努めつつ定期的な実施等による国連政策に関する研究・諮問・啓発・広報活動を実施する。
	25年度		同上
	26年度		同上
	27年度		同上
目標	_	国連の活動及び我が国の国連政策についての啓発・広報 活動等を推進する。	
評価結果に関 する総括		【総括】 国連は、世界の平和と繁栄を推進する上で、普遍性を有す 通じて世界の平和と繁栄という国際社会共通の利益を実現し ていくためには、テロや紛争、継続する貧困や感染症などグ	<b>, その中で我が国の国益も確保し</b>

対処できるよう安保理改革を含む国連改革を進めることが必要不可欠である。今日の国際社会 を反映した、正統性を持つ国連の実現に向けて、我が国として、改革の議論を主導していくこ とが必要である。

また、近年のグローバル化を背景に、国連等国際機関及びこれら国際機関に勤務する職員の 責務の重要性が高まっている。一方で、国連等国際機関に対する我が国の財政的貢献と比較し て、これら国際機関における邦人職員は少ない状況にあるため、国際機関等における邦人職員 の任用及び勤務に関する事項を所掌する外務省が、責任を持って邦人の国際機関への参画の促 進に取り組む必要がある。

上記測定指標及び以下のとおり、「国連において我が国の地位を向上させるとともに、国際 機関においてより多くの邦人職員の意思決定プロセスへの参画を促進すること,これを通じ我 が国の国益と国際社会共通の利益に資する望ましい国連の実現に貢献すること」との目標達成 に向けて進展があり、施策は有効に実施された。また、事業実施にあたっては競争入札を実施 すること等により、限られた予算・人的投入資源を効率的に活用し、投入資源量に見合った成 果が得られた。

我が国は,国際連合を21世紀にふさわしいものに変えていくため,安全保障理事会(安保 理)改革をはじめとする国連改革の実現に向け尽力してきた。23年度においても,以下の取組 により、安保理改革を含む国連改革の進展に貢献した。

まず,我が国は,安保理の常任・非常任議席の双方拡大等を内容とする安保理改革に関する 提案をG4各国と作成し、各国に精力的に働きかけを行い、平成23年9月のG4外相会合で は、同提案に多くの国から支持が得られ、安保理改革の気運が大きく高まったことが確認され た。さらに、同年11月に我が国が主催した「安保理改革に関する東京対話」では、参加者の間 で、我が国の取組が相互理解を促し、改革に関する現実的な取組を進めていく上で有益であっ たとの認識が共有された。

「安保理改革に関する政府間交渉」(23年度中に4回開催)等の国連での交渉に、 我が国は積極的に参加し発言してきており、平成24年1月には、政府間交渉でG4の取組が議 題に取り上げられるなど,中心的な役割を果たしている。このような取組を通じ,国際社会で の影響力を高め、我が国の立場・考え方に対する理解を促進することに貢献できた。また、国 内では、我が国の安保理常任理事国入りについて高い支持を得ている(平成23年10月実施の内 |閣府世論調査では、「賛成」とする者の割合が78.1%)。

さらに、平和構築委員会では、我が国は設立時からの組織委員会メンバーであり、これまでの平和構築支援の経験と知見を最大限活用し、対象国における平和構築戦略の策定と実施にイニシアティブをとってきている。また、我が国は、平成23年に同委員会の教訓作業部会議長に就任し、過去の取組や教訓を見直すほか、安保理をはじめとする関係機関との協力強化といった点についても議論を主導した。

行財政分野については、国連総会第5委員会における2012-2013二ヵ年国連通常予算の審議において、事務総長が「より多くの仕事をより少ないリソースで行う」べく主張した3%削減イニシアティブを積極的に支持し、前年度比約5%の削減に貢献した。また、事務総長が第二期目の重要課題として位置付けているマネジメント改革についても、改革の実現により国連が国際社会の様々な問題に応えられるように実効性と効率性を高めることを期待する観点から、他の主要財政貢献国と連携しつつ評価・支持した。

邦人職員の増強に関し、平成21年1月から平成24年1月までの3年間で、邦人職員数は57名(8.1%)増加しており、5年間で15%増加させるという成果重視事業目標を達成するためには、残り2年間でさらに49名増加する必要がある。また、「国際社会協力人材バンクシステム」(外務省国際機関人事センターHPを中心に、オンライン上で国際機関就職に係る情報提供を行うシステム)における各種サービス利用者も増加若しくは横ばい傾向にある。

#### 【課題】

安保理改革および行財政改革をはじめとする国連の諸改革はすべて実現したわけでなく,改革に向けた取組を引き続き進めていくことが必要であり、我が国は改革の実現に向け議論を継続して主導していかなればならない。また、国際機関に勤務する邦人職員について、より一層の増強を目指す必要がある。

#### 【今後の方針】

- ・安保理改革や行財政改革を始めとする国連の諸改革の実現に向けて、引き続きあらゆる国際会議、二国間会談の機会を戦略的に活用し、また、改革の議論を主導していくべく、取組を推進する。
- ・有識者やNGOとの連携促進,研究・諮問・啓発・広報活動等を積極的に実施し,我が国の施策 に対する内外の理解促進に取り組む。
- ・国連等国際機関に勤務する邦人職員について、より一層の増強を目指す。

施策に			おける人権・民主主義の保証	護・促進のた	めの国際協	力の推進				
関する 評価結 果	目標の 況	達成状	「目標の達成に向けて進展だ	があった。」						
測定指	(1)国	]連総会	こ我が国が提出する北朝鮮	基準値			実績値			目標値
標	人権状況	況決議へ	の賛成国数	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
				106	123					125
	年度ごとの目標値				_	_	_	_	_	
	(2)	国際社会	の人権の保護促進				年度ごと	の目標		
	基準	_	国際社会の人権の保護促の議論・対話への参加及び			二国間				
	施進況績策渉()の状実	23年度	( び提て るれ の義し災(セ( 話実西( 報 及 (にを月 1 対人出, ま協た上保共, 害自ン2エに施側3女, 未びまハお進9 割門理, た, を に・体66お災スニプいた国主差問結人, グてるに り致権しまた力。記護同第に然サ)ジおし諸)子拷締個た一いめ日 また分と連権権進 え進の国ると採間, , そ人人撤止人報際約討と約 報子、を活連ジジ択関イ各の権権廃条権制的)しを・ またのより、 立て、	鮮去無て提 各た委等」 ボ保権る 報政害ののい月、人最投力出 障種。員と決 ジ護対意 告府者是民て20そ権多票ンし 害取と会女議 ア・話見 に報権非事は日の状のでボ, 者組り(性を ,促を交 関告利に上,に後況賛採ジコ 等をわCSの我 中進実換 すを条つの22,の決成択アン の行けW)エが 国に施を る提約い側年条準	議票さのセー社っ女「ン国 と向し実 フ出(て面度約備案(れ人ン 会た性にパが のけた施 ォし仮検にか締作を12た権サ 的ほのおワ提 二た他し ロた称討関ら結業に3。状ス 弱か権い一出 国働,た 一。)をす副にをと票 況で 者,利、メし 間き米。 アー)行る大向経	共 に採 の民に ン 、 人か国 ッ のっ条臣け同を 関択 権主関「トコ 権け等 プ 締た約会準で得 すさ 利主 然 ン 対をの 情 結。 議備で	向けた、対語の一般を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を	多国間及的を履行	ものに のは では では である に で のに で のに で のに で のに のに のに のに のに のに のに のに のに のに	の議主
		24年度					保護・仮つの人産に向け、議論・対	進のため、権・民主た、多国には、権・人民主にある。	で選した。 の取組を 主主義の係 間間及び二 題的に参加 」を着実に	重視し 誤護・促 国間の し、ま
		25年度					同上			
		26年度					同上			
		27年度					同上			
	目標	_	人権・民主主義の保護・信間の議論・対話へ積極的に表 着実に履行する。							

(	(3)人	道分野	での取組(難民等への支援)	年度ごとの目標
基	準	_	国内の難民支援,第三国定住による難民の受入れ	
	2 5 5 5 5 5 5 7 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7	23年度	(1) 国際貢献等の観点から,第三国定住によるミャンマー難民の受入れ23年度は4家族計18名を受入れ)を行い,さらに受入れ難民に対する定住支援等を行った。 (2) 条約難民に対する定住促進支援に加え,急速に増加した難民認定申請者の生活保護等の支援を実施した。	国内の難民を支援する。また, 第三国定住による難民を受入れ る。
況	(実)。	24年度		第三国定住難民の受入れを中心 に,国内の難民を支援する。
	2	25年度		同上
	2	26年度		同上
	2	27年度		同上
目	標	_	国内の難民支援,第三国定住による難民の受入れ	

評価結果に関 する総括

#### 【総括】

人権の保護・促進は、国際社会の正当な関心事項であり、国際社会が人権の保護・促進に取り組むことは当然の責務である。国際社会においては、平成17(2005)年9月に、開発や安全保障と並び、人権を国連の主要な柱の一つとして再確認した国連総会首脳会合成果文書が採択されたことを受け、平成18(2006)年3月にそれまでの人権委員会を強化した人権理事会が創設されるなど、「人権の主流化」の動きが加速化している。

国際社会において人権・民主主義を保護・促進する政策は、我が国の国際社会での役割、信頼性等を強化するとともに、我が国にとって望ましい国際環境の実現にも資するものである。また、我が国としても、政府報告審査を含む主要人権条約の履行に努め、さらに、国民の人権の保護・促進の観点から、障害者権利条約(仮称)等の人権条約の締結を目指した取組、個人通報制度の受入れの是非についての検討、子の最善の利益の観点からハーグ条約の締結に向けての作業を進める必要がある。

我が国における難民や難民認定申請者等が我が国社会に適応して生きていくことは,難民問題解決に向けて国際社会に貢献すると同時に我が国の社会的安定のために重要であり、そのための各種支援・保護事業が必要である。また,世界各国による第三国定住に対する国際的動向をも踏まえ,我が国としても第三国定住による難民の受け入れに積極的に対応していく必要がある。

上記測定指標及び以下のとおり、我が国は、人権理事会の創設以来の理事国として、国連の各種人権フォーラムの議論への参加や二国間の対話等を積極的に行い、各国・地域の人権状況等の改善に向け取り組んだ結果、「国際社会における人権・民主主義を保護し、促進すること」との目標達成に向けて進展があり、施策は有効に実施された。また、難民認定申請者への支援について、保護費支給にあたっての新たな基準を設ける等、限られた予算や人的投入資源を効率的に使用した。

# (1) 国際場裏

国際社会における人権・民主主義の保護・促進のみならず、国際社会における我が国の役割・信頼性等の強化の観点から、国際社会における各種人権問題や民主主義の促進に対する我が国の考え方を表明することは重要であり、国連総会や人権理事会において、我が国が提出した決議案が多数の支持を得て採択されたり、様々な機会をとらえて、各種人権問題に関する我が国の考え方についてステートメントを行うなど、我が国として国際社会における人権の保護・促進に向けて積極的に取組を行った。特に、国連総会における北朝鮮人権状況決議については、アラブの春の進展といった採択時の国際情勢や様々な機会をとらえての各国に対する働きかけ等の結果、過去最多の賛成票の獲得につながった。また、国連人権高等弁務官事務所(OHCHR)の活動への協力やジェンダー平等と女性のためのエンパワーメントのための国連機関(UNWomen)における議論への参加等、国際機関との協力を推進した。特に、昨年の東日本大震災を受け、本年のCSWに「自然災害とジェンダー」決議を提出し、我が国の経験を国際社会に共有するなど、時宜にかなった我が国ならではの取組を行った。さらに、民主主義共同体の運営理事会に参加し、民主化に関する議論への貢献を行った。

#### (2) 二国間関係

国際社会における人権状況の改善のために、我が国は各国・各地域の特殊性等を踏まえた対話と協力を重視しており、国際場裏における協力を推進するためにも、二国間での対話において働きかけを行うことが重要であるという考えのもと、二国間人権対話等の対話の機会をもち、各国内の人権保護・促進に向けた働きかけや人権分野に関する意見交換を実施し、各国人権状況の改善に努めた。

# (3) 主要人権条約の履行

人権の保護・促進を図る上で、政府報告等を通じ主要人権条約の履行のために取り組む必要があることから、政府報告の作成や委員会からの勧告に対するフォローアップ情報の提供等を行い、条約の履行に努めた。また、人権の保護・促進の観点から、未締結の人権諸条約についての検討は重要であり、関係省庁と協力のもと検討を行った。

また、国際的な子の奪取の民事面に関する条約(ハーグ条約)については、子の福祉の重視という観点から、早期の条約締結が重要であるとの認識の下、右条約の締結に向けて必要な準備を行い、条約及び国内担保法の国会提出を行った。

(4) 国際貢献等の観点から、第三国定住によりミャンマー難民の受入れ、受入れ難民に対する定住支援等を行った。また、条約難民に対する定住促進支援に加え、急速に増加した難民認 定申請者の生活保護等の支援を実施した。

#### 【課題】

国際社会における人権・民主主義の更なる保護・促進に向けた取組を推進する必要がある。

# 【今後の方針】

- (1) 国際社会における人権の保護・促進のために、国連人権理事会における議論に積極的に参加するとともに、平成24(2012)年の人権理事会理事国選挙に向けて各国に支持要請を行っていく。また、国連事務局の人権担当部門である国連人権高等弁務官事務所(OHCHR)の活動や社会的弱者の権利の保護・促進を目的とした各種取組の活動を引き続き支援していく。
- (2)人権状況に深刻な問題がある国については、国連フォーラム等において国際社会と協調しつつ、改善を求めるとともに、二国間外交においても、積極的に各国の人権の保護・促進に向けた働きかけを行う。
- (3)政府報告審査を含む主要人権条約の履行のため、政府報告審査への参加や条約委員会の 最終見解に基づくフォローアップ等を着実に実施する他、障害者権利条約(仮称)の締結に向 けた取組、個人通報制度の受入れの是非の検討等を行う。
- (4)難民認定申請者や条約難民等への支援を継続するとともに、アジア地域で初となる平成22(2010)年度からの第三国定住による難民の受入れ事業(パイロットケース)を、引き続ききめ細やかに実施する。
- (5) 国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約(ハーグ条約)の締結及び国内担保法の試行を前提に(条約及び国内担保法は、平成23年3月9日に既に国会に提出済),中央当局の立ち上げにかかる準備(政省令・ガイドライン・中央当局マニュアル等の作成、事前広報の実施)を行い,条約を的確に実施する。

施策に	7 軍(	備管理 <b>•</b>	軍縮・不拡散への取組							
関する 評価結 果	目標のi 況	達成状	「目標の達成に向けて相当	ーーーー 台な進展があっ	た。」					
測定指	(1)	国連総会	Ⅰ ඃに我が国が提出する核軍	基準値			実績値			目標値
標			取り付け	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	-
	②賛成	是案国数 国数	(	①35 ②173	①99 ②169					-
	年度ご	との目標	植		基同維にびンの案で 準程持米PPバ共国の とのび及メ国提し保	同左	同左	同左	同左	
	(2) [	軍縮・不		_ <b>/</b> 対する我が国の	 貢献		年度ごと	の目標		,
	基準	22年度	(1)2015) 核 F	議 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	)禁。我国テ 置か輸保地実学会 際雷へルトルアがとイ の拡出障域施器国 的・の国条丁国とブ 強散管構をし禁際 枠う援連約用、にNI のにし 心。止し 総ス等	(CTBT) は、 との という という とう いくさい とう いくりょう いく かい から から の の 一国 と 横 り の る ム へて の 音 単際 は の で の まま かい こう はい いい こう はい こう は				
			(を開器育行にフ年兵提力(朝す供管諸た不催議きてを開器育行にフ年兵提力(朝す供管諸た不催議をあり導しにAEA追我の国、)やだ国レ策ま協る履よ・月(軍議国明ル提廃国1強等くプ等に固ないでで、不に力縮定は性一出絶)カ1破等くプ等に国が透がにめカ1破等くプ等に国が透がにと国器係在SSGでにない。 「本語のでは、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	アラランでであた正とでである。 アラランでである。 アラランでである。 アラランでである。 アラランである。 アラランである。 アラランでは、 アラシンである。 アラフンである。 アラフンである。 アラフンである。 アラフンである。 アラフンである。 アラフンである。 アラフンである。 アラフンである。 アラフンである。 アラフンである。 アラフンである。 アラフンである。 アフンでは、 アンでは、 アンでは アンでは アンでは アンでは アンでは アンでは アンでは アンでは	で文軍組取軍ま(が丸たら決本後を々え出に管NPD開・にの措、年去力・議代め強な、管こ理外開・にの措、年去力・我を表る化取第理れ体外がさてのがは多、・国実が、るを回じるを	目のはこのでは、の反はに原をた行アナ保強会、散議も報国、の反はに原種のた行アー保強合核教論、告が「共対 、履子輸めっジを理化を兵を特 毎核同1 北行力出の ア主決で	国際的な	枠組みσ	6・不拡散 6・不拡散 6) 7 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	化及び

施進況績 (の状実)		(PSI)の独主催オペレーション専門家会合(OEG)やワークショップの参加など、大量破壊兵器等の拡散を阻止するための国際的な枠組みに積極的に参加した。(3)生物・化学兵器についたは、機会を捉え、非締約国に対してBWC及びCWCへの加入をの観点からとともに、集知の実施強化が不拡散に資するとの観点からなど、BWC及びCWCの実施強化が不拡散に資するととが国は、からなど、一人の強力をを有事であるなど、一人の強力をでいて、自動では、大大なのでは、大大なが、大大なが、大大なが、大大なが、大大なが、大大なが、大大なが、大大な	
	24年度		軍縮・不拡散イニシアティブ (NPDI)の取組、軍縮不拡散教育 グローバルフォーラムの開催や、 拡散に対する安全保障構想 (PSI) 航空阻止訓練の我が国主催など、 軍備管理・軍縮・不拡散に係る国際的な枠組みの維持・強化及び実 施体制強化への貢献を行う。
	25年度		同上
	26年度		同上
	27年度		同上
目標	_	大量破壊兵器,ミサイル及び通常兵器への取組を通じ, 我が国及び国際社会全体の平和と安全を確保する。	
評価結果 する総		【総括】 大量破壊兵器及びその運搬手段並びに通常兵器に係る軍備際社会の平和と安全を維持するのみならず、我が国の安全保	

評価結 果

|際社会の平和と安全を維持するのみならず,我が国の安全保障を担保するために必要不可欠な 施策の一つである。特に,唯一の戦争被爆国である我が国が,国際的な機運が高まる中,国民 の悲願である「核兵器のない世界」の実現のために現実的な措置を積極的かつ着実に積み重ね ていくことは、我が国の利益増進に大きく寄与するだけでなく、我が国を含む国際社会の平和 と安定に大きく貢献できるものである。また、現実に多くの人を殺傷するばかりでなく紛争後 の復興開発の阻害要因ともなっている、対人地雷・クラスター弾を含む不発弾・非合法な小型 武器等の通常兵器についても、安全保障のみならず人道や開発等の観点から、軍備管理・軍 縮・不拡散の取組が必要である。

上記測定指標及び以下のとおり、「大量破壊兵器、ミサイル及び通常兵器への取組を通じ、 我が国及び国際社会全体の平和と安全を確保すること」との目標達成に向けて進展があり、施 策は有効に実施された。また、限られた予算や人的投入資源を効率的に活用した。

核軍縮・不拡散の分野においては、平成22(2010)年5月のNPT運用検討会議で合意された行 動計画を着実に実施すべく立ち上げた,軍縮・不拡散イニシアティブ(NPDI)の外相会合を重 ね、同グループでの議論を主導し、NPT運用検討会議第1回準備委員会に向けグループとして提 出する4本の作業文書を取り纏めるなど、作業文書2015年NPT運用検討プロセスに資する具体 的貢献に繋げた。国連総会では我が国の核軍縮決議が過去最多の共同提案国を得て圧倒的多数 の支持によって採択された。また、被爆者等を非核特使として業務委嘱し核兵器使用の惨禍の 実相を伝達するなど、「核兵器のない世界」の実現に向けて我が国として大きな貢献を果たし

また、NPT、CTBT、BWC、IAEA追加議定書等の軍縮・不拡散関連の国際的枠組みの普遍化に向けた働きかけを行うなど、国際社会が目標や達成手段を共有して協調的に施策に取り組むよう

# 努力を行った。

さらに、在ウィーン国際機関日本代表部が原子力供給国グループ(NSG)の連絡事務局を務める他、各種輸出管理レジームにおいて様々な取組を行い、また、拡散に対する安全保障構想(PSI)の独主催オペレーション専門家会合や各種アウトリーチセミナーへの参加など、大量破壊兵器等の不拡散に係る国際的な取組に大きく貢献した。

加えて、武器貿易条約(ATT)の準備委員会等における議論の進展、小型武器の非合法取引に係る国連総会決議の採択、対人地雷・不発弾・小型武器等に関する現場プロジェクトが着実に進展した。

#### 【課題】

軍縮・不拡散体制が様々な挑戦を受けている今日の国際社会において、我が国は、軍縮・不拡散体制の維持強化に向けた外交を引き続き積極的に展開していく必要がある。

#### 【今後の方針】

軍備管理・軍縮・不拡散のための取組として、本施策の目標達成に向け、関連の事務事業における重点等を見直しつつ、今後も継続していく。

施策に	о E	7 <b>+</b> ^ T	· 和仇利田のための国際協士の批准	
関する	8 原 <sup>-</sup> 目標の		『和的利用のための国際協力の推進 	
評価結 <u>果</u> 測定指	日標の	<b>匡</b> 队认	「目標の達成に向けて進展があった。」	
測定指 標	(1)[	国際原子	力安全協力を通じた核セキュリティの強化	年度ごとの目標
<b>信</b>	基準	_	原子力安全及び核セキュリティに関する国際的及び地域 的取組への貢献及び実施	
		23年度	欧州復興開発銀行(EBRD)が実施・管理するチェルノブイリ・シェルター・プロジェクトの効率的かつ効果的な実施のために拠出国総会などに積極的に参加した。 国際的な核セキュリティ対策強化に関し、3月にソウルにて開催された核セキュリティ・サミットにおいて我が国がワシントン核セキュリティ・サミット後に行った措置について、日米核セキュリティ作業グループの成果も含め発表する等、活動は強化されている。また、米露大統領により提唱された「核テロリズムに対抗するためのグローバル・イニシアティブ」(GI)の関連活動にも積極的に参加した。	国際的及び地域的な原子力安全 及び核セキュリティの強化に関す る取組,原子力安全関連条約や安 全基準等の強化等を通じ,より安 全でセキュリティの確保された原 子力の平和利用を推進する。
	施捗は決議)	24年度		国際的及び地域的な原子力安全 及び核セキュリティの強化に関す る取組、原子力安全関連条約や安 全基準等の強化等を通じ、より安 全でセキュリティの確保された原 子力の平和的利用を推進する。原 子力安全に関する福島閣僚会議を 開催する。
		25年度		国際的及び地域的な原子力安全 及び核セキュリティの強化に関す る取組,原子力安全関連条約や安 全基準等の強化等を通じ,より安 全でセキュリティの確保された原 子力の平和利用を推進する。
		26年度		同上
		27年度		同上
	目標	_	原子力安全及び核セキュリティに係る国際的な枠組みを 維持・強化する。	
	(2)	福島第一	-原発事故後の対応	年度ごとの目標
	基準	_	(1) 福島原発事故後の状況につき, 各国への迅速かつ正確な情報提供 (2) 原発の状況の安定化及び廃炉に向けた各国との協力調整	
	施策の	23年度	福島原発事故をめぐる状況について各国に迅速かつ正確に情報提供し、各国からの支援が国内関係機関にわたるよう調整するなど、適切に対応した。	各国への迅速・正確な情報提供 を行う。
	進捗状 況(実	24年度		各国への迅速・正確な情報提供 を行う。
	績)	25年度		同上
		26年度		同上
		27年度		同上
	目標	_	原発の状況及び事故から得られた知見や教訓の情報提供を 通じ、我が国の原発事故対応について透明性を確保し、 もって我が国の国際的信用を維持する。	
	-		•	

(3)	原子力σ	) 平和的利用や原子力安全向上に関する国際協力の実施	年度ごとの目標
基準		開発途上国や原発新規導入国の原子力平和利用の促進及	
<b>奉</b> 华		び原子力安全の向上	
	23年度	原子力科学技術に関する研究、開発及び訓練のための地域協力協定(RCA)に基づく活動(トレーニング・コースのホスト等)を実施した。我が国は、RCAにおいてリードカントリーを務める医療・健康分野(子宮頸がんの放射線治療分野)での事業の形成・実施計画の策定を行った。	原子力科学技術に関する研究・開発及び訓練のための地域協力協定(RCA)に基づく活動を実施する。
施策の 進捗(記 (積)	24年度		原子力科学技術に関する研究・開発及び訓練のための地域協力協定 (RCA) に基づく活動を実施する。 IAEA技術協力への支援やIAEAの原子力平和利用イニシアティブ (PUI) を用いた支援を推進する。
	25年度		同上
	26年度		同上
	27年度		同上
目標	_	開発途上国や原発新規導入国の原子力の平和的利用を促 進し、原子力安全を向上させる。	
(4)		原子力関連品目の円滑な移転の実施	年度ごとの目標
基準	I –	核物質・原子力関連品目の円滑な移転の実施	
施策の 進捗( 績)	23年度 24年度 25年度	既存の二国間原子力協定等に基づく原子力関連品目等輸出入の実施等の成果があった。 具体的には、まず、我が国への核物質等の移転に先立ち、二国間原子力協定等に基づく外交手続を行ったが、これは、我が国にとって重要なエネルギー供給源である原子力発電を実施するための核燃料の輸入等に不可欠なものである。また、原子力関連品目及び技術を我が国から移転する際にも、二国間原子力協定等に基づいた外交手続を実施することにより、移転された品目の平和的利用等を確保することとしている。これらの外交手続は、23年度は、約150件(21年度は200件以上、22年度は240件以上)にのぼった。	国際的な原子力協力の在り方については、福島第一原発に所発に所名になる事立をでは、福島原子力発電が行ってもいる事故原因の調査や、IAEAにおける原子力安全への知道でしておける原子力安全を対し、を取りまといることではいいませんが国ととさらの状況を期になることを対し、核物質・も右にそって移転についても右にそった移転についても右にそった移転についても右にそのある。同上同上
	26年度		
 目標	27年度 —	│ │ 核物質・原子力関連品目の円滑な移転の実施を確保す ▽	同上
	<u> </u>	S	t the sile of the
	双射性物 T	別質の安全で円滑な輸送の実施	年度ごとの目標
基 施進況績 の状実		放射性物質輸送の安全で円滑な輸送の実施 我が国は、自国の過去の使用済燃料を英仏で再処理して おり、再処理の結果回収されるプルトニウムはMOX燃料として、また、高レベル放射性廃棄物はガラス固化体として、 順次我が国に返還されることとなっていることから、海上 輸送の円滑な実施が不可欠である。国際原子力機関等の場 や、輸送ルート沿岸国において輸送の必要性等につき一定 程度の理解が得られており、23年度におけるMOX燃料の海上 輸送は、安全かつ円滑に実施することができた。	放射性物質輸送の安全で円滑な輸送の実施を確保する。
,	24年度		同上
	25年度		同上
	26年度		同上
	27年度		同上
 目標	_	放射性物質輸送の安全で円滑な輸送の実施を確保する。	

(	6) =	二国間協	3定の交渉・協議の進展	年度ごとの目標
基	準	_	二国間原子力協定の交渉・協議の実施	
進	策の 捗状 (実	23年度	ヨルダン、韓国、ベトナムとの間で原子力協定を署名したほか、アラブ首長国連邦との間で実質合意を達成し、トルコ、ブラジル、南アフリカとの間で交渉を実施した。具体的には、ヨルダンとの間では1回、韓国との間では5回、ベトナムとの間では3回の交渉を経て、原子力協定を署名した。	国際的な原子市 電際のは、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、
		24年度		同上
		25年度		同上
		26年度		同上
	Ī	27年度		同上
目;	標	_	二国間原子力協定の交渉・協議を適切に取り進める。	
関語 関語 関語 は は は は は は は は は は は は は	る総書		国際的な資源競争の激化と地球温暖を含ませいる。 国際的な資源競争の激化を推進する。 国際の表別ので、原子力には、原第の事きで、原籍を会別で、原発の事まきで、のので、のので、のので、のので、のので、のので、のので、のので、のので、の	際あすなす国務 関的施発実対EA日は 強原所対 の安 な 原と なけ関公をび のAEAにのあるは、

施策に	9 科	学技術に	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
関する	目標の			
評価結 果 測定指	況	<b>E % N</b>	「目標の達成に向けて進展があった。」	
測定指 標	(1)	二国間科	学技術協力の各種枠組みの維持・発展・拡大	年度ごとの目標
<b>1</b> 示	基準	-	科学技術先進国との二国間科学技術協力の,政府間会合 等の開催及び新規科技協定の締結を通じた推進	
	施策の	23年度	EU, イタリア, 英国との間で政府間会合を実施して各種分野の協力について議論した。これにより, 各国・機関との科学技術政策等に関する共通認識が醸成され, また, 個別の政府間の協力分野について更なる協力を推進することを確認した。	政府間会合等の開催を通じ,二 国間科学技術協力を推進する。
	進捗状	24年度		5 カ国・機関以上との政府間会 合等の開催を通じ, 二国間科学技 術協力を推進する。
		25年度		同上
		26年度		同上
		27年度		同上
	目標		科学技術協力を通じた二国間関係の緊密化によって国際 社会の平和と安全確保に貢献	
			- 計画及び日欧ブローダー・アプローチ活動の実施に向けた 「ISTCへの支援を通じた協力の推進	年度ごとの目標
			イーター(国際熱核融合実験炉)計画を通じ核融合エネルギーの研究開発を促進した。国際科学技術センター (ISTC)を通じ、大量破壊兵器の不拡散への取組を促進した。	
	施進・流行・流行・流行・流行・流行・流行・流行・流行・流行・流行・流行・流行・流行・		(イーター) 11月、イーターの運転開始時期について、日本の震災及び右震災以前から生じていたスケジュールの遅れを踏まえ、作業スケジュールの見直しが行われた。更に日欧ブローダー・アプローチ活動の実施に向け、日欧間での議論を継続した。(ISTC) 我が国及び民間企業が拠出するプロジェクトの実施・継続を通じて、潜在的な危険国及びテロ組織への大量破壊兵器関連技術の拡散防止に貢献した。我が国はISTC理事会等に理事を我が国理事を派遣し、事務局運営の効率化・合理化に取り組んだ。	イーター計画の円滑な進展及びISTCのプロジェクトの実施等を通じ、多国間の科学技術協力に貢献する。
		24年度		イーター計画建設期の円滑な進展及びISTCのプロジェクトの実施等を通じ、多国間の科学技術協力に貢献する。
		25年度		同上
		26年度		同上
		27年度		同上
	目標	_	多国間の科学技術協力を通じ、我が国及び国際社会全体 の平和と安全に貢献する。	
	(3) =	宇宙に関	する法的枠組み等を通じた協力の推進	年度ごとの目標
	基準	_	宇宙活動における透明性・信頼醸成を促進し、宇宙活動 の長期的持続性を確保するための国連等における貢献	
	施進場での状実	23年度	宇宙活動に関する国際行動規範の策定に向けた動きが本格化しようとする中で、我が国として、国際的な議論に積極的に参加する旨を表明し、関連会合の議論に主導的に主導的に大。また、宇宙環境の保全を確保するため、堀川国連宇宙空間平和利用委員会(COPUOS)本委員会次期議長とともに国連等における協議に積極的に参画し、宇宙活動の長期的持続性の議論においては、小原隆博氏が宇宙天気専門の持続性の議論においては、小原隆博氏が宇宙天気専門の持続性の議長を務めるなど、主導的な役割を果たした。さらに9月には衛星測位分野において、衛星航法システムに関する国際委員会(ICG)第6回会合を東京で開催する等、衛星測位に関する技術・ルールづくりを積極的に推進した。	堀川COPUOS本委員会次期議長と 共に、マルチ・バイの場における 協議に積極的に参画し、議論を主 導する。

	績)			堀川COPUOS本委員会議長(平成
				24年6月就任) と共に, マルチ・
		24年度		バイの場における協議に積極的に
		24十尺		参画し、議論を主導する。
		25年度		同上
		26年度		同上
		27年度		同上
	目標	_	宇宙ガバナンスの構築に貢献する。	
	(4)	ソフトバ	ワーとしての科学技術の活用	年度ごとの目標
			我が国の優れた科学者・専門家を科学技術先進国にとど	
	基準	22年度	まらず、新興国、アジア諸国等各国に派遣し、講演会等を	
		' ~	行う科学技術外交・宇宙外交専門家交流事業を実施した。	
				 科学者・専門家の派遣を通じ,
			ル、スペイン、ポルトガル、ブルガリアに我が国の優れた	我が国の優れた科学技術力をアジ
			科学者・専門家を派遣し、講演会等を通じて、我が国の最	ア諸国、新興国等に印象づけ、経
		23年度	先端の科学技術力をアピールするとともに、派遣先の政府	済外交にも貢献する。
			関係者、科学者、専門家、企業関係者等とのネットワーキ	
			ングを行った。	
	施策の			
	進捗状			科学者・専門家の派遣を通じ、
	況(実			我が国の優れた科学技術力をアジ
	績)	24年度		ア諸国、新興国等4カ国に印象づ
				け,経済外交にも貢献する。
		25年度		同上
		26年度		同上
		27年度		同上
	目標	_	我が国の科学技術力をアピールする科学技術広報によっ	
			て、我が国の繁栄と安定に貢献する。	
毎年に		里に関	【松坯】	

|評価結果に関 |する総括 【絵括】

平成20年5月に総合科学技術会議が「科学技術外交の強化に向けて」を総理及び関係大臣に意見具申して以来、平成22年2月の総合科学技術会議「科学技術外交戦略タスクフォース」による提言及び平成22年6月に閣議決定された「新成長戦略」において、科学技術外交を強化・推進することが求められている。また、宇宙分野に関しては、平成22年5月に宇宙分野の重点施策が決定され、「宇宙外交の推進」及び「国際的な対応が必要な課題(宇宙ゴミなど)への対応」が求められる中、これらの法的・政策的要請に外務省としても応えていく必要がある。

上記測定指標及び以下のとおり、「我が国及び国際社会の科学技術を発展させること」との目標達成に向けて進展があり、施策は有効に実施された。また、「科学技術外交ネットワーク」等の取組を通じ関係府省庁・独立行政法人と調整や意見交換を定期的に行い、協議の枠組みの提供や協定交渉などで作業が重複しないように役割を分担するなど、限られた予算や人的投入資源を効率的に活用した。

- (1) 二国間協力においては、科学技術協力協定に基づく合同委員会等の二国間対話を積極的に行った。また、科学技術外交ネットワーク(STDN)を通じ、国内関係府省・機関による連絡会を定期的に開催し、二国間合同委員会の活性化に向けた方策等について協議した他、我が国科学技術関係機関との現地連絡会を定期的に開催する在外公館と本省との間で情報交換の活性化に努めるなど、本施策を推進する上での基盤・体制の一層の強化を図った。
- (2) 我が国は、核融合炉の科学的・技術的可能性の実証を目的とするイーター(国際熱核融合実験炉)計画及びイーター計画と並行して取り組むべき重要課題を日EU間で実施する日欧ブローダー・アプローチ活動(核融合エネルギーの早期実現を目指す広範な取組を通じた活動)において、計画の確実な実施に向けて理事会等で主導的な役割を果たしたほか、国際科学技術センター(ISTC)に参加し、米国、EU、カナダ等とともに、大量破壊兵器の研究開発に従事していた旧ソ連諸国の科学者等を平和目的の研究開発プロジェクトに従事させて民生転換を促進し、これら兵器等の知識や技能の不拡散の取組を強化した。
- (3) 科学技術外交・宇宙外交専門家交流事業で毛利衛日本科学未来館館長, 樋口(独)宇宙航空研究開発機構(JAXA)副理事長, 江藤京都大学iPS細胞研究所教授等をカナダ, トルコ, スペイン等に派遣し, 講演会を各地で開催, 我が国の先端科学技術分野における先進性を各国の講演会参加者に強く印象づけた。
- (4)宇宙活動における透明化・信頼醸成を促進し、宇宙活動の長期的持続性を確保するた

め、COPUOS等において宇宙開発に関する専門的・技術的知見を活かして議論の推進に貢献した。

(5) 衛星航法システムに関する国際委員会(ICG)第6回会合を東京で開催する等,衛星測位に関する技術・ルールづくりを積極的に推進した。

# 【課題】

「新成長戦略」(平成22年6月閣議決定)は科学技術外交の推進を、また、「科学技術に関する基本政策について(答申)」(同年12月総合科学技術会議決定)は世界と一体化した国際活動の戦略的展開を掲げるなど、政府の各種文書において科学技術外交、宇宙外交を一層強化することが求められており、より充実した二国間の政策対話、多国間での科学技術協力などに引き続き積極的に取り組む必要がある。

#### 【今後の方針】

省内外関係部局とも連携しつつ、我が国及び国際社会の科学技術力向上のため、また、我が国の科学技術力を活用した外交全般の推進のため、科学技術外交及び宇宙外交の強化に引き続き取り組む。

# 学験すの が なる知 の 活用

(外務省政策評価アドバイザリー・グループ・メンバーの所見)

〇国際平和協力や平和構築への自衛隊も含めた人的貢献, および国際テロ対策等において, 我が国の対応は国際的に出遅れている観がある。その点の実直な認識と積極的取り組みのための方策を引き続き考えていく必要があるだろう。

〇日本の外交シンクタンクが質量共に不足していることは外交上の大きな制約要因となっており、この点はより強く対応されるべきである。また、国連安保理改革について進展があるとの評価はいささか疑問である。

○施策内容が多岐にわたるため、もう少し分割した方がよいと考える。

〇産出指標が大半であるため、成果が見えにくい。たとえば報告書や青書について、それらの数や発行部数だけではなく、それらがどのように活用されているのか引用状況や、それらに対する評価を調べることで成果指標として活用できる。「外部有識者及びシンクタンクとの連携」についても同様に、連携の結果何がもたらされたのかを示す方が望ましい。すなわちこれらの取組みが如何にして「国際の平和と安定」に寄与することになるのか、その経路がより明確になる方が望ましい。

評価の神髄がcheck→actionにあることに鑑みれば、評価を通じ改善点を見つけるという点での指標の活用が望まれる。

# 政策評 価を過程 に使用

した資

料その

他の情

報

# 1 中長期的かつ総合的な外交政策の企画立案と対外発信

- 外交青書 (http://www.mofa.go.jp/mofai/gaiko/bluebook/index.html)
- 2 日本の安全保障に係る基本的な外交政策

#### (ARF関連)

- ・外務省ウェブサイト (http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/ASEAN/ARF/index.html)
- ・関係国等ホームページ(http:/www.ASEANregionalforum.org/)

# (海賊対策関連)

- ・外務省ウェブサイト (http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/pirate/index.html)
- ・国土交通省ウェブサイト(http://www.mlit.go.jp/maritime/index.html)
- ・防衛省ウェブサイト (http://www.mod.go.jp/j/approach/defense/somaria/index.html)
- ・海保庁ウェブサイト (http://www.kaiho.mlit.go.jp/info/anti-piracy/index.htm)
- ・ソマリア沖海賊対策コンタクトグループ会合(米国務省が作成・管理)

(http://www.state.gov/t/pm/ppa/piracy/contactgroup/index.htm)

- 国際海事局 (http://www.icc-ccs.org/index.php?option=com\_content&view=article&id=27&ltemid=16)
- ・アジア海賊対策地域協力協定情報共有センター(http://www.recaap.org/index\_home.html)

# 3 国際平和協力の拡充,環境の整備

- ・外務省ホームページ(http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/peace\_b/j\_ikusei.html(平和構築人材育成事業))
- ・内閣府国際平和協力本部事務局ホームページ(http://www.PKO.go.jp/index.html)
- ・防衛省ホームページ「国際平和協力活動への取り組み」

(http://www.mod.go.jp/j/approach/kokusai\_heiwa/index.html)

#### 国際テロ対策協力及び国際組織犯罪への取組

• 平成24年版外交青書

# 国連を始めとする国際機関における我が国の地位向上、望ましい国連の実現

- ・外務省ホームページ(「日本と国連」ページ) ・外務省国際機関人事センターのホームページ(http://www.mofa-irc.go.jp)
- ・内閣府平成23年度世論調査「外交に関する世論調査」(http://www8.cao.go.jp/survey/h23/h23-gaiko/2-3. html)

#### 国際社会における人権・民主主義の保護・促進のための国際協力の推進

平成23年版外交青書

#### 軍備管理・軍縮・不拡散への取組

- ・外務省ホームページ(トップページ>外交政策>軍縮・不拡散)
- 平成23年版外交青書

#### <u>原子力の平和的利用のための国際協力の推進</u>

・IAEAホームページ(http://www.IAEA.or.at/)

# <u>科学技術に係る国際協力の推進</u>

- ・科学技術・宇宙に関する外交政策(外務省) (http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/technology/index.html)
- ・科学技術外交の強化に向けて(総合科学技術会議,平成20年5月19日) (http://www8.cao.go.jp/cstp/siryo/haihu75/siryo5-2.pdf)
- ・科学技術外交戦略タスクフォース報告書(総合科学技術会議,平成22年2月4日) (http://www8.cao.go.jp/cstp/sonota/kagigaiko/8kai/siryo1-1.pdf)
- •新成長戦略(閣議決定,平成22年6月18日)

(http://www.kantei.go.jp/jp/sinseichousenryaku/sinseichou01.pdf)

- 科学技術政策(内閣府) (http://www8. cao. go. jp/cstp/stmain. html)
- ·総合科学技術会議(http://www8.cao.go.jp/cstp/)
- · 文部科学省(http://www.mext.go.jp/)
- •宇宙開発戦略本部 (http://www.kantei.go.jp/jp/singi/utyuu/)
- ITER (http://www.iter.org/ http://www.naka.jaea.go.jp/ITER/index.html)
- ・ブローダー・アプローチ (http://www.naka.jaea.go.jp/BA/)
- ISTC (http://www.istc.ru/)
- •国連宇宙部 (http://www.oosa.unvienna.org/)
- (独) 宇宙航空研究開発機構(JAXA) (http://www.jaxa.jp/)

担当部 総合外交政策局	作成責任者名	総務課長	政策評価実施時	平成24年4月
局名		武藤 顕	期	

# 施策Ⅱ-2 国際経済に関する取組

#### 施策名 国際経済に関する取組

#### 施束の 概要

# 施策の 1 多角的自由貿易体制の維持・強化と経済連携の推進

(1)多角的自由貿易体制の維持・強化に向けて、WTOにおけるドーハ・ラウンドの妥結に向けた交渉に取り組む。また、紛争解決手続等の各種枠組の活用により、保護主義的な貿易政策を抑止する。 (2)経済連携強化に向けた取組として、「包括的経済連携に関する基本方針」に基づき、各国・地

域との間のEPAの交渉・研究・検討を更に推進する。

# 2 国際経済秩序形成への積極的参画

(1) G8サミットは、国際社会の直面する種々の重要課題をG8首脳間で議論し、有効な政策協調を行っていくために重要な役割を果たしている。G20サミットは、経済問題を中心に新興国を含む政策調整の場として重要な役割を果たしている。我が国として、両サミットの議論及び両サミットを通じた政策協調に積極的に参加し、貢献する。OECDでは、加盟国の経済成長、途上国経済の発展、世界経済の拡大といった活動目的の達成に寄与するために議論に参加し、リードする。

(2) G8・G20サミット、OECD等の国際的な取組を通して、地球規模課題の解決に向けた取組を強化し、我が国の対外経済活動を行う上で好ましい国際環境を作る。

# 3 重層的な経済関係の強化

(1) APEC首脳会議, 閣僚会議等を通じ, 域内の貿易・投資の自由化・円滑化, 成長戦略, 人間の安全保障等の分野における具体的な協力の推進に積極的に貢献し, 重層的な経済関係の強化に努める。

(2) 日・EU間では、定期首脳協議等様々な協議を実施する。また、双方向投資促進、税関、基準認証等の分野で協力を行うとともに、欧州各国との二国間経済関係強化を推進する。国際貿易、気候変動、エネルギー等の共通の国際的課題についての、日・EU協力を推進する。

#### 4 経済安全保障の強化

経済安全保障分野に関連する取組の強化を図るため、他国との良好かつ安定的な関係を維持する。 また、政治・外交・経済・国際法的側面を含む包括的な視点から、エネルギー・鉱物、食料、漁業分 野での国際協力を推進する。

# 5 海外の日本企業支援

日本経済の足腰と競争力強化のために、海外で活動する日本企業を支援し、その活力を最大限に引き出す以下の取組を実施する。

(1) 海外における知的財産権保護強化に向けた取組

「偽造品の取引の防止に関する協定(ACTA)」の署名及び締結に向けて必要な作業を進めるとともに、アジア地域を始めとする諸外国に対する協定への参加促進、また、知的財産に関する二国間対話、在外公館における知的財産担当官の対応力強化等、海外における知的財産権保護強化に向けて取り組む。

(2)日本企業支援

ビジネス環境の改善、現地情報の入手や人脈形成への協力等の支援、在外公館施設を活用した支援を行うと共に、インフラ分野の日本企業の取組を支援し、情報収集体制及び現地関係機関との連携強化を図る。

(3)対外投資の戦略的な支援

投資協定について、ニーズに応えるべく交渉を推進する。交渉にあたっては、「対外投資戦略会議」及びその連絡会議における民間団体等との意見交換の内容等を参考に、相手国・地域を戦略的に検討する。

# 達成す べき目 標

# 我が国の経済外交における国益を保護・増進すること

#### 多角的自由貿易体制の維持・強化と経済連携の推進

(1) WTOを中心とするルールに基づく多角的貿易体制の維持・強化等グローバルな国際経済の枠組みを強化すること

(2) (1) を補完するために車の両輪のひとつとして、二国間及び地域的な経済連携を強化すること

#### 2 国際経済秩序形成への積極的参画

グローバルな課題に対する国際的取組に参画すること

# 3 重層的な経済関係の強化

(1) アジア太平洋地域の持続可能な成長と繁栄を促進するとともに、APECにおける我が国のプレゼンスを高め、経済・社会分野での国益を保護すること

(2) 日・EU経済関係及び国際的課題に対する日・EU協力を推進すること

# 4 経済安全保障の強化

エネルギー,鉱物、食料、漁業を巡る問題への効果的な対応を通じ、これらの資源の持続可能な形での安定供給を確保すること

#### 5 海外の日本企業支援

日本企業の利益の増進に対する側面的支援を強化すること、及び対日投資・対外投資の促進等を通じて日本経済を活性化させること

施策の 予算 額・執	区	分	21年度	22年度	23年度	24年度	
が発 額・執 行額等		当初予算 (a)	600, 640	9, 712, 555	303, 305	305, 633	
	予算の 状況	補正予算 (b)	△165	0	0	-	
	(千円)	繰越し等 (c)	0	0			
		合計 (a+b +c)	600, 475	9, 712, 555			
	執行額(千円,d)		485, 935	4, 584, 684			

備考:22年度の予算額・執行額については,我が国がAPEC議長国であったことから, APEC関連会合の 本邦開催経費を含む。

施策に 関係す る内閣

なも

の)

#### 1 多角的自由貿易体制の維持・強化と経済連携の推進

- (1) 多角的自由貿易体制の維持・強化
- ·第177回国会施政方針演説(平成23年1月24日)

の重要 「開国の具体化は、貿易・投資の自由化、人材交流の円滑化で踏み出します。このため、包括的な経 政策 済連携を推進します。経済を開くことは、世界と繁栄を共有する最良の手段です。我が国は、そう強 (施政 く認識し、戦後一貫して実践してきました。この方針に沿って、WTOドーハ・ラウンド交渉の妥結に 方針演 よる国際貿易ルールの強化に努めています。」 ・「包括的経済連携に関する基本方針」(平成22年11月7日) (http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/policy20101106.html)

(2) 経済連携強化に向けた取組

・第180回国会施政方針演説(平成23年1月24日)(抜粋)

「まずは、アジア太平洋自由貿易圏、いわゆるFTAAP構想の実現を主導し、高いレベルでの経済連携を通じて自由な貿易投資のルールづくりを主導することが、こうした戦略的な対応の先駆けです。日韓・日豪交渉を推進し、日中韓やASEANを中心とした広域経済連携の早期交渉開始を目指すとともに、環太平洋パートナーシップ協定、いわゆるTPP協定への交渉参加に向けた関係国との協議を進めていきます。併せて、日EUの早期交渉開始を目指します。」

#### 2 国際経済秩序形成への積極的参画

・第176回国会所信表明演説(平成22年10月1日)

「国際社会が直面するグローバルな課題の解決に向け、先頭に立って貢献することが不可欠です。」 ・第177回国会外交演説(平成23年1月24日)

「グローバルな課題を解決するため、G8・G20等における議論に積極的に参加し、主導していきます。」

• 第179回国会所信表明演説(平成23年10月28日)

「来るべきG20では、欧州発の世界経済危機の封じ込めに、日本としての貢献を示します。」

# 3 重層的な経済関係の強化

・包括的経済連携に関する基本方針(平成22年11月6日閣議決定)

「特にアジア太平洋地域は我が国にとって、政治・経済・安全保障上の最重要地域であり、この地域の安定と繁栄は死活的な問題である。アジア太平洋自由貿易圏 (FTAAP) は、我が国と切れ目のないアジア太平洋地域を形成していく上で重要な構想であり、取り分け本年はAPEC議長として、同構想の実現に向けた道筋をつけるため強いリーダーシップを発揮することが必要である。」

「このため具体的には、アジア太平洋地域内の二国間EPA、広域経済連携及びAPEC内における分野別取組の積極的な推進に向け主導的な役割を果たし、アジア太平洋地域における21世紀型の貿易・投資ルール形成に向けて主導的に取り組む。」

• 第180回国会施政方針演説(平成24年1月24日)

「日韓・日豪交渉を推進し、日中韓やASEANを中心とした広域経済連携の早期交渉開始を目指すとともに、環太平洋パートナーシップ協定、いわゆるTPP協定への交渉参加に向けた関係国との協議を進めていきます。併せて、日EUの早期交渉開始を目指します。」

162

# 4 経済安全保障の強化

・第177回国会外交演説(平成23年1月24日)

「(中略)資源・エネルギー・食料の安定供給の確保のため、在外公館を通じた情報等の集約に努め るとともに、(中略)オールジャパンとして戦略的に各国との連携を強化していきます。」

# <u>5 海外の日本企業支援</u>

(1)知的財産権

「新成長戦略」(第3章Ⅲ.9)(平成22年6月18日閣議決定) 「知的財産推進計画2011」(戦略4③)(平成23年6月3日 知的財産戦略本部決定) 「日本再生の基本戦略」(4.(1)①)(平成23年12月24日閣議決定)

ゥ

(2)日本企業支援

「新成長戦略」−第3章Ⅲ. 6. 日本企業の海外展開支援(平成22年6月18日閣議決定)

「日本再生の基本戦略」-4. (1)①〈当面,重点的に取り組む主な施策〉〇パッケージ型イ ンフラ海外展開の拡充)(平成23年12月24日閣議決定)

ウ 第180回国会外交演説(平成24年1月24日)

「(中略)アジアを中心とした世界のインフラ需要は膨大です。高速鉄道、水、環境技術など、日本 の優れたインフラ技術を提供し、各国の発展を支え、共に成長するという「ウィンウィン」の関係を 構築していいきたいと考えます。(中略)日本企業の海外での活動を支えるためにも、海外で活躍す る日本国民の生命・身体・財産を保護し、利益の増進に努めます。」

(3) 対外投資の戦略的な支援

「新成長戦略」(第3章(3))ー貿易・投資の自由化・円滑化を促進する。

施策に 国際経済に関する取組 関する 目標の達成状 評価結 「目標の達成に向けて進展があった。」 況 施策に 多角的自由貿易体制の維持・強化と経済連携の推進 関する 目標の達成状 評価結 「目標の達成に向けて進展があった。」 況 (1) 輸出入額 測定指 (参考指標) (単位:千億円) 基準値 実績値 目標値 \*財務省貿易統計HPより引用 25年度 24年度 13年度 23年度 26年度 27年度 **1**)48. 9 (1)65.5①輸出額 **2**)42. 4 **2**)68. 1 ②輸入額 年度ごとの目標値 (2)経済連携協定(EPA)が締結 基準値 実績値 目標値 に至るまでの重要段階 25年度 22年度 23年度 24年度 26年度 27年度 ①共同研究が終了した数 <u>(1)</u>: 1 <u>(1)</u>: 3 ②交渉会合開催数 2:15 2:8 ③交渉が妥結した数 3:1 3: 1 ④署名した数 **4**): 1 **4**: 1 ⑤発効した数 **⑤**: 0 **⑤**: 2 ⑥委員会等開催回数 **6**:35 **6**:38 1 : 1 2:10 3: 1 年度ごとの目標値 **4** : 1 **⑤**: 1 **6**: 35 (3) WTO 国際貿易ルールの強化、イ 既存ルールの実効 年度ごとの目標 的運用 ドーハ・ラウンドの妥結に向けた交渉への貢 献 基準 紛争解決手続等の各種枠組の活用による. 保 護主義的な貿易政策の抑止 WTOドーハ・ラウンドの平成23年中の妥結を ドーハ・ラウンド交渉の妥結を 目指し議論が行われ、我が国は、二国間での会合 目指し,我が国として貢献する。 等を積極的に行うなど、ドーハ・ラウンド交渉 紛争解決手続を積極的に活用す (DDA) の妥結に向けた交渉に積極的に貢献し るとともに、WTO各種委員会等を通 た。しかし、我が国のかかる努力にもかかわら じて保護主義的な貿易政策を抑止す ず、先進国と新興国の間の溝を埋めることはでき ず、年内の一括合意のみならず、後発開発途上国 (LDC) 向けの優遇措置を中心とした部分合意に ついても断念された。このような膠着状態が続く 中で、年末のWTO第8回定例閣僚会議(MC8)に 我が国から、枝野経済産業大臣、中野外務大臣政 務官及び森本農林水産大臣政務官が出席し、枝野 経済産業大臣から、日本は交渉を前進させるため の努力を惜しまない旨表明したほか、中野外務大 臣政務官から, DDAが膠着状況に陥った根本原因 を克服していく方途について、率直に議論する必 23年度

164

要がある旨表明するなど、閣僚レベルでも積極的

に交渉に貢献した。その結果、当面一括妥結の見

込みは少ないことを認めつつも、目標として一括

妥結は断念しないこと及び部分合意、先行合意等

の「新たなアプローチ」を探求することが合意さ

は、WTOの各種通常委員会の議題として、積極的

各国がとる保護主義的措置について、我が国

施策

の進

捗状

(実

れた。

イ

況

績)

		24年度 25年度 26年度 27年度	に取り上げ、各国による説明を求める他、かかる措置の是正・撤回を求めてきた。その結果、12月に開催されたMC8において、G20カンヌサミット及びAPECホノルル首脳会議での合意を踏まえ、政治的メッセージが全加盟国の合意を得て発出された。なお、我が国は、年に2回、WTOにおける保護主義モニタリング報告書の作成にも各種情報提供を行うなど全面的に、協力している。	ア 引き続き国際貿易ルールの強化 のために、我が国として貢献する。 イ 同上 同上 同上 同上
	目標		国際貿易ルールを維持・強化する。	F] ±
		<b>/</b> ∇ '★ '± 1		
		経済連続に関する	る以祖	年度ごとの目標
	基準	-	経済連携強化に向けた、EPA交渉・研究・検 討・実施・運用を推進	
	施の捗況(績策進状)実)	23年度	8月に日インドEPAが発効し、3月には日ペルーEPAが発効した。また3月には日モンゴルEPAの交渉開始で一致し、第1回交渉準備会合を開催した。日加EPAについても、共同研究を完了し、3月に交渉開始で一致した。機し、韓国との間では12月、2月と2回の会合を開催した。開始を12月に共同の間に対した。日期に対した。日間に対した。日間に対した。日間に対した。日間に対した。日間に対した。日間に対した。日間に対した。ASEANを中心に対したは11月に共同に対した。ASEANを中心とした広域の包括との時には、11月のASEAN関連首脳会談にといては、11月のASEAN関連に対した。「投資」に対した。「対したの間では、11月のAPECは	
		24年度		同上
		25年度		同上
		26年度		同上
		27年度		同上
	目標	_	世界の主要貿易国との間で,世界の潮流から見 て遜色のない高いレベルの経済連携を進める。	
施関評果	評価系	吉果に関	【総括】 1 我が国は、これまでGATT/WTO の多角的自由貿実現してきた。引き続きこの体制を維持・強化の勇実現することは、我が国の繁栄のみならず、世界系促進にも必要な施策である。さらし、WTO 紛争解決性をもたらす柱であり、基づき過切に解決し、必要がき同制度に積極的に関与・参画していくのEPA/FTA 網は遅れている。市場として成長が期待できる向は遅れている。市場として成長が期待できる向にとれが国の経済関係を深化させ、将来にきる時にとが必要であり、これまでの姿勢から大きく路のとなる競争力強化等の抜本的な国内ない高いレベルの目で、世界の潮流から見て遜色のない高いした。	べく、現在交渉中のドーハ・ラウン 更なる貿易自由化やルールの整備発 経済全体の発展、また途上国の開発 決制度は、WTO 体制に信頼性、安定 え、同制度の下でWTO 加盟 ましいルールを定着させるべく、 がある。 が拡大している一方、我が国の取組 ア諸国や新興国、欧米諸国、の取組 ア諸国や発展基盤を再構築していめ の成み、高いレベルの経済連携に必 的に推進しつつ、世界の主要貿易国

- 2 測定指標1及び以下に示すとおり、一部目標を達成するとともに施策全般で着実な進展が見られた。
- (1) DDA交渉が米国と新興国との対立から膠着状態にある中で、我が国は、右交渉の成功裡の妥結を目指し、交渉に積極的に貢献してきた。そのような中で、我が国から枝野経済産業大臣、中野外務大臣政務官及び森本農林水産政務官が出席したMC8において、「新たなアプローチ」を探求することで合意することができ、目標の達成に向けて進展があったと考える。また、同会合において、我が国の積極的な働き掛けもあり、G20カンヌサミット及びAPECホノルル首脳会議での合意を踏まえ、政治的メッセージが全加盟国の合意を得て発出され、保護主義抑止に関しても一定の成果があったと言える。
- (2)東日本大震災の影響があったが、「政策推進の全体像」(平成23年8月15日閣議決定)や「日本再生の基本戦略」(平成23年12月24日閣議決定)の考え方に沿って、「包括的経済連携に関する基本方針」に基づき、関係諸国との経済連携強化に向け取り組み、主要各国・地域との間のEPAの交渉・研究・検討を更に推進するとの成果をあげることができた。

各国とのEPA/FTA(経済連携協定/自由貿易協定)については、23年度には8月に日インドEPAが発効し、3月には日ペルーEPAが発効した。また3月には日モンゴルEPAの交渉開始で一致し、第1回交渉準備会合を開催した。日加EPAについても、共同研究を完了し、3月に交渉開始で一致した。豪州との間では12月、2月と2回の会合を開催し、韓国との間では5月に交渉再開に向けた局長級事前協議を1回実施した。日中韓FTAについては12月に共同研究が完了したほか、コロンビアとは11月に共同研究を開始した。ASEANを中心とした広域の包括的な経済連携については、11月のASEAN関連首脳会談において、日中の共同提案を踏まえ、ASEAN諸国と域外関係国との間で順次、「物品貿易」、「サービス貿易」、「投資」に関する新たな作業部会が立ち上げられることとなった。環太平洋パートナーシップ(TPP)協定については、11月のAPECにおいて、交渉参加に向けて関係国との協議に入る旨表明し、関係国との協議が一巡した。

3 限られた予算や人的資源を効率的に活用し、上記2のとおり施策全般で進展が見られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

#### 【課題】

- 1 WTOドーハ・ラウンド交渉については、引き続き成功裡の妥結に向けたコミットメントが必要である。また、紛争解決手続に当事国及び第三国として参加している案件については、多角的自由貿易体制の信頼性と安定性の確保の観点から、WTOルールの適切な運用を主張することが引き続き望まれるとともに、保護主義の抑止にも貢献していく必要がある。
- 2 EPA/FTAについては、引き続き、「包括的経済連携に関する基本方針」に基づき、主要な貿易相手国・地域との包括的経済連携強化のため、交渉を通じた高いレベルの経済連携の実現及び経済連携に関する研究・検討の促進に取り組む必要がある。また、これまでの交渉の結果、多数のEPAが発効に至っており、これら発効済みEPAの着実な実施に取り組む必要がある。

#### 【今後の方針】

- 1 ドーハ・ラウンド交渉については、米国、EU、中国、ブラジル、インド等、主要国の動向にも留意しながら、交渉の状況を踏まえつつ、引き続き、APEC貿易担当大臣会合(5月)等の閣僚レベルでの議論の機会を活用しながら、成功裡の妥結を目指して精力的に取り組んでいく。また、保護主義の抑止について、G20やG8等における首脳間での機会も見据えつつ、引き続きWTOにおける監視を支持し、我が国として積極的な貢献を行う。さらに、紛争解決手続への当事国及び第三国案件への参加を通じて、多角的貿易体制の信頼性及び安定性を確保するとともに、WTOルールに基づく我が国の利益を確保するよう努める。
- 2 EPA/FTAについては、交渉を通じた高いレベルの経済連携の実現及び経済連携に関する研究・検討の促進に取り組む必要がある。また、これまでの交渉の結果、多数のEPAが発効に至る中、これら発効済みEPAについては、協定の着実な実施に取り組む。具体的な取組としては、アジア太平洋自由貿易圏(FTAAP)構想の実現を主導し、高いレベルでの経済連携を通じて自由な貿易投資のルールづくりを主導する。日韓・日豪交渉を推進し、日中韓やASEANを中心とした広域経済連携の早期交渉開始を目指すとともに、環太平洋パートナーシップ協定、いわゆるTPP協定への交渉参加に向けた関係国との協議を進めてゆく。

施策に	2 国際経済秩序形成への積極的参画									
関する 評価結 果	目標の	D達成状	  「目標の達成に向けて	相当な進	展があっ	た。」				
測定指標	(1)様々な活動や政策提言, 文書への我が国の考え方の反映(			基準値			実績値			目標値
	め、月1回ペースで開催されるOECD 理事会(最高意思決定機関)へ参加 (年1回開催される閣僚理事会を含む)。		例年	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	_	
			13回	14回					_	
	年度ごとの目標値				13回	13回	同左	同左	同左	
	(2)	G8 • 6	G20サミットにおける我				年度ごと	の目標		
	総理による発信,他 意見交換の実施,及び え方の反映,準備過程			成果文書	等への我					
	施の捗況(績策進状)実)	23年度	はわ災にうはを全よ5気と理考 がたり要旨理(献度AS第す済ン社換我のようなではわ災にうはを全よ5気と理考 がたり要旨理(献度AS第す済ン社換我のののでででででででででででででででででででででででででででででででででで	がでし帯東ジ明故をそッ間わっと参点すを・全通急万に議述改・き発国は,が・アしの最のトのれっ(1画とる前貿障た態ルのTIた,ネ首がよ,各示北のた経高他,率、「1しな一提易障た態ルのTIた,ネ首がり菅国さア経。験水,政直成「),る方にに†掲げの協CA。グル脳行	積総首れフ験さを準世治な果(「政中,必つ吸用に緊DDそロギ間極理脳たリをら踏に界問意文)に策で合要いシ性め急及)の一一の的(か。カ踏にま高経題見書)は協,意なてス向の支びを他バ・率な当らまにま,えめ済,交に て調野の協はユヘ伊援平日,ル気直	発時はたつえ原,る・ア換我(もに田履力)ない)のなる世・候の信)我,い,子菅た貿フ及が、,貢総行を野、の備実5で界ガ変意がはが「て支力総め易リび国、「献理が行田、「青施年開経バ動見行震国ア、援安理の,力総の もしよ重う総 制,に催善ナ,交	G20カボ、せ 8 2 3 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	マ・ ・ ・ ・ ・ ・ そ文 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	ッで我 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ の を も の の の の の の の の の の の の の の の の の	1裏発えを表える では、
		24年度					施ををさロ24デカボテい映たア度ビスがいいでいいいいかいかいかいかいかいかいかいかいかいかいかいかいかいかいかいかい	し、 、 果る。 G20+ 産催させ に は に に に に に に に に に に に に に	中には、23年の たまででででである。 では、からでは、からのでは、からのでは、 では、からのでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	的な発信 の考え開催 )フォ と ン と ン な な な な な こ な こ ス よ に よ に り て も し っ こ り こ り こ り こ り こ り こ り こ り こ り こ り こ

25年 26年 27年 目標 - (3) 0EC 基準 -	∓度 ∓度 — CDIこお	G8, G20サミットの我が国の考え方を反映した形での成功裡実施に向け最大限貢献する。  おける我が国の貢献 様々な活動や政策提言の実施及び成果文書への我が国の考え方の反映 (1) 23年度のOECD閣僚理事会はOECD設立50周年を記念する会合となり、菅総理(当時)が我が国総理として初めて閣僚理事会に出席し、OECD設立50周年記念行事においてスピーチを行った。また、OECDの今後の活動方針について述べた「構想声明」(ヴィジョン・ステートメント)や、議長国明」(ヴィジョン・ステートメント)や、議長国の考える場合で表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を	の成功裡の実施への貢献及びその他
施の捗況(績策進状 実)	丰度	(2)が表表のでは、一型では、大型では、 (2)がある。 (2)がある。 (2)がののでは、一型では、 (3)がののでは、 (4)がののでは、 (5)がののでは、 (5)がののでは、 (6)がののでは、 (6)がののでは、 (6)がののでは、 (6)がののでは、 (6)がののでは、 (6)がののでは、 (6)がののでは、 (6)がののでは、 (6)がののでは、 (6)がののでは、 (6)がののでは、 (6)がののでは、 (6)がののでは、 (6)がののでは、 (6)がののでは、 (6)がののでは、 (6)がのでは、 (6)がでするが、 (6)がでするが、 (6)がでするが、 (6)がでするが、 (6)がでするが、 (6)がでするが、 (6)がでするが、 (6)がでするが、 (6)がでのでいて、 (6)がでするが、 (6)がでが、 (6)がでするが、 (6)がでするが、 (6)がでするが、 (6)がでするが、 (6)がでするが、 (6)がでは、 (6)がでするが、 (	
24年	丰度		昨年のOECD設立50周年の成果のフォローアップとともに、非加盟国との関係強化を含めOECDにおける記活動へ引き続き積極的に参加する。
25年 26年			OECDにおける諸活動へ積極的に参加する。 同上
20年 27年			同上
目標 -		我が国としてOECDにおける諸活動へ最大限の貢献を行う。	

する総括

# |評価結果に関|【総括】

1 G8サミットでは、23年度のG8ドーヴィル・サミットにおける議論に積極的に参加し、世界経済、原子力安全、政治情勢など多様な分野で我が国の考え方を反映させた。G20サミットでは、23年度のG20カンヌ・サミットにおいて積極的に議論に参加し、世界経済、開発、貿易等の分野で我が国の考え方を反映させた。両サミットにおける貢献を通して、経済分野を含む各領域における国際秩序形成に一層の前進が見られ、目標の達成に向けて相当な進展があったと考える。このように、価値観を共有する主要先進国の集まりであるG8サミット及び新興国を含む政策調整の場であるG20サミットに積極的に参加し、国際的な議論を主導することは、我が国にとって望ましい国際経済秩序を形成する上で、必要かつ有効な施策である。また、G8サミット及びG20サミットを始めとした多国間の枠組みの下で、積極的に議論に参加した結果、成立した合意は、同時に多くの国に影響を与えており、とられた手段は適切かつ効率的である。(測定指標2(2))

2 23年度のOECD閣僚理事会はOECD設立50周年を記念する会合となり、菅総理(当時)が我が国総理として初めて閣僚理事会に出席し、OECD設立50周年記念行事においてスピーチを行った。また、OECDの今後の活動方針について述べた「構想声明」(ヴィジョン・ステートメント)や、議長国である米国がとりまとめた「議長総括」では、我が国の考えを着実に反映させることができた。

我が国は、同閣僚理事会や各委員会の活動に加え、東南アジア等の非加盟国に対するアウトリーチ活動にも積極的に取り組み、これら諸国とも関係を更に強化した他、新規加盟候補国であるロシアについても、加盟審査プロセスに一層積極的に貢献した。これらにより、国際社会の経済秩序の形成は一層の前進を見ることができ、目標の達成に向け状況は大きく進展したと考える。(測定指標2(1),(3))

#### 【課題】

1 G8・G20サミットについては、23年度のフォローアップを確実に行うとともに、24年度のG8キャンプデービッド・サミット及びG20ロスカボス・サミットの成功に向け、引き続き国際的議論を主導していくことが必要である。

2 0ECDでは、新規加盟候補国ロシアの加盟審査への取組や、非加盟国との関係強化を目的とした様々な活動に引き続き取り組み、持続的成長を実現するための国際的な取組に更に貢献することが必要である。

#### 【今後の方針】

国際社会の優先的課題に引き続き取り組むとともに、新たな課題についても国際経済秩序の形成、政策提言に積極的に参画する。具体的には、23年度に開催されたG8・G20サミットのフォローアップを確実に行うとともに、24年度に開催されるG8キャンプデービッド・サミット及びG20ロスカボス・サミットの成功に向け、引き続き国際的議論に貢献していく。また、OECDについても同様に、国際社会の優先的諸課題や新たな課題に引き続き積極的に取り組むとともに、国際経済秩序の形成及び政策提言に貢献する。

+										
施策に 関する			経済関係の強化							
評価結果	況	D達成状	「目標の達成に向けて	進展があ	った。」					
測定指			おける域内貿易依存度	基準値 基準値			実績値			目標値
標	(参≉	き指標)		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
					集計中					
	年度ごとの目標値					_	_	_		
	(2)	APEC(= a	おける諸活動への貢献				年度ごと	の目標		
	基準	_	横浜ビジョンで掲げ							
	23年度 施の捗況(績) 実) 24年度		平お「リ促しこ同含容の②等で貿別が、と宣め等イをイで、、と宣め等イをイで、、と宣め等イをイで、、、と宣め等イをイでで、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	AP及びとホー記実たが的の負成めの質「てルー先すー易無めの年環優易規積ルー課る・・差の低末境	先の制極宣(題こ)投別共減ま物課拡収的言(にと)資か通にで品題大斂に」(関に)をつ原資にで」及議に(し合)制市則す5サ	あ び論合 意 限場」る%っ②協に意 以し す主 製以た「力貢す 下た る導 品下①グの献る を内 こ型 ま	「我にべ項る 横がわきを。 平ま) 成えへ でえへ でえたの	ジ長AP)す 年 ロ 積 年 ロ 積 に で し ま め	長(取てえ, 長平協推で注りとて積 と成力進あ:まし掲極 し24をにる平とてげ的 て年通貢	成22たり優協
		25年度					「横浜 更なる具	ビジョン	」で掲げ け, 域内	た内容の
		26年度					同上			
		27年度					同上			
	目標	27千皮	<u>│</u> ■ 域内での経済協力関	厄太继性	. & 屋 + .	<b>μ</b> Ζ	IHI그			
		רוווי		水で作1寸	・元成で	اد می <sub>ه</sub>	年度ごと	<b>の</b> 日博		
		EU 2 ())	対話を通じた関係強化	407-	1.º > <i>F</i> ~	\ r <del>t</del> 1+/ <del>-</del>	平及こと	の日保		
	基 施の捗況(績 策進状 実)	23年度	日EU・EPA交渉のため 第20回日EU定期首脳 共有された関心事項を なEPAの交渉のためのえることで合意した。 ことで合意した。 この結果、交渉の この結果、交渉の この結果、交渉の で の結果の で の が で が で が が が が が が が が が が が が が	協取るれ議と方こで扱り一を野のので扱いの場所の関結でいまりののは無いののは果	日EU双方 の ア ア ア ア で ア ス の で 、 の で に 、 に 、 に に 、 に に に に に に に に に に に に に	の つ で 記 が で に に に に に に に に に に に に に	「EPA交流 に合意す	歩のため <i>の</i> る。	・ 首脳協議 ウプロセス	、開始」
		24年度					を完了さ	せ、交渉	かのスコー を開始す ・早期に妥	る。
		25年度						高いレベ	ルでの経	
		26年度					同上			
		27年度					同上			
	目標	_	日EU・EPA交渉を早期 レベルでの経済連携を			:の高い				

# 評価結果に関する総括

【総括】

- (1) APECはアジア太平洋地域の21のエコノミーが参加し、世界人口の約4割、世界全体のGDP及び貿易量の約5割を占めている。我が国の貿易相手としてもAPEC域内の諸エコノミーが約7割、APECの域内貿易依存度が約7割と、相互依存関係は極めて強い。我が国の一層の発展及び安定のためには、APEC 地域の各エコノミーとの経済協力を深め、国際ルールの普及や価値観の共有を促進することが重要な課題である。
- このような背景の下、APECの枠組みを活用し、経済分野だけではなくテロ、感染症対策などの幅広い分野の協力に関し、年1回開催されるAPEC閣僚会議・首脳会議での成果に向け、APECでの活動を主導していく必要がある。
- (2) 我が国とEU は、民主主義、市場経済等の基本的価値を共有し、国際社会の課題に対して特別の責任を有しており、経済分野のみならずグローバルな課題を含む様々な分野において包括的なパートナーとして一層効果的な協力関係を構築していく必要がある。
- 2 測定指標3及び以下が示すとおり、目標に向けて進展があった。
- (1) 平成23年にホノルルで開催されたAPEC首脳会議においては、本年の米国APECの優先課題であった①「地域経済統合の強化及び貿易の拡大」、②「グリーン成長の促進」及び③「規制収斂及び協力の促進」に関して議論を行い、首脳宣言として「ホノルル宣言」に合意することができたのは、大きな成果であった。右に対し、我が国も「世界の成長センター」たるアジア太平洋地域の活力を我が国の再生に取り込んでいく観点から、議論に積極的に貢献した。
- 特に、同宣言において、上記優先課題に関し、以下を含め、各エコノミーが実施する ことに合意した内容等について確認することができたのは、有意義であった。
- ア イノベーション政策が貿易・投資を制限することを防ぐための「効果的、無差別かつ市場主導型のイノベーション政策のための共通原則」
- イ 環境物品(環境への負荷の低減に資する製品等)に関する関税を平成27年末までに5%以下までに削減することを含め、環境物品・サービスの貿易投資の自由化のための措置
- (2) 第20回日EU定期首脳協議(平成23年5月)において、EPAの交渉の範囲及び野心のレベルを定める作業(スコーピング)の早期の実施について合意された。これを受けて、平成23年7月から平成24年3月まで、局長級協議(5回)を含む事務レベルの協議及び電話会議が随時開催された。スコーピング作業を通じて、日EUが、関税、非関税措置、サービス、投資、知的財産競争および政府調達を含む双方の全ての関心事項につき理解を深めるという点で極めて有効であった。なお、その後、平成24年5月の局長級協議を経て、スコーピング作業の成果文書は実質的に固まったなど着実な進捗を見ている。
- 3 限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し、上記2のとおりの進展が見られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

# 【課題】

1

- (1) 今後, APECにおいては、「世界の成長センター」たるアジア太平洋地域の活力を我が国の再生に取り込んでいく観点から、横浜ビジョン、ホノルル宣言を着実に実施し、地域経済統合・経済成長に向けた具体的成果を追求していくことが重要である。
- (2) 平成24年APEC議長を務めるロシアへの協力をとおし、域内での経済協力の推進に貢献することが求められる。
- (3) 平成22年日本APEC, 平成23年米国APECの成果を踏まえ, 平成24年APEC議長を務めるロシアが定めた優先分野(貿易・投資の自由化及び地域経済統合, 食料安全保障の強化, 信頼できるサプライチェーンの構築, 革新的成長促進のための緊密な連携)での進展を目指すことが必要である。
- 2 EUは、平成23年時点で世界のGDPの約25%を占め、世界貿易の約33%(うち域内貿易は約21%)を占めており、世界経済におけるEUの重要性は依然減じていない。今後は、日EU双方の経済成長に資するものとして、日EU・EPAの早期の交渉開始を実現し、安定した国際経済秩序の構築に努める必要がある。

#### 【今後の方針】

1 平成24年APEC議長を務めるロシアが定めたAPECの優先分野(貿易・投資の自由化及び地域経済統合、食料安全保障の強化、信頼できるサプライチェーンの構築、革新的成長促進のための緊密な連携)について、我が国として協力する。

2 高いレベルのEPAを多角的・戦略的に実現していくとの我が国の包括的連携協定に 関する基本方針に基づき、EUとの高いレベルのEPA実現に向けて、交渉の早期開始・妥 結を目指す。

施策に	4 経済安全保障の強化									
関する 評価結	目標 <i>0</i> 況	D達成状	「目標の達成に向けて	進展があ	った。」					
果 測定指		咨语。	エネルギーに関連する		7,20 3		中结估			口無法
標			国間の枠組み等におけ	基準値	00左曲	0.4左曲	実績値	06左曲	07左帝	目標値
	る国際	祭会議・†	協議への出席件数	23年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	_
	年度-	ごとの目れ	<b>西</b> 店	43件	43件 約40件	約40件	同左	同左	同左	
			<sub>宗厄</sub> 業管理機関の年次会合	基準値	ポリサレー	ポリサレー	実績値	円在	川工	目標値
		の出席件		23年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
				14件	14件	7 .0 2	7 2	, , , , ,		_
	年度こ	ごとの目れ	票値		基準値 と同程 度	同左	同左	同左	同左	
	(3)	我が国	への資源・エネルギーの	の安定供給	の確保		年度ごと	の目標		
	基準	-	資源・エネルギーの 際機関や多国間の良好 外交上の戦略的基盤の 会の実現に向けた我が 再生可能エネルギー技	かつ安定 維持・強 国の優れ	的な協力 化,及び	枠組みや 低炭素社				
	施の捗況(績策進状)実)	23年度	資に 資に で で で で で で で で で で で で で	ドCT (市のた資戦 ネ観ッ式IR地等ー), ITの急ま・の ギか (立)興よフG)透時たエあ ーらIP ちのにる	- 3 手明対、ネリ の、EE上)向まー G20頁のの外ギに 及際をっしたづけたの、前向た公一つ 促省通に積にく	(I採を上め館のい 進工1回1種再り)産通価環略益議 化ルは再り可テー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	多極源略ち献間かネ検げるのつル討る。	主導的に ギー ボー ボー ボー ボー ボー ボー ボー ボー ボー ボー ボー ボー ボー	に参益。動におかなさに積	議献向4的に、たに貢
		24年度					多国間の 極的かつ	EF,G8 枠組み等 主導的に	における	議論に積
		25年度					同上			
		26年度 27年度					同上			
		21年度	   関連する国際機関や	多国問の	枠組みで	の議論に	旧工			$\overline{}$
	目標	ı	積極的かつ主導的に参源・エネルギーの安定 が国の優れた省エネル 技術を普及を図る。	加·貢献 供給確保	し,我が  を図る。	国への資 また, 我		/		
	(4)	我が国	及び世界の食料安全保障	章の強化			年度ごと	の目標		
	基準	-	多国間協調や国際機 我が国及び世界の食料							

	の進 捗況 実	23年度		安定的食糧供給に向け、関連するマルチの枠組み等における議論に積極的かつ主導的に参加・貢献する。
	績)	24年度		同上
		25年度		同上
		26年度		同上
		27年度		同上
	目標	-	関連する国際機関や多国間の枠組みでの議論に 積極的かつ主導的に参加・貢献し、我が国及び世 界の食料安全保障の維持・強化を図る。	
		海洋生物 権益の確何		年度ごとの目標
	基準	1	地域漁業管理機関等における漁業資源の保存・ 管理のための取組の実施・促進	
	施の捗況	23年度	大西洋まぐろ類保存国際委員会(ICCAT)においては、新たにキハダの漁獲可能量が設定されたほか、ICCATのルールに反する漁獲物の流通防止をより確実にするため、クロマグロの漁獲証明書の電子化等について作業を推進していくことが決定された。我が国はこれらの議論に積極的に参加・貢献した。捕鯨については、第63回IWC年次会合において、シー・シェパードによる日本の鯨類捕獲調査船に対する妨害行為に関して、「海上の安全に関する決議」が採択され、IWCの機能改善に向けた「IWCの将来」に関する対話を継続することとされた。また、調査捕鯨への妨害行為に関し関係国に必要な措置を要請した。	ICCATを始めとする漁業交渉を主導し協議を継続する。
	(実 績)	24年度		漁業交渉を主導し、協議を継続する。特に、地域漁業管理機関等の年次会合等の協議において、我が国の立場に対する理解と支持を確保しつつ、漁業交渉を主導する。
		25年度		漁業交渉を主導し,協議を継続す る。
		26年度		同上
		27年度		同上
	目標	_	国際的資源管理に向けた協力の進展	
施策に 関する 評価結 果		吉果に関 総括	【総括】 1 我が国は、エネルギー・鉱物・食料等、国民会に依存しており、資源安全保障の維持・強化は我なる。また、我が国は世界有数の漁業国であると同じた中、世界的な金融危機後、再び資源価格の歴史の資源需要の増大、資源ナショナリズムの昂揚、資により、資源を巡る基本的枠組みは移行期にある。国との関係強化を図るとともに、エネルギー効率のを始め、世界全体の責任ある資源開発・利用に向し	が国の基本的外交目標の一つであ 時に、水産物輸入国でもある。こう 史的高騰に見られるとおり、新興国 資源開発企業の寡占化、気候変動等 日本の強みを生かす形で資源産出 の向上や再生可能エネルギーの普及
			必要である。	

- 2 測定指標4及び以下のとおり我が国の経済安全保障の強化という目標に向け進展があったものと考える。
- (1) 我が国への資源・エネルギーの安定供給の確保

ア 世界的な金融危機後、エネルギー・鉱物資源価格が再び高騰する中、国際エネルギー機関(IEA)、国際エネルギー・フォーラム(IEF)、エネルギー憲章条約(ECT)、G8、G20等への貢献を通じて国際的なエネルギー市場の透明性の向上や価格の安定化、供給途絶時の緊急時対応のための環境整備を図った。

特に、平成23年6月、我が国は、リビア情勢等に起因する世界的な石油需給の逼迫の可能性を踏まえ、IEA加盟国と協調して石油備蓄の取り崩しを実施し、石油市場の安定化に寄与した。また、同年10月開催のIEA閣僚理事会において、緊急時対応システムの拡大・改善等によるエネルギー安全保障の強化、エネルギー供給の多角化の促進、エネルギーアクセスの改善、非加盟国との協力強化等について合意した。さらに、平成24年3月開催のIEF第13回閣僚級会合において、エネルギー市場の透明性の更なる向上、石油のみならずガスも含んだJODI(共同機関データイニシアティブ)の一層の拡充の必要性や官民協力、地域的な枠組での対話の促進等の重要性を確認した。責任ある資源開発に向けて、採取産業透明性イニシアティブ(EITI)に対して初となる財政支援を実施し、国際的枠組みを活用した外交的取組の推進にも努めた。

イ 11月に開催された第19回APEC首脳会議では、将来のグリーン成長目標の進展に向け、各分野におけるエネルギー効率性の促進や非効率な化石燃料補助金の見直し、APEC全体のエネルギー集約度を平成47年までに45%削減する目標設定等について合意した。また、4月開催の第1回総会で本格始動した国際再生可能エネルギー機関(IRENA)においては、我が国は理事国として同機関の活動に積極的に貢献し、平成24年1月開催の第2回総会では浜田外務大臣政務官が副議長を務めるなど、再生可能エネルギーの普及及び持続可能な利用の促進を目的とする同機関の活動に積極的に取り組んだ。さらに、被災地復興に向けた、再生可能エネルギーの導入促進等によるまちづくりをテーマに、福島県において国際エネルギー・セミナーを経産省・環境省と共催し、国内外の専門家、関係国際機関、在京大使館、企業、地元住民等約430名の参加を得た。

ウ 「資源確保指針」,「新成長戦略」に基づき,要人往来,経済協力等を戦略的に進めたほか,エネルギー・鉱物資源に関する在外公館戦略会議を開催し,我が国のエネルギー・鉱物資源の権益確保における知見及び経験の共有を実施し,具体的な資源確保戦略等について議論を深めた。また,サハリン島沖合や東シベリア地域,イラク,モザンビーク等における石油・天然ガス等の開発生産やベトナム,インド等におけるレアアース開発に関する官民一体の取組等を通じ,資源・エネルギー供給源の多様化に努めた。

# (2) 我が国及び世界の安全保障の強化

平成22年頃から上昇した食料価格が依然として高止まりしており、G20において、食料価格の乱高下に対応すべく、農業市場情報システムの設立をはじめとする取組を実施することが合意され、我が国からもASEAN食料安全保障情報システム(AFSIS)を通じた貢献を行った。また、G8ラクイラサミット以降我が国が主導している責任ある農業投資の原則の実用化に向け、世銀等の国際機関が行っている同原則の実用化に向けたパイロットプロジェクトを世銀PHRD基金を通じ支援すると共に、同原則に関する議論を加速させるべく、各国への働きかけ等を行った。

- (3)海洋生物資源の適切な保存及び持続可能な利用並びに我が国権益の確保 我が国が漁業資源の保存管理措置の強化に向けた国際協力を主導することにより、 上記測定指標4(5)のようにICCATにおけるキハダの漁獲可能量の設定やクロマグロ の漁獲証明書の電子化についての決定等の成果をみることができた。更にIWCにおいて も、シー・シェパードによる日本の鯨類捕獲調査船に対する妨害行為に関して、「海 上の安全に関する決議」の採択等の成果を上げることができた。
- 3 限られた予算や人的投入資源を活用し、上記2のとおり進展が見られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

#### 【課題】

- 1 海外からの輸入に依存している我が国にとっては、資源・エネルギーの主要供給国との関係の維持・強化や供給源の多角化の重要性が高まっており、資源・エネルギーの安定供給確保に向けた外交的取組の強化を進めることが必要である。また、我が国の高い技術力を活かし、「省エネ」「創エネ」「蓄エネ」の最先端モデルを世界に発信することが求められる。
- 2 引き続き漁業交渉を主導的に進めていくとともに、漁業分野における国際協力を推進する。

# 【今後の方針】

- 1 供給国における資源ナショナリズムの台頭や不安定な治安・情勢に、東日本大震災の影響も加わり、エネルギーの安定供給確保がより重要な課題となる中、我が国の資源・エネルギーの安定供給を確保し、国際的なエネルギー市場の安定化を図るため、外交上の戦略的基盤や国際機関や多国間の良好かつ安定的な協力枠組みの維持・強化を通じて、我が国のエネルギー安全保障の強化に引き続き努める。また、低炭素社会の実現に向け、我が国の優れた省エネや再生可能エネルギー技術の普及や、それに資する対外発信を強化する。
- 2 我が国の食料安全保障を実現するため、FAO、IGC等関連国際機関との連携の強化、食料供給国との友好関係の促進等に引き続き取り組む。また、海外における「責任ある農業投資」の行動原則の策定及びその具体化に取り組む。
- 3 マグロ漁業、捕鯨等について国際的な漁業管理に引き続き取り組む。

施策に	5 海外の日本企業支援									
関する 評価結 果	目標 <i>0</i> 況	票の達成状 「目標の達成に向けて進展があった。」								
<u>果</u> 測定指			_ 産権保護に関する在外	基準値			実績値			目標値
標	公館0	公館の相談対応件数			23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	_
					250					_
		ごとの目標			_	200件				
			館における日本企業支	基準値			実績値			目標値
	援実績件数			19年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
				8, 316件	19, 658	17 000				
		ごとの目標			_	17, 000 件				
			接投資 (参考指標)	基準値		実績値(.	単位:100	万ドル)		目標値
	* JETROホームページより引用			23年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	_
				115, 732	115, 732					
		ごとの目標					-		_	
	(4)	海外に	おける知的財産権保護引	<u>'</u>		LOTAL ±	年度ごと	の目標		
			ア 偽造品の取引の防 含む、国際的な取組を							
	基準	_	進							
			イ知的財産に関する					/		
			ウ 在外公館における							
			「知的財産推進計画 署名式を我が国におい						した国際 権保護の	
		23年度	8ヶ国及びEUが署名を	終えると	ともに, ;	締結に向	る。	7000000	1年  不・反・ソ	に圧さ四
			けて必要な作業を進め						を通じて	
			る知的財産担当官等を 日韓、日米、日EU間で						び模倣品を促進す	
			他, G8サミット, AF						的財産権	
			間での模倣品・海賊版						いて知的	
			けを行う一方、WTO・T 権機関(WIPO)等にお	KIPS埋事 ける議論	会や世界: に参画し	知的所有			本省, 在: 交換, 連:	
	施策		らの取組により、世界	・各国・各	地域より	た。これ 模倣品・	する。		文 沃 、 连	150円に
	の進		海賊版による被害状況							
	捗状 況		品・海賊版対策のため また、模倣品・海賊版							
	(実		枠組みにつき、各国に							
	績)		つつあること等の効果							
		24年度					同上			
		25年度					同上			
		26年度					同上			
		27年度					同上			
			ア 国際的な取組を通	じた知的	財産権保	獲を促進				
			する。 イ 二国間対話等を通	じた知的	財産権問	語の対				
	目標	_	策・協力を強化する。					/		
			ウ 知的財産担当官会	:議等を通	じた知財	担当官の	/			
			対応を力強化する。							

情報提供     大震災発生後、各国における輸入規制や風評被	(5)	日本企	業支援強化に向けた取組	年度ごとの目標
書に関し、我が国からの働きかけ等の結果、規制して、各国の輸入制限や風評被害へが解除、権和され、また我が国からの輸出が回復対策及び、日本が考案に復旧・復傾向にあるなど、一定の成果があった。また、在「に向かっているとの情報発信を強好の姿態の日本企業のための具体的な支援として、ビジネス環境の整備、対地政府による不公平な持た。 選の場所との過程に、人脈形成や情報提供など官民共催での存外金館感の活用促進などの面で規制係機関との連携強化の他国内においても、緩光団体等との商・意見交換などの各種機会においても、経済団体等との意見交換などの各種機会においても、緩光団体の免難・関係・地方をともにニーズ把握に努め、インフラ案の推行の免難・関係の免難・関係・の免罪・関係を必能・関係・通知企業の工作の発生、自動を対策及び、日本企業の海外保護等でする。 ベストプラクティス等の事もが、完成、資産の輸入制限や風評政によりを存成して、由本企業の海外保護を支持を発展、対策及び、日本企業の海外保護を支持を発して、日本企業の海外保護を支持を発展、対策を対して、日本企業の海外保護を支持を表して、日本企業の海外保護を支持を表して、日本企業の海外保護を支持を表して、日本企業の海外保護を支持を表して、日本企業の海外保護を支持を表して、日本企業の海外保護を支持を表して、日本企業の海外保護を支持を表して、日本企業の海外保護を支持を表して、日本企業の海外保護を支持を表して、日本企業の海外保護を支持を表して、日本企業の海外保護を支持を表して、日本企業の海外保護を支持を表して、日本企業の海外保護を支持を表して、日本企業の海外保護を支持を表して、日本企業の海外保護を支持を表して、日本企業の海外保護を支持を表して、日本企業の海外保護を支持を表して、日本企業の海外保護を支持を表して、日本企業の海外保護を表して、日本企業の海外保護を表して、日本企業の海外保護を表して、日本企業の海外保護を表して、日本企業の海外保護を表して、日本企業の表し、日本企業の表して、日本企業の表し、日本企業の表し、日本企業の表して、日本企業の表し、日本企業の表して、日本企業の表し、日本企業の表して、日本企業の表し、日本企業の表して、日本企業の表し、日本企業の表して、日本企業の表して、日本企業の表して、日本企業の表して、日本企業の表し、日本企業の表し、日本企業の表し、日本企業の表し、日本企業の表し、日本企業の表し、日本企業の表し、日本企業の表し、日本企業の表し、日本企業の表し、日本企業の表し、日本企業の表し、日本企業の表し、日本企業の表し、日本企業の表し、日本企業の表し、日本企業の表し、工作を、日本企業の表し、日本企業の表し、日本企業の表し、日本企業の表し、日本企業の表し、日本企業の表し、日本企業の表し、工作を表し、日本企業の表し、日本企業の表し、日本企業の表し、日本企業の表し、日本企業の表し、日本企業の表し、企業の表し、日本企業の表し、日本企業の表し、日本企業の表し、日本企業の表し、日本企業の表し、企業の表し、企業の表し、企業の表し、企業の表し、、日本企業の表し、企業の表	基準	_	現地政府による不公平な待遇の是正、人脈形成や	
日本企業又接に関し、オールンの取組とである。オー関係領人を在外公館・関係出先機関等での報共有及び意思疎通を層落し、関連情報を整備する。また、各国の輸入制度を選集の両差を強性の対策及び、日本企業の海外展開を支援を強化する。では、日本企業の海外展開を支援を強化する。を発生を関する。    25年度	施の姓衆進士	23年度	害に関し、我が国からの働きかけ等の結果、規制が解除・緩和され、また我が国からの輸出た、 傾向にあるなど、一定のののののの動きが解除・緩和され、また我が国があった。 援いのののののののののののののののののののののののののののののののののののの	て、各国の輸入制限や風評被害への対策及び、日本が着実に復旧・復 対策及び、日本が着実に復旧・復 に向かっているとの情報発信を強イ することで、日本企業の海外展開る 支援する。
26年度   同上   同上   同上   同上   同上   同上   同上   同	捗況 (績)	24年度		パンの取組として,本省・関係省別と在外公館・関係出先機関等での情報共有及び意思は延子ィス等の事情し,関連情報を表現する。本人関連情報を整備評談書へ、対策及び、日本が着実に復興によりがっているとの情報発信を強化するとで、日本企業の海外展開を支持
27年度		25年度		同上
日標		26年度		同上
1		27年度		同上
投資協定について、ニーズに応えるべく交渉を 推進	目標	_		
世	(6)	対外投	資の戦略的な支援	年度ごとの目標
及びクウェートとの投資協定への署名を行った。 また、インドとのEPAを締結した。更に、日中韓 及び日イラク間の投資協定に関する交渉は実質合意に至った。その他、現在ミャンマーを含む6カ国との間で交渉又は事前協議を進めている。	基準	_		
況 (実 漬) 25年度 同上 26年度 同上 27年度 同上 コ <sub>世</sub> 対外投資の促進等を通じて日本経済を活性化さ	施策の性	23年度	及びクウェートとの投資協定への署名を行った。 また、インドとのEPAを締結した。更に、日中韓 及び日イラク間の投資協定に関する交渉は実質合 意に至った。その他、現在ミャンマーを含む6カ	協定等の交渉相手国を検討し、相当国の交渉能力や産業界の要望を踏っ
(情)     25年度     同上       26年度     同上       27年度     同上       日標	況	24年度		同上
27年度   同上   対外投資の促進等を通じて日本経済を活性化さ	(大 績)	25年度		同上
日 <sub>世</sub>		26年度		同上
		27年度		同上
			11日机次系用光放大区以一中土均完工厂以""	

施策に 関する 評価結 果

# 評価結果に関する総括

【総括】

1 近年、アジア地域を中心に知的財産権侵害が拡大しており、日本企業は、海外市場における潜在的な利益の喪失も含め、深刻な悪影響を受けている。このため、我が国は、多国間・二国間の外交の場を通じて、知的財産権の保護強化及び模倣品・海賊版対策のための協力について、各国への働きかけを行う必要がある。また、海外における知的財産権侵害について、現地において日本企業を迅速かつ効果的に支援する必要がある。

グローバル化が進展する中,「ヒト,モノ,カネ」の移動は世界規模で一層活発になっており,これに伴い,企業も様々な形で国境を越えた活動を一層活発化させてきている。政府として,日本企業の経済的利益を増進していくために,日本企業にとっての海外におけるビジネス環境を一層整備するとともに,インフラプロジェクトの受注支援を始め個別企業の活動を支援していくことが求められている。

17 年度以降,所得収支黒字額が貿易収支黒字額を上回っており,国際収支における投資の重要性が高まっている。投資協定は,投資の保護,自由化及び促進のルールを定めるものであると同時に,二国間経済関係の強化を通じた政治・外交面での意義もあり,実際のニーズに応えることを主眼として,迅速かつ柔軟に交渉を進めていくことが適切である。

- 2 以下に示すとおり(測定指標5),限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し、本施策の目標に向け、着実な進展が見られた。
- (1) 「知的財産推進計画2011」に沿って、偽造品の取引の防止に関する協定 (ACTA) の署名式を我が国において開催し、我が国を含む8ヶ国及びEUが署名を終えるとともに、締結に向けて必要な作業を進めた。また、在外公館における知的財産担当官等を通じた対応の強化、日中、日韓、日米、日EU間での対話を継続した。その他、G8サミット、APEC、OECD等における複数国間での模倣品・海賊版対策へ向けた積極的働きかけを行う一方、WTO・TRIPS理事会や世界知的所有権機関(WIPO)等における議論に参画した。
- (2) 大震災の発生を受けた各国の輸入規制や風評被害対策において、一部規制が解除・緩和され、また我が国からの輸出が回復傾向にあるなど、一定の成果があった。また、在外公館の日本企業のための具体的な支援として、ビジネス環境の整備、現地政府による不公平な待遇の是正、人脈形成や情報提供、官民共催での在外公館施設の活用促進などの面で成果をあげた。インフラ分野においても、現地関係機関との連携強化の他、国内においても、経済団体等との意見交換などの各種機会において、当省の取組を説明するとともにニーズ把握にも努め、インフラ案件の発掘等個別企業のニーズへの対応強化等の面で貢献した。
- (3) 二国間では、パプアニューギニア、コロンビア及びクウェートとの投資協定への署名を行った。また、インドとのEPAを締結した。更に、日中韓及び日イラク間の投資協定に関する交渉は実質合意に至った。その他、現在ミャンマーを含む6カ国との間で交渉又は事前協議を進めている。

#### 【課題】

- 1 ACTAの早期締結・発効に向けて準備を進めるとともに、アジアを始めとする諸外国に対し、ACTAへの参加拡大を促す必要がある。
- 2 在外公館と本省との情報共有及び双方向の意思疎通を一層強化し、ベスト・プラクティス等の事例を蓄積し、関連情報を整備する必要がある。
- 3 交渉中の協定について早期締結を目指す。また、引き続き、戦略的に投資協定の相手国・地域を検討し、相手国の交渉能力や産業界の要望を踏まえながら、交渉相手国に応じ柔軟に対応していく必要がある。

#### 【今後の方針】

- 1 知的財産権保護強化のため、関係各国・関係機関と協力しつつ、その対策を強化していく。
- 2 在外公館と本省との情報共有及び双方向の意思疎通,関係省庁や関係機関との連携を一層強化し,平成22年6月に閣議決定された「新成長戦略」に基づく官民をあげてのインフラ整備支援の観点も含め,日本企業支援体制を更に充実させていく。
- 3 交渉中の協定について早期締結を目指す。また、引き続き、戦略的に投資協定の相手国・地域を検討していく。相手国の交渉能力や産業界の要望を踏まえながら、交 |渉相手国に応じ柔軟に対応する。

#### 学識経 験を有

(外務省政策評価アドバイザリー・グループ・メンバーの所見)

#### する者 の知見 の活用

【○おおむね妥当。TPPに関して言及がないが,触れるべきではないか。

- 〇ドーハラウンドの進捗状況については厳しい評価をなすべきではないか。日本が問題という訳では ないが。
- 〇「測定指標」に関する記述,「施策の評価」に関する記述については,各記述の対応関係,ロジッ クともにバランスが取れている。

〇産出指標が大半であるため、成果が見えにくい。たとえばEPA発効により、わが国経済にもたらさ れる(アクセスが可能になった)経済機会の拡大額は成果指標として活用できる。また「海外の日本 企業支援」についても、「成果をあげた」としているが、具体的な成果については挙げられていな い。活動指標、産出指標だけでは成果は測れない。

評価の神髄がcheck→actionにあることに鑑みれば、評価を通じ改善点を見つけるという点での指 標の活用が望まれる。たとえば市場アクセスの点からわが国が他国に比べ不利な状況に置かれている 場合、その市場規模(金額)など。

#### 政策評 1 多角的自由貿易体制の維持・強化と経済連携の推進

## 価を行 う過程

におい

#### て使用 した資 料その 他の情 報

┃外務省ホームページ(世界貿易機関(WTO),経済連携協定(EPA)/自由貿易協定(FTA))

- 国際経済秩序形成への積極的参画
- ・平成23年G8ドーヴィル・サミット(概要)
- ・平成23年G20カンヌ・サミット(概要)
- 官邸IIP
- 重層的な経済関係の強化
- ・平成22年日本APEC首脳会議(概要と評価)
- ・第19回日・EU定期首脳協議(外務省ホームページ)
- ・EU事情と日・EU関係

#### 4 経済安全保障の強化

- 平成23年版外交青書
- 外務省ホームページ
  - -エネルギー安全保障(含,「わかる!国際情勢」(平成24年4月))
- -食料安全保障(含, 「食料安全保障に関する研究会」報告書, 「わかる!国際情勢」(平成21年 8月))
  - -鉱物資源、その他一次産品(含、「わかる!国際情勢」(平成23年2月))
  - -捕鯨問題

#### 5 海外の日本企業支援

- ・外務省ホームページ(トップ>外交政策>経済>経済上の国益の確保・増進>対日投資・日本企業 支援)
- ・国家戦略室ホームページ(http://www.npu.go.jp)
- ・内閣府・対日直接投資ホームページ(http://www.invest-japan.go.jp/)

担当部	経済局	作成責任者名	政策課		政策評価実施時	平成24年4月
局名			飯島	俊郎	期	

施策Ⅱ-3 国際法の形成・発展に向けた取組

#### 施策名 国際法の形成・発展に向けた取組

#### 施策の 概要

## 国際法規の形成への寄与と外交実務への活用

- (1) 国際法に関連する各種会合に出席し、我が国の立場を主張すること等を通じて、新たな国際 法規の形成及び発展に積極的に貢献する。
- (2) 研究会等を通じて国際法に関する最新の知見を収集・蓄積し、それを外交実務に活用する。
- (3) 大学での臨時講義等の実施や国際約束に関する情報の継続的取りまとめ及び対外公表。

#### 政治・安全保障分野における国際約束の締結・実施

- (1) 日米安保体制の強化や領土問題を始めとする、我が国の外交・安全保障に関する枠組み作り の推進・強化及びそれらの適切な実施(法的な検討及び助言を含む。)
- (2) 刑事分野における協力の推進に向けた各種関連条約の交渉・締結の推進、原子力安全の向上 等に向けた関連条約の強化など、政治分野における各種国際約束の交渉・締結及びそれらの適切な 実施(法的な検討及び助言を含む。)

#### 経済・社会分野における国際約束の締結・実施

- (1) 多角的自由貿易体制の強化(WTOドーハ・ラウンド交渉の平成24年内の妥結を目指す。)に積 極的に関与・貢献するとともに、経済連携の推進 (FTA/EPAの検討・交渉・締結・実施、環太平洋 パートナーシップ(TPP)協定交渉への参加の検討等)を図る。
- (2) 日本国民・日系企業等の利益や関心を十分に反映させつつ、各種経済条約(投資協定、租税 条約、社会保障協定等)の交渉・締結・実施を推進する。
- (3) 国民生活に大きな影響を与え得る経済及び社会分野での国際ルール作りへの積極的な参画を 通じ、地球規模の課題の解決に貢献するとともに、日本国民の利益を増進する。

## 達成す べき目

#### 新たな国際ルール作りに積極的に貢献すること

#### 1 国際法規の形成への寄与と外交実務への活用

- (1) 国際法規の形成に際し、我が国の主張を反映させ、新たな国際ルール作りに積極的に貢献す ること
- (2) 研究会及び各種意見交換等を通じて得られた国際法に関する知見を外交実務における国際法 解釈及び法的な助言のために活用すること等
- (3) 国際約束に関する情報を集約し活用すること

#### 2 政治・安全保障分野における国際約束の締結・実施

- (1) 我が国の外交・安全保障に関する枠組み作りを推進し、強化すること
- (2) 刑事分野における協力の促進、原子力安全の向上等、諸外国・国際機関との間で政治分野に 関する枠組み作りを推進し、強化・拡大すること

#### 3 経済・社会分野における国際約束の締結・実施

- (1) 多角的自由貿易体制の強化と自由貿易・経済連携を推進すること
- (2) 日本国民・日系企業の海外における利益を保護・促進すること及び国民生活に影響を与える 様々な経済及び社会分野での国際ルール作りへ参画すること

施策の	区	分	21年度	22年度	23年度	24年度
施策の 予算 額・執		当初予算 (a)	74, 153	60, 202	55, 108	43, 600
行額等	予算の 状況	補正予算 (b)	0	0	0	-
	(千円)	繰越し等 (c)	0	0		
		合計 (a+b +c)	74, 153	60, 202		
	執行額(	千円、d)	72, 311	50, 797		

#### 施策に

1 国際法規の形成への寄与と外交実務への活用

関係す る内閣

第177回国会外交演説(平成23年1月24日)

「大きな変動期にある国際社会において,「法の支配」の確立を一層推進し,各国との協調行動の下で,国際 社会の共生に向けて主体的な外交を展開していく決意です。」

|政策(施┃・海洋に関して,「海洋基本法」及び「海洋基本計画」

政方針 (http://kantei.go.jp/jp/singi/kaiyou/index.html)

#### 演説等

#### 2 政治・安全保障分野における国際約束の締結・実施

のうち主 なもの)

・第180回国会施政方針演説及び外交演説において、日米同盟の深化・発展、法の支配、北方領土問題の 解決,原子力安全の向上等に言及されている他,第177国会外交演説では,具体的に在日米軍駐留経費負 担特別協定や日豪物品役務相互提供協定(ACSA)に言及されている。

http://www.kantei.go.jp/jp/kan/statement/(総理演説)

http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/enzetsu/e\_gaimu.html(外務大臣演説)

#### 3 経済・社会分野における国際約束の締結・実施

- (1)第176回国会所信表明演説(平成22年10月1日):自由貿易協定・経済連携協定(FTA/EPA)及び生物多 様性条約に関連した言及あり(六 国を開き未来を拓く主体的な外交の展開(東アジア地域の安定と繁栄に 向けて))。
- (2)第177回国会施政方針演説(平成23年1月24日):世界貿易機関(WTO)ドーハ・ラウンド交渉, FTA/EPA 及び日韓図書協定に関連した言及あり(二 平成の開国-第一の国づくりの理念-(包括的な経済連携の推 進)及び七 結び)。

施策に 関する	国際法の形成	・発展に向けた取組
関する 評価結 果	目標の達成 状況	「目標の達成に向けて相当な進展があった。」

果	<b>认</b> 沈		・日保の定域に同じて旧当る定域がありた。」				
施策に							
関する 評価結 果	目標(	の達成	「目標の達成に向けて相当な進展があった。」				
測定指標			に関連する各種会合への参加を始めとする国際法 展に対する我が国の貢献	年度ごとの目標			
	基準	_	国際法に関連する各種会合への参加を始めとする国際法規形成及び発展に対する我が国の貢献				
	施の捗況(績策進状)実)	23年度	ICCローマ規程締約国会議における貢献、UNCITRALにおける仲裁規則改正草案の採択その他国際法関連の国際会議へのの構築に高が表別事により、国際法秩序のの構築に登り、国際海底機構でのの構築に登り、1月のでは、国際海域をでは、1月のでは	挙での当選			
		24年度		大陸棚限界委員会委員選挙での当 選			
		25年度		北極評議会オブザーバー資格の承 認			
		26年度		国際海洋法裁判所裁判官選挙,国際刑事裁判所予算財務委員会委員選挙での当選			
		27年度		-			
	目標	ı	今後予定の選挙(国際司法裁判所(H23), 国際 法委員会(H23), 国際海洋法裁判所(H26)等) での当選				
	(2) 状況	国際法	についての知見の蓄積・検討と外交実務への活用	年度ごとの目標			
	基準	_	国際法研究会等の開催				
	施の捗況	23年度	他国との国際法局長協議の他、国内の研究者との間で国際公法及び国際私法上の論点に関する研究会を8回、海洋政策に関する研究会を5回開催し、我が国にとって重要度の高い問題についての知見を蓄積した。これらの知見を基づく法的助言を行うことを通じて、改正鉱業法の成立、施行といった我が国の重要な施策の実施に貢献した。	国際法研究会等の開催活用			
	(実 績)	24年度		時宜を得たテーマについての国際 法研究会等の活用			
		25年度		国際法研究会等の活用			
		26年度		同上			
		27年度		同上			
	目標	_	国際法研究会等の活用				

	(3)	)国際法	の普及活動の推進	年度ごとの目標
	基準	_	大学講義等への参加	
	施策の進状況	23年度	公開講座や大学における講義を年に80回程度実施し、国際法に関する知識の普及に努めたほか、我が国の締結した国際約束をインターネット上のデータベースとして公開するための作業を進め、平成23年度は680件の更新を行い、国際法の研究促進を支援した。	大学講義等への職員の派遣
	″実	24年度		同上
		25年度		同上
		26年度		同上
		27年度		同上
	目標	<b>1</b> –	大学講義等への職員の派遣	
施関評果にある。		 は に 括	【総括】 「会話】 「会話】 「会話】 「会話」 「会話) 「会話) 「会話) 「会話」 「会話) 「会述) 「会述	すして、

施策に	2 ī	2 政治・安全保障分野における国際約束の締結・実施				
関する評価結	目標(	の達成	「目標の達成に向けて相当な進展があった。」			
測定指標		我が国	の外交・安全保障に関する枠組み作りの推進・強	年度ごとの目標		
1示	基準	_	国際約束締結交渉等への積極的な関与及び既存 の国際約束等の適切な実施のための法的助言			
	施の捗況(策進状)実	23年度	日米安保体制の信頼性向上に向けて積極的に取り組んだこと、日朝間、日中間の諸問題や日露平和条約交渉に適切に対処したことは、我が国の外交・安全保障に関する枠組み作りの推進に寄与するものである。日米安保体制関連の全部又は一部を一定期間負担すること等につつき国会の承認を一定監督経費負担特別協定」につき国会の承認を得て締結した。日露関係においては、平成23年11月の日露首脳会談において、領土問題の解決を含め、あらゆる分野での関係を強化していくことで一致した。			
	績)	24年度		日米安保体制の信頼性向上をはじめ とする我が国の外交・安全保障に関 する枠組み作りの推進・強化		
		25年度		我が国の外交・安全保障に関する枠 組み作りの推進・強化		
		26年度		同上		
		27年度		同上		
	目標	_	我が国の外交・安全保障に関する枠組み作りの 推進・強化			
		諸外国 推進・強	・国際機関との間での政治分野に関する枠組み作 化	年度ごとの目標		
	基準	1	国際約束締結交渉等への積極的な関与及び既存 の国際約束等の適切な実施のための法的助言			
	施策の進	23年度	「日・カザフスタン原子力協定」, 「日・ヨルダン原子力協定」, 「日・露原子力協定」, 「日・韓原子力協定」, 「日・ベトナム原子力協定」, 「東南アジア友好協力条約改正第三議定書」の締結, 「日豪物品役務相互提供協定」の国会承認などは, 諸外国・国際機関との間で政治分野に関する枠組み作りの推進に寄与するものである。	分野に関する枠組み作りの推進・強		
	捗状	24年度		諸外国・国際機関との間での刑事分野や原子力安全等を始めとする政治分野に関する枠組み作りの推進・強化		
		25年度		諸外国・国際機関との間での政治分野に関する枠組み作りの推進・強化		
		26年度		同上		
		27年度		同上		
	目標	_	諸外国・国際機関との間での政治分野に関する 枠組み作りの推進・強化			
施策に 関する 評価結 果	□ 目標期間終					

以下①及び②に示すとおり(測定指標2(1)), 我が国の外交・安全保障に関する枠組み作りに向け着実な成果があり、また、以下③、④及び⑤(測定指標2

- (2))に示すとおり、原子力の平和的利用の促進等、諸外国・国際機関との間で政治分野に関する枠組み作りに向け着実な成果があった。その結果、平成23年度において、政治・安全保障分野における国際約束の締結・実施面で本施策の目標の達成に向けて相当な進展があった。こうした成果は投入資源量に見合ったものであり、効率的に達成された。
- ① 我が国が在日米軍の駐留に係る一定の経費の全部又は一部を一定期間負担すること等について定める「在日米軍駐留経費負担特別協定」につき国会の承認を得て締結した。
- ② 平成23年11月のアジア太平洋経済協力(APEC)の際の日露首脳会談において、領土問題の解決を含め、あらゆる分野での関係を強化していくことで一致した。
- ③ 原子力の平和的利用の促進に関して,「日・カザフスタン原子力協定」,「日・ヨルダン原子力協定」,「日・露原子力協定」,「日・韓原子力協定」及び「日・ベトナム原子力協定」を締結した。
- ④ 我が国自衛隊とオーストラリア国防軍との間で共同訓練、PKO、人道的な国際救援活動、災害対処等のために必要な物品・役務を相互に提供するための枠組みについて 定める「日豪物品役務相互提供協定」について国会承認を得た。
- ⑤ 東南アジア地域における平和、友好及び協力を促進するために、東南アジア友好協力条約の締結国に専ら主権国家によって構成される地域機関を加えるための改正について定める「東南アジア友好協力条約改正第三議定書」を締結した。

#### 【課題`

引き続き日米安保体制の強化や領土問題を始めとする、我が国の外交・安全保障に関する枠組み作りの推進・強化及びそれらの適切な実施に向けた主体的な関与が求められる。また、引き続き、政治分野における各種国際約束の交渉・締結及びそれらの適切な実施を進めていくことが求められる。

#### 【今後の方針】

二国間・多数国間協議や条約交渉の活発化等を通じて、我が国の外交・安全保障に関する枠組み作りを推進し、強化するとともに、刑事分野における協力の促進、原子力安全の向上等、諸外国・国際機関との間で政治分野に関する枠組み作りを推進し、強化・拡大する。

施策に 関する			会分野における国際約束の締結・実施	
評価結果	目標(	の達成	「目標の達成に向けて相当な進展があった。」	
測定指 標	(1)	多角的	自由貿易体制の強化と自由貿易・経済連携の推進	年度ごとの目標
	基準	Ι	経済分野及び社会分野の国際約束締結交渉への 積極的な関与並びに既存の国際約束の適切な実施 のための法的助言を実施	
	施の捗況(績策進状)実)		平成19年1月から再開されたWTOドーハ・ラウンド交渉においては、妥結を目指して引き続き交渉が行われており、我が国としても交渉において主導的役割を果たしてきた。 平成22年11月に閣議決定された「包括的経済連携に関する基本方針」を踏まえ、積極的に締結の推進を目指すFTA/EPAについては、平成23年8月にインドとの間で、平成24年3月にペルーとの間でEPAが発効した。また、豪州と間の交渉も進展させるとともに、韓国との間では中断しているできるとともに、韓国との間では中断している交渉の再開についての検討が進められた。このように、各国との経済連携に係る取組が一定の進展を見せているほか、TPP協定交渉への参加についても検討を進めてきた。	
		24年度		投資、租税、環境分野を始めとする 多角的自由貿易体制の強化と FTA/EPAの推進
		25年度		多角的自由貿易体制の強化と FTA/EPAの推進
		26年度		同上
		27年度	ᄼᄼᄼᄼᄼᄼᄧᄝᅛᄱᆘᄼᆇᄱᆡᇊᅑᄱ	同上
	目標	_ 	多角的自由貿易体制の強化とFTA/EPAの推進	
	るこ	と及び国	民・日系企業の海外における利益を保護・促進す  民生活に影響を与える様々な経済及び社会分野で  ル作りへの参画	年度ごとの目標
	基準	ı	経済分野及び社会分野の国際約束締結交渉への 積極的な関与並びに既存の国際約束の適切な実施 のための法的助言を実施	
			日本国民・日本国民・日本国民・日本国民・日本国民・日本国民・日本国民・日本国民・	我が国の利益を反映した経済及び社会分野での国際的ルールの作成

	施の捗況(績策進状)実)	23年度	また,同年5月には遺伝資源へのアクセス及びその利用から生じる利益の公正で衡平な配分(ABS)に関する名古屋議定書に署名し,同年12月の国連気候変動枠組条約第17回締約第17回締約第17回締約第17回締約第17回締約第17回締約第17回締約第17回締約第17回締約第17回統以下も,将来枠組みの構築に関立とは、名古屋・クアラルンプール補足とは、名古屋・クアラルンプール補足に関する条約について、国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約について、国際的な協力を通じ、不ら事とともに、親子の接触の規一に関連を保するとともに、親子の接触の規一を進めると認められたため、平成23年のより手であると記がであると記がであると記がであると記がであると記がであると記がであると記がであると記がであると記がであると記がであると記がであると記がであると記がであると記がであると記がであると記がであるとにより子の利益に方がであるとにより子の利益に対してといて関議であるとにより子の利益に対してといて関議であると記がであると記がであると記がであると記がであると記がであるとは、知りは、名国の税の対策をはいては、知りは、当時を表別をはいては、知りは、当時を表別をはいて、この代表的によりには、知りには、自己には、自己には、自己には、自己には、自己には、自己には、自己には、自己	
		24年度		投資、租税、環境分野を始めとする 我が国の利益を反映した経済及び社 会分野での国際的ルールの作成
		25年度		我が国の利益を反映した経済及び社 会分野での国際的ルールの作成
		26年度		同上
		27年度		同上
	目標	_	我が国の利益を反映した経済及び社会分野での 国際的ルールの作成	
施関評果にる結		結果活る総括	【総括】 FTA/EPAをはじめとする経済連携の推進は、我がするとともに、他国の市場における我が国の企業では、他国の海外における。 二国間の投資協定、租税条約、社会保障協か基金での海外におけるがである。 国民の海外におりの推進では、大きでは、大きでは、大きでは、大きでは、大きでは、大きでは、大きでは、大き	及びその産品・サービスの参入機会 を発育した。 のを発育した。 のを発育した。 のを発育した。 のを発育した。 のを発育した。 ののでは、 ののでである。 ののでは、 ののでである。 ののでである。 ののでいるのでである。 ののでいるのでである。 ののでいるのでである。 ののでいるのでである。 ののでである。 ののでいるのでである。 ののでである。 ののでいるのでである。 ののでである。 ののでである。 ののでは、 ののでである。 ののでは、 ののでである。 ののでは、 ののでである。 ののでである。 ののでである。 ののでである。 ののでである。 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでである。 ののでは、 ののででは、 のので、 ののでは、 ののでは、 ののでが、 ののでが、 ののでが、 ののでが、 ののでが、 のので

- (2)国会承認条約については、平成23年通常国会において、二国間条約であるEPA 1件、租税条約6件(うち1件は改正議定書)、社会保障協定2件及び日韓図書協定に加え、多数国間条約であるWTO譲許表の修正及び訂正に関する確認書及び国際通貨基金協定の改正を提出し、12件全てについて国会の承認が得られた。平成23年臨時国会においては、EPA2件(うち1件は改正議定書)を提出し、2件とも国会の承認が得られた。平成24年通常国会においては、租税条約3件及び投資協定2件の二国間条約に加え、多数国間条約6件(偽造品取引防止協定、税務行政執行共助条約、国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約等)の計11件を締結するために必要な手続を進めてきた。
- (3)国民の生活に大きな影響を与え得る経済・社会分野において、多数国間交渉の形で行われる国際ルール作りに積極的に参画するとともに、その中で成立した国際約束のうち、我が国として締結の意義のある条約については、締結手続を順次進めてきている。例えば、国際通貨基金における新興国及び途上国の代表性の拡大等を目的として、理事会の改革を行うための国際通貨基金協定の改正について平成23年8月に受諾書を寄託した。また、同年5月には、遺伝資源へのアクセス及びその利用から生ずる利益の公正で衡平な配分(ABS)に関する名古屋議定書に署名し、同年12月の国連気候変動枠組条約第17回締約国会議(COP17)においても、将来枠組みの構築に関して法的観点から支援したほか、平成24年3月には、名古屋・クアラルンプール補足議定書に署名した。

#### 【課題】

- (1) 我が国は包括的なFTA/EPAの締結を推進していることから, 交渉分野は多岐にわたり, 協定の案文は必然的に膨大な分量となる。したがって, 締結のための作業量は甚大なものとなることから, 今後, 既存の交渉の加速化や新たな交渉の開始が想定されることを踏まえれば, その取組方法について更なる工夫を進めるとともに, 人的資源の拡充が必要不可欠である。また, 海外投資及び対内投資促進の重要性が高まる中, 投資協定締結のニーズが増加しており, これらのニーズに対応するための体制を強化することが不可欠である。
- (2)各種経済条約(投資協定,租税条約,社会保障協定等)については、これまで各国・地域との交渉において蓄積された知見を活かしつつ、新たな交渉に適切かつ円滑に臨めるよう、体制の整備が不可欠である。
- (3)その他の経済分野及び社会分野の条約についても、国際社会の多様化・グローバル化の進展に伴い様々な地球規模の課題が発生しており、これらの分野における国際約束の締結のニーズは極めて大きい。このような中、我が国として特に国際約束を締結していくべき課題につき、交渉の現場を含めた様々な機会における一層の情報収集や意見交換等により、他の交渉参加国の立場への理解を深め、我が国にとっても有益な国際環境の形成に向けて働きかけを一層強化することが求められる。また、より戦略的かつ迅速に締結に至ることができるよう、体制の整備が不可欠である。

#### 【今後の方針】

|本施策の目標の更なる進展に向け,国際約束の作成交渉の段階から十分な体制で |引き続き対応していくべく努める。

#### 学識経 する者 の の 活用

(外務省政策評価アドバイザリー・グループ・メンバーの所見)

- 〇おおむね妥当。特に,我が国の安全保障や領土問題に関し,近代の国際政治や国際法の正統性を 強調する視点はとりわけ重要であり,今後も引き続きそのアプローチの精緻化に努めてほしい。
- 〇国際法分野での日本人委員の選出はそれ自体日本にとって慶賀すべきことであろうが、外交目標として適切かは疑問の余地がある。条約制定数も本来的には評価指標ではなく、条約締結の際の専門的知見の提供等の質を問うべきである。また、過去の対外約束の整理把握という意味では、この分野において外交史料の整理公開等を扱うことも考えられる。
- 〇「測定指標」と「施策に関する評価結果」における記述を見る限り、数値も入れて具体的に記述されており、目標の達成状況が「進展があった」とする評価は妥当と考える。一方で、これほど具体的に記述できるのであれば、「基準」と「年度ごとの目標」欄の記述が簡素すぎるのではないか。

〇定量指標にもかかわらず「80回程度」と表現されるのはなぜか。また「講座・講義回数」よりも「受講人数」の方が望ましい。さらには「受講者の評価」の方が望ましい。「インターネット上のデータベースの更新回数」よりも「アクセス回数」の方が望ましい。

評価の神髄がcheck→actionにあることに鑑みれば、評価を通じ改善点を見つけるという点での指標の活用が望まれる。

#### 政策評 価を行

- 1 国際法規の形成への寄与と外交実務への活用
- 価を行 ・平成24年版外交青書 う過程 ・外務省ホームページ
  - ・外務省ホームページ(各国・地域情勢、条約)

#### におい て使用 した資

- 2 政治・安全保障分野における国際約束の締結・実施
- ・各国会における施政方針演説・所信表明演説・外交演説 ・外務省ホームページ
- Ⅰ・外交青書

#### 料その 他の情 報

- 3 経済・社会分野における国際約束の締結・実施
- 平成24年版外交青書
- 外務省ホームページ

担当部	国際法局	作成責任者名	国際法課長	政策評価実施時	平成24年4月
局名			三上 正裕	期	

# 施策 II-4 的確な情報収集及び分析,並びに情報 及び分析の政策決定ラインへの提供

#### 施策名 的確な情報収集及び分析、並びに情報及び分析の政策決定ラインへの提供 施策の (1) 公開情報収集 概要 多様な国際情勢に迅速・的確に対応するため、公開情報の中の基礎的な情報を入手する。 (2) 先端技術による情報収集 先端技術を活用して情報の収集・分析を行う。 (3) 情報分析機能の推進(有識者知見の活用、関係者とのネットワーク拡大) 国際情勢を的確に見極めていくためには、様々な要因・観点から考慮することが必要であり、 省内のみならず省外の専門家の知見を積極的に活用していくなどして、多角的な観点から分析を 推し進め、また、外国政府機関や専門家とのネットワーク拡大を通じた情報収集・分析機能の強 化を図っていく。 (4) 職員のための研修及び情報収集・分析会議 我が国関心地域に関する対外情報分析機能を一層強化するため、分析要員の研修及び本省と在 外公館の担当者の間の情報共有・意見交換のための会議等を実施する。 (5) 在外公館における情報収集・分析機能強化 在外公館における関係担当官が、新たな情報源の開拓を含め、情報収集を強化するため、任国 の内外に定期的に出張する。 (6) 政策決定ラインへの適時の情報および情報分析の提供 適時・適切な政策決定ラインへの情報・情報分析の提供を行う。 達成す 情報収集及び情報分析能力の強化、並びに政策決定ラインへの適時の情報及び情報分 べき目 |析の提供を行うことにより、外交政策の立案・実施に寄与すること 施策の 区分 21年度 22年度 23年度 24年度 予算 567, 554 535, 241 539, 398 504, 576 当初予算(a) 額・執 補正予算(b) 0 0 0 予算の 行額等 状況 0 0 繰越し等(c) (千円) 合計 (a+b+ 567.554 535, 241 c) 執行額(千円、d) 505, 283 476, 388 第180回国会における玄葉外務大臣による外交演説(平成24年1月24日) 施策に 関係す 「外交上不可欠な情報収集・分析能力を更に強化します。」 る内閣 の重要 政策 (施政 方針演 説等の うち主 なも **ഗ**)

施策に	的確な情報収集	集及び分析, 並びに情報及び分析の政策決定ラインへの提供
関する 評価結 果	目標の達成状 況	「目標の達成に向けて進展があった。」

朱							
測定指標	ENERGY TO THE TOTAL TOTA						
175	(1)	情報収集	能力の強化	年度ごとの目標			
	基準	22年度	情報収集の実施  ●購入した刊行物・データベース等の数:224  ●先端技術関連データ購入枚数:984  ●研修及び会議参加のための本省出張者のべ人数:57  ●在外職員による出張回数:50				
	施策歩( ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	23年度 24年度 25年度 26年度	情報収集の重点事項を省内政策部門と調整した上で設定、在外公館と情報関心を共有し、本省及び在外公館における情報収集体制の強化を行った。また、特定重要テーマに関する会議等を開催し本省側の関心事項・問題意識を在外公館に対して提示し、在外公館の情報収集活動の指針を明確にした。さらに、在外公館においては、在外公館職員の任国内外への出張を指示し、情報収集活動を強化した。  ●購入した刊行物・データベース等の数:182 ●先端技術関連データ購入枚数:481 ●研修及び会議参加のための本省出張者のべ人数:60 ●在外職員による出張回数:64	以下の達成手段等により,的確な情報収集を行う。 - 情報収集を行う。 - 情報収集指情報である。 - 情報収集指情報である。 - 情報である。 - 会議の間のコンスでは、 - 会域である。 - 会域である。 - 情報である。 - 情報で			
		27年度		同上			
	目標	-	  的確な情報収集の実施				
	(2)	情報分析	<u></u>	年度ごとの目標			
	基準		情報分析の実施 ●先端技術関連データ購入枚数:984 ●専門分析員数:18 ●委託調査報告書数:15 ●招聘のべ人数:13 ●研修/会議参加のための出張者数:28				
	施策の 進捗 況 績)	23年度	国内外の専門家との分析に関する意見交換 (含む訪日招へい)機会の増大,情報コミュニティ省庁間における情報共有の促進等の措置を 講じた。 また、専門分析員の採用による外部の知見の 活用等を行った。 ●先端技術関連データ購入枚数:481 ●専門分析員数:19 ●委託調査報告書数:19 ●招聘のべ人数:20 ●研修/会議参加のための出張者数:25	以下の達成手段等により、質の高い情報分析を行う。 - 先端技術の活用 - 内外の専門家の知見の活用 - 外国政府機関や専門家とのネットワーク拡大 - 研修の実施			
		24年度		同上			
		25年度		同上			
		26年度		同上			
		27年度		同上			
	目標	_	質の高い情報分析の実施				

	(0)	TL //: \_ =-		ケウェーのロー
		以策决定	ラインへの適時の情報及び情報分析の提供	年度ごとの目標
	基準	_	政策決定ラインへの情報・情報分析の提供	
	施策の 状実 (責)	23年度	総理官邸を含む政策決定ラインへの定期的な報告を実施し、また収集すべき情報に関する等、省内政策部局との意見交換を推進する等、省内政策部局との連携を強化した。また、省内の各種治安・危機管理関連の会議に出席し、関連情報を提供した。さらに、分析ペーパーに添付した評価シートを通じ政策部局のニーズを聴取することにある的確な分析課題を設定した。  ●分析資料の作成数(平成22年度を100として):170  ●幹部ブリーフの回数(平成22年度を100として):105	以下の達成手段等により,適時・適切な政策決定ラインへの情報・情報分析の提供を行う。 - 省内政策部門との意見交換等による政策部門が必要とする情報の把握 - 政策部門に対する時宜を得た報告の機会の確保・拡充
		24年度	C/ . 100	同上
		25年度		同上
		26年度		同上
		27年度		同上
	目標	_	適時・適切な政策決定ラインへの情報・情報分 析の提供	
施関評結 東す価果 にる	<b>評す</b>		【1 めずいきを改で 2 (握職る(力情のかた) の今の時間を発生をです。 1 ののもののののののののののののののののののののののののののののののののの	問要の析情 イる策 達門館新たたじ をの に策果 な立 び題な安機勢 ンこ決 成がへた成めた 確寄 指決が しつらい 大きをを情 と、達 進てびのた修の すさ 動にこ せん でし及源っ研有 充大 流ンた 情の を変強す 提よに けと達報あ種共 拡増 ハイれ にと 多時, 神子 とこ の適ら 活決が しかん 大変 がる示拓 諸化 こる かしか 集を かんしか は 連安と ってのた修の すさ 動にこ せん かんり りで に切件 強る アラウ は かん は か

#### 学識経 験を有

(外務省政策評価アドバイザリー・グループ・メンバーの所見)

験を有 する者 の知見

の活用

【○本分野は、予算や人員を含め、今後一層充実させていくことが重要だろう。

○業務の性質上、具体性をもたせることは難しいかもしれないが、データベース購入数や省内ブリーフ数で情報活動の効果を判定することは適切か疑問がある。測定指標について更なる検討を要する。

〇「測定指標」の記述は、数値も盛り込み具体的になされている。「施策に関する評価結果」の 【課題】の記述では、「衛星画像や公開情報の収集・分析の専門性の更なる向上」の部分につい て、「衛星画像や公開情報の収集分析」の「現状」に関する記述がないため、「更なる向上」の 意味が不明確となっているのではないか。

〇「評価シートを通じ政策部局等の意見を聴取することにより、政策部局のニーズを把握」している点は高く評価できる。しかし、今般の評価において用いられている指標の多くは活動指標、産出指標であり、意見聴取を通じ成果を把握し、これを指標化(e.g.分析レポートに対する評価、満足度)することを期待したい。

# 政価うにてし料他報策を過お使たその評行程い用資の情

|政策評 |外務省ホームページ

価を行 |首相官邸ホームページ (http://www.kantei.go.jp)

担当部局名	国際情報統括官組織	作成責任者名	第一国際情官 宝 柴田 裕憲	時期	平成24年4月
			木田 俗思	3.	

# 基本目標Ⅲ 広報,文化交流及び報道対策

# 施策Ⅲ-1 海外広報, 文化交流

#### 施策名 海外広報, 文化交流

#### 施策の 概要

#### <u>1 海外広報</u>

海外広報事業として、我が国の政策についての理解促進を目的とする「政策広報」並びに我が国 の一般事情についての理解促進及び親日感の醸成を目的とする「一般広報」等を実施。具体的に は,在外公館を通じた広報事業(講演会やシンポジウム・セミナーの実施,現地メディアを通じた 発信等)、オピニオンリーダー等の訪日招待事業、映像や印刷物等の広報用資料の編集・制作、日 本事情発信ウェブサイト「Web Japan」等のインターネットを通じた発信を実施してきている。

#### 国際文化交流の促進

各国国民の対日理解を促進し、また親日感の醸成を図るため、(1)文化事業や知的交流事業の 実施による日本の魅力の発信,(2)人物交流事業の実施,(3)日本語の普及,海外日本研究の 促進, (4) 大型文化事業(周年事業)を行う。

#### 3 文化の分野における国際協力

文化、スポーツ、教育、知的交流の振興のための国際協力や文化の分野での国際貢献を行うこと によって、人類共通の貴重な遺産の保護、新たな文化の発展への貢献、各国の持続的開発への寄与 を図るとともに、親日感を醸成するため、(1)ユネスコや国連大学を通じた協力、(2)文化無 償資金協力を実施する。

## 達成す 標

海外向け広報の実施、国際文化交流事業を展開・促進、及び世界各国の文化の発展に向 べき目│けた国際貢献により,諸外国国民の対日理解の促進及び親日感の醸成を図り,日本外交を 展開する上での環境を整備すること

#### 海外広報

海外における対日理解の増進,親日感の醸成及び我が国の政策への理解を促進すること

#### 国際文化交流の促進

文化交流事業を展開・促進・支援することにより,伝統文化からポップカルチャーに至る日本文 化そのもの及びその背景にある価値観(和を尊ぶ心、自然観、感性、美意識)等を伝達し、各国国 民の対日理解を促進し、また 親日感の醸成を図ること

#### 3 文化の分野における国際協力

文化,スポーツ,教育,知的交流の振興のための国際協力,文化の分野における国際規範の整備 促進等の文化の分野における国際貢献を通じ、各国の国民が経済社会開発を進める上で必要な活力 を与え自尊心を支えることにより、親日感の醸成を図ること

施策の	区	分	21年度	22年度	23年度	24年度
施策の 予算 額・執		当初予算 (a)	14, 778, 935	14, 586, 081	14, 730, 547	14, 375, 808
行額等	予算の 状況	補正予算 (b)	_	189, 918	△660, 103	-
	(千円)	繰越し等 (c)	-	△3, 932		
		合計 (a+b +c)	14, 778, 935	14, 772, 067		
	執行額 ( <del>-</del>	千円, d)	14, 490, 476	14, 452, 317		

#### 施策に 1 海外広報

関係す・第180回国会外交演説(平成24年1月24日)

る内閣
┃「日本的な価値」をいかした外交の推進が重要と考えます。日本は、古くから外国の様々な文化や技術を取 の重要 り入れ、柔軟に日本流にアレンジし、日本ブランドとでもいうべきものを作り上げてきました。最近、サウジアラ ビアでは、テレビで日本人の礼儀正しさなどを紹介する番組が放映されて、我が国への関心が喚起されまし 政策 (施政 た。その後, 訪日ビザの発給件数が三倍になりました。私は, いわゆる「クールジャパン」を超えて, 精神性を 方針演 含めた多様な日本の魅力を発信し、国家戦略として日本文化を海外展開させ、「日本的な価値」に対する理 説等の「解の増進に取り組みます。」

うち主 なも

**の**)

#### 2 国際文化交流の促進

•第177回国会所信表明演説(平成23年1月24日)

(日米同盟の深化)

「日米同盟は、我が国の外交、安全保障の基軸であり、アジア大洋州地域のみならず、世界にとっても安定と 繁栄の共有財産です。既にオバマ大統領とは、安全保障、経済、そして文化・人材交流の三本柱を中心に、

日米同盟を深化させることで一致しています。」

3 文化の分野における国際協力 特になし

	每外広報,文·	化交流
=〒/邢 幺±   □	目標の達成 犬況	「目標の達成に向けて進展があった。」

果	1人/儿			
施策に	' "	与外広報		
関する 評価結 果	目標の 状況	D達成	「目標の達成に向けて進展があった。」	
測定指標	数, 事		業が対象者にどれだけ届いているか(事業実施件 人数、HP訪問者数、対象者の反応)	年度ごとの目標
	基準	ı	良好な対日イメージの定着	
		23年度	(1) 在外公館においては、平成23年度に、講演会約1,500件や、教育広報約1,300件を含む広報活動を行った。我が国から海外に有識者を派遣して講演会を実施する「講師派遣事業」による講演者の約8割について、派遣国のメディアで報道がなされている。	化及び効率的で効果的な一般広報事業、オピニオンリーダ連邦へい「閣僚級本事業、オピニオンリーダームの招へい」)事業の選別を表現である対し、「関係の対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対
		24年度 25年度		同上 同上
		26年度		同上
		27年度		同上
		41 牛皮	海外における対日理解の増進,親日感の醸成及び	H]
	目標	_	我が国の政策への理解を促進すること	

	外国に をの結果	おける対日論調, 対日意識の向上 (報道振り, 世 等)	年度ごとの目標
基準	_	良好な対日イメージの定着	
施の捗況(績策進状実)	23年度	(1) 平成23 (2011) 年12月から平成24 (2012) 年2月にかけて英国BBCワールド・サービスが世界22か国で行った世論調査を及びした回答が、悪が国が世界に良い影響を及ぼすとしていといる。意見ない影響を及ぼすというであり、我が国が国が世界に良いとを答響をしている。意見ないのであり、我が国が世界に良いよのであり、我が国に対するとは全体で58%(1201年)のであり、我が国に対するとのであり、我が日本の世論であり、我が日世論であり、我が日本のは、3年とのであり、大きにある。に対したが、では23 (2011) を12 (2011) を12 (2011) を13 (2011) を14 (2012) を15 (2011) を15 (2014) を16 (2014) を17 (2014) を17 (2014) を17 (2014) を18 (2014)	な一般広報事業の実施による良好な
	24年度		同上
	25年度		同上
	26年度		同上
	27年度		同上
-	2/平皮		同工 一
目標	_	海外における対日理解の増進,親日感の醸成及び 我が国の政策への理解を促進すること	
目標を描える総括		【総括】 国際の進展の政策に、、外交政策では、、外交政策では、、外でする。 「大学の政策が国国民の対策のは、、外域の政策では、、外域の政策では、、外域の政策では、、外域の政策では、大学の政策では、大学の政策では、大学の政策では、大学の政策が国民の対域の対域を全重が、大学の政策が、大学の政策が、大学の政策が、大学の政策が、大学の政策が、大学の政策が、大学の政策が、大学の、大学の、大学の、大学の、大学の、大学の、大学の、大学の、大学の、大学の	影に日もあが 記 ビ相 査対りるにし 風感・査定ら 23年の 大の でを表 大の で で で で を の で で を の の の の の の の の の の

#### 【今後の方針】

精神性を含めた多様な日本の魅力を発信し、国家戦略として日本文化を海外展開させ、日本の製品、技術、ポップカルチャー等の根底に流れる、日本人の真面目さや礼儀正しさ、忍耐強さといった「日本的な価値」に対する理解の増進に取り組む。この観点から、国際広報連絡会議等の場を通じて、他府省庁、関係機関、民間の主体を含めたオールジャパンとしての連携を強化し、対外的な日本の政策発信力の強化に努める。また、広報文化外交の制度的あり方に関する有識者懇談会における議論を踏まえ(「最終提言」は今夏公表予定)、広報文化事業の有機的な役割分担と更なる効率化に向けた一定の方向性を示す。

施策に	2 国際文化交流の促進									
関する	目標の									
評価結果	状況		「目標の達成に向けて	進展があ	った。」					
測定指			館文化事業について、	基準値			実績値			目標値
標		事業評		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	-
	在外么		事業評価におけるA評	2, 151件 90%以上						前年度 の実施 数及び 評価を
	価(特に優秀), B評価(優秀)の 事業の割合 (在外公館文化事業評価:在外公館									維持
	が行っ 優秀)	った文化 <i>/</i> B(優	事業に関し、A(特に 憂秀)/C(普通)/D 価付けを実施)。							
	年度.	ごとの目				_	_	_		
			<u>流</u> 事業の実施が対象者	こどれだり	ナ届いてし	いるか				
			数,事業参加人数,想!		象者の参加	ロの程				
	(なま	3, (独	道振り、事業に関する。 )国際交流基金の行う。 会において評価する。)	事業につい			年度ごと	の目標		
	基準	_	文化事業,人物交流事 る,各国国民の対日理							
			(1) 日本の発信力を	一層強化	するため	海外に		公館文化	事業の効	果的・効
			おける日本語普及の拡				率的な実	施		
			めとする現代日本文化 した取組の拡充に努め		有識有僧	を対象と	2 周年	事業に合	わせた重	点的な交
			(2) 「地方の魅力発	れた。 発信プロジェクト」(二					MHJ-6-2	
			正事業)として、東日				3 国外の大規模行事に合わせた日			
				: して,日本の郷土芸能 『日本の各地の自治体・			3   国外の大規模行事に合え   本文化の総合的・集中的発			
			文化団体との連携事業	を柱として、世界各国	各国で					
			100事業を実施した。参り,要人の出席他,多 大きな反響があった。				4 ポッ 化事業の		ャーを活	用した文
			(3) ドイツ, クウェ 周年事業に合わせ重点 をはじめとする日本文	的な交流	及び大型	文化事業		交流事業 プ強化	の実施及	びフォ
			イツ(4件),クウェ	<b>−</b> ト (3	件), バ	ルト三国				
			(1件)。プレスカバ の大きい公演となり, 一層強めた。							
			(4) 7月にパリで開 ポップカルチャーイベ	ント(約	19万人が	参加)で				
		23年度	ある「JAPAN EXPO」の 林水産省、観光庁の四	省庁及び	国際交流	基金他関				
	の進 捗状		係機関と連携し、オー総合的・集中的発信に							
	況		リアにおけるアニメイ							
	(実 績)		月のインドネシアポッ 機会にも大規模ブース 化の紹介を行った。							
			(5) さらに、海外で 漫画家を顕彰すること	を目的に	第五回国	際漫画賞				
			を実施した。訪日した 施した。また, 平成20 「アニメ文化大使」に	年3月に	「ドラえ	もん」を				
			業を継続した。							

		_	_
		(6) (ア) 平成23年9月に関係団体との共催で	
		JETプログラム25周年記念シンポジウムを開催し	
		(約300名が参加), JETプログラムの重要性が再確認された。	
		唯畝された。  (イ)平成24年2月,震災後の我が国の復興と日	
		本留学についての正しい理解の促進を目的とした	
		文科省事業「ジャパン・スタディ・プログラム」	
		を共催(42か国・地域からの大学・大学院生等	
		216名を対象)。	
	24年度		同上
	25年度		同上
	26年度		同上
	27年度		同上
		文化交流事業の展開・促進・支援により、日本文	
目標	_	化及びその背景にある価値観等を伝達し、各国国	
口信		民の対日理解を促進し、また、親日感の醸成を図	
		る。	
(3)	事業の	効果を示すエピソード及び統計	年度ごとの目標
基準		文化事業、人物交流事業、知的交流事業におけ	
坐午	_	る、各国国民の対日理解を促進する事業の実施	
		(1) 東日本大震災の発生を受け、震災に対する	1 在外公館文化事業の効果的・効
		我が国の対応に関し、米国等の有力オピニオン・ リーダーが好意的世論形成に貢献している他、市	率的な実施
		リーターが好息的世論形成に貝献している他、F   民レベルでの募金、チャリティイベントの開催。	2 周年事業に合わせた重点的な交
		支援メッセージの発出等,これまでの文化紹介・	
		人的交流が対日理解の素地となるとともに、震災	加手木の人心
		後の行事が市民レベルでの対日支援の広がりを促	3 国外の大規模行事に合わせた日
		し、我が国のメッセージ発信の場となっている。	本文化の総合的・集中的発信
		(2) 平成22年7月に発表された海外の日本語学	
		習者数(平成21年度(独)国際交流基金調べ。調	4 ポップカルチャーを活用した文
		査は通常3年ごとに実施している)は,前回調査  (平成18年度)よりも1.5倍増の約365万人にのぼ	化事業の実施
		(平成10年度) よりも1.36年の約300万人にのは  り、着実に増加している。	   5 人物交流事業の実施及びフォ
		- /・ 個人に名加している。 - (3)人物交流事業の効果を向上させるための	ローアップ強化
		フォローアップをし強化している。	
		(ア) 各国の元日本留学生の組織化の促進(帰国	
佐生	23年度	する国費留学生の帰国後の連絡先を聴取、各在外	
他東 の進	23年度		
歩状		帰国した国費留学生を含めた懇親会開催)等を積 極的に推進した。この結果、JICA研修生の同窓会	
況			
(実		国,341組織(前年比増)に上っている。	
績)		(イ)平成23年度JETプログラムに参加して日本	
		各地で語学指導等に従事する外国青年は約4300名	
		にのぼり、昭和62年度の事業開始以来の累計招致	
		者数は5万5000人に達した。	
		(ウ)「戦略的実務者招へい」については,その  前身たる「21世紀パートナーシップ促進招へい」	
		て、定期的にフォローアップを実施することとし	
		ており、その結果、我が国重要外交政策実施に向	
		けての各種協力において、招へい効果(各種選挙	
		への支持等我が国の重要外交政策実現のための協	
		力等)が見られている。	
	24年度		同上
	25年度		同上
	26年度		同上
	27年度		同上
		  文化交流事業の展開・促進・支援により,日本文	
目標	_	化及びその背景にある価値観等を伝達し、各国国	
口信		民の対日理解を促進し、また、親日感の醸成を図	
		る。	

施策に 関する 評価結 果

施策に 評価結果に関する 関する総括

#### 【総括】

国際社会において対日理解を促進し、親日感を醸成していくためには、多方面にわたる日本の魅力を積極的に発信し、文化交流や人物交流を促進することで、日本国民と他国民の間の相互理解を深めていくことが必要である。

予算や人的投入資源が限られる中、測定指標2にも示されているように、文化事業、人物交流事業、知的交流事業において、各国国民の対日関心や理解を深め、更に親日感の醸成に資する事業を効果的かつ効率的に実施し、目標の達成に向けて進展があった。特に、東日本大震災後、地方文化や日本の食文化紹介事業は、多くの観客数(延べ14万人以上)、高いプレスカバリッジに見られるように反響が大きく、震災で傷ついた対日イメージを回復し、多面的な日本の魅力を紹介することができた。また、大型文化事業の実施のように、平成23年度に外交上の節目を迎えたドイツ、クウェート、バルト3国において、二国間関係を大きく発展させる事業を行うことができた。また、パリでのJAPAN EXP0等の大型イベントの機会をとらえ、オールジャパンでの日本の総合的発信を効果的に行うことが出来た。

#### 【課題】

- (1)米国の大学等教育機関における近年の日本語・日本研究講座の減少など、相対的に低下傾向にあった日本への関心は、東日本大震災の発生により一時的には高まったものの、そうした関心をさらなる日本理解につなげる工夫が必要である。
- (2) 海外の若者層を中心に日本のポップカルチャーに対する人気は根強いが、それ を日本社会や日本人に対する深い理解につなげる必要がある。
- (3) 行政刷新会議における「提言型政策型仕分け」及びその後のフォローアップにおいて、広報文化事業については、実施の担い手として、国際交流基金の最大限の活用や民間リソースの利用の必要性が指摘された。中国、韓国が文化外交を強化する一方、日本の文化事業予算が例年削減傾向にある中で、日本のプレゼンスを引き続き確保するため、他省庁との連携や国際交流基金や民間のリソースの活用を通じ、効率的かつ効果的に事業を行っていく必要がある。

#### 【今後の方針】

- (1) 地方文化紹介や日本の食文化紹介など、日本の多面的な魅力の紹介を通じ、震災後の対日関心を維持・拡大し、日本ブランドの再生・強化に資する事業の案件形成を引き続き積極的に行う。
- (2) より深い対日理解に導くためには、その入り口としての日本語の普及をはかる必要がある。昨今の海外若年層の間のポップカルチャー人気に鑑み、日本語普及事業を展開する際に、ポップカルチャーを効果的に取り上げていく。
- (3) 国際交流基金の海外拠点の所在地においては、基金の海外拠点と在外公館との間で緊密な連携関係、それぞれの強みをいかした役割分担を行うなどして、事業の効率的・効果的実施に努める。また、現地の大型文化イベントへの参画にあたり、大使館は司令塔としての役割を担い、国際交流基金の他、民間のリソースを有効に活用し、事業の効果的・効率的実施に努め、日本のプレゼンスを維持・拡大させる。

施策に	3 文化の分野における国際協力							
関する 評価結 果	目標 <i>0</i> 状況	D達成	「目標の達成に向けて進展があった。」					
測定指標	(ユネ	<sup>ト</sup> スコ, 卑益者の	教育,知的交流の分野における国際貢献の度合い国連大学における交渉・事業等への貢献の度合反応,報道振り,事業に対する評価(自己評価を	年度ごとの目標				
	基準	1	ユネスコの各種会議への関与・貢献、信託基金 を通じた途上国の文化財の保存・修復や人材育成 事業への貢献、国連大学との協力の実施					
	施の捗況(績策進状)実)	23年度	ユネスコについては、第36回総会、第186回、 第187回、第188回及び第189回執行委員会、第35 回世界遺産委員会、無形文化遺産条約第5回政府 間委員会等の国際会議に参加し、各種議論や交渉 に積極的に関与・貢献。また、3つの日本信託国の 金を通じ約80件の事業を実施中であり、途上国の 有形・無形の文化遺産の保存・修復・振興の推進 や、教育分野などの人材育成事業の実施に貢献した。 国連大学についっては、我が国政府との協議や、 専門家ワークショともに、日本の産学界等との連携					
		24年度	<u>を促した。</u>	<u> </u>				
		25年度		同上				
		26年度		同上				
		27年度		同上				
	目標	-	ユネスコの各種会議への積極的な関与・貢献, 途上国の文化財の保存・修復や人材育成事業の発掘と円滑な実施,国連大学との連携強化による, 地球規模課題についての我が国の政策発信の推進 と,途上国の能力育成事業への協力を図る。					
			償資金協力における,事業実施件数,裨益者の反 ,事業に関する評価	年度ごとの目標				
	基準	22年度	ODAの方針等を踏まえた対日理解・親日感情醸成に資する案件,我が国と文化面での協力関係強化に資する案件を実施した。 一般文化無償資金協力 12件 草の根文化無償資金協力 22件					
	施の捗況(績策進状)実)	23年度	平成23年度はODAの方針等を踏まえた案件の実施に絞り込んだ結果,一般文化無償資金協力は22年度より6件少ない6件,草の根文化無償資金協力については平成22年度より4件少ない18件を協力にした。案件実施に関等は外の支援を関与契の表別が表別が表別が表別が表別が表別が表別が表別が表別が表別が表別が表別が表別が表					
		24年度		同上				
		25年度		同上				
		26年度		同上 同上				
	目標	27年度 —	被供与国の文化・高等教育振興,文化遺産保全に資することにより,日本の顔が見える対日理解・親日感情醸成に寄与する。	IH1T				
	<u> </u>		11					

施策に 評価結果に 関する 関する総括 評価結 果

#### 【総括】

世界各国で外交政策に及ぼす国民の影響力が高まっている中,対日理解を促進し,親日感を醸成するためには、開発途上国の文化等の分野におけるニーズに応じた発展を支援する必要がある。開発途上国の民主的国造りや経済・社会的安定の過程を歩む上で精神的な拠り所となる独自の文化・教育振興のための支援は、当該国の経済・社会開発に寄与する点で必要性が高い。

また、危機にさらされている各国の文化遺産を次世代へ引き継ぐために、我が国の 高い技術力や豊富なノウハウをもって協力を行うことは、必要性のみならず緊急性も 高い。

上記測定指標及び以下の通り、予算及び人的投入資源が限られる中、実施された事業の裨益者の満足度も高く、また、文化協力事業のより効果的な実施を確保するための様々な取組を効率的に行い、本件施策の目標達成に向け進展が見られた。

- (1) 文化遺産保護に関する日本信託基金事業(有形文化遺産40件,無形文化遺産100件)は、実施国の国民にとってアイデンティティや誇りと直結する文化遺産に対する支援は注目を集めやすく、実施国において高い評価を受けているのみならず、日本独自の文化遺産保護の技術や手法は国際的にも評価されており、裨益国の関係閣僚等からも謝意が述べられるとともに、日本人専門家の活躍により我が国のプレゼンスを示すなど、費用対効果は極めて高い。ユネスコとのレビュー会合を実施し、有効性、効率性を一層高めている。
- (2) 開発途上国の人材育成等を目的とする人的資源開発日本信託基金を通じて、新たに承認した10件を含め54件の事業を実施中であり、裨益国・地域の人作りに貢献している。事業の開始式等には、裨益国の担当大臣等に加え、我が方在外公館からも参加し、我が国のプレゼンスを確保する良い機会となっている。個別の支援額は小規模であるが、費用対効果が高い。ユネスコとのレビュー会合を実施し、有効性、効率性を一層高めるべく改善点を確認した。
- (3) 国連大学については、同大学を通じた国際協力を効果的かつ効率的に進めることができるよう、日本政府とのハイレベル協議(2回)を含む会議等の機会を通じて、国連大学の国際貢献の戦略や日本との協力関係に基づく新規事業等について緊密な意見交換を行った。また、東日本大震災の実体験も踏まえ、専門家ワークショップ等を開催するなど、国連大学として、震災復興のテーマにも迅速に対応した。さらに、大学院プログラムを通じ、国際機関等で通用する人材の育成にも取り組んだ。こうした取組は我が国の関心にも応えるものである。
- (5) 文化無償資金協力については、平成23年度は一般文化無償資金協力6件、草の根文化無償資金協力18件を実施した。いずれも案件実施に係わる交換公文署名式や供与式典等が現地のプレスに幅広く報じられたほか、被供与国政府の様々な関係者から謝意が述べられるなど、高い評価が得られている。また東日本大震災の発生を受け、これまで文化無償を実施した被供与国政府、機関、団体等が寄付・支援の申し出やチャリティイベント等を開催するなど、親日感が醸成されていることが裏付けられた。

#### 【課題】

新たなニーズに応じて、文化等の協力事業を強化すると同時に、事業の「選択と集中」、他団体や他スキームとの連携の強化、「日本の顔」が見える支援の強化、既存の案件に係るフォローアップの実施等によって、より効果的な事業の実施に努めていく必要がある(具体的には下記の今後の方針を参照)。

### 【今後の方針】

ユネスコ、国連大学を通じた協力に関しては、当該国際機関を通じ我が国の知見を十分に生かし、限られた予算を有効かつ効率的に活用する方向で文化・教育等の分野における国際協力を引き続き実施する。無形文化遺産の分野での貢献は「ユネスコ無形文化遺産保護地域センター」(ユネスコ・カテゴリー2センター(ユネスコと提携した事業を実施することを目的として、ユネスコ加盟国が設立する機関))の活性化へつなげていく。

文化無償資金協力については、ODAの方針等を踏まえ、被供与国の文化・高等教育振興、文化遺産保全に資することを念頭に置きつつ、日本の顔が見える対日理解・親日感情醸成に資する案件、我が国と文化面での協力関係強化に資する案件を、より精査して実施する。加えて草の根レベルでの小規模なニーズに迅速に対応できる草の根文化無償資金協力を積極的に実施するとともに、これまで実施済みの案件に関するフォローアップも実施していく。

#### 学識経 験を有

(外務省政策評価アドバイザリー・グループ・メンバーの所見)

# する者の知見の活用

〇課題にその認識が示されているが、日本に対して良好ではないイメージも外交的働き掛けの対象 としてより重視すべきだろう。

- 〇海外広報,文化交流についてはその活動の効果および達成状況について測定指標を更に検討する 余地があるのではないか。公館利用者に対する満足度調査や現地国での広報ニーズ等の調査も可能 ではないか。
- ○「測定指標」および「施策に関する評価結果」の記述は、数値も盛り込み具体的になされている。一方で、全体を通してみると、記述に若干の齟齬が見受けられる。たとえば、Ⅲ-1-(3)の「施策の進捗状況」では、「(2)海外の日本語学習者数が1.5倍増、着実に増加している」としながら、【課題】の欄では、「(1)米国の大学等・・相対的に低下傾向にあった日本への関心は、・・・」となっている。日本語学習者と日本語講座という対象の相違、またデータ時点の相違を考えても、同様のテーマで記述が異なることはいかがか。
- 〇「海外広報」については、「事業実施件数、事業参加人数、HP訪問者数」のみならず、「対象者の反応」についても定量的に測定を行う方が望ましい。

「文化交流事業」については、参加者の評価や、報道振りの内容 (pro or con) について定量化を行う方が望ましい。

#### |政策評|<u>1 海外広報</u>

価を行□○海外における対日世論調査

う過程 | http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/culture/pr/yoron.html

におい OBBCによる世論調査

て使用 http://www.worldpublicopinion.org/pipa/articles/views\_on\_countriesregions\_bt/717.php?nid=した資 &id=&pnt=717&lb=

料その

他の情 3 文化の分野における国際協力

報 ユネスコホームページ (http://unesco.org/new/en/unesco)

国連大学ホームページ (http://www.unu.edu/hq/japanese/index.htm)

担当部 広報文化交流部	作成責任者名	総合計画課長	政策評価	平成24年4月
局名	17%吴江日日	小野日子	実施時期	1 10021 - 7 1
			7 7	

施策皿-2 報道対策, 国内広報, IT 広報

#### 施策名 報道対策,国内広報,IT広報

#### 施策の 概要

#### 1 適切な報道機関対策・国内広報の実施

外交政策の遂行に当たって,国民の理解と信頼を得ることが不可欠であることに鑑み,政策の具 体的内容や外務省の役割等について,直接,間接の様々な方法により,地方を含む様々な国民層に 対して、的確で、タイミング良く、かつ分かりやすい情報発信を行う。

また、外交のあり方についての世論の動向を様々な方途を通じて的確に把握し、外交政策の企 画、立案、実施の参考とする。

#### 効果的なIT広報の実施

IT広報手段の強化・多様化、IT広報システム及びコンテンツの充実・強化、時宜を捉えた迅速な 情報発信の取り組みを通じ,我が国外交政策に対する国民各層等の理解に基づいたフルキャスト外 交の推進に寄与する。

#### 3 効果的な外国報道機関対策の実施

以下を通じて、外国報道機関の日本関連報道を適切に把握するとともに、我が国の政策・立場に ついて、迅速、正確かつ効果的に対外発信する。

- (1) 日本関連報道に関する情報収集・分析
- (2) 外国報道機関に対する情報発信・取材協力
- (3) 報道関係者招へい

#### 達成す べき目 標

#### 我が国の外交政策に関する国内外での理解を増進すること

#### 適切な報道機関対策・国内広報の実施

外交政策に関する多様な情報提供を通じて、日本国民の我が国外交政策に対する理解と信頼を増 進すること。

#### 2 効果的なIT広報の実施

インタ-ネットを通じ、我が国の外交政策に対する国の内外の理解を促進すること

#### 効果的な外国報道機関対策の実施

外国報道機関による報道を通じ、海外における対日理解・対日親近感の醸成及び我が国の政策へ の理解を増進すること

施策の		区分	21年度	22年度	23年度	24年度
予算		当初予算(a)	1, 703, 766	1, 500, 472	1, 316, 160	1, 356, 996
額·執 行額等	・ 丁昇の	補正予算(b)	△3319	△2880	28, 035	0
门顶只可		繰越し等 (c)	0	0		
	(千円)	合計 (a+b+ c)	1, 700, 447	1, 497, 592		
	執行額	(千円, d)	1, 618, 568	1, 407, 132		

#### 施策に 1 適切な報道機関対策・国内広報の実施

・第180回国会外交演説(平成24年1月24日)

る内閣 「政策を効果的に実施するためには、オールジャパンで外交を推進することが必要です。その観点か の重要 ら、地方自治体や民間企業、NGO、市民の皆様との連携を強化します。」 政策

### (施政 <u>2 効果的なIT広報の実施</u>

方針演

・玄葉外務大臣演説「我が国のグロ-バルな課題への取り組み~『フルキャスト・ディプロマシ-』 説等の の展開と協力フロンティアの拡大」(平成24年2月28日)

うち主 「・・・NGOや地方自治体、中小企業を含む企業の経営者の方々、メディアや学会、有識者の方々な ど、あらゆる方々に対して、まさに皆様こそこれからのグロ-バル人材であり、皆様のお力をもっと なも 頂きたいということを改めて申し上げたいと思います。様々な主体が協力、連携して相乗効果を産 **の**) み出していくこと、これを『フルキャスト・ディプロマシ-』というふうに呼んでおりますけれど も、そういう『フルキャスト・ディプロマシー』とは、国民の皆様のご理解とご支持のもとに進める 外交の1つの形でもあろうかと思います。」

#### 3 効果的な外国報道機関対策の実施

第180回国会外交演説(平成24年1月24日)

「外交上不可欠な情報収集・分析能力を更に強化します。」「輸入規制など風評被害への対応につ いても,福島県の一部において家畜の平均卸売価格が震災前の水準に戻った例もあり,今後とも粘 り強く働きかけていきます。」

施策に 関する 評価結 来 「目標の達成に向けて相当な進展があった。」

果										
施策に関する	1 证	適切な報:	道機関対策・国内広報の	実施						
関する 評価結 果	目標の 状況	D達成	「目標の達成に向けて相当な進展があった。」							
測定			臣,副大臣,外務報道	基準値			実績値			目標値
指標	│官,副報道官 │数		による記者会見実施回	21年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	_
	釵			233回	233回	248回	240回			_
	年度こ	ごとの目	標値				240	同左	同左	
	(2)	記者会	見等を通じた情報発信				年度ごと	の目標		
	基準		21 年度から、 年度から、 生度がき、者 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	ー7 見は、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、一番では、「一番では、「これのでは、「これのでは、「これのでは、「これのでは、「これのでは、「これのでは、「これのでは、「これのでは、「これのでは、「これのでは、「これのでは、「これのでは、「これのでは、「は、「これのでは、「は、「は、」」では、「は、「は、」、「は、「は、」、「は、「は、「は、」、「は、「は、」、「は、「は、」、「は、「は、「は、」、「は、「は、「は、」、「は、「は、「は、」、「は、「は、「は、」は、「は、「は、」に、「は、「は、」は、「は、「は、」は、「は、「は、「は、「は、」は、「は、「は、「は、」は、「は、「は、「は、」は、「は、「は、「は、」は、「は、「は、」は、「は、「は、」は、「は、「は、」は、「は、「は、」は、「は、「は、」は、「は、「は、」は、「は、」は、「は、「は、」は、は、は、は、	・者 回実レ報 答 こーメの報曽 メが 肌さび宣書外報 る11ィル提に デ会 大れ事にの もでする リアマリ にの もが を は でする もの は でする もの は でする もの は でする もの は でする もの は でする もの は り に り に り に り に り に り に り り り り り り り	ア参 臣に务よた最そ イヨこげしば、か 会。レるる道表 ン実対を,しフ登 見さべオ情官」 夕施し含我た録 はらルー報談を して が。				
	施の捗況(績策進状)実)	23年度	21年度から、 21年度から、記 で 21年度から、記 で 23年度がき、記 で 23年度がき、記 で 23年度がき、記 で 23年度がら、記 で 23年度の 23年度の 23年度の 23年度の 23年度の 23年度の 23年度の 23年度の 24年度の 23年度の 24年度の 24	イ1 見66務 政回に話外 政ッアガしン79 は回大 務, お」務 務ビにを、タ名 97, 臣 レ外, , 省 三ュ対含我の 回副記 べ務文「報 役」(しむが) カーネーの の 見報記 バ発文「報 役」(しむが)	・記 服者 レ報書外道 こよて、ソ者 副道会 及道に報表 る回郵、大宮見 び官に報表 る回郵、メ会 臣会に 事によ道」 V実送面	デ見 は見は 努は情智を イ施 炎ィ参 見は英 レる報談1, ンしメ等ア加 は33語 ベオ発話 3 タたルをア登 4回同 ルプ信 11	臣信タ外をに説が、「女」というででは、「女」ででではなりです。	等三 SE SE SE SE SE SE SE SE SE SE	リーに るが まだい できます できます できます できます できます できます できます できます	情報Vのでは、「はないでは、「ないでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ
		24年度					臣信タ外をに引きるのでは、	等の役と そ、 で、 関 に、 関 に、 理解 に で き に た に の で の で の で の で の で の で の で の で の で の	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	情報発 TV 記 報 記 報 設 で は し に は し に は し に は し に は し に は し に し に

	25年度		外交政策に関する多様な情報提供を通じて、国民の我が国外交政策に対する理解と信頼を増進す
			る。
	26年度		同上
	27年度		同上
目標	_	まが国の外交政策につき、国民の理解を増進する。	
(3)	国民に	<u>  ○                                 </u>	年度ごとの目標
( )		外交や国際課題について、国民に対して分かり	120011
基準	22年度	が外のでは、 が外のでは、 が外のでするきめ、フ他では、 でまるを実した。 でまるを実した。 でまるを主にない、 でまるを主にない、 でまるを主にない、 でまるを主にない。 でまるを主にない。 でまるを主にない。 でまるを主にない。 でまるを主にない。 でまるを主にない。 でまるを主にない。 のでまない。 のでまない。 でまない。 のでまない。 のでまない。 のでまない。 のでまない。 のでまない。 のででまない。 のででまない。 のででまない。 のででまない。 のででまない。 のででまない。 のででまない。 のでででは、 のでででででででででででででででででででででででででででででででででででで	
	23年度	我の 我の 我の 我の 大の 大の 大の 大の 大の 大の 大の 大の 大の 大	インターネットによる情報発信などによる、外交政策に関する多様な情報提供を通じて、国民の我が国外交政策に対する理解と信頼を増進する。

施策の地状況(積)	<u> </u>	外務省」へのアクセス数が月平均約35万件等,多くのアクセスがあった。「キッズ外務省」では,データの更新や新たなコンテンツの掲載を定期的に行っているが,子どもだけでなく様々な方面からの反響がある。また,「わかる!国際情勢」も月平均約6万件のアクセスがあり,インターネット上でも高い評価があった。	
	24年度		「外務」 「外変での講演」 を語専のでは、 を記述し、 を記述し、 を記述し、 を当述し、 を当述し、 を当述し、 を当述し、 を当述し、 を当ばし、 をもいる。 を当ばし、 を当ばし、 をもいる。 をはいる。 をはいる。 をはいる。 をはいる。 をはいる。 をはいる。 をはいる。 をはいる。 をはいる。 をはいる。 をはいる。 をはいる。 をはいる。 をはいる。 をい。 をいる。 をい。 をいる。 をいる。 をいる。 をいる。 をいる。 をいる。 をいる。 をいる。 をいる。 をいる。 をし
	25年度		外交政策に関する多様な情報提供を通じて、国民の我が国外交政 策に対する理解と信頼を増進する。
	26年度		同上
	27年度		同上
目標	Ę –	我が国の外交政策につき、国民の理解を増進す る。	
(4	)広聴活	動	年度ごとの目標
基準	22年度	外務省ホームページに寄せられたメールの意 見, 及び電話, FAX, 書簡で寄せられた意見は約 20,300 件に上った。	
施策の歩状況	1	外務省ホームページに寄せられたメールの意見,及び電話,FAX,書簡で寄せられた意見は平成23年度に約18,700件に上った。寄せられた意見をとりまとめた報告書を省内関係部局に迅速に配布すると共に、関係会議で週間報告を行うことで、外交等に関する国民の意見や関心を的確に把握、共有している。	
(実	24年度		同上
績)	25年度		同上
	26年度		同上
	27年度		同上
目標		我が国の外交政策につき,国民の理解を増進す る。	

#### 施策に 関する 評価結 果

### 施策に 評価結果に関する 関する総括

#### 【総括)

- 1 我が国の外交政策について国民の理解と信頼を得るために、政策の具体的内容や外務省の役割等について、タイミング良く、包括的かつ分かりやすい説明を積極的に行うことは必要かつ重要である。そのために、直接広報、間接広報の手段を適切に選択して積極的な情報発信に努め、幅広い国民層に訴求する必要がある。加えて、国民の意見や世論動向を的確に把握し、外交政策の企画立案や実施の際の参考として適切に活用していく必要がある。
- 2 以下のとおり、期待される効果が得られ、目標に向けて相当な進展があった。 測定指標1のとおり、外務大臣等による記者会見、TVインタビュー・新聞インタビュー、報道機関や有識者への情報提供、各種講演会、広報資料の作成・配布、外交専門誌「外交」やインターネットによる情報発信等を積極的に実施し、国民に対して我が国の外交政策を分かりやすく説明した。特に「玄葉大臣と語る」などの各種講演会事業等を通じ、22年度を上回る約8.8万人に対して、我が国の外交政策について直接広報を実施し、国民の我が国の外交政策に対する理解を深めることができた。また、外交課題に関する「大学生国際問題討論会」を初めて実施し、質の高い白熱した議論が展開された。

さらに、外務省ホームページの充実に取り組んだ。特に、東日本大震災に際しては、ホームページ上に「東日本大震災関連情報」特設ページを設置し、「日本から世界に向けたメッセージ」等を紹介することにより、我が国の対応に対する正確な情報を発信するとともに風評被害対策等にも有効であった。

さらに、広聴活動を通じ国民からの多種多様な意見を聴取した。

3 限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し、相互補完関係にある報道対策や 国内広報施策及び広聴活動も適切に踏まえて施策を実施した結果、外交政策について の発信機会がより頻繁かつオープンになり国民の理解と信頼の増進に寄与することがで き、投入資源量に見合った成果が得られた。

#### 【課題】

国民の理解と信頼に基づく外交を実現するためには、我が国の外交政策に関し、分かりやすい説明をタイムリーに行うことが極めて重要である。その観点から、報道機関を通じた発信、国民への直接発信に引き続き積極的に取り組むことが必要である。

#### 【今後の方針】

1 外交政策に関する情報発信

我が国の外交政策について国民の理解と信頼を得るために、適切な手段による情報 発信に努め、幅広い国民層に訴求する。

2 外交課題に関する議論の喚起

外交専門誌「外交」を活用し、外交に関する国民の関心と理解を高めていく。また、「大学生国際問題討論会」など自由闊達な討論の場を積極的に提供していく。

3 インターネットによる発信

引き続き、わかりやすい情報をインターネットで発信するよう努める。また、ITメディアをはじめとする新しいメディアを活用する。

4 国民への直接説明

大臣をはじめ外務省職員が直接国民に対して行う説明を引き続き実施する。

施策に	2 2	动里 <i>的 t</i> 2	IT広報の実施							
対する		カ末的な D達成								
評価結果	状況		「目標の達成に向けて相当な進展があった。」							
測定指			<sup>ペ</sup> −ジへのアクセス数を	基準値			実績値			目標値
標	高いし 	ノベルで	維持	20年度	23年度	24年度	25年度	26年度	26年度	-
				3 億件	3 億件					3 億件 以上
	年度こ	ごとの目	標値		3 億件 以上	同左	同左	同左	同左	
	(2)	IT広報	手段の強化,多様化				年度ごと	の目標		
	基準	22年度	外務十二年 外務十二年 大一年 大一年 大一年 大一年 大一年 大一年 大一年 大一	ーチュー 大有りのイ よりて、利の とせいた大い のれた。 でれによ	ブ が が が が が が が が が が の に に に に に に に に に に に に に	共の用くジ発 館へサ画た速バが ボーイ配大なリ可 一ぶん				
	施策の進	23年度	外務省ホームページのーページの日本の一がの更なな開手の開発を開手を開手を開手を開手を開手を開始を開始を開始を開始を開始を開始を開始を開始を開始を開始を開始を開始を開始を	たなソー 金型の大化 18の大学 18と 18と 18で 18で 18で 18で 18で 18で 18で 18で 18で 18で	シャルメー 様化ルの実施 ・総いいでいる。 「能とカー」 「イスブー	ディアの たんパーン にかがホーム 自った。ナムー カーン カーン カーン カーン カーン カーン カーン カーン カーン カー	ツ公た等各ス段を外が	マー及びこう コウントで マントン で で で で で で で で で で で で で で で で で で	数策に対す 基づいた 7 Dため, I	ブックに るなど新 D活用 ける国民 フルキャ
	捗状 況 (実	24年度					やスマー 我が国タ 等の理解 外交の居	-トフォン      	ィアの活序 シ対応等に こ対するE いたフルゴ か、IT広幸 る。	こより、 国民各層 キャスト
		25年度					層等の理 ト外交の を強化,	異解に基づ	策に対する づいたフル こめ、ITD する。	レキャス
		26年度					同上			
		27年度					同上			
	目標	_	我が国外交政策に対すづいたフルキャスト外3段を強化、多様化する。	交の展開						

(3) IT	「広報:	システム及びコンテンツの充実・強化	年度ごとの目標
基準 224	年度	CMS (コンテンツ管理システム)の本格的な導入により、外部委託に頼らず、職員が自前で掲載業務を行うことが可能となり、掲載業務の効率化を図ることができた。22 年度の外務省ホームページの新規掲載及び更新件数は、約1万4000 件であり、前年比約59%増加したが、掲載に要した経費は前年比約70%減を実現した。また、外務省「統合Web 環境」に「海外安全ホームページ」を統合したことで外務省全体のホームページの管理・運用が効率化した他、日本APEC の際には、APEC 公式サーバを「統合Web 環境」に置いたことで経費の削減が可能となった。	
234	年度	改善等により、アクセス数と同時にホ-ムペ-ジのユ-ザビリティ(利用者にとっての閲覧目的の達成しやすさ)を向上させた。また、ホ-ムペ-ジのアクセシビリティ(高齢者、障がい者を含む全ての	セキュリティに配慮したシステム の稼働環境の構築・維持に努める など, 我が国外交政策に対する国
施策進状 の捗況 (績) 244	年度		アクセシビリティ及びユーザビリティを考慮したホームページのコンテンツの一層の改善や、研修・教育を通じた効率的なコンテンツ掲載等により、我が国外交政策に対する国民各層等の理解に基づいたフルキャスト外交の推進に向け、IT広報システム及びコンテンツを充実・強化する。
254	年度		我が国外交政策に対する国民各層等の理解に基づいたフルキャスト外交の推進に向け、IT広報システム及びコンテンツを充実・強化する。
	年度		同上
2/3	年度	我が国外交政策に対する国民各層等の理解に基	同上
目標		づいたフルキャスト外交の推進に向け、IT広報システム及びコンテンツを充実・強化する。	
(4)時	宜を抗	足えた迅速な情報発信への取り組み	年度ごとの目標
基準 224	年度	日本APEC においては、ユーチューブ、フリッカー、ユーストリームといったソーシャルメディアを通じて試験的に情報発信を行った。新設した外務大臣コーナーにおいては、外務大臣の外国訪問等を広報機会と捉え、各訪問毎に訪問先、概要、外国要人等との会談結果等を視覚的にわかりやすく説明を行った。また、22 年度中に全ての大使館・総領事館がホームページを開設したことにより、在外公館を通じた時宜を得た積極的な情報発信力の一層の強化が図られた。	

		23年度		新たなソーシャルメディアの利用を通じた迅速かつ積極的な情報の発信など、我が国外交政策に対する国民各層等の理解に基づいたフルキャスト外交の展開に向け、時宜を捉えた迅速な情報発信に取り組む。
	施の捗況(績 策進状 実)	24年度		我が国外交政策に対する国民各層等の理解に基づいたフルキャスト外交の展開に向け、ソーシャルメディア、スマートフォン、クラウド等の普及を考慮した、時宜を捉えた迅速な情報発信に取り組む。
		25年度		我が国外交政策に対する国民各層等の理解に基づいたフルキャスト外交の展開に向け、時宜を捉えた迅速な情報発信に取り組む。
		26年度		同上
		27年度		同上
	目標	-	我が国外交政策に対する国民各層等の理解に基づいたフルキャスト外交の展開に向け, 時宜を捉えた迅速な情報発信に取り組む。	
施関評果	目了括		【総括】 1 大の大の大の大の大の大の大の大の大の大の大の大の大の大の大の大の大の大の大	中学学院 では、

(4) 在外公館ホームページの維持・運営体制を構築する為には、在外公館の業務を支援するための人員と予算の拡充が必要である。

#### 【今後の方針】

今後も使いやすくわかりやすいホ-ムペ-ジを作成し、正確かつ迅速な情報発信を行うとともに、動画やソ-シャルメディアを利用した情報の訴求効果にも留意しつつ、我が国の外交政策に対する国内外の理解促進に努める。

25年度に運用開始予定である「新統合Web環境」の構築にあたっては、最新技術の利用ならびにサイバ-攻撃等に対応するためのセキュリティ対策の一層の強化を検討していく。

日本度ごとの目標値		
標 (1)日本関連報道件数 23年度 24年度 25年度 26年度 2 - 1424445   1300000 同左 同左   1300000 同左   1300000 同左 回標   13000000 回標   1300000000000000000000000000000000000		
1424445   1300000 同左   同左   1300000 同左   1300000 同左   同左   1300000 同左   13000000 同左   1300000 同左   13000000 同左   13000000 同左   13000000 同左   130000000 同左   13000000000 同左   1300000000000000000000000000000000000		目標値
年度ごとの目標値 1300000 同左 同左 (2) 対日報道に関する情報収集・論調分析 年度ごとの目標 9月の尖閣諸島沖での中国漁船による衝突事件、3月の東日本大震災等に伴う日本関連報道の大幅な増加に対応して、海外主要紙の日本関連報道を迅速かつ頻繁にとりまとめ、省内、総理官邸、関係省庁の用に供した。	27年度	_
(2) 対日報道に関する情報収集・論調分析 年度ごとの目標 9月の尖閣諸島沖での中国漁船による衝突事件、3月の東日本大震災等に伴う日本関連報道の大幅な増加に対応して、海外主要紙の日本関連報道を迅速かつ頻繁にとりまとめ、省内、総理官邸、関係省庁の用に供した。		
9月の尖閣諸島沖での中国漁船による衝突事件、3月の東日本大震災等に伴う日本関連報道の大幅な増加に対応して、海外主要紙の日本関連報道を迅速かつ頻繁にとりまとめ、省内、総理官邸、関係省庁の用に供した。	同左	
件,3月の東日本大震災等に伴う日本関連報道の 基準 22年度 大幅な増加に対応して,海外主要紙の日本関連報道 を迅速かつ頻繁にとりまとめ、省内、総理官邸、 関係省庁の用に供した。		
東日本大震災以降の日本関連報道の大幅な増加に対応し、海外主要紙の日本関連報道を迅速かつ頻繁にとりまとめ、省内、総理官邸、関係省庁の日本関連報道の通びき、外国報道機関に関係を受ける。 ・主要英字紙の日本関連報道の要約作成及び配布(月〜金、毎日)・対日論調とりまとめ配布(72件)	, 外国報 適切な把 関を通じ い発信 外発信す	は機関 提に基 ・我が国 ・速・・ここ。
引き続き東及び が実 施策 の進 排状 に で で が で が で の の 機構略の の を が に に な に な に な を の の 機構略の の を の を の を の を の を の を の を の を の を の を も も も を の の を の の を の を の の を の の を の の の で の に の を の の に の の に の に の の に の に の に の に の に の に の に の に の の の の の に の に の に の に の に の に の に の に の の に の に の に の の に に の に に の に に の に に の に に に の に に に に の に に に に に に に に に に に に に	「のて度り外を外切に効,対日たい実,国行国な対果そ外本めく施よメっ報把す的の発ブの必さりデて道握るに他信	ラ効要れ総ィい機に情イ取すン果がる合アく関基報ン材る的に必のづ発タ協。
外国報道機関により 25年度外国報道機関により じ、海外における対 親近感の醸成及びまり の理解を増進する。	対日理解 我が国の	ዸ・対日
26年度 同上		
27年度 同上		
外国報道機関による報道を通じ、海外における 目標 – 対日理解・対日親近感の醸成及び我が国の政策へ の理解を増進する。		
(3) 外国メディアに対する情報発信・取材協力 年度ごとの目標		
外国メディアによる総理、外務大臣等へのインタビュー、外務大臣等による寄稿、外国メディアに対する記者会見・ブリーフィング、英文プレスリリースの発出、電子メールでの情報提供、外国メディアからの照会への回答等を通じて、我が国の主要外交課題に関する政策や立場等に関する情報を発信し、日本関連報道に反映された。また、外務大臣記者会見記録の英訳を大幅に迅速化する等、迅速かつ正確に情報を発信した。事実誤認・偏見等に基づく報道に対しては、在外公館等を通じて迅速に抗議の申し入れ・反論投稿掲載の働きかけを行い、諸外国における正しい対日理解を促進した。		

_	I		- 古口十二帝《明士・クノロ・! ]
施の捗況(策進状)実	23年度	外国メディアに 外国メディアに 外国・一、総理、外務大臣等に の国英学に の国英学に の国英学に の国英学に の国英学に の国英学に の国英学に の国英学に の国英学に の国英学に の国英学に の国英学に の国英学に の国英学に の国英学に の国英学に の国英学に のの国数学に のの国数学に のの国数学に のの国数学に のの国数学に のの国数学に のの国数学に のの国数学に のの国数学に のの国数学に のの国数学に のの国数学に のの国数学に のの国数学に のの国数学に のの国数学に のののののののののののののののののののののののののののののののののののの	東日本大震災関連で多く見られた事実誤認・偏見等に基がに対して、原見等に入れ、外の間に対し、の間では、外のでは、外のでは、大変に、大変に、大変に、大変に、大変に、大変に、大変に、大変に、大変に、大変に
績)	24年度		日本関連報道に関する情報収集・分析結果に基づき,平成24年度は、東日本大震災により日本た意とれた風評被害を解消し、日本政ランドの復活・強化及び我が国政策の正当性を発信するの政策・立場について、迅速・正確かつ効果的に対外発信する。
	25年度		外国報道機関に対する情報発信・取材協力を通じて、我が国の政策・立場について、迅速、正確かつ効果的に対外発信する。
	26年度		同上
	27年度		同上
目標	_	外国報道機関による報道を通じ、海外における 対日理解・対日親近感の醸成及び我が国の政策へ の理解を増進する。	
(4)	外国記	者招へいの戦略的実施	年度ごとの目標
基準	22年度	外国記者に日本を訪問して取材をする機会を提供し、正確な対日理解に基づく記事の執筆・掲載を促進した。また、記者招へいを戦略的に実施するために計画を立案し実施した。 ・招へい人数:57人 ・掲載記事:167件	
	23年度	主に東日本大震災後の日本の復興状況を伝えることをテーマとし、外国記者に日本を訪問して取材をする機会を提供し、正確な情報に基づく記事の執筆・掲載を促進した。 ・招へい人数:87人 ・掲載記事:286件(平成24年5月28日現在)	東日本大震災後の日本の復興状況を伝えることを中心として、報道関係者招へいを通じて、我が国の政策・立場について、迅速、正確かつ効果的に対外発信する。
施の捗況(績	24年度		東日本大震災によりもたらされた風評被害を解消し、日本ブランドの復活・強化やその他我が国政策の正当性の発信のため、報道関係者招へいを通じて効果的な発信に努める。

		25年度		報道関係者招へいを通じて,我 が国の政策・立場について,迅 速,正確かつ効果的に対外発信す る。
		26年度		同上
		27年度		同上
	目標	_	外国報道機関による報道を通じ、海外における 対日理解・対日親近感の醸成及び我が国の政策へ の理解を増進する。	
11 44 .	/- /		7 (0.1-3	

#### 施策に |評価結果に 関する |関する総括 評価結 | 果

#### 【総括】

1 23年度は、東日本大震災後の風評被害の解消のためにも、事実誤認に基づく報道に速やかに反論投稿・申し入れを行い、また復興政策や被災地の復興状況につき政府による積極的な情報発信が必要とされた。また、こうした情報発信を効果的に行うために、日本関連報道振りについて情報収集・分析をする必要があった。

2 測定指標3および下記のとおり、目標の達成に向けて相当な進展があった。 震災直後から、日本に支局を置く外国プレスに対し、頻繁に復興関連情報に関しブリーフィングを行った。また、震災関連の特集記事が各国において掲載される震災後1年を前に、本省より震災後1年に際する日本のメッセージに関する発信要領を在外公館に送付し、在外公館から現地プレスへ積極的に情報発信を行った。その結果、日本の復興状況について世界中で計137メディアに報じられ、風評被害対策として効果的な発信が行われた。また、野田総理の論説文の寄稿掲載を各国の主要メディアに働きかけ、58カ国・地域の65メディアに掲載された。震災後1年に際して行った外国プレスによる野田総理への合同インタビューにおいては、その実施に外務省(国際報道官室)が主導的な役割を果たし、日本のメッセージを国際社会へ発信した。さらに、官邸・外務省(国際報道官室)・東京電力の共催で、外国メディア向けの東京電力福島第一原発の取材ツアーを実施し、原発事故の状況に関する海外における理解の増進、及び原発事故関連情報の透明性確保のための日本政府の取組への理解の増進につなげた。

23年度は震災からの復興を主なテ-マとして当初予算では87人の外国プレス招へいを 実施した。その結果、5月28日時点で286件の記事が掲載され、震災後の日本の状況を |世界に広く発信することができた。

3 以上のとおり、限られた予算と人的資源を活用し、外国プレス対策に関して大きな効果を得た。

#### 【課題】

外国メディアの駐日支局員が減少傾向にある中で、 影響力を有するメディア及び記者の関心や理解を促進できるよう、 メディアのニーズに即して迅速かつ正確に情報を提供することが重要である。また引き続き、震災後の風評被害を解消し、ダメージを受けた日本産品や観光等に関する「日本ブランド」を復活・強化させていくためにも、各種案件について外国メディアに対してより戦略的な発信が求められている。

#### 【今後の方針】

在京特派員数の漸減、メディアの多様化の中で、外国メディアによる日本関連報道 の減少や限定的な取材による偏向報道が懸念されるところ、今後も、外国報道機関に 対し必要な情報を一層迅速かつ正確に伝達していく。

平成24年3月1日に創設された、国家戦略担当大臣及び外務大臣が主催の「国際広報連絡会議」の当面の政府の国際広報活動の基本方針において、プレス対応の知見強化・人材育成といったプレス対応強化に取り組む姿勢が記されている。風評被害対策及び「日本ブランド」の復活・強化に向けた戦略的な発信のため、24年度は、省員の情報発信戦略立案能力及びメディア対応能力の向上を図る。

学識経 | (外務省政策評価アドバイザリー・グループ・メンバーの所見)

### 験を有する者

する者Oおおむね妥当。

#### の知見 の活用

○インターネットを通じた広報は一層強化されるべきであろう。大臣会見動画などに加え、さらに TV局等の行ったインタビューなどについても投稿を検討してはどうか。また、外交史料の公開等に ついても評価をすべきではないか。 〇「測定指標」,「施策の進捗状況」、「施策に関する評価結果」の記述が具体的であり, 【総括】, 【課題】, 【今後の方針】の記述に至るまで、論理的に書かれていると考える。

〇「国民に対する直接発信」において、参加者に対しアンケートを行うことで成果を測定している 点は高く評価できる。

政策評 1 適切な報道機関対策・国内広報の実施

価を行 外務省ホームページ (「外務大臣コーナー」等)

う過程 平成24年版外交青書

におい 外交専門誌「外交」

て使用

した資 2 効果的なIT広報の実施

外務省ホームページ(日)(http://www.mofa.go.jp/mofaj/) 外務省ホームページ(英)(http://www.mofa.go.jp) 料その

他の情 報

外務省ホームページ(携帯版・日)(http://www.mofa.go.jp/mofaj/m)

在外公館ホームページ一覧 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/link/zaigai/index.html)

外務省フェイスブックアカウント(日・英)

外務省ツイッタ-アカウント(日・英)

3 効果的な外国報道機関対策の実施

外務省ホームページ(日本語版: www. mofa. go. jp/mofaj, 英語版: www. mofa. go. jp/index. html) (財)フォ−リン・プレスセンタ−のホ−ムペ−ジ(日本語版:www.fpcj.jp/?ml\_lang=ja, 英語版: www.fpcj.jp/?ml\_lang=en)

担当部 外務報道官組	中 ルポミムタタ	報道課長	政策評価実施時	平成24年4月
担当时 27%批准6租	織 【作成責任者名	拟坦林文	以	十八八 4 十 4 月
			#n	
局名		■ 齊藤 純	期	
		7 1 1 1 1 1 1 1 1	***	

# 基本目標Ⅳ 領事政策

# 施策IV-1 領事業務の充実

(外務省23-IV)

#### 施策名 領事政策

#### 施策の 概要

#### 領事サービスの充実

(1) 邦人の利便性及び福利向上並びに権利確保のための取組

海外での邦人による申請・届出等手続の利便性及び福利向上並びに必要な権利の確保のため、IT 化を推進するとともに、領事窓口サービスの向上等の取組を進める。

(2)領事担当官の能力向上

国民に対し質の高い領事サービスを提供するため、領事担当官の能力向上のための対策を講じる とともに、領事担当官の知識・経験を共有できるような取組を行う。

(3) 国際標準に準拠した日本旅券の発給・管理

日本旅券の信頼性を確保し、国民の海外渡航の円滑化を確保するため、国際民間航空機関 (ICAO) の国際標準に準拠し、高度な偽変造防止対策を講じたIC旅券の確実な発給・管理に努め る。

#### 2 海外邦人の安全確保に向けた取組

(1) 海外邦人の安全対策の強化

海外に渡航・在留する邦人の安全対策を強化し得るよう、海外邦人自身の安全対策意識の醸成・ 増進のための啓発に努めるとともに、そのための的確な情報収集・発信力の強化を図る。

(2) 海外邦人の援護体制の強化

邦人保護業務に当たる在外公館の危機管理・緊急事態対応体制を強化するとともに、業務の円滑 かつ確実な実施のため、緊急対応や精神医療、遺体鑑定等に関する専門性の導入及び内外の機関・ 団体との協力関係・ネットワーク化を進め、効率的かつ効果的な邦人援護体制・基盤の強化を図 る。

#### 3 外国人問題への対応強化

(1)人的交流の促進及び出入国管理等の厳格化に係る要請への対応

人的交流促進のため、入国管理上問題のないと見られる外国人に対してビザ面での便宜を図る一 方、我が国社会の安全のため、ビザ審査を適切に行う。また、ビザ審査を効率的に行うため、外務 本省と在外公館を結ぶビザ広域ネットワークシステム(査証(ビザ)事務支援システム)を拡充す

(2) 在日外国人に係る問題への取組

外国人の受入れと社会統合, 大規模災害時を含む在日外国人への支援, 外国人住民が多数居住する 自治体との連携など、外国人問題に係る議論を行う国際ワークショップを開催し、在日外国人に関 する問題の緩和・解決に積極的に取り組む。

### 達成す 標

### 海外邦人の生命・身体その他の利益の保護・増進及び国内外における人的交流の拡大・ べき目│深化のための措置を実施すること

#### 領事サービスの充実

- 領事サービス・邦人支援策を向上・強化すること (1)
- (2) 領事業務実施体制を整備すること
- (3) 国民の円滑な海外渡航の確保のために、日本旅券に対する国際的信頼性を確保すること

#### 海外邦人の安全確保に向けた取組

- (1)海外邦人の安全対策を強化すること(広報・啓発)
- (2) 海外邦人の援護体制を強化すること(基盤・体制)

#### 3 外国人問題への対応強化

(1) 日本への入国を希望する外国人への対応の強化により、人的交流の促進及び出入国管理等の 厳格化への要請に応えること

(2) 災害時を含む、在日外国人支援に係る取り組みを積極的に進めること

施策の	区	分	21年度	22年度	23年度	24年度
予算額・執		当初予算 (a)	16, 564, 339	15, 622, 576	15, 258, 027	14, 609, 817
行額等	トリスティッグ 予算の 状況	補正予算 (b)	628, 386	△47, 818	205, 258	-
	(千円)	繰越し等 (c)	0	△5, 755		
		合計 (a+b +c)	17, 192, 725	15, 569, 003		
	執行額(-	千円, d)	16, 571, 734	15, 082, 586		

施策に 1 領事サービスの充実

関係す 第177回国会外交演説(平成23年1月24日)

る内閣 (総合的な外交の能力強化のための環境作り)

の重要 「・・・世界各地で活躍する多くの日本人及び海外に進出する日本企業が力を発揮できるよう環境 政策 作りに努めるとともに、適切に支援し、・・・」

(施政

方針演 2 海外邦人の安全確保に向けた取組

説等の 第177回国会外交演説(平成23年1月24日)

(総合的な外交の能力強化のための環境作り)

うち主 なも の)

「・・・世界各地で活躍する多くの日本人及び海外に進出する日本企業が力を発揮できるよう環境 作りに努めるとともに、適切に支援し、・・・」

#### 3 外国人問題への対応強化

- (1) 「新成長戦略2011」について(平成23年1月25日閣議決定)
- 国際医療交流(外国人患者の受入れ)
- 中国人個人ビザの取得容易化
- (2)「新成長戦略実現に向けた3段構えの経済対策」について(平成22年9月10日閣議決定)
- 〇 医療・介護分野での需要・雇用創出(「医療滞在ビザ」の設置)
- (3) 「円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策」について(新成長戦略実現に向けたステップ2) (平成22年10月8日閣議決定)
- 〇 新成長戦略の推進・加速
- 医療サービスの情報化促進・国際化推進(「医療滞在ビザ」の創設)
- (4) 第176回国会所信表明演説(平成22年10月1日)
- 〇 経済成長の実現ー経済対策と新成長戦略の推進
- (5) 「高度人材受入推進会議」の報告書(平成21年5月29日)
- 〇 イノベーションによる経済成長
- (6) 東日本大震災からの復興の基本方針(平成23年7月29日)
- ○我が国の活力となる外国人の受入れ促進

施策に関する	領事政策	
関する 評価結 果	目標の達成 状況	「目標の達成に向けて相当な進展があった。」

施策に	1 領事サービスの充実									
関する 評価結 果	目標の達成 状況	「目標の達成に向けて		った。」						
測定指		口対応についてのアン				実績値			目標値	
標		果:「丁寧な対応」の	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	_	
	割合	84%	80%							
	年度ごとの目			基準値 度(80% 以上)を 維持す る。	同左	同左	同左			
		の電子届出率(利用	基準値			実績値			目標値	
	率)		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	_	
			35. 4%	35. 9%					_	
	年度ごとの目	標値		_	39.4%	42.9%	46%	50%		
	(備考) 在留届	電子届出システムの利	用率は23	3年度35.9	%であると	:ころ, 本	システム	利用は海	外の邦	
		ており、国内のオンラ								
		部決定)におけるオン		用率を「5	0%以上」	との目標	が定めら	れている	とこ	
		度までに右目標に近づ		1						
		マガジン配信システム				実績値			目標値	
		通報利用可能公館数 ジン利用可能公館数	22年度		24年度	25年度	26年度	27年度	_	
		報利用可能公館数		同左					_	
			公館 ②約200							
			公館							
			7		年間約	同左	同左	同左		
			/		5百万	비선	山江	山江	/	
			/		通程度				/	
		標値	/		のメー				/	
	年度ごとの目		/	_	ルマガ				/	
			/		ジン発 信サー				/	
			/		后り一 ビスを				/	
			/		維持				/	
			/		*				/	
		-ルマガジン配信システ								
	ともに、一部の通信インフラ未整備公館を除き、右システムの機能を利用して緊急一斉通報を行う									
	システムを開発し21年度から約215公館で運用開始したことから当初の目標を達成しており、今後									
	22年度と同程度の年間約5百万通程度のメールマガジン発信サービスを維持する。									
	(4)在外選	挙人名簿登録申請件数 <b></b>	基準値			実績値			目標値	
	及び同登録者	数の伸び	20年度		24年度	25年度	26年度	27年度	_	
	<b>○</b> +.1.>= ₩ 1	5 65 34 A3 34 W / L	<u>1</u> 11. 29	-					_	
	①在外選挙人:  末)	名簿登録者数(年度	万人 ②1.82	万人 ②1.08						
	• •	録者数(年度末)	万人	万人						
		<b>3</b> か ロ <b>3</b> 人 ( 丁 <b>)</b> 又 <b>/</b> ト /	-3/	-3/						
					114.5	_	_	_		
	 年度ごとの目 <sup> </sup>	<del>煙</del> 値		_	万人					
		IV IE			②2.2万					
	/进去\ 七七年	あの獣伽については ユ	/ ====================================	- <del>111</del>	人	<u>γγς 2</u> γς Δ⊐ 1 <i>μ</i> -	\\\ \ + \\\\\	יכו	/	
	(順考) 本指標	雲の詳細については, 成	(果里祝事	→耒 □ 仕外	<u></u> 選争人名	溥登録雅:	進」を参	限。		

領車業	<b>窓の業務・シュテムの</b>	其淮值			宇結値			目標値
		17年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	27年度
<b>『運用経</b>	費削減(17年度比)		・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・					① ▲6.97 億円 ② ▲ 10,740 時間
ごとの目	標値		一券ンス ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	①一 ② ▲5, 790 時間	時間	① ▲5.28 億円 ② ▲ 10,740 時間	① ▲6.97 億円 ② ▲ 10,740 時間	//
利用者	の評価等サービスの向	上			年度ごと	の目標		
_								
領事業務のIT化の推進,領事シニアボランティアによる領事窓口サービスの向上,領事業務実施体制の着実な整備,在外選挙人名簿登録の促進,IC旅券の適切な発給・管理等により,邦人の権利を確保するとともに,邦人の海外生活・海外渡航における利便性が高まった。 (10,11月に管轄区域に300名以上の邦人が居住する在外145公館の在留邦人等を対象に実施した,「領事サービス向上・改善のためのアンケート調査」の結果,在外公館の領事窓口の対応では(580%,入館時の受付対応では66%,電話の対応で					注 上 (領事窓口対応についてのアンケート調査で、「丁寧な対応」の割合を 20%以上に維持する。)			
24年度					同上			
25年度					同上			
26年度					同上			
27年度					同上			
_	高い評価の維持・向上 (領事窓口対応につい	ては、ア	ンケート	調査で				
領事研	 修の実施				年度ごと	の目標		
I –	研修内容の充実及び着	実な実施						
(1)領事初任者研修を2回実施し、 堅研修を1回実施した。合計3回の研館の領事担当官29名及び領事担当とし予定の46名が受講した。 (2)在外公館警備対策官研修に約50研修の時間を設けた。79名が受講した。 (3)官房要員事務研修に約9時間の時間を設けた。32名が受講した。 (4)現地職員本邦研修において領事した。7名が受講した。 (5)領事担当として赴任する者を対研修を実施した。4回で25名が受講した。 (6)在外公館においてもニューコーにおいて在外領事中間研修を行い、本				に赴間が修に。総かれて、領が修実任のの修実任事ののを、とは、事のを、対して、のでは、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して			させつつ	,着実に
	との通常ごと利 ー23年年年年年年毎 ー事用務の用 ー度度度23年24年年年事 ーま経処日度度度度	一 在 7 体に 住たトの第に制統確お(す,調%に) 11窓整なと性に公ビ、受な 23年 度 25年	17年度   17年度	世の事業の進展  『理用経費削減(17年度比) 『清楽務処理時間削減(17年度	17年度   23年度   24年度   23年度   31年   3	17年度   23年度   24年度   25年度   25年度	17年度   23年度   24年度   25年度   26年度   26年度   26年度   (旅券システム   25 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大	17年度   23年度   24年度   25年度   27年度   27年度

				<u> </u>
		24年度		同上
		25年度		同上
		26年度		同上
		27年度		同上
	目標	_	領事研修の内容を充実させつつ,着実に実施す る。	
	(8)	日本人	学校・補習授業校への援助	年度ごとの目標
	基準	_	日本人学校・補習授業校への援助の実施	
	施策の進	23年度	援助対象となる日本人学校は88校、補習授業校は203校となり、海外に在住する学齢児童・生徒のうち、日本人学校にも補習授業校にも通学していない者を差し引いた約55%が政府援助の対象となった。	_
	捗状 況 (実 績)	24年度		海外子女に対し、義務教育を可能 な限り負担の少ない形で受けること ができるようにする。
	小女 /	25年度		同上
		26年度		同上
		27年度		同上
	目標	_	海外子女に対し, 義務教育を可能な限り負担の 少ない形で受けることができるようにする。	
	(9)	IC旅券	の発給状況	年度ごとの目標
	基準	22年度	4,090,090冊のIC旅券(一般旅券)を発給した。	
	の 排況 (績)	23年度	3,985,224冊のIC旅券(一般旅券)を発給し、 国民の海外渡航の円滑化に寄与した。	IC旅券の円滑な発給を行う。
		24年度		同上
		25年度		同上
		26年度		同上
		27年度		同上
16-66-	目標		IC旅券の円滑な発給を行う。	
施関評果	評関 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	る総括 	【総括】 (1)外務省においてにおいては、 (1)外務省事業のは、 (1)のののでは、 (1)のののでは、 (1)のののでは、 (1)のののでは、 (1)のののでは、 (1)のののでは、 (1)のののでは、 (1)のでは、 (1)のでは、	向上の 市上の 市上の 市上の 市上の 市上の 市上の 市上の 市

(6)以上を勘案し、領事サービスの充実という目標に向けて進展があったと考える。また、限られた予算や投入資源効率的な活用に配慮し、それに見合った成果が得られた。

#### 【課題】

申請・届出手続の一層の簡素化を行い、邦人の利便性を向上させていく。また、今後の邦人の領事サービスに対するニーズの増加・多様化へ適切に対応すべく業務を合理化しながら取り組んでいく必要がある。

なお、領事業務に対するニーズの高まりに迅速かつ的確に対応しつつ、人員体制も限られた中で現在の領事サービスの質の維持・向上を図っていくためには、領事業務初任者や他省庁・自治体等出身職員へのきめ細かな研修の継続、領事業務経験者等による領事業務初任者等に対する業務指導・支援体制の強化、専門性の高い領事担当者の育成強化が必要であり、右への取組を強化していく必要がある。

#### 【今後の方針】

領事サービスへのニーズは年々高まっていると認識しており、上記【課題】の解決 に向け、引き続き、改善・強化を続けていく。

領事業務のIT化については、来年度以降、司法共助、管海事務等の分野も取り込んでいく予定である。

日本旅券の信頼性を確保し、国民の円滑な海外渡航を確保するため、ICAOの標準に準拠したIC旅券の発給を継続するとともに、今後予定される国際的なIC旅券の高度化・標準化作業に引き続き参加し、対応する。

施策に	2 海外邦人の安全確保に向けた取組							
朱	目標の状況	D達成	「目標の達成に向けて相当な進展があった。」					
測定指	(1)	情報発	信基盤の強化に向けた取組	年度ごとの目標				
標	基準	_	現地安全情報の提供及び安全対策の広報・啓発					
	の進 捗況 実	23年度	安全対策関係団体・個人等と安全情報収集のための委嘱契約を締結し、現地治安情報の収集と邦人援護が発生した場合の側面支援・協力を求めた。さらに、海外における多様な危険をより身近に感じることができる資料(海外邦人事件簿,安全の手引き等)を改訂の上、海外安全ホームページ、メールマガジン及び各種パンフレット等を通じて情報提供する等、海外安全対策に関する広報・啓発を実施した。					
	績)	24年度		同上				
		25年度		同上				
		26年度		同上				
		27年度		同上				
	目標	ı	海外安全情報の収集・発信の強化,安全対策情報を適切且つ的確な提供・普及する。					
	(2)	海外邦		年度ごとの目標				
	基準		講演・セミナー等を通じた危機管理意識向上					
	施策 の進 捗状	23年度	危機管理意識向上のため、企業の危機管理担当者や一般邦人向けに国内外で安全対策・危機管理に関するセミナー(海外3カ国、計4回)、講演会(国内2都市、各1回)を実施した。	危機管理意識を向上させる。				
	況	24年度		同上				
	(実	25年度		同上				
	績)	26年度		同上				
		27年度		同上				
	目標	_	危機管理意識を向上させる。					
		竪急連	絡への24時間対応体制の強化	年度ごとの目標				
		22年度	在外公館閉館時におけるアウトソーシング化の 推進(閉館時緊急電話対応業務導入公館:103公					
	施の捗況(実	23年度	夜間・休日等在外公館閉館時でも邦人からの緊急連絡に対応し得るよう。在外公館閉館時における緊急電話受付業務のアウトソーシング化を引き続き推進した。北中南米、欧州、中東及びアフリカ公館の20公館に新規導入し、導入公館数を123公館に拡充した。	在外公館援護体制を強化する。 (閉館時緊急電話対応体制強化等)				
	捗状 況	24年度		在外公館援護体制を強化する。 (閉館時緊急電話対応体制強化等) (閉館時緊急電話対応業務について は、10公館の新規導入を目指す。)				
	步 況 (実 績)	24年度		(閉館時緊急電話対応体制強化等) (閉館時緊急電話対応業務について				
	步 況 (実 績)			(閉館時緊急電話対応体制強化等) (閉館時緊急電話対応業務について は,10公館の新規導入を目指す。) 在外公館援護体制を強化する。				
	步 況 (実 績)	25年度	在外公館援護体制を強化する。	(閉館時緊急電話対応体制強化等) (閉館時緊急電話対応業務について は,10公館の新規導入を目指す。) 在外公館援護体制を強化する。 (閉館時緊急電話対応体制強化等)				

(4)	法原业	等における即応体制の強化	年度ごとの目標
(4)			年度ことの日標
基準	_	遠隔地での邦人援護、精神医療等に関する専門性の導入	
施の渉況(績	23年度	在外公館から遠隔の地において発生する邦人援 護事案においても迅速に処理するため、現地在留 邦人等に有償で協力を依頼するなどの体制を整備 した。また、邦人精神障害者の援護の際に専門的 知見が必要なため、現地在住の邦人医師や病院等 と顧問医契約を結ぶなどして邦人援護体制の強化 に努めた。	
	24年度		遠隔地での邦人援護、精神医療等に関する専門性を導入する。ドメスティックバイオレンス(DV)および子の連れ去りに関する相談体制を強化する。
	25年度		同上
	26年度		同上
	27年度		同上
目標	_	年々多様化する邦人援護に対応するための体制 を構築する。	
(5)			5 D D III
(5)	日氏及	び外国機関等との協力・連携事業の実施	年度ごとの目標
基準	22年度	官民一体となったセーフティネットの連携・強化(本省が行う官民での情報の共有・協議は2ヶ月に1回を目途に実施する。)	
施策の進	23年度	海外邦人の安全対策をより機動的かつ的確に行うために、現地政府関係機関及び現地邦人社会とのセーフティーネットを強化した。その一環として、本省、在外公館と旅行業界やNGO等との官民協力及び現地当局との協力関係の枠組みを構築・強化しつつ、情報の共有・協議を行った。	国内外の関係団体等との官民協力を構築するとともに連携を強化する。
捗状 況	24年度		国内外の関係団体等との官民協力 を構築するとともに連携を強化す る。(本省が行う官民での情報の共 有・協議は基準年と同程度の実施を 維持する。)
	25年度		同上
	26年度		同上
	27年度		同上
目標	_	国内外の関係団体等との官民協力を構築すると ともに連携を強化する。	
(6)	大規模	緊急事態対応能力の強化	年度ごとの目標
基準	_	大規模緊急事態における体制構築対応体制等の 整備・強化	
の進 捗状 況	23年度	「全米・カナダ邦人安否確認システム」を全世界対応の「安否確認・情報共有システム」に統合・拡充した。また、在外公館における緊急事態邦人保護対処訓練や体制調査などを通じて緊急事態対処のための不断の検証を行った。テロ・誘拐、自然災害・急激な政情不安等の大規模緊急事態に際し、迅速に対応できる体制構築に努めた。	応のための体制等を整備・強化す
(実 績)	24年度		同上
作吳 /	25年度		同上
	26年度		同上
	27年度		同上
目標	_	大規模緊急事態における迅速な対応のための体制等を整備・強化する。	

### 関する 評価結 果

#### 施策に「評価結果に 関する総括

#### 【総括】

- (1) 国民の安全と安心の確保は政府の最優先課題に掲げられており、海外における 国民の生命・身体の保護その他の安全に関し努力することは外務省の最重要任務の一 つであり、体制を整備する必要がある。海外における国民の安全をより確実なものと するために、国民の安全に関連する最新の情報を的確かつきめ細やかに提供すること が不可欠かつ有効である。また、海外における不測の事件・事故等に対し迅速かつ確 実な支援を行うためにアウトソーシング化を含めた体制の整備・強化、また、精神障 害等の専門的な知見及び資格を有する専門家や関係機関・団体との連携は極めて効果 が高く、効率的である。
- (2)23年度においては,海外邦人の安全対策及び援護体制の各分野における取組を 継続的に進めた結果,次のとおり,全体としては相当な進展があった。
- ア 現地当局等との協力関係を構築し、兼轄国を含む安全情報収集体制の強化を図っ た。(測定指標2(1))
- 海外対応携帯電話の普及に併せ,携帯電話を通じ情報発信に取り組む等海外安全 に関する情報発信機能の強化を図った。
- ウ 国内外で開催したセミナー,講演等を通じ,企業関係者をはじめとする国民を対 象として安全対策及び危機管理に関する意識の向上、危機への対応策の啓発に努め た。(測定指標2(2))
- エ 一般援護関係では、閉館時における緊急電話対応体制を強化した。また、精神疾 病発症及びドメスティックバイオレンス(DV)被害者問題並びに高齢者問題等新たな 課題への取組においては,在外公館の対応体制の改善や領事担当官の能力向上を図る と同時に、医療関係者等の専門的知見の活用並びに各国政府関係省庁・機関、NGO等支 援団体及び現地邦人社会との連携・協力体制の強化に向けた取組ができた。 オ 緊急事態への対応に関しては、地震・洪水・ハリケーン等の大規模自然災害・大
- 規模事故や大規模騒乱及びテロ・誘拐等における邦人保護に努め,また政府一体と なった取組の中で関係省庁との連携・協議を通じて対応策の検討を進めた。
- (3) また、これらの施策は、限られた予算の中で効率的に実施された。

#### 【課題】

- (1) 海外渡航邦人数及び在留邦人数が増加し、また、危険が多様化・複雑化する中 で,海外における国民の安全と安心を確保するために,これまでの取組の強化に加 え、可能な業務のアウトソーシング化を含めた業務・予算の効率化を図る必要があ る。
- (2)感染力が強く、いつ出現するか予測困難な新たな新型インフルエンザについて は,今後も最新の科学的知見,諸外国の状況,国会等での議論,関係省庁や医療専門 家等による検討を踏まえ対策を進めていくとともに、万一の発生に備え、安全に現地 に残留するために必要な予防・防護用品等の備蓄及び退避を含めた邦人援護のために 万全の準備と計画を行う必要がある。
- (3) 在外公館での緊急対応体制強化のために閉館時の緊急電話対応業務のアウト ソーシング導入公館を拡大する必要がある。
- (4) 高年齢層の海外長期滞在を始めとする在外邦人の安全対策及び安否確認体制を 強化する必要がある。

#### 【今後の方針】

海外渡航邦人及び在留邦人の数が引き続き増加傾向にある中,世界各地における自然 災害やテロ・誘拐の発生,また最近の「アラブの春」が示すように,前例のない規模 の騒乱の多発など、邦人を取り巻く危険は多様化している。また、感染症対策、精神 疾患及びDV被害者への対応等、援護業務は複雑化の一途を辿っている。

このような状況下,海外邦人の保護に関する政府の施策に対する必要性は益々高まっ ている。そのため、国民の危機回避意識を醸成・増進するとともに、既存の資源を効 率的に活用するため,アウトソーシング化,官民のネットワーク化を進めつつ,専門 家との連携及び在外公館の邦人援護の体制・システムの強化に努めていく。

施策に	3 外国人問題への対応強化										
関する 評価結	目標の 状況	の達成	「目標の達成に向けて	て相当な進展があった。」							
<u>果</u> 測定指	(1)	訪日外	国人数	基準値			実績値			目標値	
標	, ,			22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	31年度	
				861万人	622万人					2, 500万 人	
		ごとの目			人	1, 311万 人	1, 500万 人	1, 658万 人	1, 832万 人		
	件緩和		理上問題のないと見ら				年度ごと	の目標			
	基準	_	ビザ発給要件の緩和及								
	施の捗況(績策進状)実)	23年度	光ビザの対象者を有をです。 有はに での対象 を 9 月からを 1 が 23年 9 月からを 1 が 23年 2 が 23年 2 が 24年 2 が 24年 2 が 25年 2 が 25	対している個人観 体制の強化を促進する。							
		24年度					体制の強 受け入れ		する。高	ビザ審査 度人材の	
		25年度					同上				
		26年度					同上				
		27年度	   人的交流の促進及び	山1同年	田笠の鉄:	セルーゼ	同上				
	目標	_	人的文派の促進及の  る要請に対応する。	山人国官	生寺の 取り	行しに旅					
	(3)	在日外	国人問題への取組・在	日ブラジ	ル人支援/	~の取組	在度ごと	の日標			
	基準	_	在日外国人が抱える問組の継続				1200	<b>V</b>			
	施の捗況(策進状 実	23年度	10月, ブラジル政府開催し, 在日子ジーの 開催し, 在日子ジーの 3月, 「外国人の 3月, 「外国人の 下外国人の 大のありが 大のありが 大のありが 大のが 大のが 大のが 大のが 大のが 大のが 大のが 大の	人 入開後を住会へれ催の行す議し、国に都に	援 会災人。市出ののにれる。 出しののにれる 出しい まんしん はんしん ひんしん しんしん ひんしん ひんしん ひんしん ひんしん ひ	いて議論 ための国 おける外 の課題な したほ		のための	る問題の 国際ワー	緩和・解 クショッ	
	績)	24年度			- <del>-</del>		同上				
		25年度					同上				
		26年度					解決に積		える問題 り組む。	の緩和・	
		27年度					同上				
	目標	_	在日外国人が抱える る。	問題の緩	和・解決	を促進す					

	(4)外国	施策の進捗状況(実績)	目標
	人受入環境	一次の足沙状が(天順)	23年度
	整備	我が国の活力となる外国人の受入態勢の整備・強化のため、ビザ 発給管理システムの改修を行い、在外公館におけるビザ審査業務の 迅速化・厳格化を図ると共に、法務省とのシステムを通じた情報共 有により入国管理業務の強化等にも貢献できる環境を整備した。	我が国の活力と なる外国人の受 入態勢を整備・ 強化する。
施関評果	評価 結果 活 総 に 括	【総括】 (1)外国人問題への対応に当たで確保する必要がある。 (2)我が国へ入国でも特別国での対応に当たっては、諸外国との幅にい分野での (2)我が国へ入国定指標3(1)のとおき間にたつでででの 変響もあり、測定指標3(1)のとおき間にたりでする。 (2)我が国へ入国定指標3(1)のとおき間にたりで発着したりで発着したが、のの強性につ人数は目標でで発着したが、のような措置にたりで表着を書したけども有対対は、いて、日月からは、一の名称とに対しては、平成12年7月からは、一分な経にでは、平成12年7月からは、一分な経に対して、事務を実に拡大した。また、一分な経済力を有る者とその家族に対大の事務を開始し、平成23年93年7月を介からは、日本の家族に対象を更に拡大した。また、一分な経力を強にして、対経済力を病として、対経済力を病として、対経済力を流き、目的で表別をは、また、一分な経力を消し、に基づきとして、対域2年6月に関議決定さり、の運用を開始し、一次は2年6月に対した。とによりが成長的に基本ので対して数文にが2年6月に関議決定さり、の運用を開始し、一方での場合をの場合の特別では、一方で、日本のもの経済格を背景に、たい、は、対して、対し、に基がで対した。本の、の方に、は、対して、対し、は、対し、は、対し、は、対し、は、対し、は、対し、は、対し、	度をいりの中に買3小 小人により量 受き共国 なん がた 食 図 め 国は下 る家職経縄そ献年国 国権つ、増迫 入のの人 進た 見え 討 る 、

(外務省政策評価アドバイザリー・グループ・メンバーの所見)

験を有

する者 〇おおむね妥当。

の知見 の活用

〇在外邦人に対する領事業務は外務省の一般公衆との関係でも重要なものである。在留邦人への満 足度調査だけでなく,改善要望項目の調査や在外公館利用後帰国した邦人への調査など,細かく ニーズを探りだすべきである。

〇「測定指標」, 「施策の進捗状況」, 「施策に関する評価結果」の記述が具体的であり, 括】、【課題】、【今後の方針】の記述に至るまで、論理的に書かれていると考える。

〇「領事窓口対応についてのアンケート調査結果」について、「丁寧な対応」の回答割合80%を根拠 に、「利用者の立場に立って対応していると評価できる」としているが、評価制度の神髄はcheck→ actionにあることに鑑みれば、残り20%の捉え方が重要になってくることに留意ありたい。

領事サービスの充実 政策評

価を行 |外務省ホームページ(http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/shocho/g\_system/index.html)

う過程 領事業務

業務・システムの最適化実施評価報告書(平成22年8月16日)(PDF) におい

最適化効果指標・サービス指標一覧(平成22年8月16日)(PDF) て使用

した資 |外務省ホームページ(http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/tokei/questionnaire/index.html)

料その 統計

他の情

報

領事サービス向上・改善のためのアンケート調査

アンケート調査結果 (グラフ) (PDF)

#### 2 海外邦人の安全確保に向けた取組

- ・ 外務省海外安全ホームページ(渡航情報): http://www.anzen.mofa.go.jp/
- ・ 同上携帯サイト: http://m. anzen. mofa. go. jp/mbtop. asp
- ・海外安全パンフレット・資料: http://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph.html
- ・ 外務省海外安全ホームページ(感染症関連情報)

http://www.anzen.mofa.go.jp/kaian\_search/index.html

- 海外安全官民協力会議: http://www.anzen.mofa.go.jp/anzen\_info/kanminkyo.html
- 海外安全・パスポート管理促進キャンペーン: http://www.kaigai-anzen.info/

#### 外国人問題への対応強化

訪日外国人旅行者数 (日本政府観光局「訪日外客数」)

http://www.jnto.go.jp/jpn/tourism\_data/visitor\_data.html

担当部	領事局	作成責任者名	政策課長	政策評価実施時	平成24年4月
局名			鈴木 光太郎	期	

# 基本目標 V 外交実施体制の整備・強化

### 施策 V-1 外交実務体制の整備・強化

#### 施策名 外交実施体制の整備・強化 施策の (1) 国民の安全・安心の確保や繁栄の促進等に不可欠な定員・機構を整備することにより外交 概要 実施体制を整備・強化する。 (2) 在外公館は外交活動の拠点であるので、適切な警備対策を実施することで、在外公館及び 館員の生命・身体の安全等を確保し,また,在外公館に対する攻撃を未然に防止する等,警備体制 の強化を通じて、外交実施体制の整備・強化を図る。 (3) 外交活動を支える上で、死活的に重要である情報の防護については、制度面、意識面、物 理面など多面にわたる体制強化を図る。 達成す 激動する国際社会の中で我が国の平和と繁栄を確保するための外交を実施する上で必要 べき目 |な体制を整備・強化すること 施策の 本件施策は、外務省全体の予算に関わっており、特定の項の下での予算は計上されていない。 予算 額・執 行額等 施策に 外交実施体制の整備・強化 関係す 第177回国会外交演説(平成23年1月24日) る内閣 「最後に,これまで述べてきた政策を効果的に実行するために必要となる総合的な外交力の強化に の重要 ついて述べます。在外公館の新設や在外公館職員の再配置を含む体制整備を推進すると同時に,情 報収集・分析能力及び情報保全を含む外交実施体制を強化します。」 政策 (施政 方針演 説等の うち主 なも **၈**)

施策に関する	外交実施体制の整備・強化					
亚布丝	目標の達成 状況	「目標の達成に向けて進展があった。」				

果	状況		「日標の達成に向けて進展があった。」 		
測定指 標	外交事	<b> </b>	の整備・強化		
<b>信</b> 示	(1)	外務省	の人員,機構の更なる整備	年度ごとの目標	
	基準	22年度	(平成22年度末) 在外公館数203 定員数5,740人		
	施 の 歩 没 状	23年度	定員23人を純増, 在ジブチ大使館及び東南アジア諸国連合日本政府代表部を新設すると共に大使館の兼館である5総領事館の廃止を行い,外務省全体の定員・機構面での更なる整備を推進した。(23年度末:在外公館数205, 定員数5763人)	定員・機構の増強	
	(実	24年度		定員・機構の増強	
		25年度		同上	
		26年度		同上	
		27年度		同上	
	目標	_	定員・機構の増強		
	(2)	在外公	館の警備体制の強化	年度ごとの目標	
	基準	_	在外公館の警備に係わる企画・立案 人的及び物的な警備の強化 研修・訓練等の充実		
	の進 捗況 (実	23年度	テロを含む現地治安情勢の推移に応じた企画・立案を行い、予算の効率的な執行に努めつつ、在外公館に対する人的及び物的警備対策の強化、警備関係講義の充実化、在外公館における警備訓練の実施など、在外公館の警備体制強化のため、各種対策を講じた。特に本年度は、中東及び北アフリカ情勢の悪化を教訓にし、物的警備対策強化を重点的に実施した。	テロを含む現地治安情勢の推移に 応じた在外公館警備体制の企画・ 立案,及びそれに応じた人的・物 的な警備の強化 新入省員,赴任前職員等への研修 の充実 警備訓練の実施	
	績)	24年度		同上	
		25年度		同上	
		26年度		同上	
		27年度		同上	
	目標		在外公館及び館員等の安全確保		
	(3)	外交を		年度ごとの目標	
	基準	-	情報防護対策の総合的な企画・立案 関連内規の整備 研修の拡充 電子情報漏えい対策		
	が 排 況 実	23年度	政府による情報保全に関する検討委員会に参加しつつ、情報防護対策室を中心に、情報防護対策の総合的な企画・立案を行い、本省・在外公館における情報漏えいを防ぐための取組を実施するとともに、関連システムの整備、研修の積極的な実施等を行うことで、外交を支える情報防護体制を強化した。	政府における情報保全に関する検 計委員会への参加 情報防護に関する新入省員,赴任 前職員等への研修の実施 情報漏えい防止のため秘密保全検 査の実施	
	績)	24年度		同上	
		25年度		同上	
		26年度		同上	
		27年度		同上	
	目標	_	情報漏えいの防止		

### 施策に 関する 評価結 果

### 評価結果に 関する総括

### 【総括】

- (1)激動する国際社会の中で、我が国の平和と繁栄を追求するための外交を実施するためには、外務省が組織として最大限の能力を発揮する必要があり、そのためには、外交実施体制を整備・強化するという本施策を推進することは必要不可欠である。
- (2)上記測定指標のとおり、本施策の目標達成に向けた以下のような種々の取組を効率的に実施し、外交実施体制の整備・強化を効果的に促進した。
- (イ) 国民の安全・安心の確保や繁栄の促進等に不可欠な定員・機構の整備については、在外公館の最適化を目的として取り組んだ結果、大使館の兼轄である総領事館の廃止や定員の合理化を進めつつ、新たに在外公館を開設し、人員を拡充することができた。
- (ロ) 在外公館の警備体制の強化については、各種人的及び物的警備の強化措置、 各種研修や警備訓練等を行った。
- (ハ) 外交を支える情報防護体制の多面的な強化については、平成19年度に設置された情報防護対策室を中心に、本省及び在外公館における情報防護対策の企画・立案、関連内規の整備、研修の拡充、電子情報漏洩対策等の取組を実施した。

### 【課題】

- (1)激動する国際社会の中で、外務省の業務はますます拡大しており、国民の安全・安心の確保や繁栄の促進等に不可欠な外交実施体制を引き続き整備・強化する必要がある。
- (2) 在外公館に対する脅威は、年々威力を増すテロリストの攻撃をはじめ、その 形態も多様化しており、適切な対策に基づく措置を施すことで警備体制を一層強化 する必要がある。
- (3) 政府機関からの情報流出の危険は、情報技術の進歩とともにますます高まっており、政府全体の取組のみならず、外務省としても情報防護体制の多面にわたる取組を一層整備・強化する必要がある。

### 【今後の方針】

- (1) 外務省(本省・在外公館)の定員・機構の整備・強化は国民の安全・安心の確保や繁栄の促進等に不可欠であり、今後とも一層推進する。
- (2) 我が国の在外公館の安全を確保するためには、テロ対策を主体とし、多様化する脅威に耐え得る在外公館警備体制の更なる整備・強化するの各種方策を推進する。
- (3)政府機関からの情報流出を防ぐため、情報防護体制の多面にわたる取組を不断に強化する。

# 学験をる知りの活用

### (外務省政策評価アドバイザリー・グループ・メンバーの所見)

- 〇現行の指標は定性的であり、評価困難である。特に情報防護体制は重要であり、第三者機関による評価等強化を進めるべきである。
- 〇管理業務の施策であり,記述の難しさは理解できる。一方で,V-1-(1)では,22年度の基準に具体的な数値が計上されている以上,「年度ごとの目標」も定性的な記述ではなく,数値による記述をすることが望ましいのではないか。
- 〇「人員,機構の整備」によって何が可能になったのか,「警備体制の整備」によって何がもたらされたのか(e.g. どれくらい安全になったのか,事件,事故等の減少,未然摘発など),「情報防護体制の強化」によって何がもたらされたのか(e.g. どれくらい防護体制が強化されたのか,未然に防止しえた情報の漏えい,危機に暴曝されることのなくなった情報の割合など),成果を明示的に示した方が望ましい。

### 政策評

### 外交実施体制の整備・強化

価うにてし料他を過お使たその行程い用資の情

報

平成23年版外交青書(第4章国民と共にある外交第1節外交実施体制の強化と日本人の活躍)

担当部 大臣官房	作成責任者名	総務課長		政策評価実施時	平成24年4月
局名		梨田	和也	期	

### 施策V-2 外交通信基盤の整備・拡充及び IT を活用した業務改革

施策名	外交通信基盤の整備・拡充及びITを活用した業務改革							
施策の 概要	各内部管理業務システム, 在外経理システム及び情報ネットワークの最適化を実施することにより, 維持・運営経費の削減を図るとともに, 業務の簡素化・効率化・合理化を推進する。							
標	外交通信基盤の整備・拡充を図るとともに、業務・システムの最適化による行政運営 の簡素化・効率化・合理化を推進すること							
施策の 予算		≤分	21年度	22年度	23年度	24年度		
額・執		当初予算 (a)	8, 449, 195	8, 065, 444	7, 229, 201	6, 869, 291		
行額等	予算の	補正予算 (b)	0	0	0	0		
	状況 (千円)	繰越し等 (c)	0	0				
	(111)	合計 (a+b+ c)	8, 449, 195	8, 065, 444				
	執行額	(千円、d)	8, 140, 456	7, 805, 895				
施関るの政(方説うなの策係内重策施針等ちも)にす閣要(政演の主			決定) I IT化に対応し	た業務改革(平原た業務改革(平原				

23年度 備,並びに、83公館の情報ネットワークの再整 整備完了 施策 の進 外務省情報イ	最ネットワーク再
評価結果         「目標の達成に向けて進展があった。」           測定指標         外交通信基盤の整備・拡充及びITを活用した業務改革           (1)外務省情報ネットワークの業務・システム最適化計画の目標推進状況         年度ごとの目標           基準         1 基幹通信網,国際IP電話の整備2 情報ネットワークの再整備3 情報ネットワークの効率化         85公館の情報を完了した。           23年度 備,並びに、83公館の情報ネットワークの再整備を完了した。         外務省情報者のよりの進生の表面を表面を表面を表面を表面を表面を表面を表面を表面を表面を表面を表面を表面を表	最ネットワーク再
標 (1) 外務省情報ネットワークの業務・システム最適化計画の目標推進状況	最ネットワーク再
(1) 外務省情報ネットワークの業務・システム最適化計画の目標推進状況    本様	最ネットワーク再
基準	
23年度 備,並びに、83公館の情報ネットワークの再整 整備完了 施策 の進 外務省情報イ	
の進りの進りの進りの進りの進りの進りの進りの進りの進りの進りの進りの進りの進りの	といてローク田村 一
	rットワーク再登 官(238公館)で情 7の整備を完了さ
<b> </b>	_
26年度	_
27年度	_
・年間1億7000万円の経費削減, ・1万7000時間の業務時間短縮 (全公館(238公館)で情報ネットワーク再整備 が完了した時点で、上記の効果が発現予定。)	
(2) ホストコンピュータシステムの業務・システム最適化計画の目標達成に向けた取組(本指標の詳細については、成果重視事業「内部管理業務用ホストコンピュータシステムの再構築」を参照願います。)	西元
人給共通システム導入に係る外務省開発要件 23年度 施策 ステム」導入スケジュールの検討を行った。	- 厶導入検討
の進 歩状 24年度 同上	
	テム導入のための
績) 26年度 同上	
A   人給共通シスラ   並行稼働	テム導入のための
人給共 通システム導入が完了した時点で、上 元ム導 入年度 (平成 28年度 以降)	

目標打	<b>t</b> 進状況	理システムに関する業務・システム最適化計画の (本指標の詳細については,成果重視事業「在外 整備」を参照願います。)	年度ごとの目標
基準	17年度	次期システムの設計・開発作業の推進 月間勤務時間 250時間以上ある在外公館会計 担当者業務量の削減	
施策の進歩状	23年度	「在外経理システムの業務・システム最適化計画(改定版)」に基づく次期在外経理システムの設計・開発作業を進め、23年度末に完了した。 業務量を年間時間のべ 64,988時間削減し、経費が年間 3,100万円低減した。	次期在外経理システムの開発完了 経費の年間 2,300万円の低減
況(実	24年度		62カ所で次期在外経理システム 導入完了
績)	25年度		全公館で次期在外経理システム 導入完了
	26年度		_
	27年度		_
目標	24年度 以降	・業務量年間91,000時間の削減,年間延べ約5300万円の経費低減 (全公館で次期在外経理システムの導入が完了した時点で,上記の効果が発現予定。)	
(4)	業務系	 共通プラットフォームの構築状況	年度ごとの目標
基準	22年度	本省内サーバの集約化	
施策の進	23年度	本省内の3つの業務システムを統合したことにより、合計9つの業務システムの統合を完了し、サーバの集約化推進を行った。	本省内サーバの集約化推進
	24年度		業務系共通プラットフォームの  拡張
一次	25年度		本省内サーバの集約化推進
績)	26年度		業務系共通プラットフォームの 安定稼働
	27年度		同上
目標	27年度	平成22年度から平成27年度までの間で約7700万 円の経費削減	

### 施策に 評価結果に関 関する する総括 評価結

果

【総括】

上記測定指標及び下記のとおり、本件施策の実施は、外交を推進する上で基盤となる情報・通信、会計システムの更なる向上を図る上で有効であり、また、限られた予算や人的投入資源を活用し、投入資源量に見合った成果が着実に得られているたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

- 1 「外務省情報ネットワークの整備」においては、外交政策の立案・推進機能の一層の強化を図るため、23年度までに整備対象238公館中の234公館に基幹通信網及び国際IP電話の整備、並びに、147公館の情報ネットワークの再整備を完了した。これらにより23年度までの目標を達成した。(測定指標(1))
- 2 内部管理用ホストコンピュータシステムの再構築」においては、ホストコンピューター上で運用する各種業務・システムの効率化及びシステム維持経費の削減に取り組む必要があり、「人給共通システム」導入に係る外務省開発要件について事務局と協議を行い、「人給共通システム」導入スケジュールの検討を行った。これにより23年度の目標を達成した。(測定指標(2))

- 3 「在外経理システムの整備」にあたっては、在外公館における会計担当の増大する業務を簡素化・効率化するため、また、会計処理及びそれに関する幅広い範囲の業務を迅速かつ正確に処理できるようITを活用した業務を進める必要があるため、「在外経理システムの業務・システム最適化計画(改定版)」に基づくサーバの本省集約化等を実現するべく、次期在外経理システムの設計・開発作業を進め、23年度末に完了した。これにより23年度の目標を達成した。(測定指標(3))
- 4 「業務系共通プラットフォームの構築」においては、23年度までに9つの業務システムを統合し、サーバの集約化推進を行ったことにより平成23年度の目標を達成した。(測定指標(4))

#### 【課題】

- 1 「外務省情報ネットワークの整備」においては、24年度末までに在外公館情報ネットワーク最適化を順次完了し、運用を開始する必要がある。
- 2 「内部管理用ホストコンピュータシステムの再構築」においては、「人給共通システム」導入に係る外務省開発要件及びスケジュールの検討を進め、外務省 固有システム及びデータ移行の設計・開発を行う。
- 3 「在外経理システムの整備」においては、「外務省情報ネットワークの整備」にあわせ24年度末までに全公館の次期在外経理システム導入環境構築を完了させる必要がある。
- 4 「業務系共通プラットフォームの構築」においては、23年度に予定する2つの業務システムの統合を行ってサーバの集約化を行う。また、24年度以降に、業務系共通プラットフォームの拡張を行うことにより更に本省内のサーバの集約化を検討する必要がある。

### 【今後の方針】

- 1 「外務省情報ネットワークの整備」については、24年度末までに在外公館情報ネットワークの再整備を順次完了することにより、通信体制の強化を図る。
- 2 「内部管理用ホストコンピュータシステムの再構築」については、「人給共通システム」を導入・移行することにより、業務処理時間の削減を実現する。
- 3 「在外経理システムの整備」については、「在外経理システムの業務・システム最適化計画(改定版)」に則り、次期在外経理システムを在外公館に順次導入することによって、サーバ本省集約等のITを活用した業務改革を推進し、在外公館の会計担当者のさらなる業務負担軽減を図る。
- 4 「業務系共通プラットフォームの構築」については、本省内の業務システムの統合・サーバの集約化を進めることにより、サーバインフラの維持経費削減及び情報セキュリティの更なる向上を図る。

### 学識経 験を有 する者

の知見

の活用

(外務省政策評価アドバイザリー・グループ・メンバーの所見)

〇「行政運営の簡素化・効率化・合理化の推進」が目標である本施策について, 定量的な目標に よって評価されている。

〇経済性(コスト削減,業務時間短縮)に限った表記になっているが,より実質的な成果(e.g. 業務の高度化への対応など)は考えられないか。

政策評 外交通信基盤の整備・拡充及びITを活用した業務改革

価を行 電子政府構築計画 (平成16年6月14日改訂 各府省情報化統括責任者 (CIO) 連絡会議決定)

う過程 | 外務省電子政府構築計画(平成15年7月17日 | 各府省情報化統括責任者(CIO) 連絡会議決

におい「定))

て使用 外務省情報ネットワークの業務・システム最適化計画書(平成18年3月30日 外務省情報化推進

した資 |委員会決定)

料その ホストコンピュータシステムの業務・システム最適化計画書(平成18年3月30日 外務省情報化他の情 推進委員会決定)

報 在外経理システムの業務・システム最適化計画書(平成21年3月31日改訂 外務省情報化推進委員会決定)

担当部 : 局名	大臣官房			政策評価実施時 期	平成24年4月	
----------	------	--	--	--------------	---------	--

### <u>基本目標Ⅵ 経済協力</u>

### 施策VI-1 経済協力

施策名	経済協力							
施策の 概要	戦略的なODAの実施のための援助政策を企画・立案する。							
達成す べき目 標	二国間協力の政府開発援助を通じた支援により国際社会の平和と安定に貢献し, これ を通じて我が国の安全と繁栄を確保すること							
施策の 予算	区	分	21年度	22年度	23年度	24年度		
が 額・執 行額等		当初予算 (a)	326, 678, 921	304, 981, 146	299, 895, 519	311, 212, 655		
	予算の 状況	補正予算 (b)	80, 209, 414	24, 723, 000	28, 284, 884	_		
	(千円)	繰越し等 (c)	△11, 146, 915	25, 595, 678				
		合計 (a+b +c)	395, 741, 420	355, 299, 824				
	執行額(千円、d)		388, 632, 254	350, 462, 324				
施関るの政(方説うなの策係内重策施針等ちも)にす閣要の政演の主	(1) 野田総理の国連総会での一般討論演説(平成23年9月23日、ニューヨーク) (2) 第180回国会外交演説(平成24年1月24日) (3) 玄葉外務大臣の政策スピーチ(平成24年2月28日、政策研究大学院大学) (4) 玄葉外務大臣スピーチ(平成24年3月17日、玄葉外務大臣と語る「これからの日本外交 於:名古屋)					らの日本外交」		

施策日	, Intil	経済協力							
関する 評価約 果		の達成	「目標の達成に向けて進展があった。」						
測定排標	旨 (1)	戦略的	IODAの実施のための「選択と集中」	年度ごとの目標					
示	基準	22年度	ミレニアム開発目標 (MDGs) 達成へ向けた取組, アフガニスタン, パキスタン支援等に取り組むことにより, 「選択と集中」を進め, ODAを効率的・効果的に実施した。						
	施の捗況(績策進状・実)	23年度	表計のBA等につめ、のの場合の表情であるという。 (MDGs) は までまった。 というのと、 (MDGs) は に は (MDGs) は までまった。 というのと、 (MDGs) は に は (MDGs) は に は (MDGs) は に は (MDGs) は に は (MDGs) は に (MDGs) は	ミレニアがニスタン (					

1	0455	Γ	Im L
	24年度		同上
	25年度		同上
	26年度		同上
	27年度		同上
目標	_	「選択と集中」を進めることによるODAの戦略的かつ効率的・効果的な実施のための援助政策を企画・立案する。	
(2)	世論調	査における変化	年度ごとの目標
基準	19年度	毎年実施している「外交に関する世論調査」における経済協力に関する意識をみると、経済協力を「積極的に進めるべき」とした割合が「なるべく少なくするべき+やめるべき」とした割合を上回った。	
の進 捗状	23年度	毎年実施している「外交に関する世論調査」における経済協力に関する意識をみると、経済協力を「積極的に進めるべき」とした割合が「なるべく少なくするべき+やめるべき」とした割合を5年連続で上回った。	経済協力を「積極的に進めるべき」とする割合が「なるべく少なくするべき+やめるべき」とした割合を上回る。
況(実	24年度		同上
( <del>大</del>  績)	25年度		同上
小兵 /	26年度		同上
	27年度		同上
目標		ODAへの国民の理解・支持を促進する。	11-3-22
	UDV单名		
るか。		業が国民に対する説明責任をどれだけ果たしてい	年度ごとの目標
基準	22年度	ODAホームページへのアクセス(ヒット数): 約8600万件 広報番組の22年度平均視聴率:4.7%	
施の捗況(績策進状)実)	23年度	ODA広報(ホームページの充実,テレビ広報番組等の活用)を実施した。 ODAホームページに対するアクセスは、約8500 万件とほぼ前年並みの水準となった。 また,テレビ東京の「地球VOCE」の平成23年度平均視聴率は4.9%,認知率は24.2%(番組評価アンケートによるもの),番組HPへの同年度アクセス数は約64,000件となっており,一般国民に対するODA広報は,一定程度,着実に進んでいる。	①年間8000万~9000万件程度のODA ホームページに対するアクセス (ヒット数) ②テレビ東京の「地球VOCE」の平成23年度平均視聴率:年間平均5 ~6%以上,同番組の認知率: 25%以上
120	24年度		同上
	25年度		同上
	26年度		同上
	27年度		同上
目標	_	国民に対する説明責任を達成する。	
	NGOの	舌動環境整備及びNGOとの連携強化	年度ごとの目標
	22年度	NGO活動環境の整備を支援し、NGOの能力向上を側面支援するために、NGOと連携の上、①NGO相談員、②テーマ別能力向上プログラム、③NGO長期スタディ・プログラム、④NGOインターン・プログラム、⑤JICAによるNGO支援(アドバイザー派遣制度等の実施)の諸事業を実施した。NGO/外務省定期協議会を7回開催した。	TIXCOVITA

国際協力における政府の重要なパートナーで ①年3本以上のNGO支援のための事 あるNGOがその能力をさらに向上していけるよう 業実施 活動環境の整備を支援し、NGOの能力向上を側面 ②年7回のNGO・外務省定期協議会 支援するために、NGOと連携の上、①NGO相談 (平成23年度にNGOと合意された回 員, 2NGO研究会, 3NGO長期スタディ・プログ ラム、4NGOインターン・プログラム、⑤JICAに 施策 23年度 よるNGO支援 (アドバイザー派遣制度等の実施) の進 の5事業を実施した。 捗状 また、ODAに関する情報提供やNGOとの連携に 況 おける改善策などについて定期的に意見交換す (実 る場として、当省政務レベルが出席するNGO・外 績) 務省定期協議会を7回開催した。 同上 24年度 同上 25年度 26年度 同上 同上 27年度 ①ODAの担い手としてのNGOを育成する。 目標 ②NGOの意見・提言を国政に反映する。 施策に 評価結果に

### 関する 評価結 果

関する総括

(1) グローバル化が進む国際社会においては、人間としての尊厳を保てないような 苦しい生活を営んでいる人々が数多く存在しているという,厳しい現実がある。我が 国の平和と繁栄に直結している国際社会の平和と繁栄のためにも、これらの課題に対 処することは我が国の責務である。途上国の安定と発展や、地球規模課題の解決に取 り組むことは日本自身の国益に叶うものであり、ODAは重要な外交手段である。

国際社会が直面する様々な課題に対し、日本が積極的に行動することが求められて いる。ODAはそのための重要な手段であり、我が国の比較優位を活かすものとして、 有効である。

「施策の予算額・執行額等」の推移のとおり、我が国の極めて厳しい財政状況を反 映し、一般会計ODA予算の減額が続く中で、上記測定指標1に示すとおり、特に①ミ レニアム開発目標 (MDGs) 達成へ向けた取組, ②アフガニスタン, パキスタン支援, ③メコン支援, ④太平洋島嶼国支援等について取り組むことにより, 「選択と集中」 を進め、ODAの戦略的かつ効率的・効果的な実施のための援助政策の企画・立案に努 めた。その結果、二国間協力の政府開発援助を通じた支援により国際社会の平和と安 定に貢献し、これを通じて我が国の安全と繁栄を確保するとの目標の達成に向けて進 展があった。

(2) 岡田外務大臣(当時)の指示により, ODAについて国民の共感が十分には得ら れていないとの認識の下、国民の理解と支持を得るための見直しを行い、ODAをより 戦略的かつ効果的に実施するために、平成22年6月に「ODAのあり方に関する検討 最終とりまとめ」(以下「最終とりまとめ」という。) を発表し, 以下のとおりの進 展が見られた。

### ①「見える化」の徹底

「最終とりまとめ」を受け、「ODAの見える化」の着実な実施として、平成22年10 月に立ち上げたJICAホームページ上に「ODA見える化サイト」において、現在実施中 の案件については平成24年度末までに、また、過去10年程度に完了した無償・有償案 件(事後評価実施済み案件)については平成25年度末までに同サイト上に掲載を完了 することを目指し、作業を進めた。(平成24年3月31日現在の掲載件数:無償365 件, 有償195件, 技協244件)。

また、概ね過去10年間に完了した案件を中心に、無償資金協力1,040件、有償資金 協力1, 166件,草の根・人間の安全保障無償資金協力6, 558件を対象として,効果発現 状況につき改めて精査した結果、97%以上の案件で想定された効果が発現している旨 平成23年10月に公表した。

### ②PDCAサイクルの強化

「最終とりまとめ」を受け、従来の国別援助計画を見直し、より簡潔で戦略性の高 いものに改編するとともに、名称も「国別援助方針」に改称した上で、平成23年度か ら3年にわたり原則として全ての我が国ODA対象国について策定することとし、平成 23年度は40カ国について作業を開始した。

また、案件形成段階及び評価段階において第三者の関与を得るため、NGOおよび有識者等からなる開発協力適正会議を設置した。平成23年9月の準備会合を経て、同年10月には第1回会合を開催。平成24年1月には第2回会合を開催した。さらに、草の根・人間の安全保障無償資金協力に関しても、PDCAサイクルの導入・強化等の制度改善に向けた取組を行った。

③0DA評価体制の強化(外部人材の登用及び0DA評価の大臣官房への移管)

「最終とりまとめ」において、「ODA評価体制の強化」として評価部門の独立性強化とODA評価部門の責任者に知見と経験を有する外部人材の登用の必要性が指摘されたほか、経済協力開発機構開発援助委員会(OECD/DAC)の対日援助審査報告書の提言においてもODA評価の体制を見直すよう提言されたことを受け、①平成22年9月にODA評価部門の責任者に知見と経験を有する外部人材を登用するために公募を行い、平成23年1月付で採用するとともに②ODA評価部門を政策・実施部門である国際協力局から切り離して大臣官房へ移管し、平成23年4月付で大臣官房ODA評価室を設置してODA評価業務を担当させることとした。

2. 外交にとって欠くことのできないODAの実施には、国民からの十分な理解を得ることが必要である。上記測定指標の示すとおり、ODAホームページの活用、広報番組の放映は、我が国のODAに対する国民の理解・支持を促進する上で一定程度有効であった。

また、政府では手の届きにくい草の根レベルで活動するNGOとの協力は、我が国の「顔の見える援助」の実現にとって必要であり、また、我が国のODA大綱をはじめとする各種の政策においてNGOとの連携を進め得ることを掲げている。NGO活動環境整備支援プログラム及びNGO/外務省定期協議会の実施は、NGOの能力向上やNGOの意見・提言を国政に反映するものであり、戦略的なODAの実施のための援助政策の企画・立案にとって有効な手段である。

#### 【課題】

人間の安全保障の基本的視点に立って、ODAを戦略的かつ効果的に活用し、ミレニアム目標(MDGs)達成や玄葉外務大臣が平成24年2月の政策スピーチで表明した、①人間の安全保障、②防災、③平和構築、④環境といった諸課題に率先して取り組む必要がある。加えて、中小企業を含む日本企業の優れた技術や知見を活用しつつ、インフラ整備等を通じてアジアをはじめとする途上国の持続的な成長を後押しし、その旺盛な活力を我が国自身の経済成長につなげていく必要がある。

経済協力の効果発現状況の評価方法について、より精緻化できないか、更に検討を進める。また、PDCAサイクルのP(計画)段階で、より客観的な評価が可能となるような成果目標の設定を一層強化するなど、評価の客観性を高める方策を検討していく必要がある。

### 【今後の方針】

「最終とりまとめ」にある各事項の着実なフォローアップを進め、国民の一層の理解と支持を得られるよう努めるとともに、玄葉外務大臣が本年2月の政策スピーチで表明した、①人間の安全保障、②防災、③平和構築、④環境といった重点分野での取り組みを進める。また、その財政的裏付けの中心となるODA予算の確保及び政府、地方自治体、NGO、中小企業、個人などとの連携に努める。

国民からの信頼の向上につながるよう、引き続きODA評価の透明性改善に取り組んでいく。

### 学験をる知 の の 活用

(外務省政策評価アドバイザリー・グループ・メンバーの所見)

〇予算制約の中でのODA政策は一般的には評価できる。ただし、書類上、どのような基準によって「選択と集中」を実現しようとしているのか明瞭でない。また、「戦略的ODA」という表現も具体的に何を意味しているのか明らかでない。

〇本施策の中で重点となるのは、ODAの効率的・効果的実施を評価するVI-1-1であるが、「施策jの進捗状況」の記述からは、「効率的」・「効果的」に実施されていることが読めないのではないか。ODA評価の実績から引用できる部分はないかを検討してみてはどうか。

〇被援助国において具体的にどのような成果が出現し、またそれらを対象国(民)がどのように評価しているかといった点について、明示的に示した方が望ましい。

政価うにてし料他報策を過お使たその評行程い用資の情	<ul> <li>外務省0DAホームページ(ト・独立行政法人 国際協力を (http://www.jica.go.jp/C・経済協力評価報告書・内閣府ホームページ(http://www.sica.go.jp/C・経済協力評価報告書・内閣府ホームページ(http://www.sica.go.jp/C</li> </ul>	機構(JICA)ホー. DDA/allsearch/ind	ムページ「 dex. html)			
担当部 局名	国際協力局	作成責任者名	政策課 鈴木	量博	│ 政策評価実施時 │ <sup>፯</sup> 期	平成24年4月

### 施策VI-2 地球規模の諸問題への取組

#### 施策名 地球規模の諸問題への取組

### 施策の

### 1 人間の安全保障の推進と我が国の貢献

### 概要

- (1) 国連を始めとする多数国間会合や二国間会合・国際機関との会合等の場を活用しつつ、 人間の安全保障の概念普及を進める。
- (2) 我が国が国連に設置した人間の安全保障基金や、無償資金協力の一環である草の根・人間の安全保障無償資金協力を通じたプロジェクトの実施、国際機関を通じた人道支援等により、人間の安全保障の更なる実践に努める。また、感染症対策については、世界基金を通じた効率的・効果的支援に向け積極的に関与する。

### 2 環境問題を含む地球規模問題への取組

地球環境問題に効果的に対処し、持続可能な開発を世界的に実現するために、我が国として リーダーシップを発揮しつつ、多数国間環境条約や国際機関を通じた取組を推進する。また、 こうした枠組みがない分野に新たな場を設けて具体的取組を推進する。

気候変動問題においては、平成25 (2013) 年以降の気候変動対策に係る、全ての主要国が参加する公平かつ実効性のある国際枠組みの構築に向け、二国間の協議や多国間の枠組み等を利用して、国際交渉に積極的に取り組む。

持続可能な開発の不可分の一部をなす防災について、我が国が蓄積してきた知見・技術を活用し、国際機関を通じた取組等を通じて世界的に普及を図ることにより、持続可能な開発の実現に努める。

### 達成す べき目

### グローバル化に即応したルール作りと地球規模の問題解決に向けたリーダーシップ を発揮すること

### 「人間の安全保障の推進と我が国の貢献」について

人間の安全保障の概念を普及させるとともに、国際社会に存在する人間の生存、生計、尊厳に 対する脅威となっているグローバルな問題の解決に具体的に貢献すること。

### 2 「環境問題を含む地球規模問題への取組」について

- (1) 国際機関を通じた支援や条約の策定、締結、実施及び国際会議の開催を通じて地球環境 問題への国際的取組に貢献すること。
- (2) 防災政策の普及を通じ、持続可能な開発を支援すること。

施策の	区:	分	21年度	22年度	23年度	24年度
施策の 予算 額・執 行額等		当初予算 (a)	149, 353	123, 128	85, 711	203, 671
	予算の 状況	補正予算 (b)	△10888	-	-	-
	(千円)	繰越し等 (c)	-	-		
		合計 (a+b +c)	138, 465	123, 128		
	執行額(	F円, d)	81, 894	77, 088		

### 施策に 1 関係す ・ 9 る内閣 「和

の重要

1 人間の安全保障の推進と我が国の貢献

・第66会期国連総会における野田総理一般討論演説(平成23年9月23日)

「私たちは、大震災の経験から、世界の人々との絆の重要性を再確認するとともに、一人ひとりの個人の果たす役割が、いかに社会にとって重要であるかを自らの肌で感じ取りました。「人間の安全保障」を推進する意義を、我が国がこれほどまでに痛切に感じたことはありません。そして私は、現在の世界が直面する困難を克服し、人類のより良い未来に貢献する高い志をもって、ここにおられるリーダーの皆様と手を携えながら、日本外交を展開します。」

・第66会期国連総会MDGs閣僚級非公式会合における玄葉外務大臣発言(平成23年9月21日)

「会議全体を通じ、人間一人ひとりを中心に据えることの重要性、すなわち人間の安全保障の | 意義につき、認識が共有されました。この会合で持ち寄られた英知は、議長ステートメントの | 形で結実しています。」

### 政策 (方針等の主 があまるも

**の**)

### 2 環境問題を含む地球規模問題への取組

・第174回国会外交演説(平成22年1月29日)

「(注:気候変動枠組条約)COP16において、公平かつ実効的な国際的枠組を構築する新たな法的文書を採択するべく、米国、EU、国連などとも連携しながら、国際交渉を主導して参ります。」

・第177回国会外交演説(平成23年1月24日)

「気候変動分野では、昨年のカンクン合意を発展させた新しい一つの包括的な法的文書の採択 に向け、引き続き交渉の進展に尽力していきます。」

第180回国会外交演説(平成24年1月24日)

「世界の持続可能な開発に向け、今年六月開催の国連持続可能な開発会議(リオ+20)や年末の国連気候変動枠組条約第18回締約国会議(COP18)での議論に貢献し、世界のグリーン経済への移行や低炭素成長実現の基盤づくりに主導的役割を担います。春には、東アジア低炭素成長パートナーシップ対話を東京で開催する予定です。日本の高い技術力をいかし、「省エネ」、「創エネ」、「蓄エネ」の最先端モデルを世界に発信したいと考えます。」

第66回国連総会一般討論演説(平成23年9月23日)

「自然と共生してきた日本の英知と技術を世界と共有するための第一歩として、来年(注:平成24年)に国際会議(注:平成24年7月3日及び4日に予定されている防災ハイレベル国際会議2012)を被災地の東北で開催し、自然災害に関する国際協力を進めます。そして、その成果を踏まえ、平成27(2015)年の第3回国連防災世界会議を日本に招致し、災害に強い社会の構築を目指して、国際社会で主導的な役割を果たしてまいります。」

施策に	地球規	現模の諸問	問題への取組							
関する 評価結 果	目標の 況	の達成状	「目標の達成に「	句けて相談	当な進展	があった	:. J			
施策に	1 ,	人間の安全	全保障の推進と我か	「国の貢献						
関する 評価結 果	目標 <i>0</i> 況	の達成状	「目標の達成に向けて相当な進展があった。」							
測定指			安全保障基金プロ	基準値		1	実績値			目標値
標	ジェク	クトによる	る裨益者数	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	30年度
				1449957	1650617	2217600				21年度か らの累計 で 2000万人
	年度。	ごとの目	票値				220万 人	230万 人	240万 人	
	(2) の安全		な国際的フォーラム の言及の確保				年度ご	との目標	į	
	基準	_	各種外交文書に 言及の確保							
23年度においては、多数国間文書でまた。 二国間文書で3件の主要外交文書においては、 間の安全保障への言及を確保し、また2 月には各方面のリーダーが集う世界経済 フォーラム年次総会(ダボス会議)の利 において人間の安全保障セッションが別 れるなど、国際社会全般における同概を 及にも進展が見られた。					sいて人 c24年2 圣済 D枠組み が開催さ	文書交渉を通じた人間の安全保障に対する理解促進				
	績)	24年度					同上			
		25年度					同上			
		26年度 27年度					同上 同上			
	目標	-	文書交渉を通じ 理解促進	た人間の気	安全保障に	こ対する	四工			
	(3) 施	人間の	安全保障基金による	プロジェ	クトの承	認・実	年度ご	との目標	Į	
	基準	_	人間の安全保障	実現に資す	する案件の	の実施				
	施の捗況(績策進状)実)	23年度	23年度におってでは、23年度におうになった。 24日の大きには、24日の大きには、23日の大きには、23日の大きには、25日の大きにはは、25日の大きにははは、25日の大きにはは、25日の大きにはは、25日の大きにはは、25日の大きにはは、25日の大きにはは、25日の大きにはは、25日の大きにはは、25日の大きにはは、25日の大きにはは、25日の大きにはは、25日の大きにはは、25日の大きにはは、25日の大きにはは、25日の大きにはは、25日の大きにはは、25日の大きにはは、25日の大きにはは、25日の大きにはは、25日の大きにははは、25日の大きにはは、25日の大きにはは、25日の大きにはは、25日の大きにはは、25日の大きにはははははははははははははははははははははははははははははははははははは	ルプ境をるのでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	ン, 220万 アト身いロット リカリカ リカカラー リカラー リカラー リカラー リカラー リカラー リカラ	人間度 な機害まり通うあ 神分の、がた間同	ニティ( するたる に, 基: 明らか(	の自立的 め、拠出 金を利用	発展の3  を継続す  した案件  人間の5	じた ミュ とまる ままま ままま とじ ほん きょう きょう きょう はん も て の と から
		24年度					同上			
		25年度					同上			
		26年度					同上			
	目標	27年度 —	  保護と能力強化を  的発展の支援	通じたコミ	ミュニティ	ィの自立	同上			
		•								

	(4)	世界基:	金による三大感染症対策支援の強化	年度ごとの目標
	基準	_	世界基金を通じた三大感染症対策の実施	
	施の捗況(績策進状)実)	23年度	23年度の期間中、世界基金の既存事業のうち新たなででである104案件には移行する104案件には移行する104案件には移行する104案件にはが解認され、途上国のではが引きができまれた。一方のでは、まが引きがでは、事務局の組織のといるが行われた。といるでは、一方のでは、では、では、では、で	世界基金を通じた支援の効果的・効率的な実施に重点を置く。
		24年度		同上
		25年度		同上
		26年度		同上
		27年度		同上
	目標	_	世界基金を通じた支援の効果的・効率的な  実施	
施関評果	<b>計する</b>	<b>詰発括</b> 関	【総括】 (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	は大きなである。 は大きなである。 は大きなである。 は大きなである。 は大きなである。 は、たきなである。 は、たちなである。 は、たちなである。 は、たちなである。 は、たちなである。 は、たちなである。 は、たちなである。 は、たちなである。 は、たちなである。 は、たちなである。 は、たちなである。 は、たちなである。 は、たちなである。 は、たちなである。 は、たちなである。 は、たちなである。 は、たちなである。 は、たちなである。 は、たちなであるである。 は、たちなであるであるである。 は、たちなであるであるであるであるである。 は、たちなであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるで

③人間の安全保障実現に向けて感染症対策を推進するため, 我が国は平成22年9月に表明した8億ドルの拠出を着実に実施しており, 平成23年度末までに累積で約3.3億ドルを拠出した。世界基金を通じた支援事業により, 平成23(2011)年末までに, 抗レトロウィルス療法(HIV感染者・エイズ患者への治療)受療者数330万人, WHO推奨の直接服薬確認療法(DOTS)を受ける結核患者数870万人, マラリア予防用の長期残効型蚊帳の配布数2.4億張り(いずれも基金設立(平成14年)からの累積)となり, 開発途上国等における三大感染症対策が効果的な事業管理への取り組みを行う形で進展している。我が国は, このような世界基金事務局の効率化や事業実施体制の監督強化を含めた改革に, 理事会における議論等を通じて, 積極的に取り組んだ。

#### 【課題】

- (1) 国連等の場における人間の安全保障の共通理解を醸成し、人間の安全保障に対する懸念を払拭すると同時に、人間の安全保障基金及び草の根・人間の安全保障無償資金協力を通じた人間の安全保障の実践によって開発における同概念の有益性を実証する必要がある。
- (2) 厳しい財政事情により、国際機関によっては拠出金が大幅な減額となる中で、我が国が人道支援を重視していないとの印象を与えることのないよう、適切かつ効果的な人道支援の実施を確保し、多くの人々に支援が行き渡るよう配慮しつつ、国際機関を通じた人道支援による人間の安全保障の実践を拡充していく必要がある。
- (3) 三大感染症対策は、引き続き開発途上国における人間の安全保障実現に直結する主要課題であり、世界基金を通じた支援を継続する必要がある。我が国の世界基金に対する当面最大 8 億ドルの拠出表明を引き続き着実に実施するとともに、効果的な資金供与メカニズムの開発、事業実施体制の効率化などに理事会を通じて取り組む。

### 【今後の方針】

引き続き多数国間会合や二国間会合・国際機関との会合等の場を活用しつつ, 人間の安全保障の概念の一層の普及に努めるとともに,アフリカ連合,欧州連合 を始めとする地域機構との協力に向けた具体的な施策を行っていく。

人間の安全保障基金や世界基金、草の根・人間の安全保障無償資金協力を始めとする二国間支援、国際機関を通じた人道支援等の相互補完性も念頭に置きつつ、より効果的・効率的な支援を実施することで人間の安全保障の実現に努める。

施策に	0 7	□ 1 <del>立</del> 88 8±	<i>+</i>	5 . O To //	1					
関する		東項問題 D達成状	を含む地球規模問題	100収組						
評価結 果	況		「目標の達成に向 	けて相当フ	な進展がま	あった。」				
測定指 標			様性条約名古屋議 数(同議定書は22	基準値			実績値			目標値
			された。今後、我定書を主導した国	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
	として	て, 各国 ける。)	に対して締結を働	0	3					
		<u>/ る。/</u> ごとの目				10	20	30	50	
			暖化に対処するた	基準値			 実績値			目標値
			取組の進展(COP合	21年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	恵の貧	<b>套</b> 同国数	∕UNFCCC加盟国)	59. 58% (115/19 3)	100% (193/1 93)					100%
	年度こ	ごとの目	 標値		100%	100%	100%	100%	100%	
			動枠組の推進(国	基準値	1.0070		実績値		100,0	目標値
			災調整メカニズム	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	27年度
	を設置 	置した国	数)	41	64	73	81			193
	年度こ	ごとの目	標値							
	よる, なル-	地球環	** * *	けた取組の 構築を含む	進捗度( 、)と,我	国際的 が国に	年度ご	との目標	<b>!</b>	
	基準	I	(1)地球環境問取組への積極的な (2)気候変動の (3)気候変動対	参画 次期枠組	み作りへの	D参画				
	施の捗況(績策進状)実)		平 3 の際の組変 ( 会プ主てし ( 2 ) を は は にを	ささ支環的に さこ出・れら援境に実 れ向。経てにを問貢施 るけ、成験をは、 国成果を	た	間と は は は は に い に い に に い に に に に に に の き に の の の の の の の の の の の の の	間環境: (2): におけ	条約を通 気候変動 る我が国	じた取組 の次期相 による実	なび多数国 相の進展 発組み作り に に に は に は に は に は に は に に に に に に に
			(2) 生物多様性 平成22年10月に COP10において採护 書」及びカルタへ て採択された「名 足議定書」への署	Rされた「 ナ議定書( 古屋・クラ	ABS名古屋 OP-MOP 5 アラルン	屋議定 におい				

ſ	Ī	(3)UNEP/IETCによる具体的活動への支援	
		国連環境計画・国際環境技術センターが事務局を務める廃棄物管理に関するグローバル・パートナーシップの活動を支援し、廃棄物管理に関する知見の共有、効率的な取組の推進に貢献した。また、災害廃棄物の処理をめぐる我が国の経験の共有及びネットワークの構築に貢献した。	
	23年度	(4) オゾン層保護 オゾン層保護に関し、モントリオール議定書 多数国間基金のもとで、オゾン層破壊物質削 減に資する技術の開発途上国における導入を 支援した。また、代替フロン(HCFC)の削減 スケジュールの実施に向けて、対途上国支援 活動のガイドライン策定等に関する検討に貢 献した。	
		(5)酸性雨対策への貢献 酸性雨対策に関し、東アジア酸性雨モニタ リング・ネットワーク(EANET)の活動基盤 強化のための文書の策定作業に積極的に参加 し、平成22年11月に開催された第12回政府間 会合において「EANETの強化のための文書」 が署名され、平成24年に発効。	
		(6) 水銀の国際的規制に対する貢献 国境を超える水銀の規制・管理に関し、 UNEPのもとでの水銀に関する条約の制定に向けた政府間交渉に関し、平成23年11月にケニアで開催された第3回会合の議論に積極的に参加した。	
		(7) ダーバン(南アフリカ)で開催された国連気候変動枠組条約第17回締約国会議 (COP17) では、日本は積極的に議論に貢献した。特に、次期枠組み作りとの関係では、日本の提案が反映される形で将来の枠組み構築のためのトフォーム特別作業部会(「会」)気候の決立ないの決定を動のの大力との機変動の次期枠組に、の最上では、144 (145 を 145 を 14	
		第二約束期間には参加しないことを明らかに し、そのような立場を反映した成果文書が採 択された。	
	24年度		
	25年度		同上
	26年度		同上
	27年度		同上
目標	_	我が国主導による地球環境問題の解決に向け た取組を促進する。	
な議詞組の記	命と取組(		年度ごとの目標
基準	_	(1)地球環境問題の解決に向けた国際的な 取組への積極的な参画 (2)気候変動の次期枠組み作りへの参画 (3)気候変動対策促進のための取組	
	·	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	

		持続可能な開発に関する新たな課題に対する国際的な議論を喚起し、我が国の考え方の発信と定着のための努力を行い、地球環境問題の解決に向けた取組を進捗させた。具体的事例は下記のとおり。  (1)森林保全・違法伐採対策・持続可能な森林経営のため、国際熱帯木材機関(ITT0)	(1)持続可能な開発に向けた取 組の進展 (2)我が国の考え方の反映
施の捗況(績	23年度	の取組を主導した。 (2) COP17に際して発表した「世界低炭素成長ビジョン」に基づき、その具体的な取組みとして「アフリカ・グリーン成長地略」、「東アジア低炭力や大力としてアジア低炭力や「二国間オフセップ構想」等の地域協力や構築に高に大力の大力を推進した。また、2012年までの気を選して平成24年2月末時点で132億米ドル関する途上国により、気候変動問題として平成24年2月末時点で132億米ドル関連を実施することにより、気候変動問題を支援を実施することにより、気候変動にした(107か国783のプロジェクト)。	
	24年度		同上
	25年度		同上
	26年度		同上
	27年度		同上
	2, 1,2	■ 我が国主導による地球環境問題の解決に向け	10.2
目標	_		
		た取組を促進する。	
(6)	国連等	た取組を促進する。 関係機関と連携した国際防災協力の推進	年度ごとの目標
(6) 基準	国連等		年度ごとの目標
, ,	国連等	関係機関と連携した国際防災協力の推進	年度ごとの目標  (1)各種会合への参加を通じて、我が国の知見・経験をISDRの政策に反映。  (2)兵庫行動枠組の推進(ISDRの活動支援を通じて、各国における防災関連施策の充実に貢献)  (3)第3回国連防災世界会議(27年度)の招致を実現
基施の捗況	国連等 一 23年度	関係機関と連携した国際防災協力の推進 防災に向けた国際協力の実施 (1)「兵庫行動枠組」の世界的な推進のため、国際防災協力の中心的機関である国連国際防災戦略事務局 (UNISDR) の活動を支援した。 (2) 具体的には、UNISDRに対する拠出を通じて、都市防災キャンペーン、国連世界防災白書、Prevention Web運営、地滑りフォーラ	(1)各種会合への参加を通じて、我が国の知見・経験をISDRの政策に反映。 (2)兵庫行動枠組の推進(ISDRの活動支援を通じて、各国における防災関連施策の充実に貢献) (3)第3回国連防災世界会議
基準施の渉状	23年度	関係機関と連携した国際防災協力の推進 防災に向けた国際協力の実施 (1)「兵庫行動枠組」の世界的な推進のため、国際防災協力の中心的機関である国連国際防災戦略事務局(UNISDR)の活動を支援した。 (2) 具体的には、UNISDRに対する拠出を通じて、都市防災キャンペーン、国連世界防災白書、Prevention Web運営、地滑りフォーラムのイヤーマークを行った。 (3) 第3回国連防災世界会議を日本に招致する旨表明した(第66回国連総会における野	(1)各種会合への参加を通じて、我が国の知見・経験をISDRの政策に反映。 (2)兵庫行動枠組の推進(ISDRの活動支援を通じて、各国における防災関連施策の充実に貢献) (3)第3回国連防災世界会議(27年度)の招致を実現
基 施の捗況(	23年度	関係機関と連携した国際防災協力の推進 防災に向けた国際協力の実施 (1)「兵庫行動枠組」の世界的な推進のため、国際防災協力の中心的機関である国連とが、の活動を支援した。 (2)具体的には、UNISDRに対する拠出を通ど、都市防災キャンペーン、国連世界・ラムのイヤーマークを行った。 (3)第3回国連防災世界会議を日本に招野田総理の一般討論演説)。 (4)近年世界で発生した大規模な自然の表別を登したの教訓を参の構築を目れらい、災害に協力をの対な社会の構築を目れらい、国際協力を強いることを目的としたの表別を選集をと連携の上準備を実合む国内外の関係機関と連携の上準備を実	(1)各種会合への参加を通じて、我が国の知見・経験をISDRの政策に反映。 (2)兵庫行動枠組の推進(ISDRの活動支援を通じて、各国における防災関連施策の充実に貢献) (3)第3回国連防災世界会議(27年度)の招致を実現
基 施の捗況(	23年度 24年度 25年度	関係機関と連携した国際防災協力の推進 防災に向けた国際協力の実施 (1)「兵庫行動枠組」の世界的な推進のため、国際防災協力の中心的機関である国連とが、の活動を支援した。 (2)具体的には、UNISDRに対する拠出を通ど、都市防災キャンペーン、国連世界・ラムのイヤーマークを行った。 (3)第3回国連防災世界会議を日本に招野田総理の一般討論演説)。 (4)近年世界で発生した大規模な自然の表別を登したの教訓を参の構築を目れらい、災害に協力をの対な社会の構築を目れらい、国際協力を強いることを目的としたの表別を選集をと連携の上準備を実合む国内外の関係機関と連携の上準備を実	(1)各種会合への参加を通じて、我が国の知見・経験をISDRの政策に反映。 (2)兵庫行動枠組の推進(ISDRの活動支援を通じて、各国における防災関連施策の充実に貢献) (3)第3回国連防災世界会議(27年度)の招致を実現
基 施の捗況(	23年度 24年度 25年度 26年度	関係機関と連携した国際防災協力の推進 防災に向けた国際協力の実施 (1)「兵庫行動枠組」の世界的な推進のため、国際防災協力の中心的機関である国連とが、の活動を支援した。 (2)具体的には、UNISDRに対する拠出を通ど、都市防災キャンペーン、国連世界・ラムのイヤーマークを行った。 (3)第3回国連防災世界会議を日本に招野田総理の一般討論演説)。 (4)近年世界で発生した大規模な自然の表別を登したの教訓を参の構築を目れらい、災害に協力をの対な社会の構築を目れらい、国際協力を強いることを目的としたの表別を選集をと連携の上準備を実合む国内外の関係機関と連携の上準備を実	(1)各種会合への参加を通じて、我が国の知見・経験をISDRの政策に反映。 (2)兵庫行動枠組の推進(ISDRの活動支援を通じて、各国における防災関連施策の充実に貢献) (3)第3回国連防災世界会議(27年度)の招致を実現
基 施の捗況(	23年度 24年度 25年度	関係機関と連携した国際防災協力の推進 防災に向けた国際協力の実施 (1)「兵庫行動枠組」の世界的な推進のため、国際防災協力の中心的機関である国連とが、の活動を支援した。 (2)具体的には、UNISDRに対する拠出を通ど、都市防災キャンペーン、国連世界・ラムのイヤーマークを行った。 (3)第3回国連防災世界会議を日本に招野田総理の一般討論演説)。 (4)近年世界で発生した大規模な自然の表別を登したの教訓を参の構築を目れらい、災害に協力をの対な社会の構築を目れらい、国際協力を強いることを目的としたの表別を選集をと連携の上準備を実合む国内外の関係機関と連携の上準備を実	(1)各種会合への参加を通じて、我が国の知見・経験をISDRの政策に反映。 (2)兵庫行動枠組の推進(ISDRの活動支援を通じて、各国における防災関連施策の充実に貢献) (3)第3回国連防災世界会議(27年度)の招致を実現

## 施策に 評関する す評価結果

評価結果に関し する総括

#### 【総括)

(1) 気候変動問題は、国境を越えて人間の安全保障を脅かす喫緊の課題であ り、国際社会の一致団結した取組の強化が急務となっている。特に新しい将来枠 組み構築に向けたダーバン・プラットフォーム特別作業部会が立ち上がり、平成 24 (2012) 年は京都議定書第一約束期間の終了, 気候変動に関する短期支援の期 限等気候変動交渉の今後の方向性を決める重要な時期であり、行政が責任を持っ て本施策を実施すべきである。日本は、公平かつ実効的なすべての主要国が参加 する新しい枠組みの構築に向け、交渉に積極的に貢献している。その結果、我が 国の提案が生かされる形で、新たな作業部会の設置が決まるなど、新しい枠組み の構築に向けた道筋がCOP17においてつけられるなど、大きな成果が得られた。 さらに効率的な形で、国際会議に出席し、日本の立場を発信した。測定指標2及 び下記(2)の成果を踏まえれば、極めて効率的な形で大きな成果が得られた。 (2) 測定指標2及び下記のとおり、目標の達成に向けて相当な進展があった。 ①平成22年10月に愛知県名古屋市で開催された生物多様性条約第10回締約国会議 (COP10) で採択された名古屋議定書及びカルタへナ議定書第5回締約国会議 (COP-MOP5) で採択された「名古屋・クアラルンプール補足議定書」への署名 を平成24年3月に行った。

また、その他の多数国間環境条約の地球規模での適切な実施の推進、国際熱帯木材機関(ITTO)、国連環境計画(UNEP)をはじめとする環境関連国際機関による取組への貢献を通じ、国際的なルールの策定・実施に向けた取組を一層促進した。

②「兵庫行動枠組」の世界的な実施の促進のため、「枠組」推進のための中心的機関である国連国際防災戦略事務局の活動を支援した。この結果、国家レベルで防災調整メカニズムを設置した国の数は平成22年の73か国から平成23年の81か国へと増加し、主に途上国における災害被害の軽減に寄与した。

### 【課題】

地球環境問題への実効的な対処の喫緊性・必要性につき,国内外の世論の理解を取り付け,多数の国が参加した形での地球環境問題の取組を促進すべく,積極的に貢献する必要がある。

今後とも「兵庫行動枠組」の世界的な実施促進のため、防災にかかわる知識・情報の共有、各国政府・国際機関等を通じてISDRの活動を支援していく必要がある。

### 【今後の方針】

地球環境問題への世界的関心を高揚させ、我が国の主導で問題解決に向けた取組を促進するため、引き続き既存の枠組みを通じた取組及び新たな課題に関する議論の促進に努める。

防災については、我が国の東日本大震災の経験を国際社会と共有するとともに、国際的な防災協力や「兵庫行動枠組」の実施を引き続き推進する。また、「兵庫行動枠組」と同時期に終期を迎えるMDGsの見直しに向けた検討と歩調を合わせ、防災をポストMDGsの中に明確に位置づけるとともに、開発政策における防災の主流化を実現するための具体的なツールや方法論を盛り込んだポスト「兵庫行動枠組」の作成を提案する。

### 学識経 験を有

(外務省政策評価アドバイザリー・グループ・メンバーの所見)

の活用

- する者 │○おおむね妥当。私見では我が国の強みを活かした外交の「顔」になり得る領域のひとつと考 の知見 えるが、その点の強調があってもよいのではないか。
  - 〇「人間の安全保障」への国際的言及が政策目標として値するか疑問である。また、「人間の 安全保障基金」の効果についてはより詳細な基礎資料に基づいて判定すべきであろう。
  - 〇「測定指標」,「施策の進捗状況」,「施策に関する評価結果」の記述が具体的であり, 【総括】、【課題】、【今後の方針】の記述に至るまで、おおむね論理的に書かれていると考える。ただし、VI-2-1の【課題】の(3)はむしろ【今後の方針】の記述ではないか。
  - 〇「人間の安全保障実現に資する」プロジェクトにより、220万人が具体的にどのように裨益したのか、成果を出来る限り明示的に示した方が望ましい。その他「支援の強化」、「協力の推 進」についても同様。

政策評 1 価を行 う過程

人間の安全保障の推進と我が国の貢献 2011年版ODA白書(外務省,平成24年3月) 2010年版0DA白書(外務省, 平成23年3月)

におい て使用 した資

環境問題を含む地球規模問題への取組

平成23年版外交青書

料その 他の情 報

|担当部 |国際協力局地球規模課題審 |作成責任者名 |地球規模課題総 政策評価実施 平成24年4月 局名 議官組織 括課 時期 松浦 博司

### 基本目標WI 分担金·拠出金

### 施策VII-1 国際機関を通じた 政務及び安全保障分野に係る国際貢献

#### 施策名 国際機関を通じた政務及び安全保障分野に係る国際貢献

(本施策は、政務及び安全保障分野における国際機関への拠出金・分担金による我が国の国際貢献であり、主な拠出金・分担金を順次取り上げ評価することにより、施策全体の評価に代えている。本年度については、以下のとおり軍縮関係条約等分担金をとりあげて評価することとした。)

#### 施策の 概要

- 1 包括的核実験禁止条約(CTBT) は条約の履行を確保するために、(1)国際監視制度(IMS)及び(2)現地査察(OSI)を柱とする検証制度を設けており、条約発効までに準備を完了しておく必要がある。IMSは世界337か所に核実験探知のための監視観測施設を設置・運営するものであり、現時点で8割方完成しているところ、残りの監視観測施設の建設、及び既存の監視観測所の維持運営が重要である。またOSIについては、査察技術を確立するためのワークショップの開催、査察機器の整備等が必要である。これらの経費は署名国が分担率に従って負担することとなっている。
- 2 核兵器不拡散条約 (NPT) の規定に基づき5年毎に開催される運用検討会議及びその準備会合を開催するための経費を締約国が分担率に従って負担することとなっている。この会議では、NPTの3本柱(核軍縮、核不拡散、原子力の平和的利用) それぞれについて、条約の運用のレビューを行う。次回運用検討会議は平成27年であり、そのための準備委員会は平成24年から1年に1度計3回開催されることとなっており、平成23年度は開催されていない。
- 3 生物兵器禁止条約 (BWC) 及び化学兵器禁止条約 (CWC) の普遍化, 国内実施の強化等を含む国際 レジームのための取組に貢献することを目的として分担金・義務的拠出金を拠出する。
- 4 特定通常兵器使用禁止制限条約(CCW)第4回運用検討会議及び3回にわたり開催された政府専門家会合の会議費及び事務局経費として、義務的分担金を拠出する。対人地雷禁止条約(オタワ条約)及びクラスター弾に関する条約(CCM)に関し、それぞれの年次締約国会議及び会期間会議の開催経費として、義務的分担金を拠出する。
- 5 ワッセナー・アレンジメントの円滑な運営と強化を目指して分担金を拠出する。

### 達成すべき目標

- 1 CTBT検証制度を整備・強化すること
- 2 NPTを基礎とする国際的な核不拡散体制を強化すること
- 3 大量破壊兵器への取組を通じ、我が国及び国際社会全体の平和と安全を確保すること
- 4 CCWの履行強化や新たな通常兵器の規制(例:対車輌地雷)の形成に貢献すること
- 5 CCMの普遍化・体制強化を行うこと
- 6 対人地雷禁止条約会議への参加を通じ、我が国の地雷対策分野における支援をアピールしつつ、条約体制を強化すること
- 7 通常兵器及び汎用品等の過度の蓄積防止に関する議論に積極的に貢献すること

区	分	21年度	22年度	23年度	24年度
	当初予算 (a)	3, 407, 269	3, 401, 580	3, 032, 514	2, 344, 004
予算の	補正予算 (b)	0	0	△ 1, 405, 342	1
(千円)	繰越し等 (c)	0	0		
	合計 (a+b +c)	3, 407, 269	3, 401, 580		
	予算の 状況 (千円) 執行額(-	(a) 補正予算 (b) 繰越し等 (c) 合計 (a+b +c) 執行額 (千円、d)	当初予算 (a) 3,407,269 補正予算 (b) 繰越し等 (c) 6計 (a+b +c) 3,407,269	予算の状況 (千円)当初予算 (a)3,407,2693,401,580機越し等 (c)00合計 (a+b +c)3,407,2693,401,580執行額 (千円、d)3,407,2693,032,514	予算の 状況 (千円)     当初予算 (a)     3,407,269     3,401,580     3,032,514       機越し等 (c)     0     0     0     0       合計(a+b+c)     3,407,269     3,401,580       執行額(千円、d)     3,407,269     3,032,514

施関るの政(方策係内重策施針にす閣要 政演

説等の うち主 なも

**の**)

・第180回国会における玄葉外務大臣の外交演説(平成24年1月24日)

「核軍縮・不拡散分野では、2010年核兵器不拡散条約(NPT)運用検討会議で採択された行動計画の着実な実施を促進するとともに、日豪両国が主導してきた「軍縮・不拡散イニシアティブ(NPDI)」を推し進め、核リスクの低減を通じた「核兵器のない世界」の実現に向けて国際社会の議論を主導します。不拡散の分野では、日本は特に北朝鮮とイランの核問題の現状に、深刻な懸念を有しています。国際社会の懸念を解消するために、イランが問題の平和的・外交的解決のために決断し、速やかに実質的行動を取ることを求めます。この問題の解決に当たっては、効果的な制裁及び原油価格の安定の必要性に留意し、国際社会と連携しつつ我が国としても能動的に役割を果たしていきます。」

施策に	国際	機関を通	じた政務及び安全保障分野に係る国際貢献	
関する 評価結 果	目標(状況	の達成	「目標の達成に向けて進展があった。」	
測定指	1 1	軍縮関係	条約機関等に対する貢献	年度ごとの目標
標	基準	-	(1) 化学兵器禁止機関(OPCW) 化学兵器禁止条約(CWC)の実施強化を通じた 軍縮・不拡散外交の積極的推進に対する我が国の 貢献。 (2)包括的核実験禁止条約機関準備委員会 (CTBTO) CTBTOは条約の履行確保にむけた。①国際監視 制度(IMS),及び②現地査察(OSI)を柱とする 検証制度の整備。	
	施の捗況(績策進状)実)	23年度	(1) OPCW 条約の実施強化が不拡散に資するとの観点から、知見を有する専門家をセミナーに派遣する等、CWCの国内実施強化の促進に貢献。また、OPCWによる各種査察の滞りない受入れにより、我が国のCWC履行に対する信頼醸成に努めた。 (2) CTBTO CTBTOは条約の履行確保にむけた、①IMS、及び②OSIを柱とする検証制度の整備に努めた。	(1) OPCW, CWC実施を強化するために貢献する。 (2) CTBTの検証制度を維持・強化するために貢献する。
	小只 /	24年度		同上
		25年度		同上
		26年度		同上
		27年度	( , ) about a to	同上
	目標	_	(1)OPCW, CWC実施を強化するために貢献す る。 (2)CTBTOの検証制度を維持・強化するために	
	2 1	軍縮関係	条約運用検討会議等に対する貢献	年度ごとの目標
	基準	_	(1) NPT運用検討会議の開催 平成22年NPT運用検討会議の最終文書の行動計 画の着実な実施 (2) CCW締約国会議等への貢献 (3) BWC会合 BWCの実施強化への貢献 (4) 対人地雷禁止条約締約国会議等への貢献	
	施の捗況(績策進状)実)	23年度	(1) NPT関係会議は開催されなかった。 (2) CCW運用検討会議においては、CCW及び各議定書の履行状況についているで行われたほか、条約の履行及び遵守に向けて締約国のコニが行われた。 か、条約の履行及び遵守に向けて締約国のコニルらを盛り込んだ最終電宣言が採択された。 ちを含んだ最終報告書が全会一致で採択された。 また、平成20年以降一弾に関する議定書交 おれた。 また、いるクラスター弾に関する議定書交 われた。 (3)第7回運用検討会議への作業文書提出や専門家派遣等を通じBWC実施強化に貢献。 (4)数が国の地雷禁止条約の時においては、我が国の地雷禁が野にルルすると援及び条約の普遍化促コの地でで、おいては、対して、我が国の地で、我が国の地で、我が国の地で、我が国の地で、大くに、大くに、大くに、大くに、大くに、大くに、大くに、大くに、大くに、大くに	(1) NPT運用検討会議 平成23年度は会議が開催されない。 (2) 運用検討会議及び政府専門家 会合を通じて積極的に貢献する。 (3) BWC実施強化へ積極的に貢献 する。 (4) 地雷対策分野において積極的 に貢献する。

<u>-</u>			
	24年度		(1) NPT運用検討会議 NPT運用検討会議準備委員会に積極的に貢献する。 (2) 同上 (3) 同上 (4) 同上
	25年度		(1)~(4)同上
	26年度		(1)~(4)同上
	27年度		<ul><li>(1) NPT運用検討会議</li><li>NPT運用検討会議に積極的に貢献する。</li><li>(2) ~ (4) 同上</li></ul>
目標	_	(1) NPT運用検討会議 NPT体制を維持・強化するため、積極的に貢献する。 (2) CCW締約国会議等 条約履行をの確保・強化の他、新たな通常兵器の規制(例:対車輌地雷)の形成に積極的に貢献する。 (3) BWC会合 BWCの実施強化に向け積極的に貢献する。 (4) 対人地雷禁止条約締約国会議等 条約履行を確保し、強化するため、積極的に貢献する。	
3 (	CCM締約	国会議等	年度ごとの目標
基準	l –	CCM締約国会議開催への貢献	
施策の進歩		CCMの第2回締約国会議において、我が国は、議長を補佐する議長フレンド役として、同条約の普遍化に関するセッションをリードした。また、今次会議においては、「議長フレンド」に替わり新たに「普遍化調整役」として、第3回締約国会議までの間、引き続き条約の普遍化を担う役割を引き受けた。	締約国会議及び会期間会合において積極的に貢献する。
(美	24年度		同上
績)	25年度		同上
	26年度		同上
	27年度		同上
目標		条約の円滑な運営に向けた枠組を構築する。	
4	ワッセナ	ー・アレンジメントの強化	年度ごとの目標
基準	_	輸出管理対象品目リストの作成・改訂及び兵器 等の蓄積状況の把握	
の進 捗状	23年度	ワッセナー・アレンジメントにおける規制リストの見直し等を行う専門家会合の議長を務めるなど、輸出管理対象品目リストの作成・改訂及び兵器等の過度の蓄積の防止に関する議論に積極的に貢献した。	通常兵器及び関連汎用品・技術の 過度の蓄積の防止に関する議論に積 極的に貢献する。
況	24年度		同上
(実	25年度		同上
績)	26年度		同上
			同上 同上
	27年度		円上
目標	_	通常兵器及び関連汎用品・技術の過度の蓄積の 防止に関する議論に貢献する。	

#### 施策に 関する 評価結 果

評価結果に 関する総括

#### 【総括】

大量破壊兵器及びその運搬手段並びに通常兵器に係る軍備管理・軍縮・不拡散の取組は、国際社会の平和と安定を維持するのみならず、我が国の安全保障を担保するために必要不可欠な施策の一つである。NPTやBWC、CWC等を基礎とする国際的な軍縮・不拡散体制の強化は、こうした国際社会の平和と安定及び我が国の安全保障を確保する上で実効的な取組となっている。

上記測定指標の施策進捗状況にあるとおり、専門家のセミナー派遣や条約運用検討会議への積極参加、各種サイドイベントの開催等を通じ、軍縮・不拡散関連条約の普遍化、履行・遵守確保の強化、検証制度の整備、発効促進に向け、大きく貢献し、拠出された分担金は効率的・効果的に活用された。

#### 【課題】

軍縮・不拡散体制が様々な挑戦を受けている今日の国際社会において、我が国として引き続き国際的な軍縮・不拡散体制の維持強化に向け取り組んでいく必要がある。

#### 【今後の方針】

引き続き、軍縮・不拡散関連条約の普遍化、履行・遵守確保の強化、検証制度の整備、発効促進に向け、関連の事業における重点等を見直しつつ、今後も継続していく。

## 学識経有る名別の活用

(外務省政策評価アドバイザリー・グループ・メンバーの所見)

- 〇「フクシマ」を経験した日本のイニシアティヴを発揮していくべき領域ではないだろうか。
- 〇私見だが、分担金・拠出金に関する評価では、まず、当該拠出金・拠出金で行われた事業そのものの有効性・効率性を評価する必要があるのではないか。その上で、わが国が当該分担金・拠出金を拠出する妥当性を評価するものと考える。
- 〇「OPCW」につき,「専門家をセミナーに」どの程度(頻度,延べ人数)派遣し,具体的にどのような形で「促進に貢献」したのか。「地雷対策支援の成功例を取り上げたサイドイベントを開催」し,どの程度の参加者があり,また「好評を得た」とあるが,具体的にどのように評価されたのか。

#### 政策評 価を行 う過程

· 平成23年版外交青書

#### (参考)

におけて した と の情

報

本施策の達成すべき目標は、「我が国の国際貢献を積極的に推進し、国際社会の平和と安定を確保するために、政治、軍備管理、エネルギー関連等様々な分野の国際貢献に関し分担金・拠出金を通じて貢献すること」である。

本施策には、今回取り上げた軍縮関係条約等分担金の他、国際連合分担金、国際連合平和維持活動分担金、国際原子力機関分担金・拠出金なども含まれている。本施策全体の予算額・執行額等は次のとおりである。

区	分	21年度	22年度	23年度	24年度
	当初予算 (a)	79, 264, 026	82, 199, 405	62, 271, 426	60, 573, 691
予算の 状況	補正予算 (b)	142, 270, 381	77, 084, 887	97, 883, 267	_
(千円)	繰越し等 (c)	0	0		
	合計 (a+b +c)	221, 534, 407	159, 284, 292		
執行額(	千円、d)	221, 520, 422	159, 231, 946		

	軍縮不拡散・科学部	作成責任者名	軍備管理軍縮課	政策評価実施時	平成24年4月
局名			長	期	
			吉田 謙介		

### 施策WI-2 国際機関を通じた 経済及び社会分野に係る国際貢献

#### 国際機関を通じた経済及び社会分野に係る国際貢献 施策名 (本施策は、経済及び社会分野における国際機関への拠出金・分担金による我が国の国際貢献であ り、主な拠出金・分担金を順次取り上げ評価することにより、施策全体の評価に代えている。本年 度については、以下のとおり「アジア太平洋経済協力への分担金・拠出金」をとりあげて評価する こととした。) 施策の APECにおいては、その究極目標である貿易・投資の自由化・円滑化を通じた域内経済統合の達成 のほか、成長戦略、人間の安全保障等の目標に向けて、種々のプロジェクトを実施しているとこ 概要 ろ、我が国として、これらのAPECとしての活動に必要な分担金・拠出金を拠出し、事業の推進を後 押しする。 分担金の拠出により、APEC事務局の円滑な活動及び貿易・投資の自由化・円滑化以外のAPECの目 的に資するプロジェクトの実施が可能になる。 また、我が国は、APECの貿易・投資の自由化・円滑化(TILF)に有益なプロジェクトの実施のた めに、TILF基金に対し任意拠出を行った。 さらに、平成23年においては、経済技術協力分野における途上エコノミーの能力開発に資するプ ロジェクトの実施のために、APEC支援基金に対しても任意拠出を行った。 達成す アジア太平洋地域の持続可能な成長と繁栄を促進するとともに、APECにおける我が国 べき目 のプレゼンスを高め、経済・社会分野での国益を保護すること 標 施策の 区分 21年度 22年度 23年度 24年度 予算 当初予算 115.294 115, 113 105.296 75, 216 額・執 (a) 行額等 補正予算 0 0 0 予算の (b) 状況 繰越し等 (千円) 0 0 (c) 合計(a+b 115, 294 115, 113 +c執行額(千円、d) 115, 295 115, 112 包括的経済連携に関する基本方針(平成22年11月6日閣議決定) 施策に 関係す 「特にアジア太平洋地域は我が国にとって、政治・経済・安全保障上の最重要地域であり、この地 域の安定と繁栄は死活的な問題である。アジア太平洋自由貿易圏(FTAAP)は、我が国と切れ目の る内閣 ないアジア太平洋地域を形成していく上で重要な構想であり、取り分け本年はAPEC議長として、同 の重要 構想の実現に向けた道筋をつけるため強いリーダーシップを発揮することが必要である。」 政策 「このため具体的には、アジア太平洋地域内の二国間EPA、広域経済連携及びAPEC内における分野 (施政 方針演 別取組の積極的な推進に向け主導的な役割を果たし、アジア太平洋地域における21世紀型の貿易・ 説等の 投資ルール形成に向けて主導的に取り組む。」 うち主 なも

の)

施策に 関する	国際	祭機関を	通じた経済及び社会分	分野に係る	国際貢献	<del>,</del>				
関する 評価結 果	目標の 状況	の達成	「目標の達成に向い	ナて進展	があった	:。」				
測定指標			C分担金・拠出金を	基準値			実績値			目標値
			プロジェクト(防 済、エネルギー安全	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	_
			全保障などの分野に コノミーに対する能	91	87	63	99	143		_
	力開多	発等)の	承認件数					(推計 値)		
		ごとの目			-	_	-		150	
	(2)	APECIC	おける諸活動への我が			π <del>- μ</del> π.	年度ごと	の目標		
	基準	上記分担金・拠出金を通じ、域内の貿易・ 資の自由化・円滑化、成長戦略、人間の安全 基準 22年度 障等の横浜ビジョンで掲げられた分野におけ 協力の推進に積極的に貢献した。				D安全保				
	施の捗況(績策進状)実)	23年度	横径 だい (	防安対実ECに急 出ョ 災全す施のお事 ・ッ 、保るしサい態 入プ がでする。 がでる。 がでする。 がでる。 がでする。 がでする。 がでする。 がでする。 がでする。 がでする。 が	生とばり ファ 帯 売い 経の発等 ラの サーボリ 関 ボーボ リック マイ	エにを いけい いけい いけい 事案ッ 構	するため 災、女性 障、食料	の各種プ と経済、 安全保障 コノミー	掲ロエなど対 に 対 ない がっぱい おいかい かいがい かいがい かいがい かいがい かいがい かいがい かいが	ト(防 一安全保 野におけ
		24年度					同上			
		25年度					同上			
		26年度					同上			
		27年度	│ ──域内での経済協力	関係の維持	寺・発展に	こ貢献す	미工			
11-1-	目標	_	る。							
施関評果		<b>詰果括</b>	【1びミがめ 出感会 2繁野た(災を係有(ミ省く及性 経経験の国がコ症で 上をの )、て、行)のにをせ高 はの7層ルはミ策成 測進益 急めCB識れ1力る指いて ア約割の一、一な果 定すを 事てP者た月構輸しくい ア約割の一、一な果 定すを 事てP者た月構輸しくい ア割A展の担なの向 標と護 の災逆企はチを・開組上 で割をしている。 第1000000000000000000000000000000000000	占のび及にて広 びもる えで、関有イ頭手さ我め域安やつおいAP 以にこ ワ開継係意二に続れがて内定価いり分EC 下、と 一催継者義一,をた国い貿の値で,野で がAP」 クさ続(でズ輸1。主に関が権にAのの デモと され計画を	る易に現よPDD 示Cと ノル画含あ・出つこ算。依めの全CC協活 すにの ョた)むっタ・のうで我存に共体の力動 とお目 ツ国マ地たイ輸窓し実が度は有の枠にを おけ標 プ際ニューペ入口と施した、そ1 科界書 いきに じこニュー・賞にきし	国が、E 8 目掲目と りるこ はフュア イギニンの約A Pにのみし導 、我向 、一フ業 で者集ン貿7 E 進平を、し 「がけ 平クル) 開の約グ易割 地を成月でし ジの途 2 m作者 しおる	目:域ら22月回へ「アンチースは成う」(売ら手)のこ2月回へ「アプ展」年ッの加」たコ(ウと相各が「発催要」平ゼあ、月で重得、一トンン(互工がを経催要、平ゼあ、月で要で、クをクト	て、マコ重占分れ、 地ノ、 15性で、シボバットの特別では、野るる、域を施、に、等ス、ョ減・の高策、発1にト、ッさウ構、の高策、発1にト、ッさウ構、は、サイン・サイン・サイン・サイン・サイン・サイン・サイン・サイン・サイン・サイン・	けをとで国で閣 続い有 しょうごう はるンをのめのあとは僚 可経効 たノ・ク ベド域諸の経るがな会 能済に 東ミ内テ 途くウ内エ強済。『く議 な・実 ローバイ 上、)全	コい劦 浸テ・ 成社施 本のカス 工複制体ノ。カ 大口首 長会さ 大出政の コ数度に我深 拠 脳 と分れ 震席関共 ノのづ普

3 上記の進展に見られるとおり、我が国の分担金・拠出金は効率的に活用された。

#### 【課題】

「横浜ビジョン」,「ホノルル宣言」を踏まえ、本年(平成24年)9月に採択されるウラジオストク宣言のフォローアップを行い、引き続き途上エコノミーに対する能力開発等への貢献を続けていくことが求められている。

#### 【今後の方針】

引き続き、本件拠出を通じて、その究極目標である貿易・投資の自由化・円滑化 を通じた域内経済統合の達成のほか、成長戦略、人間の安全保障等の目標に向け て、各種プロジェクトを実施していく。

# 学験する知用の活用

(外務省政策評価アドバイザリー・グループ・メンバーの所見)

〇私見だが、分担金・拠出金に関する評価では、まず、当該分担金・拠出金で行われた事業そのものの有効性・効率性を評価する必要があるのではないか。その上で、わが国が当該分担金・拠出金を拠出する妥当性を評価するものと考える。

【課題】の記述は、24年度の内容を述べており、23年度の政策評価としてはどうか。

〇「ワークショップの開催」により、どの程度の参加者があり、「有意義」との評価がされている が、具体的にどのように評価されたのか。

# 政価うにてし料策を過お使たそい用資の

他の情 報

#### (参考)

本施策の達成すべき目標は、「我が国の経済・社会分野での国益を保護するために国際機関に対して分担金・拠出金を供与すること」である。

本施策には、今回取り上げたアジア太平洋経済協力拠出金の他、アジア欧州財団拠出金の他、国際連合食糧農業機関分担金、経済協力開発機構分担金、アジア欧州財団拠出金なども含まれている。本施策全体の予算額・執行額等は次のとおりである。

区分	}	21年度	22年度	23年度	24年度
	当初予算 (a)	14, 189, 195	13, 759, 335	12, 626, 839	10, 590, 291
予算の 状況	補正予算 (b)	0	0	7, 298, 849	-
(千円)	繰越し等 (c)	0	0		
	合計 (a+b +c)	14, 189, 195	13, 759, 335		
執行額(千	一円、d)	14, 188, 734	13, 725, 593		

担当部 局名	経済局	作成責任者名	済協力室長	政策評価実施時 期	平成24年 4 月
			毛利 忠敦		

### 施策VII-3 国際機関を通じた 地球規模の諸問題に係る国際貢献

						(外)物值23一VII-3)		
施策名	(本施策は、地球規模の諸問題に係る国際機関への拠出金・分担金による我が国の国際貢献であり、主な拠出金・分担金を順次取り上げ評価することにより、施策全体の評価に代えている。本年度については、以下のとおり人口関係国際機関等拠出金をとりあげて評価することとした。)							
施策の概要	我が国の国際保健政策2011-2015年では、ミレニアム開発目標(MDGs)の中で最も進捗が遅れている母子保健を重視。MDG5(妊産婦の健康改善)に関し、人口・リプロダクティブ・ヘルス分野で中心的・指導的な役割を果たしている国連人口基金(UNFPA)及び国際家族計画連盟(IPPF)への拠出を通じ、MDGsの達成に貢献する。							
達成す べき目 標	UNFPA及び	(IPPFによ	る人口・リプ	ロダクティブ・ヘル	ス問題への取組強	化		
施策の	区分	Ĺ	21年度	22年度	23年度	24年度		
予算 額・執		当初予算 (a)	4, 488, 094	3, 446, 486	3, 263, 163	2, 910, 448		
行額等	予算の 状況	補正予算 (b)	51, 500	423, 000	44, 596			
	(千円)	繰越し等 (c)						
	++ /	合計 (a +b+c)	4, 539, 594	, ,				
11	執行額(千		4, 539, 594	, ,	7 (1) = T 1 + T 1   T = 1   1	/		
				010) 年9月) における 2011年から5年間で				
政策 (施政方針演								
説等のうち主								
なもの)								

施策に関する	国際機関を通	じた地球規模の諸問題に係る国際貢献
関する 評価結 果	目標の達成 状況	「目標の達成に向けて進展があった。」

関する 評価結	平価結   口信の主次   「日煙の達成に向けて進展があった。」								
果	1人元			,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,					
測定指	(1)UNFPAか		基準値			実績値			目標値
標	する政策管理の力構築支援を		平成22年 (2010年)	平成23年 (2011年)	平成24年 (2012年)	平成25年 (2013年)			平成25年 (2013年)
	年度ごとの目標値		22	調査中					40
					30	40			
	(2)行政区:		基準値			実績値			目標値
	画において緊急 生児ケアの改善 能力構築支援	善のために	平成22年 (2010年)	平成23年 (2011年)	平成24年 (2012年)	平成25年 (2013年)			平成25年 (2013年)
	国数			調査中					30
	年度ごとの目標	標値		調査中	24	30			
	(3) IPPFの		基準値			実績値			目標値
_	て予防された! 娠数(単位:千		平成21年 (2009年)	平成22年 (2010年)	平成23年 (2011年)	平成24年 (2012年)	平成25年 (2013年)	平成26年 (2014年)	平成26年 (2015年)
			586	649	860				1, 172
	年度ごとの目標								
		(4) IPPFによる新規避 Hサービス利用者数(単	基準値	実績値					目標値
	妊サービス利) 位:千人)	用者致(単	平成21年 (2009年)	平成22年 (2010年)	平成23年 (2011年)	平成24年 (2012年)	平成25年 (2013年)	平成26年 (2014年)	平成27年 (2015年)
			2, 970	3, 627	4, 130				4, 455
	年度ごとの目標	標値							
	備考: 国際的な目標が暦年で定められているため、評価書の基準値、実績値、目標値についても 入する。								暦年で記
	(5)国連人 を通じた人口	問題への取組	に対する貢献	献		年度ごとの	の目標		
	基準 一	·	PFを通じた人						
	施策 23年度 の進 捗状	UNFPA事務局 任後早期に記 MDG5 に係る たとともに、 基金の対象を	5日した他,「 6進展の加速 IPPF内に我」 Eリプロダク	z IPPF事務原 UNFPAの新戦 化が目標に が国が設置 ティブ・ヘ	引長が就 戦略では 掲げられ する信託 ルスに広	クティブ		ジた人口・ 係る取組へ 実施	
	況 (宝 04年度	げるよう同選	単用手続の改	定を実施し	た。				

#### (実 24年度 同上 同上 25年度 同上 26年度 27年度 同上 UNFPA, IPPFによる人口・リプロダクティ 目標 ブ問題への取組強化

#### 施策に 関する 評価結 果

評価結果に

関する総括

【総括】

MDGsの中で特に目標達成に向けた進捗が遅れているMDG4 (乳幼児の死亡率の削減) 及びMDG5(妊産婦の健康改善)の達成のためには、人口・リプロダクティブ・ヘルス の問題への対処が不可欠。本件は性・文化・宗教等に密接に関わる分野であることか ら、日本の二国間援助のみではこれを効果的かつ効率的に実施することは困難であ り、人口分野において中心的・指導的役割を担う国際機関であるUNFPAとIPPFを通じて 貢献していくことが必要。測定指標のとおり昨年就任したオショティメインUNFPA事務 局長、メレッセIPPF事務局長が就任後早期に訪日し、関係者と意見交換を行い、我が 国のMDGs達成に向けた取り組みについて理解を得た他, UNFPAの新戦略ではMDG5 に 係る進展の加速化が目標に掲げられたとともに、IPPF内に我が国が設置する信託基金 の対象をリプロダクティブ・ヘルスに広げるよう同運用手続の改定を実施する等、限 られた拠出金を効率的に使用し、目標達成に向けて具体的な成果があった。

#### 【課題】

UNFPA及びIPPFの両機関に対する我が国の拠出は年々減少し、順位を落としており (UNFPAは、昭和61年から平成11年まで第1位、平成12年から平成16年までは第2位、 平成17年には9位まで下がっている。IPPFは、昭和60年から平成15年まで第1位、平 成16年度第2位, 平成17年は再び第1位, 平成18年は第3位に転落し, 平成19-平成 22年も第3位。), 本拠出金がこれ以上減少すれば, 拠出の実質的な意義が失われか ねず、この分野における日本の貢献を効果的に訴えていくことが困難となる。

#### 【今後の方針】

事業内容について引き続き適切に把握し、事業が効果的かつ効率的に実施されるよ う注視していく。

#### 学識経 験を有

(外務省政策評価アドバイザリー・グループ・メンバーの所見)

#### する者 の知見 の活用

○独立項目として評価すべきか疑問。たとえば、施策Ⅵ-2「地球規模の諸問題への取組」と一体的 に評価すべきではないか。

〇私見だが、分担金・拠出金に関する評価では、まず、当該分担金・拠出金で行われた事業そのもの の有効性・効率性を評価する必要があるのではないか。その上で、わが国が当該分担金・拠出金を拠 出する妥当性を評価するものと考える。

〇活動指標. 産出指標に加え、成果指標も活用されていることで. ロジックが明らかになり分かりや すい。高く評価したい。

#### 価を行 う過程

#### 政策評 • 平成23年版外交青書

#### (参考)

におい

本施策の達成すべき目標は、「我が国がグローバル化に即応したルール作りと地球規模の諸問題の て使用┃解決に向けたリーダーシップを発揮するために、国際機関等に対して分担金・拠出金を供与するこ した資 |と」である。

料その

本施策には、今回取り上げた人口関係国際機関等拠出金の他、国連開発計画(UNDP)拠出金、世界 他の情 エイズ・結核・マラリア対策基金拠出金、国際連合難民高等弁務官事務所 (UNHCR) 拠出金なども含ま |れている。本施策全体の予算額・執行額等は次のとおりである。

区分	ì	21年度	22年度	23年度	24年度
	当初予算 (a)	39, 674, 188	40, 762, 098	50, 536, 789	42, 526, 350
│ │ 予算の │ 状況	補正予算 (b)	67, 938, 395	93, 373, 635	66, 993, 834	-
(千円)	繰越し等 (c)	0	0		
	合計 (a +b+c)	107, 612, 583	134, 135, 733		
執行額(千	·円、d)	107, 612, 502	134, 135, 704		

+口业立7	国際協力局	<b>佐きに</b> キタ	国際保健政策室長	政策評価実施時期	平成24年 4 月
1担3司	国际  防刀向	llF队具任有石	国际休健以束至女		十八 24
局名			小沼士郎		

政府開発援助に係る未着手・未了案件

#### ビシャカパトナム港拡張計画【インド】

1 案件概要		
(1)供与国名	インド	
(2)案件名	ビシャカパトナム港拡張計画	
(3)目的·事業内容	インド南部アンドラプラデシュ州のビシャカパトナム港(外	
*閣議決定日, 供与条件な	港)において,既存設備等の増強を行うことにより,輸送能力の	
どを含む	向上及び輸送効率の改善を図り,鉄鉱石の輸出拡大等を通じた同	
	国の経済発展に寄与するもの。	
	案件の内容	
	・土木工事	
	・資機材調達	
	・コンサルティングサービス	
	ア 閣議決定日:平成 19 年 3 月 30 日	
	イ 供与限度額:41.29 億円	
	ウ 金利: 0. 75%	
	工 償還 (据置) 期間:15 (5) 年	
	オ 調達条件:一般アンタイド	
2 事業の評価		
(1)経緯・現状	ア社会的ニーズの現状	
	同港における 17 年度(2005 年度)の鉄鉱石取扱量は 14.2 百   	
	万トンであった。	
	一方、設備の老朽化により、近年の鉄鉱石取扱量は低下傾向に	
	あるため, 輸送能力の向上および輸送効率の改善が引き続き必要	
	であり, 本事業に関する社会的ニーズに大きな変化はないものと	
	考えられる。	
	人 東来语法1-88十~8999 TB比	
	イ 事業遅延に関する経緯・現状 - 早期恣合の活用が可能な滞流期終にのいては、原則はして早期	
	民間資金の活用が可能な港湾開発については、原則として民間	

	資金を活用するとの先方政府の方針が示されたため, 本事業につ	
	いても浚渫工事を除くコンポーネントは民間資金にて実施した	
	いとの意向が実施機関より示された。これを踏まえ、先方政府の	
	閣議決定後に、民間資金で実施するコンポーネントをモニタリン	
	グしながら,事業を実施する方向で準備を進めている。	
(2) 今後の対応方針	本事業に関する社会的ニーズに変化は見られないため,事業を	
	継続する。	
3 政策評価を行う過程	・交換公文	
において使用した資料等	・外務省の約束状況に関する資料及び案件概要	
	(http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/index/anken/zyoukyou.html)	
	・国際協力機構の案件検索	
	(http://www2.jica.go.jp/ja/yen_loan/index.php)	
	・国際協力機構のプレスリリース	
	(http://www.jica.go.jp/press/index.html)	
	・国際協力機構の事業事前評価表	
	(http://www.jica.go.jp/activities/evaluation/before.html)	
	・その他国際協力機構から提出された資料	

#### 地方部インターネット利用拡充計画【ベトナム】

1 案件概要		
(1)供与国名	ベトナム	
(2)案件名	地方部インターネット利用拡充計画	
(3)目的·事業内容	ホアビン省において、ブロードバンド・インターネット通信に	
*閣議決定日, 供与条件な	必要な資機材の供与、電子政府に係るコンテンツ及びアプリケー	
どを含む	ションの開発,人材育成等を行うことにより,地方部における情	
	報アクセスの向上及び公共サービスの効率化を図り、経済・社会	
	発展や貧困削減等に寄与するもの。	
	案件の内容	
	- 資機材調達	
	・人材育成等	
	・コンサルティングサービス	
	ア 閣議決定日:平成 19 年 3 月 30 日	
	イ 供与限度額:36.02 億円	
	ウ 金利:1.30%	
	工 償還(据置)期間:30(10)年	
	オ 調達条件:一般アンタイド	
2 事業の評価		
(1)経緯・現状	ア 社会的ニーズの現状	
	事業計画時(18 年度(2006 年度)),平成 24 年(2012 年)	
	のホアビン省におけるインターネット利用率(インターネット利	
	用者/人口)を 10%に引き上げることを計画していた。	
	依然として, 都市部と農村部との間の情報通信インフラの整備	
	状況には格差が生じており,地方部では行政職員でさえ必要な情	
	報の取得が容易ではない状況であることから,本件の社会的二一	
	ズに関する大きな変化はないものと考えられる。	

	イ 事業遅延に関する経緯・現状	
	先方政府の省庁間の調整に時間を要したこと等により遅延が	
	発生した。現在、コンサルタント雇用手続におけるプロポーザル	
	評価の適切な実施を促進させることにより事業が進められてい	
	る。	
(2) 今後の対応方針	本件に関する社会的ニーズに変化は見らないため,事業を継続	
	する。	
3 政策評価を行う過程	・交換公文	
において使用した資料等	・外務省の約束状況に関する資料及び案件概要	
	(http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/index/anken/zyoukyou.html)	
	・国際協力機構の案件検索	
	(http://www2.jica.go.jp/ja/yen_loan/index.php)	
	・国際協力機構のプレスリリース	
	(http://www.jica.go.jp/press/index.html)	
	・国際協力機構の事業事前評価表	
	(http://www.jica.go.jp/activities/evaluation/before.html)	
	・その他国際協力機構から提出された資料	

#### 地中海道路建設計画【モロッコ】

### 施策所管局課 国別開発協力第三課 評価年月日 平成23年6月

1 案件概要	
(1)供与国名	モロッコ
(2)案件名	地中海道路建設計画
(3)目的·事業内容	地域住民約 300 万人の交通の便を向上させるとともに, 交通イ
*閣議決定日, 供与条件な	ンフラから隔絶された一部村落の社会サービスへのアクセスを
どを含む	向上させ, また比較的産業の進んだ地域と直結することで地方経
	済の活性化を促進することを目的とするもの。
	案件の内容
	・土木工事
	ア 閣議決定日:平成 13 年 6 月 12 日
	イ 供与限度額:127.64 億円
	ウ 金利: 2.20%/0.75%
	工 償還(据置)期間:30(10)年/40(10)年
	オ 調達条件:一般アンタイド/二国間タイド
2 事業の評価	
(1)経緯・現状	ア 社会的ニーズの現状
	平成9年(1997年)から平成11年(1999年)の間, 自動車交
	通量は年平均約7%増加していたことから、事業計画時(13年
	度(2001年度))には交通量の大幅な増加が見込まれていた。
	平成 16 年(2004 年)から平成 21 年(2009 年)の間について
	も、自動車交通量は年平均約6%増加しており、今後も増加する
	ことが見込まれていることから, 本事業に関する社会的ニーズに
	大きな変化はないものと考えられる。
	イ 事業遅延に関する経緯・現状
	入札手続や調査により遅延が発生したが、現在、事業は順調に
	進められている。

(2) 今後の対応方針	本件に関する社会的ニーズは引き続き大きく、事業遅延の要因	
	は解消され、また、事業完成後は当初の見込みどおりの効果が予	
	測されることから、引き続き支援を継続していく。	
3 政策評価を行う過程	・交換公文	
において使用した資料等	・外務省の約束状況に関する資料及び案件概要	
	(http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/index/anken/zyoukyou.html)	
	・国際協力機構の案件検索	
	(http://www2.jica.go.jp/ja/yen_loan/index.php)	
	・国際協力機構のプレスリリース	
	(http://www.jica.go.jp/press/index.html)	
	・国際協力機構の事業事前評価表	
	(http://www.jica.go.jp/activities/evaluation/before.html)	
	・その他国際協力機構から提出された資料	

#### コロンボ市配電網整備計画【スリランカ】

### 施策所管局課 国別開発協力第二課 評価年月日 平成 23 年 10 月

1 案件概要		
(1)供与国名	スリランカ	
(2)案件名	コロンボ市配電網整備計画	
(3)目的・事業内容	同市において, 平成 17 年 (2005 年) に予測されている負荷	
*閣議決定日, 供与条件な	350MVA に対応した配電網の強化、電力供給の安定化、システム・	
どを含む	ロスの低減等を行い、安定的な電力供給を確保することにより、	
	同国の持続成長に寄与するもの。	
	案件の内容	
	・土木工事	
	ア 閣議決定日:平成 13 年 10 月 12 日	
	イ 供与限度額:59.59 億円	
	ウ 金利: 2.20%/0.75%	
	エ 償還(据置)期間:30(10)年/40(10)年	
- + # o = T / T	オ 調達条件:一般アンタイド/二国間タイド	
2 事業の評価	- 11 A // TP // -	
(1)経緯・現状 	ア 社会的ニーズの現状	
	事業計画時(13年度(2001年度)),電力需要は年平均約7%	
	増加していたことから大きな需要増加が見込まれていた。	
	現在も、電力需要は引き続き年平均約7%増加しており、安定     物な電力供給も787円式である。	
	的な電力供給を確保するための本事業に関する社会的ニーズに	
	大きな変化はないものと考えられる。	
	イ 事業遅延に関する経緯・現状	
	1 事未遅延に関する辞程・現仏   調達手続に伴う遅延が発生したが、平成 20 年(2008 年)に主	
	調達子続に任う遅延が発生したが、十成 20 年(2006 年)に主     要な調達の契約を締結し着工後、現在、事業は順調に進められて	
	安な調度の天物を帰帰し個工後、現在、事業は順調に進められている。	
(2) 今後の対応方針	5.5	
(2) 今後の対応方針	本件に関する社会的ニーズは引き続き大きく,事業遅延の要因	

	は解消され、また、事業完成後は当初の見込みどおりの効果が予	
	測されることから、引き続き支援を継続していく。	
3 政策評価を行う過程	・交換公文	
において使用した資料等	・外務省の約束状況に関する資料及び案件概要	
	(http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/index/anken/zyoukyou.html)	
	・国際協力機構の案件検索	
	(http://www2.jica.go.jp/ja/yen_loan/index.php)	
	・国際協力機構のプレスリリース	
	(http://www.jica.go.jp/press/index.html)	
	・国際協力機構の事業事前評価表	
	(http://www.jica.go.jp/activities/evaluation/before.html)	
	・その他国際協力機構から提出された資料	

#### 次世代航空保安システム整備計画【フィリピン】

1 案件概要		
(1)供与国名	フィリピン	
(2)案件名	次世代航空保安システム整備計画	
(3)目的·事業内容	新 CNS/ATM を整備することにより, 同国の航空運輸システムの	
* 閣議決定日, 供与条件な	安全性・信頼性・経済性の向上を図るもの。	
どを含む		
	案件の内容	
	・土木工事	
	・コンサルティングサービス	
	ア 閣議決定日:平成14年3月26日	
	イ 供与限度額: 220.49 億円	
	ウ 金利: 2.20%/1.80%	
	エ 償還 (据置) 期間:30 (10) 年	
	オ 調達条件:一般アンタイド	
2 事業の評価		
(1)経緯・現状	ア 社会的ニーズの現状	
	事業計画時(13 年度(2001 年度)),航空輸送は同国におけ	
	る国内輸送に占める割合は小さいが,堅調に増加しており,7000	
	以上の島々からなる同国においては経済成長に伴い,人流および	
	物流において益々重要な役割を担うと見込まれていた。	
	現在, 同国における航空輸送の運行回数は, 平成 14 年 (2002	
	年) の 37 万回から平成 22 年 (2010 年) には 62 万回に拡大して	
	おり、同国の航空運輸システムの安全性・信頼性・経済性の向上	
	を図る本事業に関する社会的ニーズは引き続き大きい。	
	/ <del>** ** </del>	
	イ 事業遅延に関する経緯・現状	
	先方政府の財政悪化の影響を受けて事業実施機関への予算措	
	置が滞ったため、調達手続に遅延が発生したが、実施スケジュー	

	ルが延長され、今後の事業進捗が見込まれる。	
(2) 今後の対応方針	本件に関する社会的ニーズは引き続き大きいことから, 引き続	
	き支援を継続していく。	
3 政策評価を行う過程	・交換公文	
において使用した資料等	・外務省の約束状況に関する資料及び案件概要	
	(http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/index/anken/zyoukyou.html)	
	・国際協力機構の案件検索	
	(http://www2.jica.go.jp/ja/yen_loan/index.php)	
	・国際協力機構のプレスリリース	
	(http://www.jica.go.jp/press/index.html)	
	・国際協力機構の事業事前評価表	
	(http://www.jica.go.jp/activities/evaluation/before.html)	
	・その他国際協力機構から提出された資料	

#### アッパーコトマレ水力発電計画【スリランカ】

1 案件概要	案件概要		
(1)供与国名	スリランカ		
(2)案件名	アッパーコトマレ水力発電計画		
(3)目的·事業内容	マハヴェリ河支流コトマレ川に流れ込み式発電所(150MW)を		
* 閣議決定日, 供与条件な	建設し、増大する電力需要に対応することを目的とするもの。		
どを含む			
	案件の内容		
	・土木工事		
	・コンサルティングサービス		
	ア 閣議決定日:平成14年3月26日		
	イ 供与限度額:332.65 億円		
	ウ 金利: 0.95%/0.75%		
	エ 償還(据置)期間:40(10)年		
	オ 調達条件:日本タイド/二国間タイド		
2 事業の評価			
(1)経緯・現状	ア 社会的ニーズの現状		
	事業計画時(13 年度(2001 年度)),同国は工業化の進展か		
	ら電力需要が年率約7%のペースで増加しており、電力需要は平		
	成 12 年 (2000 年)の 1404MW から平成 20 年 (2008 年)には 2346MW		
	に達すると見込まれていた。		
	平成 24 年(2012 年)には,電力需要は 2503MW まで拡大して		
	おり,安定的な電力供給を確保する本事業に関する社会的ニーズ		
	は引き続き大きい。		
	イ 事業遅延に関する経緯・現状		
	特段の遅延等は生じていない。(当初から事業完了まで閣議決		
	定後 10 年を超えることが計画されていたもの。)		
(2) 今後の対応方針	事業進捗に特段の問題は生じておらず、引き続き支援を継続し		

	ていく。
3 政策評価を行う過程	・交換公文
において使用した資料等	・外務省の約束状況に関する資料及び案件概要
	(http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/index/anken/zyoukyou.html)
	・国際協力機構の案件検索
	(http://www2.jica.go.jp/ja/yen_loan/index.php)
	・国際協力機構のプレスリリース
	(http://www.jica.go.jp/press/index.html)
	・国際協力機構の事業事前評価表
	(http://www.jica.go.jp/activities/evaluation/before.html)
	・その他国際協力機構から提出された資料

#### リハビリ・維持管理体制改善計画(水資源分野)【インドネシア】

1 案件概要	
(1)供与国名	インドネシア
(2)案件名	リハビリ・維持管理体制改善計画 (水資源分野)
(3)目的·事業内容	水資源分野の円借款完成案件を対象に緊急性・必要性の高いリ
*閣議決定日, 供与条件な	ハビリを実施するとともに,維持管理担当機関の能力向上のため
どを含む	の支援を行うことにより, 既存施設の機能回復, 持続性の確保及
	び維持管理体制の強化を図るもの。
	案件の内容
	・土木工事
	• 資機材調達
	・コンサルティングサービス
	ア 閣議決定日:平成 14 年 3 月 26 日
	イ 供与限度額:146.96 億円
	ウ 金利:1.80%/0.75%
	工 償還 (据置) 期間:30 (10) 年/40 (10) 年
	オ 調達条件:一般アンタイド/二国間タイド
2 事業の評価	
(1)経緯・現状	ア 社会的ニーズの現状
	同国では継続して土砂災害、洪水災害が発生しており、また食
	料安全保障の観点から、砂防施設、治水施設、灌漑施設の持続的
	な機能確保及び維持管理体制の改善と強化の必要性は依然とし
	て高く、本事業に関する社会的ニーズは引き続き大きい。
	/ 古光·尼·江·
	イ 事業遅延に関する経緯・現状
	灌漑関連のサブプロジェクトにおいて、実施機関による詳細設
	計承認の遅れ等があったことに加えて、建設途中で追加的なリハ
	ビリエ事が必要になったこと、また、本事業の砂防関連のサブプ

	ロジェクトの一つにおいて,2010 年に河川流量が通年で減らな
	かった結果、工事が遅延したこと等から、事業全体の実施が遅延
	した。
(2) 今後の対応方針	本件に関する社会的ニーズは引き続き大きく、事業完成後は当
	初の見込みどおりの効果が予測されることから, 引き続き支援を
	継続していく。
3 政策評価を行う過程	・交換公文
において使用した資料等	・外務省の約束状況に関する資料及び案件概要
	(http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/index/anken/zyoukyou.html)
	・国際協力機構の案件検索
	(http://www2.jica.go.jp/ja/yen_loan/index.php)
	・国際協力機構のプレスリリース
	(http://www.jica.go.jp/press/index.html)
	・国際協力機構の事業事前評価表
	(http://www.jica.go.jp/activities/evaluation/before.html)
	・その他国際協力機構から提出された資料

#### サイゴン東西ハイウェイ建設計画 (第二期) 【ベトナム】

1 案件概要	
(1)供与国名	ベトナム
(2)案件名	サイゴン東西ハイウェイ建設計画(第二期)
(3)目的·事業内容	同国における商工業の中心であるホーチミン市において,サイ
*閣議決定日, 供与条件な	ゴン渡河トンネルを含む東西方向の幹線道路を建設することに
どを含む	より,同市の交通事情を改善するとともに,周辺地区の生活環境
	の改善、サイゴン川東岸地域の都市開発に寄与するもの。
	案件の内容
	・土木工事
	• 資機材調達
	・コンサルティングサービス
	ア 閣議決定日:平成 14 年 3 月 26 日
	イ 供与限度額:109.26 億円
	ウ 金利:1.80%/0.75%
	エ 償還(据置)期間:30(10)年/40(10)年
	オ 調達条件:一般アンタイド/二国間タイド
2 事業の評価	
(1)経緯・現状	ア 社会的ニーズの現状
	事業計画時(13年度(2001年度)),平成8年(1996年)か
	ら平成 32 年 (2020 年) の間に市内 1 日あたりの交通量は 2.7倍,
	ピーク時間帯の交通量は3倍に増加すると予測されていた。
	平成8年(1996年)から平成23年(2011年)の間には、同市
	における四輪車登録台数は5倍に増加している。
	同市内においては、特に東西方向に流れる交通量が最も多く,
	サイゴン川を渡り都心部と市の北東方向の出口部とを結ぶ既存
	のサイゴン橋 1 本に交通が集中していることから, 市内中心部を
	東西方向に結ぶ幹線道路を建設する本事業に関する社会的ニー

	ズは引き続き大きい。
	人 東米波なら聞子 7 奴徳 - 田北
	イ 事業遅延に関する経緯・現状
	調達手続及び施工に伴う遅延が発生したが、現在、平成 23 年
	(2011年) 11月に本件道路は既に全線開通しており、事業は順
	調に進められている。
(2) 今後の対応方針	本件に関する社会的ニーズは引き続き大きく、事業遅延の要因
	は解消され、また、事業完成後は当初の見込みどおりの効果が予
	測されることから、引き続き支援を継続していく。
3 政策評価を行う過程	・交換公文
において使用した資料等	・外務省の約束状況に関する資料及び案件概要
	(http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/index/anken/zyoukyou.html)
	・国際協力機構の案件検索
	(http://www2.jica.go.jp/ja/yen_loan/index.php)
	・国際協力機構のプレスリリース
	(http://www.jica.go.jp/press/index.html)
	・国際協力機構の事業事前評価表
	(http://www.jica.go.jp/activities/evaluation/before.html)
	・その他国際協力機構から提出された資料

## 遼寧省鞍山市総合環境整備計画【中国】

# 施策所管局課 国別開発協力第一課 評価年月日 平成24年3月

1 案件概要	
(1)供与国名	中国
(2)案件名	遼寧省鞍山市総合環境整備計画
(3)目的·事業内容	鞍山市において熱供給,公共交通,上下水道などの環境基盤の
* 閣議決定日, 供与条件な	整備を通じて,大気環境保全対策,水質環境保全対策,居住環境
どを含む	改善対策を強化することにより, 同市の持続可能な発展を促進す
	ることを目的とする。
	案件の内容
	・土木工事
	ア 閣議決定日:平成14年3月28日
	イ 供与限度額:145.25 億円
	ウ 金利: 1.70%/0.75%
	エ 償還(据置)期間:30(10)年/40(10)年
	オ 調達条件:一般アンタイド/二国間タイド
2 事業の評価	
(1)経緯·現状	ア 社会的ニーズの現状
	同市は中国有数の鉄鋼都市であり,事業計画時(平成 13 年度
	(2001年度)), 工業化の進展や工場設備の老朽化, 硫黄分を
	多く含む石炭を燃料とする多数の小型ボイラによる熱供給, 自動
	車交通量の増大などに伴い大気汚染は深刻化していた。また, 同
	市街区では未処理の排水が直接放流され、水質改善対策、下水処
	理場の増設による下水処理能力の向上が求められていた。同市の
	大気汚染や水質の状況は事業計画時と大きな変化はなく, 社会的
	ニーズは引き続き大きい。
	イ 事業遅延に関する経緯・現状
	同市における汚水処理に関する計画の変更により遅延が発生

	したが、現在、事業は順調に進められている。	
(2) 今後の対応方針	本件に関する社会的ニーズは引き続き大きく、事業遅延の要因	
	は解消され、また、事業完成後は当初の見込みどおりの効果が予	
	測されることから、引き続き支援を継続していく。	
3 政策評価を行う過程	・交換公文	
において使用した資料等	・外務省の約束状況に関する資料及び案件概要	
	(http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/index/anken/zyoukyou.html)	
	・国際協力機構の案件検索	
	(http://www2.jica.go.jp/ja/yen_loan/index.php)	
	・国際協力機構のプレスリリース	
	(http://www.jica.go.jp/press/index.html)	
	・国際協力機構の事業事前評価表	
	(http://www.jica.go.jp/activities/evaluation/before.html)	
	・その他国際協力機構から提出された資料	

## 山西省西龍池揚水発電所建設計画【中国】

# 施策所管局課 国別開発協力第一課 評価年月日 平成24年3月

1 案件概要	
(1)供与国名	中国
(2)案件名	山西省西龍池揚水発電所建設計画
(3)目的·事業内容	山西省に揚水発電所及びその関連施設を建設することにより、
*閣議決定日, 供与条件な	ピーク需要対応力の向上、電力網運用上の安定性向上に加えて、
どを含む	大気汚染防止及び地球温暖化ガスの排出量抑制を目的とし、ま
	た、同省の電力のピーク需要に対応して経済発展を促進するとと
	もに、省民の所得向上を促すことを目的とするもの。
	案件の内容
	・土木工事
	・コンサルティングサービス
	ア 閣議決定日:平成 14 年 3 月 29 日
	イ 供与限度額: 232.41 億円
	ウ 金利: 0.75%
	工 償還 (据置) 期間:40 (10) 年
	オ 調達条件:一般アンタイド/二国間タイド
2 事業の評価	
(1)経緯・現状	ア 社会的ニーズの現状
	山西省における平成 12 年(2000 年)の電力最大負荷と最小負
	荷の差は 2,485MW であり,火力発電所においては、DDS (Daily
	Start and Stop) 運用による出力調整が強いられ,環境負荷の増
	大、発電設備寿命の低下などの問題が生じていた。
	最大負荷と最小負荷の差によって生じる火力発電所の出力調
	整を解消するため,本事業の社会的ニーズは引き続き大きい。
	イ事業遅延に関する経緯・現状
	特段の遅延等は生じていない。(当初から事業完了まで閣議決

	定後 10 年を超えることが計画されていたもの。)
(2) 今後の対応方針	事業進捗に特段の問題は生じておらず、引き続き支援を継続し
	ていく。
3 政策評価を行う過程	・交換公文
において使用した資料等	・外務省の約束状況に関する資料及び案件概要
	(http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/index/anken/zyoukyou.html)
	・国際協力機構の案件検索
	(http://www2.jica.go.jp/ja/yen_loan/index.php)
	・国際協力機構のプレスリリース
	(http://www.jica.go.jp/press/index.html)
	・国際協力機構の事業事前評価表
	(http://www.jica.go.jp/activities/evaluation/before.html)
	・その他国際協力機構から提出された資料

## アスタナ上下水道整備計画【カザフスタン】

# 施策所管局課 国別開発協力第二課 評価年月日 平成24年3月

1 案件概要	
(1)供与国名	カザフスタン
(2)案件名	アスタナ上下水道整備計画
(3)目的·事業内容	老朽化が著しいアスタナ市の上下水道システムの改修・近代化
*閣議決定日, 供与条件な	を行うことにより、処理能力の向上、水質改善、漏水・浪費率の
どを含む	減少による経済性の向上を図るもの。
	案件の内容
	・土木工事
	• 資機材調達
	・コンサルティングサービス
	ア 閣議決定日:平成 14 年 3 月 29 日
	イ 供与限度額: 213.61 億円
	ウ 金利: 2.20%/0.75%
	工 償還(据置)期間:30(10)年/40(10)年
	オ 調達条件:一般アンタイド/二国間タイド
2 事業の評価	
(1)経緯・現状	ア 社会的ニーズの現状
	事業計画時(13 年度(2001 年度)),同市においては上水道
	が 1960 年代, 下水道が 1950 年代に建設されており, 施設の老朽
	化が激しく安定的で質の高いサービスを行うことが困難な状態
	となりつつあった。同市の人口は平成9年(1997年)12月にア
	ルマティ市から同市に遷都して以降増加しており, 上下水道サー
	ビスに対する需要の増大、設備の高度化への要求が高まってお
	り,本事業に関する社会的ニーズは引き続き大きい。
	/ 古光·尼·江·
	イ 事業遅延に関する経緯・現状
	先方の自己資金充当の遅延により調達手続に遅延が発生した

	が、現在、事業は順調に進められている。
(0) 04 04 5 4	
(2) 今後の対応方針	本件に関する社会的ニーズは引き続き大きく,事業遅延の要因
	は解消され、また、事業完成後は当初の見込み通どおりの効果が
	予測されることから、引き続き支援を継続していく。
3 政策評価を行う過程	・交換公文
において使用した資料等	・外務省の約束状況に関する資料及び案件概要
	(http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/index/anken/zyoukyou.html)
	・国際協力機構の案件検索
	(http://www2.jica.go.jp/ja/yen_loan/index.php)
	・国際協力機構のプレスリリース
	(http://www.jica.go.jp/press/index.html)
	・国際協力機構の事業事前評価表
	(http://www.jica.go.jp/activities/evaluation/before.html)
	・その他国際協力機構から提出された資料

# [成果重視事業 (\*) に関する政策評価]

#### (\*) 成果重視事業

成果目標 (Plan) - 予算の効率的執行 (Do) - 厳格な評価 (Check) - 予算への反映 (Action) を実現する予算制度改革を定着させるための取組の一つ。平成 18 年度予算から創設された (当初は「モデル事業」として実施)。

#### 【成果重視事業】国際機関邦人職員の増強

国連企画調整課長 久野和博

平成 24 年 4 月

#### 事務事業名

国際機関邦人職員の増強

#### 事務事業の概要

#### 「成果重視事業の目標]

国連等国際機関において、より多くの邦人職員が、管理監督を行いあるいは専門的事項を処理する地位を占めるようになること(平成 21 年 1 月~平成 26 年 1 月までの 5 年間で、国連等国際機関における邦人職員数を 15%増加し 814 名とする)。

#### [目標設定の考え方]

国連等国際機関における邦人職員数の増加は、これら機関における人的な国際貢献の大きさを表すものであり、さらにこれら機関における意思決定に影響を及ぼす幹部職員レベルの邦人職員数の増加は、国際貢献における我が国のプレゼンスの大きさを示すものである。旧事業目標(平成 16 年~平成 21 年 1 月までの 5 年間で、国連等国際機関における専門職以上の邦人職員数を 10%増加し 671 名とする)と比べ、今後更なる邦人職員増強に向けた取組を強化すべく、平成 21 年 1 月~平成 26 年 1 月までの 5 年間で、国連等国際機関における邦人職員数を 15%増加し 814 名とすることを事業目標として設定している。

#### [事業計画期間及び23年度予算額]

(期間) 平成 21 年 1 月~平成 26 年 1 月 (予算額) 12, 682 千円

#### [手段と目標の因果関係]

国連等国際機関への就職に向けての広報及び情報提供により、国際機関勤務を希望する人材の裾野が拡大する。また、国際機関勤務希望者に対して必要な機会・経験を付与し、また、その採用に向けて国際機関へ働きかけを行うことは、国際機関に勤務する邦人職員数の増加に繋がるものである。

#### [目標の達成度合いの判定方法・基準]

#### C

#### (判定方法)

平成21年1月から平成24年1月までの3年間で,邦人職員数は57名(8.1%)増加しており,5年間で15%増加させるという成果重視事業目標を達成するためには,残り2年間でさらに49名増加する必要がある。外務省において毎年1月現在で調査している国連等国際機関における邦人職員の在職状況は次のとおり。

年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
計	671	676	698	708	736	765	765
うち幹部職員	58	61	58	65	67	77	74

#### (基準)

ランク	達成度合	評価
Α	100%	達成
В	75%以上 100%未満	概ね達成
С	50%以上 75%未満	達成はしていないが進展あり
D	25%以上 50 未満	一定の進展は見られるが不十分
E	25%未満	進展していない

#### 有効性(具体的成果)

近年国際機関勤務の邦人職員数が増加傾向にあり(平成 14 年:521 人 → 平成 24 年:765 人), 今後とも国連等国際機関への就職に向けての広報及び情報提供, また, 研修コースやインターン等を通じた国際機関勤務希望者への必要な機会・経験の付与及びその採用に向けての国際機関への働きかけを継続する。着実にこれらの施策を実施することで, さらに中長期的に成果が現れることが期待できる。

#### [予算執行の効率化・弾力化措置及び当該措置によって得られた効果]

○国庫債務負担行為 ○繰越明許費 ○目の大括り化 ○目間流用の弾力化

(上記措置による効果)

状況の変化に応じた予算執行を行うことが可能となった。

#### 事業の総合的評価

○拡充強化 ○内容の見直し・改善 ○今のまま継続 ○縮小 ○終了・中止・廃止

(理由と今後の方針)

平成21年1月から平成24年1月までの3年間で、邦人職員数は57名(8.1%)増加しており、5年間で15%増加させるという成果重視事業としての目標を達成するためには、残り2年間でさらに49名増加する必要があるが、事業期間内の目標達成に向け、今後は、邦人職員数の増強を目指しこれまで以上に取組を拡充強化していく。

[目標達成状況が芳しくない場合の原因分析及び今後の方策]

#### 評価をするにあたり使用した資料

外務省国際機関人事センターホームページ (http://www.mofa-irc.go.jp)

#### 【成果重視事業】在外選挙人名簿登録推進

領事局政策課長 鈴木光太郎 平成 24 年 4 月

事務事業名

在外選挙人名簿登録推進

#### 事務事業の概要

#### [成果重視事業の目標]

- (1) 20年度末における在外選挙人名簿登録者数(112,946人)を基準とし、毎年7%程度の伸び率を維持することにより、登録者数を14.5万人とすることを24年度末における最終目標とする。
- (2) 各年度においては、年間の新規登録申請者数(受付の件数)2.2万件を目標とする。

#### [目標設定の考え方]

- (1) 在留邦人が投票を行うためには在外選挙人名簿への登録が必要であるが、同登録は出頭義務を課した任意申請となっていることもあり、積極的な登録傾向にないのが現状である。また、在外選挙制度は海外に転出して初めて知ることが多く、本件制度の認知度が低い。本事業は在留邦人の国政選挙における選挙権行使の機会を確保するものであることから、今後とも制度普及や登録推進の広報を積極的に行うとともに、登録受付出張サービスや日系企業等個別訪問サービスを通じて在留邦人の登録申請について便宜を図ることにより、在外選挙人登録を推進し登録者数の増加を図ることは、領事サービスの改善・強化にも資するものである。
- (2) 16 年度から 18 年度において実施した第 1 期成果重視事業においては、18 年度末における在外選挙人登録者数を推定有権者数の 20%前後(16 年度においては 15%前後、17 年度においては 17%前後)と設定したが、①在留邦人数が数量目標設定時における想定を大きく上回ったこと、②帰国等による登録抹消(年間約 1 万件強)による相殺があるため、登録者の純増数は新規登録者の約半分程度となり、定量的な政策目標としての登録率は、在外公館における業務量や費用対効果としての登録推進実績を正確に反映するものではなかった。
- (3) 19 年度から 21 年度において実施した第 2 期成果重視事業においては、平成 17 年 10 月 1 日現在の在留邦人数 (101.3 万人) に基づく推定有権者数 (75.9 万人)の 20%(注) に相当する 15 万人を 21 年度末における登録者数の最終目標とし、前記の目標を達成するため毎年度約 1.6 万件の登録抹消及び非登録による登録者数の減少があること等を踏まえて、各年度 3 万件の新規登録申請を受け付けることを目標とした。登録者数は確実に増加しているものの、20 年度は国政選挙が実施されなかったこと、また、世界的な経済不況の影響を受け、日系企業の海外支店の縮小等に伴う駐在員の減少により、申請者数が伸び悩んだ。
- (4) このため、22 年度から 24 年度における第 3 期成果重視事業においては、上記問題点及び第 2 期における登録者数の対前年度平均伸び率(6.77%)を踏まえ、①20 年度末における登録者数(112,946人)を基準に、毎年の伸び率を 7 %程度に設定し、24 年度末における登録者数を 145,000 人とすることを最終目標とする。②前記①の目標を達成するためには年間の登録抹消数約 14,000 件を踏まえ、年間 22,000 人程度の新規登録申請を受け付けることを各年度の目標とした。

(注:公職選挙法の一部改正による登録申請手続きの改善、対象選挙の拡大等が図られたことにより、19年度以降在外選挙への関心が更に高まることを想定。そのため登録率が大きく上昇した登録申請開始初期の平成11年から平成14年までの年平均上昇率が2.8%であったことから制度改正による利便性の向上等により、年平均3%前後上昇するものと期待し20%を想定した(17年度登録率:12.0%)。)

#### [事業計画期間及び23年度予算額]

(期間) 22 年度~24 年度

(予算額) 177.1 百万円

#### [手段と目標の因果関係]

#### (1)登録受付出張サービス

在外選挙人登録は任意申請制であり、かつ、居住地を選挙管轄している在外公館に出頭して登録申請を行う必要があるが、遠隔地に居住する在留邦人が在外公館に出向くことは、時間的、経済的理由から、大きな負担となっている。このため、在外公館が遠隔地に居住する在留邦人の選挙権行使の機会を確保するためにも、邦人の居住地に赴き登録申請を受け付けることを主目的とする領事出張サービスを実施し、申請手続きについて便宜を図ることにより地方に在住する在留邦人の在外選挙人登録を推進する

#### (2) 日系企業等個別訪問サービス

在外公館の開館時間(平日の日中)に在外公館に出向く時間を確保できない在外公館所在地近郊の日 系企業等の社員等を対象に登録受付のための企業訪問を行い、効率的な登録推進を図る。

#### (3) 各種広報媒体を活用した在外選挙制度の広報

国内においては、転入届出により自動的に選挙権行使の機会が与えられ、投票通知書が届く制度になっているのに対し、海外においては、在外選挙制度により国政選挙に参加できること、選挙権を行使するためには、在外選挙人名簿への登録を自ら申請しなければならないことを広報する必要がある。また、平成18年の公職選挙法の一部改正により、登録申請手続きの改善(3か月の住所要件充足前における在外選挙人登録申請の受付)、対象選挙の拡大(比例代表選挙に加えて、(小)選挙区選挙及び補欠選挙等への投票が可能となった)等が行われたことを踏まえ、新規渡航者及び未登録者に対し在外選挙制度につき積極的に周知を図ると同時に登録を働きかける。

#### (4) 在外公館における登録業務等の適正執行のための各種支援

管内に推定有権者の多い在外公館に事務補助員雇用経費を手当てし、領事窓口や日系企業等個別訪問サービスにおける登録申請の受付、広報、事務補助、各種照会に対応するとともに、在外選挙人登録事務の迅速かつ正確な執行を行う。また、選挙関係執務参考資料を在外公館に配備し、登録・投票業務が適正かつ円滑に執行されるよう支援する。

#### (5) 在外選挙事務担当者への研修・指導の実施

在外公館の領事担当官に対する赴任前研修や中間研修、将来の担当候補者への講習等の内容等を拡充 し、領事担当官の在外選挙事務に対する理解を深めることにより在外選挙事務の適正執行を図ると同時 に、人材を育成し、専門知識や登録推進のためのノウハウの共有を図る。

#### (6)予算配分等

管内に推定有権者を5千人以上擁する在外公館(全世界の推定有権者の8割が該当)を中心とした事業展開及び予算配分(全体の約8割)を行い、数値目標の達成と費用対効果の効率化を図る。

#### [目標の達成度合いの判定方法・基準]

対最終登録者数の達成率 B

対年間新規登録者件数の達成率 D

#### (判定方法)

23年度においては、年間(平成23年4月~平成24年3月)の新規登録申請者件数に基づく判定と対最終登録者数の達成率の両方について個別に判定を実施。

#### (基準)

ランク	達成度合	評価
А	100%	達成
В	75%以上 100%未満	概ね達成
С	50%以上 75%未満	達成はしていないが進展あり
D	25%以上 50 未満	一定の進展は見られるが不十分
E	25%未満	進展していない

#### 有効性(具体的成果)

23年度の新規登録申請件数は、年間目標の22,000万件に達せず、10,812件であった。他方、登録抹消が14,424件に上ったため、在外選挙人登録者数は対前年比で-2.37% (120,155人→117,308人)減少した。また、在外選挙人登録者数の目標は24年度145,000人であるが、23年度の登録者数は117,308人となっている。

		1			1
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
推定有権者数	814,253	837,745	848,855	857,518	857518(注1)
登録者数(外務省調べ)	108,887	112,946	116,521	120,155	117,308
対前年比伸び率(%)	+9.8	+3.73	+3.17	+3.11	-2.37
登録率(%)	13.37	13.48	13.73	14.01	13.68
新規登録申請数(年間)	23,621	18,228	20,599	17,323	10,812
(対平成15年度申請者数増加率(%))	+71.04	+31.99	+46.16	+25.44	-21.71
登録抹消者数(年間)	13,855	13,036	15,852	13,805	14,424
対最終登録者達成率(注2)	72.59	75.30	77.68	82.87	80.90
対年間新規登録者件数達成率(注3)	78.74	60.76	68.66	78.74	49.15

注1:推定有権者数は各年度の10月1日現在の在留邦人数の75%として算出。23年度の在留邦人数は確定 していないため、22年度の推定有権者数を使用

注2:19年度~21年度の目標値は15万人、22年度~24年度は14.5万人

注3:19年度~21年度の目標値は3万人、22年度~24年度は2.2万人

#### (1) 登録受付出張サービス及び日系企業等個別訪問サービス

遠隔地に居住する在留邦人を対象とした登録受付出張サービスは、①他の領事サービス(旅券、証明、各種届出、領事相談等)と連携させる、②日本人会各種行事等の機会を利用することにより在留邦人の利便性に配慮するなどし、2,907件の申請を受付けた。また、在外公館所在地近郊の日系企業等に対する

個別訪問サービスにより、755件の申請を受付け、成果を上げた。上記2つのサービスは在留邦人からも領事サービス改善の一環として高い評価を得ている。なお、登録受付出張サービス及び日系企業等個別訪問サービスで受け付けた登録申請件数等は合計で3,662件と新規登録申請者数の34%を占めており、在外選挙人登録を推進する上で引き続き有効な手段となっている。

(登録受付出張サービス)	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
実施公館数	102	97	92	78	87
実施回数	651	465	450	409	410
登録申請等件数(A)	5,846	4,268	4,084	3,213	2,907
実施回数1回あたりの平均登録申請等件数(件)	8.94	9.19	9.08	7.86	7.09
(日系企業等個別訪問サービス)	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
実施公館数	31	30	29	28	17
訪問企業数	365	539	348	217	299
登録申請件数(B)	2,346	1,891	2,554	1,413	755
訪問企業1社あたりの平均登録申請件数(件)	6.42	3.51	7.34	6.51	2.53
登録受付サービス及び日系企業等個別訪問サービス による登録申請件数合計((A)+(B))	8,192	6,159	6,638	4,626	3,662

#### (2) 在外選挙制度広報

23年度は、以下の媒体を利用して在外選挙制度の仕組み及び登録推進について広報を行い、登録申請につなげた。

- 1. 1万人の新規登録申請があった。
  - (イ) 邦字紙国際衛星版及び現地邦字紙
  - (ロ) 日本人会や商工会等邦人団体の会報誌
  - (ハ) 現地邦系生活情報誌
  - (二) 現地日本語テレビ・ラジオ番組
  - (ホ) 在外公館のホームページ

#### [予算執行の効率化・弾力化措置及び当該措置によって得られた効果]

○国庫債務負担行為 ○繰越明許費 ○目の大括り化 ○目間流用の弾力化

(上記措置による効果)

特定予算科目の不足による事業の停滞を回避するとともに、在外選挙人登録推進のために最大限予算を活用することが出来た。

#### 事業の総合的評価

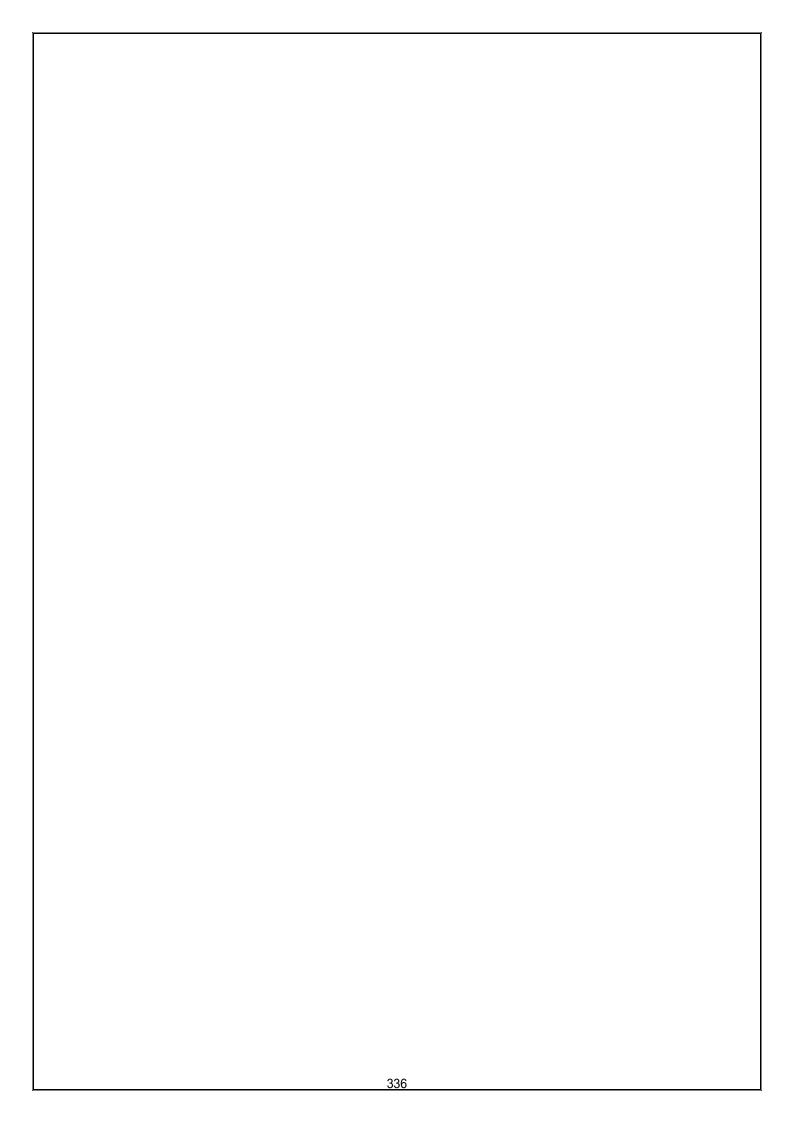
(理由と今後の方針)

○拡充強化 ○内容の見直し・改善 ○今のまま継続 ○縮小 ○終了・中止・廃止 本件事業による登録受付出張サービス及び日系企業等個別訪問サービスについては、在留邦人から高

い評価を得るとともに両サービスによる申請は全体の34%に上っており効果的である。在外選挙の制度 普及広報や登録推進広報を積極的に展開したが、新規登録申請件数は事業目標である年間2.2万件に及ば す、1.1万件にとどまった。新規登録申請件数は、前年度を下回り、加えて、登録抹消者数が前年を上回 ったことから、結果として登録者数が初めて減少した。

その原因としては 23年度においては国政選挙が実施されなかったこと、及び長引く不況により海外 進出企業の駐在員がその滞在形態を駐在から長期出張に換え、住民票を日本に残している者が増えた等 の変化があったことが考えられる。

23 年度において新規登録者数が伸び悩み、制度発足後初めて前年度比で総登録者数が減少した結果を受け止め、より効果的な実施方法について検討する必要がある。



#### 【成果重視事業】領事業務の業務・システムの最適化事業

領事局政策課長 鈴木光太郎 平成 24 年 4 月

#### 事務事業名

領事業務の業務・システムの最適化事業

#### 事務事業の概要

#### 「成果重視事業の目標]

改訂版の「領事業務の業務・システム最適化計画」に基づく、旅券システムの刷新を実施し、(同じく 17 年度予算比較) 運用経費約 5.3 億円の削減を見込む。

#### [目標設定の考え方]

22 年度に改定した「領事業務の業務・システム最適化計画」において、領事業務全体で、年間 運用経費約7億円削減(改訂前約5.5億円)、年間業務処理時間10.7千時間短縮(改訂前約5.8 千時間)の業務効率化を目標とした。年間経費削減効果の内、約5.3億円は旅券システムの刷新 に係る機器等借り上げ・保守経費等であるところ、右達成のための、事業者調達を22年度に実施 し、24年度までのシステム開発を実施している。

#### [事業計画期間及び23年度予算額]

(期間)

事業計画(システム開発)期間:平成22年10月から平成25年3月

\*25年度中の新旅券システム展開作業を見込む。

#### (予算額)

23 年度予算: 723, 352 千円

#### [手段と目標の因果関係]

旅券システムの刷新

改訂後の最適化計画に基づき、以下の手段・方法により旅券システムの刷新を行う。23 年度においては、22 年度の要件定義、基本設計を受けて、詳細設計を行い、24 年度以降のテスト・展開に繋げる。

- ・旅券システムのオープン化への移行に併せ、ソフトウェアの部品化(SOA の導入)等を図る。
- ・定型処理は、将来他の領事業務の基盤となる統合プラットフォーム上の市販データ分析ソフト等(BIツール、ETL機能等)を利用する。
- ・WEBブラウザを用いたダウンロードによる旅券申請書の作成を実現する

#### [目標の達成度合いの判定方法・基準]

(判定方法)

23年度中に旅券システム刷新に係る詳細設計を終了したか。

#### (基準)

目標の達成度合い:A

ランク	達成度合	評価
Α	100%	達成
В	75%以上 100%未満	概ね達成
С	50%以上 75%未満	達成はしていないが進展あり
D	25%以上 50 未満	一定の進展は見られるが不十分
E	25%未満	進展していない

#### 有効性(具体的成果)

23年度においては、予定どおり旅券システム刷新に係る詳細設計を終了した。

[予算執行の効率化・弾力化措置及び当該措置によって得られた効果]

○国庫債務負担行為 ○繰越明許費 ○目の大括り化 ○目間流用の弾力化

(上記措置による効果)

旅券システム刷新に係る複数年度のシステム開発契約(22~24年度)が締結可能となった。

### 事業の総合的評価

〇拡充強化 〇内容の見直し・改善 〇今のまま継続 〇縮小 〇終了・中止・廃止

(理由と今後の方針)

本件事業はこれまで予定どおり進捗しているところ、引き続き事業の着実な実施に努める。

[目標達成状況が芳しくない場合の原因分析及び今後の方策]

#### 評価をするにあたり使用した資料

領事業務の業務・システム最適化計画(23 年度実施状況報告書) 領事業務の業務・システム最適化計画(効果・サービス指標)

#### 【成果重視事業】内部管理業務用ホストコンピュータシステムの再構築

情報通信課長 三澤 康平成 24 年 4 月

#### 成果重視事業名

内部管理業務用ホストコンピュータシステムの再構築

#### 成果重視事業の概要

#### 「成果重視事業の目標]

- ・「ホストコンピュータシステムの業務・システム最適化計画」に則り、ホストコンピュータ上で運用 している各種業務システムをオープンなシステムに移行させることを前提として再構築を行うことによ り、システム維持経費を年間3億円削減する。
- ・また、「府省共通の人事・給与関係業務情報システム(人給共通システム)」を導入・移行することにより、業務処理時間を年間 1500 時間削減する。

#### [目標設定の考え方]

ホストコンピュータ上で運用しているすべての業務システムの再構築を完了し、ホストコンピュータ から脱却する 22 年度において、システム維持経費の削減を実現する。

また、外務省の人事・給与等業務・システムについて、「人給共通システム」を導入・移行することにより、業務処理時間の削減を実現する。

なお、最適化計画の実施が完了する時期を当初 19 年度末としていたが、「人給共通システム」の最適 化計画改定により 27 年度に延期する。

#### [事業計画期間及び23年度予算額]

(期間) 17年度から27年度まで

(予算額) 209 百万円

#### [手段と目標の因果関係]

IT技術の進展に応じて、プラットフォームのオープン化、パソコン等で利用可能な汎用パッケージの利用や「人給共通システム」を導入・移行することにより、業務システムの再構築を行い、目標を達成する。

#### [目標の達成度合いの判定方法・基準]

Α

(判定方法)

- ・ホストコンピュータ上で運用するすべての業務システムの再構築を完了し、ホストコンピュータから 脱却したことにより、システム維持経費の削減目標は22年度において実現している。
- ・業務処理時間の削減目標の達成度合いは、「人給共通システム」の導入・移行が完了した後、改めて 判定する。

#### (基準)

ランク	達成度合	評価
Α	100%	達成
В	75%以上 100%未満	概ね達成

С	50%以上 75%未満	達成はしていないが進展あり
D	25%以上 50 未満	一定の進展は見られるが不十分
E	25%未満	進展していない

#### 有効性(具体的成果)

ホストコンピュータ上で運用するすべての業務システムの再構築を22年度までに完了し、ホストコン ピュータから脱却したことにより、システム維持経費の削減を実現している。

#### [予算執行の効率化・弾力化措置及び当該措置によって得られた効果]

○国庫債務負担行為 ○繰越明許費 ○目の大括り化 ○目間流用の弾力化 (上記措置による効果)

ホストコンピュータ上で運用するすべての業務システムの再構築を完了することができた。

#### 事業の総合的評価

○拡充強化 ○内容の見直し・改善 ○今のまま継続 ○縮小 ○終了・中止・廃止 (理由と今後の方針)

「人給共通システム」の導入・移行を完了することにより、業務処理時間の削減目標を達成すること が見込まれる。

[目標達成状況が芳しくない場合の原因分析及び今後の方策]

#### 評価をするにあたり使用した資料

電子政府構築計画(平成 16 年 6 月 14 日改訂 各府省情報化統括責任者 (CIO) 連絡会議決定) 外務省電子政府構築計画(平成 15 年 7 月 17 日 各府省情報化統括責任者 (CIO) 連絡会議決定)) ホストコンピュータシステムの業務・システム最適化計画書(平成 18 年 3 月 30 日 外務省情報化推進 委員会決定)

#### 【成果重視事業】在外経理システムの整備

在外公館課長 植野 篤志 平成 24 年 4 月

#### 事務事業名

在外経理システムの整備

#### 事務事業の概要

#### [成果重視事業の目標]

平成21年3月に策定した「在外経理システムの業務・システム最適化計画(改定版)」を実施することにより、外務本省及び在外公館の会計担当者の負担軽減及び業務支援機能の強化による在外経理業務の簡素化・効率化・合理化を推進する。

#### [目標設定の考え方]

月間勤務時間が 250 時間以上(サンプリング調査による推定値)となっている各在外公館の会計担当者の業務量は、「在外経理システムの業務・システム最適化計画(改定版)」に基づく次期在外経理システムを 24 年度以降順次運用を開始することにより削減され、最終的に月間で約 38 時間の時間削減(15.2%の削減率、いずれも試算値)が見込まれる。また経費については 24 年度以降に最終的に年間延べ約 5300 万円の経費の低減に相当する効果が見込まれる。

#### [事業計画期間及び23年度予算額]

(期間) 18 年度~25 年度

(予算額) 162 百万円

#### [手段と目標の因果関係]

次期在外経理システムの設計・開発

「在外経理システムの業務・システム最適化計画(改定版)」に基づき、サーバ本省集約化を実現し、23 年度までに次期在外経理システムの開発を完了させる。24 年度以降、「外務省情報ネットワーク最適化」に合わせ、在外公館において次期在外経理システムを順次運用開始することにより業務の省力化を図る。

#### [目標の達成度合いの判定方法・基準]

(判定方法)

В

(基準)

「次期在外経理システムの設計・開発」については、23年度に予定していたシステム開発が完了した。導入予行演習等で在外公館から機能追加等の要望もあることから達成度合はBとする。

ランク	達成度合	評価
Α	100	達成
В	75%以上 100%未満	概ね達成
С	50%以上 75%未満	達成はしていないが進展あり
D	25%以上 50 未満	一定の進展は見られるが不十分

E 25%未満 進展していない

#### 有効性(具体的成果)

「在外経理システムの業務・システム最適化計画(改定版)」に基づき、次期在外経理システムの設計・開発を23年度末に完了した。

#### [予算執行の効率化・弾力化措置及び当該措置によって得られた効果]

○国庫債務負担行為 ○繰越明許費 ○目の大括り化 ○目間流用の弾力化

(上記措置による効果)

21年度において、次期在外経理システム開発予算を国庫債務負担行為としたことにより、21年度から23年度末までの間のシステム開発を可能とし、サーバ本省集約化による業務の省力化等が実現することになった。

22年度において、次期在外経理システムのサーバ賃貸借予算を国庫債務負担行為としたことにより、 22年度から26年度末までのシステム維持・運用経費の計画的な予算執行が可能となった。

次期在外経理システムは外務省情報ネットワーク最適化で整備されるネットワーク並びに在外公館のサーバ及びPCに依存して構築されるシステムであるが、設計・開発途中で23年度導入からは新バージョンのOS(Windows Server2008)が導入されることが判明したため、目間流用の弾力化措置を活用することで新しいバージョンのOSへの対応検証を実施することが可能となった。

#### 事業の総合的評価

○拡充強化 ○内容の見直し・改善 ○今のまま継続 ○縮小 ○終了・中止・廃止 (理由と今後の方針)

在外公館の会計担当者の業務は、経理手続き等の一層厳格な運用や予算執行改善のための追加的な調査が求められる等新たな業務が増えており、在外経理システムの一層の最適化を図る必要がある。そのため、「在外経理システムの業務・システム最適化計画(改定版)」に基づいた次期在外経理システムを外務省情報ネットワーク最適化に合わせて在外公館に導入し、引き続き推進する。

[目標達成状況が芳しくない場合の原因分析及び今後の方策]

#### 評価をするにあたり使用した資料

在外経理システムの業務・システム最適化計画(平成 18 年 3 月 31 日改訂外務省情報化推進委員会決定)

# [事前評価]

事前評価は、次のホームページに掲載されている。

無償資金協力及び有償資金協力:

http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/index\_hyouka05.html

規制の事前評価:

http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/shocho/hyouka/ria/h23.html

# 平成 23 年度政策評価法に基づく事前評価案件一覧表

# 1. 無償資金協力

政策評価法及び関連政令に基づき、E/N 供与限度額 10 億円以上の一般プロジェクト無償等について、事前評価を行っています。

国名	案件	交換公文署名日
スーダン共和国	カッサラ市給水緊急改善計画	平成 23 年 4 月 6 日
エチオピア連邦民主共和国	国道一号線アワシュ橋架け替え計画	平成 23 年 6 月 9 日
エチオピア連邦民主共和国	第四次幹線道路改修計画	平成 23 年 6 月 9 日
エチオピア連邦民主共和国	アムハラ州中学校建設計画	平成 23 年 6 月 9 日
ヨルダン・ハシェミット王国	南部地域給水改善計画	平成 23 年 6 月 14 日
ホンジュラス共和国	首都圏地滑り防止計画	平成 23 年 6 月 17 日
ニカラグア共和国	マナグアーエルラマ間橋梁架け替え計画	平成 23 年 6 月 21 日
モンゴル国	ウランバートル市水供給改善計画	平成 23 年 6 月 21 日
キリバス共和国	ベシオ港拡張計画	平成 23 年 6 月 29 日
ザンビア共和国	ルサカ南部地域居住環境改善計画	平成 23 年 6 月 29 日
ザンビア共和国	ンドラ市上水道改善計画	平成 23 年 6 月 29 日
ラオス人民民主共和国	国道九号線(メコン地域東西経済回廊)整	平成 23 年 8 月 2 日
	備計画	
ラオス人民民主共和国	ビエンチャン国際空港拡張計画	平成 23 年 8 月 2 日
ブータン王国	サイクロン災害復興支援計画	平成 23 年 8 月 8 日
コンゴ民主共和国	キンシャサ保健人材センター整備計画	平成 23 年 8 月 11 日
インドネシア共和国	プルイット排水機場緊急改修計画	平成 23 年 8 月 18 日
マリ共和国	第四次小学校建設計画	平成 23 年 8 月 25 日
タンザニア連合共和国	ルスモ国際橋及び国境手続円滑化施設整	平成 23 年 8 月 29 日
	備計画	
パラグアイ共和国	コンセプシオン市及びピラール市給水シ	平成 23 年 8 月 31 日
	ステム改善計画	
ルワンダ共和国	ルスモ国際橋及び国境手続円滑化施設整	平成 23 年 9 月 6 日
	備計画	
スリランカ民主社会主義共和国	マンムナイ橋梁建設計画	平成 23 年 9 月 13 日
アフガニスタン・イスラム共和国	カブール県及びバーミヤン県における灌	平成 23 年 11 月 26 日
	漑施設整備計画(FAO連携)	
タジキスタン共和国	第二次クルガンチュベードゥスティ間道	平成 23 年 12 月 12 日
	路改修計画	
アフガニスタン・イスラム共和国	中央高地三県における学校建設計画(ユニ	平成 24 年 1 月 12 日
	セフ連携)	

ウガンダ共和国	ウガンダ北部アチョリ地域国内避難民帰	平成 24 年 2 月 23 日
	還・再定住促進のためのコミュニティ再建	
	計画	
アフガニスタン・イスラム共和国	カブール国際空港駐機場改修計画	平成 24 年 3 月 10 日
アフガニスタン・イスラム共和国	カブール市東西幹線道路等整備計画	平成 24 年 3 月 10 日
アフガニスタン・イスラム共和国	バーミヤン空港改修計画	平成 24 年 3 月 10 日
フィリピン共和国	第二次農地改革地域橋梁整備計画	平成 24 年 3 月 29 日
マラウイ共和国	第二次中等学校改善計画	平成 24 年 3 月 30 日

# 2. 有償資金協力

政策評価法及び関連政令に基づき、E/N 供与限度額 150 億円以上の円借款プロジェクトについて、事前評価を行っています。

国名	案件	交換公文署名日
バングラデシュ人民共和国	パドマ多目的橋建設計画	平成 23 年 5 月 18 日
バングラデシュ人民共和国	クルナ水供給計画	平成 23 年 5 月 18 日
インド	アンドラ・プラデシュ州農村部高圧配電網	平成 23 年 6 月 6 日
	整備計画	
インド	バンガロール・メトロ建設計画(第二期)	平成 23 年 6 月 6 日
インド	ビハール州国道整備計画	平成 23 年 6 月 6 日
インド	マディヤ・プラデシュ州送電網整備計画	平成 23 年 6 月 6 日
インド	ラジャスタン州植林・生物多様性保全計画	平成 23 年 6 月 6 日
	(フェーズ 2)	
インド	中小零細企業・省エネ支援計画(フェーズ	平成 23 年 6 月 6 日
	2)	
インド	新・再生可能エネルギー支援計画	平成 23 年 6 月 6 日
ベトナム社会主義共和国	南北高速道路建設計画 (ダナンークアンガ	平成 23 年 6 月 14 日
	イ間) (第一期)	
ベトナム社会主義共和国	南北高速道路建設計画 (ホーチミンーゾー	平成 23 年 6 月 14 日
	ザイ間) (第二期)	
ブラジル連邦共和国	サンパウロ州無収水対策計画	平成 23 年 7 月 1 日
ブラジル連邦共和国	ベレン都市圏幹線バスシステム計画	平成 23 年 7 月 1 日
モロッコ王国	フェズ・メクネス地域上水道整備計画	平成 23 年 7 月 29 日
インドネシア共和国	地熱開発促進プログラム	平成 23 年 8 月 18 日
ベトナム社会主義共和国	ギソン火力発電所建設計画(第三期)	平成 23 年 10 月 31 日
セルビア共和国	ニコラ・テスラ火カ発電所排煙脱硫装置建	平成 23 年 11 月 24 日
	設計画	

チュニジア共和国	ガベスーメドニン間マグレブ横断道路整	平成 24 年 1 月 25 日
	備計画	
ウズベキスタン共和国	カルシーテルメズ鉄道電化計画	平成 24 年 2 月 27 日
エジプト・アラブ共和国	カイロ地下鉄四号線第一期整備計画	平成 24 年 3 月 19 日
スリランカ民主社会主義共和国	バンダラナイケ国際空港改善計画 (フェー	平成 24 年 3 月 28 日
	ズ 2)	
フィリピン	中部ルソン接続高速道路計画	平成 24 年 3 月 29 日
インド	デリー高速輸送システム建設計画フェー	平成 24 年 3 月 29 日
	ズ 3	
ベトナム社会主義共和国	ホアラック科学技術都市振興計画(第一	平成 24 年 3 月 30 日
	期)	
ベトナム社会主義共和国	ノイバイ国際空港第二旅客ターミナルビ	平成 24 年 3 月 30 日
	ル建設計画(第二期)	
ベトナム社会主義共和国	ホーチミン市都市鉄道建設計画(ベンタイ	平成 24 年 3 月 30 日
	ン~スオイティエン間(1 号線)) (第二期)	
ベトナム社会主義共和国	国道3号線道路ネットワーク整備計画(第	平成 24 年 3 月 30 日
	二期)	
ベトナム社会主義共和国	第二期南部ビンズオン省水環境改善計画	平成 24 年 3 月 30 日

# 3. 規制

政策評価法及び関連政令に基づき、法律又は法律の委任に基づく政令の制定又は改廃により、規制を 新設し、若しくは廃止し、又は規制の内容の変更をすることを目的とする政策について評価を行ってい ます。

「子の住所等に関する情報及び子の社会的背景に関する情報の中央当局(外務大臣)への提供義務の導入」(評価実施年月日:平成24年2月24日)

# 外 務 省

Ministry of Foreign Affairs